

はあとふるふくしま

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による
被災・避難者支援の記録



社会福祉法人福島県社会福祉協議会
避難者生活支援・相談センター

はじめに

東日本大震災の発災と東京電力福島第一原発の事故から2022年3月11日で11年が経過しました。

本県は東日本大震災において、自然災害と原子力事故により、被災者は県内外におよぶ広域的且つ長期的な避難生活を強いられている唯一の自治体であり、未だふるさとの地に戻ることはできない地域があるなど復興の途中です。

この間、被災者・避難者に対する寄り添った様々なご支援や暮らしの再建に力をお貸しいただいた県内外のボランティア、関係機関・団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

発災以降、本会月間広報誌「はあとふるふくしま」において、災害ボランティアセンター活動から仮設住宅入居に伴う生活支援相談員による支援活動や関係団体等の支援活動の様子など、フェイズごとの取組みや課題等について特集として誌面とし、「被災者・避難者支援のいまの福島」を発信してきました。

ここに、「はあとふるふくしま」2011年4・5月号から2022年3月号までの11年間に於いて、特集31回130ページを超える内容を一冊にまとめ、その時その場面における「福島県の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に係る福祉的支援活動の11年のあゆみ」といたします。

現在も復興の途中であるなか、本会は「共につながり支えあふくしまの地域共生社会づくり」の理念のもと、過去の活動から学んだ多くの教訓をもとに未来に向けた歩みを進めてまいります。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

目 次

【平成23年度】（2011年度）

- 4・5月号／東日本大震災 被災地への救援活動
～震災からこれまでの県社協の取り組み～……3
- 6月号／「協働」のもと行われた被災地支援
～福島県災害ボランティアセンターの取り組み～……6
- 7月号／東日本大震災で社会福祉施設の避難は、どのよう
に行われたのか
～マニュアルよりも役立った“ネットワーク”の力～……10
- 8月号／震災直後の民生委員活動とこれからの避難者支援方策……14
- 9月号／自立に向け歩み出した被災者に寄り添う
～生活支援相談員の取り組み～……18
- 12月号／避難住民の生活を支える新しいコミュニティづくりへ
～避難社協の現状とこれからの展望～……22
- 3月号／東日本大震災から一年
～これまでの歩みと次の一步を踏み出すために～……26

【平成24年度】（2012年度）

- 4月号／震災から1年 今、必要とされる避難住民生活支援とは
～福島県の実状を踏まえて～……32
- 5月号／福島県における相談支援専門職チームの活動
～被災された高齢者等の生活を支援し続けるために～……36
- 7月号／東日本大震災の被災者に対する心のケアのあり方
～ふくしま県民の心を支える長期的な取り組み～……40
- 11月号／福島県から山形県へ
～県を越えた避難者への支援～……44
- 12月号／座談会・「ふくしま明日への一步 東日本大震災
を乗り越えて」……48
- 3月号／民生委員・児童委員の仮設住宅・借上げ住宅にお
ける活動、そして帰還民協の現状
～協働・連携で避難住民を支える～……54

【平成25年度】（2013年度）

- 4月号／震災から2年。長期化する避難生活で見えてきたもの……58

【平成26年度】（2014年度）

- 4月号／生活支援相談員が受け止めた避難生活とこれから
～「生活支援相談員から見る避難住民の現状調査(第三回)」～……62
- 10月号／復興公営住宅・災害公営住宅への移行期における支援
～長期避難者が安心して過ごせる生活拠点である
ために～……68
- 3月号／東日本大震災から4年 被災者支援のこれまでと
これから……72

【平成27年度】（2015年度）

- 9月号／被災者の住まいは今…… 支援に取り組む相馬市の
事例から……76
- 3月号／震災から5年を経た避難者のいま
仮設住宅を支える生活支援相談員の姿から……80

【平成28年度】（2016年度）

- 10月号／ふるさとで暮らしたい 帰還者支援の課題
原発事故の避難指示解除本格化……84
- 3月号／復興公営住宅の支援 孤立防止と住民の自立のために……88

【平成29年度】（2017年度）

- 7月号／避難先社会福祉協議会の避難者支援の取り組み……92
- 3月号／これからの避難者支援～住環境の先にある生活再
建の課題～……96

【平成30年度】（2018年）

- 7月号／全町避難から見えてきた地域福祉づくり
～震災から7年が経った大熊町社協の今～…… 100
- 3月号／被災者（避難者）の新たなコミュニティづくりを
支援する
～南相馬市社会福祉協議会の取り組み～…… 104

【令和元年度】（2019年度）

- 8月号／住み慣れた地域で健康で安心した生活を
～飯館村社協による地域コミュニティ再生の取り組み～…… 108
- 3月号／台風19号における原発避難者と地域住民の助け合い
～避難先での防災と避難活動～…… 112

【令和2年度】（2020年度）

- 8月号／新型コロナウイルス感染拡大を防ぎながら見守り
支援を続ける生活支援相談員の取り組み…… 116
- 3月号／震災から10年の変化と新たな支援の取り組み…… 120

【令和3年度】（2021年度）

- 8月号／震災から10年。町民一人ひとりに寄り添った見守り・
地域づくり
～さまざまな立場から見た浪江町の介護・福祉の
今とこれから～…… 124
- 3月号／社協間連携で被災・避難者の見守りの充実を
～復興公営住宅における見守り支援～…… 128

福島県社会福祉協議会は東日本大震災により 被災された皆様を支援してまいります。

3月11日に発生しました東日本大震災により被災された皆様、さらに福島第一原子力発電所の事故のため、県内外への避難を余儀なくされた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大震災では、甚大な被害を受けたばかりでなく、コミュニティーの存続をも困難にさせる未曾有の事態となりました。これまで地域の中で活動を展開してきた社会福祉施設や社会福祉協議会等の中には、その組織機能の維持が危ぶまれているところさえあります。

私ども県社協は、だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指し日々の活動を展開しておりますが、それを根底から揺るがすこの状況は、痛恨の極みであります。

しかし、このような事態にこそ私たち県社協の真価が問われるものと、震災直後より関

係機関・団体の皆様のご協力をいただきながら、災害ボランティアセンターの立ち上げや被災者への緊急小口資金の貸付、社会福祉施設への支援等に取り組んでまいりました。改めてご協力、ご支援に感謝申し上げます。

この大震災は、福島県民の皆様はもとより、日本全体が絆や支え合いという人と人との関わりについて、身をもつて考え、行動に移す機会となりました。復興までの道のりは決して容易ではありませんが、その絆や支え合いを地域の力を高める糧に、本会も被災地支援をしてまいる所存です。

福島県の福祉社会の再生と更なる推進を目指し、本会役職員が一丸となり努めてまいりますので、ご理解とご協力をくださいますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

会長 瀬谷 俊雄



特集 1

ZOOM
UP

東日本大震災 被災地への救援活動

震災からこれまでの県社協の取り組み

3月11日午後2時46分。本県を含む東北・関東地方をマグニチュード9.0の大地震が襲いました。県内では、特に沿岸部が甚大な津波被害を受け、さらに福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という）により、多くの県民が県内外に今なお避難しています。今月号では、震災直後からこれまでの県社協の取り組みを振り返ります。

その時、県社協はどう動いたか

今までに体験したことのない長く激しい揺れは、日常を非日常へと一気に変えてしまいました。事態の深刻さは明らか——県社協では、県内の被害状況や市町村社協、社会福祉施設の状況把握に取り掛かるとともに、あらかじめ定めていたとおり「県社協災害救援ボランティア本部（以下「県社協災害V本部」という）を立ち上げ、非常事態体制を組みました。

翌12日には特に被害が甚大だった浜通りや県中、県南地方の被害状況や市町村社協の状況を把握するため、9名の職員を先遣隊として派遣しました。そこで得られた情報やニーズをもとに、県社協災害V本部では山形県社協やNPO法人にいがた災害ボランティアネットワークの協力を得ながら初動態勢を進めました。

事態が進むにつれ、県社協災害V本部も状況に応じた再編を重ね、【図1】のような体制で、対応していきました。このとき重視したことは、機動性の高い組織であること。通常の県社協の組織は課制をとっていますが、状況に応じた班体制を組織の基盤に据え、職員の配置も柔軟にすることで、活動を展開しやすくなりました。

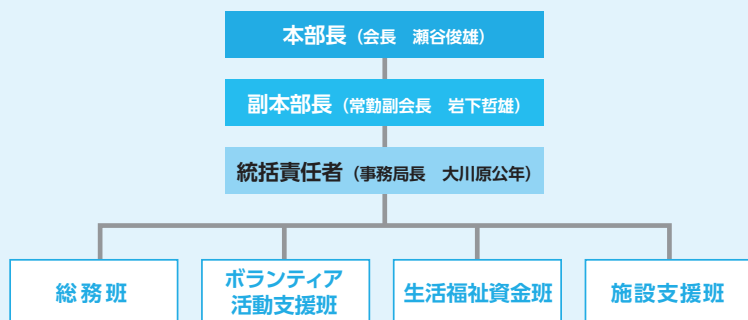
被災者支援のため

国・全社協へ要望

これまでの取り組みをふまえ、5

月5日に辻元清美内閣総理大臣補佐官、11日に斎藤十朗全国社会福祉協議会会長に対して、今後被災者支援において必要になってくる仮設住宅の生活環境や地域コミュニティーの再生をコーディネートする人材等を確保するための補助制度の創設を要望しました。

【図1】災害救援ボランティア本部 組織図



総務班

総務班は、県社協災害V本部の立ち上げとともに、職員の勤務体制の調整からはじまりました。さらに、県社協災害V本部や県災害ボランティアセンターを運営するための予算を管理し、共同募金会との調整により助成金の申請を行うなどの活動資金の調達や手配、さらに被災した社協が早く社協機能を復活させるため、事務機器等の整備を行ってきました。

① ボランティア活動資金の調達

県災害V連協での協議により提案された「福島県災害ボランティア活動支援募金」を立ち上げ、全国に広く呼びかけました。結果、多くの皆さんから募金が寄せられ、その浄財は県災害ボランティアセンターが取り組むボランティアバスの運行やボランティア活動のための物資の調達に使われています。また、ボランティアセンターの運営資金を確保するため、共同募金配分金申請等を行い、ボランティアが安心して活動できるようにしてきました。

② 被災した社協への支援

福島原発事故により県内外に避難した双葉管内8つの町村社協が、社協機能を復活させ、効率的な社協活動を展開できるよう事務機器等の配備を支援しました。

また、被災した浜通り管内の社協のための情報交換会を開催し、情報の共有を図るとともに、理事会等の開催が困難な社協に対し、法人運営手法等について情報提供してきました。

施設支援班

施設支援班では、県内の福祉施設、特に避難を余儀なくされた原発周辺の施設に対し、県担当課や関係団体と連携し、次のような支援を行いました。今後は、避難が長期化することが見込まれるため、避難施設や避難した利用者を受け入れている施設に対し、引き続き状況の変化に応じた対策を進めてまいります。

① 福祉施設の状況把握

震災後、県内施設の被害状況を把握するため、3月13日より福祉施設状況緊急調査を実施しました。特に被害が大きかった浜通りの施設については、関係機関と連携し随時情報収集に努めています。また、震災から1ヵ月を経過した時点(4月11日)であらためて被害状況や課題を確認するため、再度施設の状況調査を行いました。



贈られた物資を県内の福祉施設へ届けます。

② 救援物資の受入れと配布

震災直後は、施設においても水や食料、介護用品の不足が生じたため、本会ホームページを通じて施設の現状を広く県民に伝え、物資の提供を呼びかけました。また、関係する全国組織、各種団体からの救援物資を受入れ、県内各地の施設に届けました。

③ 福祉施設関係者会議の開催

全国経営者協議会と県内役員との意見交換会(4月23日)を開催し、施設の現状を訴えました。また、原発事故による避難施設の関係者と県行政担当者等との意見交換会(5月12日)を実施し、各施設が抱える課題や今後の支援策について話し合いました。

〔生活福祉資金〕



貸付件数…約2万5千件
貸付金額…約35億円

今回の貸付では、関東Aブロック、九州ブロック及び山形県の各社協職員のべ151名に窓口での相談受付業務を中心に支援、協力をいただきました。改めて厚く御礼申し上げます。

県社協災害ボランティア本部 各班の取り組み

ボランティア支援班

県内で広く展開されるボランティア活動を支援するため、県内の関係団体で構成する「福島県災害ボランティア連絡協議会（以下「県災害V連協」という）」を開催し、災害ボランティア受入指針に基づいて「福島県災害ボランティアセンター（以下「県災害ボランティアセンター」という）」を県社協内に設置してからは、『ボランティア支援班』はこのセンターで活動を展開してきました。活動内容は大きく以下の4つです。

①市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援

県内32カ所の市町村災害ボランティアセンターが立ち上げられ（5月15日現在）、センターの円滑な運営を目指し、支援スタッフを派遣し支援しました。

②市町村災害ボランティアセンターコーディネーターの派遣

「福島県・市町村社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定」に基づいて、県内の社協職員のべ42名（5月15日現在）を派遣しました。

③市町村災害ボランティアセンターの広報

災害ボランティアに関する最新情報をホームページをとおして提供するほか、被災者やボランティア等へ向けた“はあとふる・ふくしま（別冊）福島県災害ボランティアセンター通信”を週1回発行しています。



▲福島県災害ボランティアセンターのホームページ。ぜひ検索してみてください。

福島県災害ボランティアセンター <http://www.pref-f-svc.org/>

④市町村災害ボランティアセンターへの資機材等の手配・配布

災害ボランティアセンター運営に必要な携帯電話、パソコン、自転車、FAX、コピー機、土のう袋などを手配、配布しました。

県社協が把握している県内でのボランティア活動者はのべ54,426名（5月15日現在）に上ります。活動も地域の被害状況によって異なりますが、炊き出し、支援物資の仕分け、避難所支援、瓦礫の撤去や泥だし、思い出の写真等の洗浄等多くのボランティアが活躍しています。

県災害ボランティアセンターの運営には、県災害V連協を構成する県社協等の他に、山形県社協、関東Aブロック社協、九州ブロック社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（注1）

から職員、スタッフのべ421名（3月12日～5月15日）の力強い支援を得て運営してきました。

今後、仮設住宅や公営住宅等での生活の長期化が予想されることから、ボランティア活動も“災害ボランティア活動”から“生活支援のボランティア活動”へと移行し、長期的に活動が展開されることが期待されます。災害ボランティアセンターの運営もそれにあわせて変化させていくことが必要です。

（注1）企業、NPO、社協、共同募金会等が協働し、被災地及び被災者主体のボランティア活動を支援する組織で、中央共同募金会が事務局をしています。



県災害ボランティアセンター

生活福祉資金班

被災した世帯に対し、緊急かつ一時的な生活費として生活福祉資金の緊急小口資金の貸付を実施しました。貸付内容は、一世帯あたり原則10万円（世帯状況によっては20万円）を基本とし、無利子の貸付です。3月28日より準備の整った市町村から順次受付を開始し、4月4日からは県内全域の市町村社協と避難所の一部で受付を開始しました。この貸付は4月28日に終了しましたが、一部の市町村社協や避難所では5月13日まで受付を行いました。

「協働」のもと行われた被災地支援

～福島県災害ボランティアセンターの取り組み～

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3カ月半が経過しました。福島第一原子力発電所事故に対する不安は払拭されませんが、福島は少しずつ、そして確実に復興の道を歩んでいます。このような大規模災害による被災地の復旧・復興のためにはボランティアの活動が必要です。その受け入れ・調整・支援を担う災害ボランティアセンター（以下、災害VC）が県内各地に設置され、活動を展開してきました。

そして今、災害VCの活動は転換期を迎えています。これまでの福島県災害VCの活動を振り返りながら、今後必要とされる支援を考えます。

県内の市町村災害VCを支援する福島県災害VC

東日本大震災のように多大な人的・物的被害により、住民生活に甚大な支障が生じた場合、各都道府県社協は被災地の支援を進めるために関係機関やNPOなどの団体と協働して、都道府県災害VCを開設します。都道府県災害VCの活動は主に、市町村社協の情報収集して関係団体などへ協力を要請し、市町村社協などが設置する市町村災害VCの立ち上げと運営を支援することです。さらにボランティア

に関する問い合わせへの対応、全国に向けての情報発信など、ボランティア活動の展開を広域的に支える役割を担います。

今回の大震災にあたり、福島県社協をはじめとする県内の関係団体で構成する福島県災害ボランティア連絡協議会は、県内各地で展開されるボランティア活動を支援するため、同協議会が作成した災害ボランティア受入指針に基づき、「福島県災害ボランティアセンター」を3月14日に設置しました。同センターは、次の4つの活動理念のもと取り組んでいます。

福島県災害VCの活動理念

- 1 被災者本位
- 2 関係機関との協働
- 3 安全と健康
- 4 風評被害の払拭

そして、震災直後から県内各地の市町村災害VCの立ち上げや運営支援のほか、コーディネーター派遣、物資や機材の手配・配布などを行いました。

福島県内の市町村災害VC（生活支援VC）は、6月13日現在、33カ所に設置されています。当該市町村社協職員のほか、全国各地から派遣された社協職員、NPO職員など、さまざまな関係団体との協働のもと運営されています。特に、津波被害が甚大だった新地町、相馬市、南相馬市、いわき市では、多くのボランティアが活躍しています。

市町村災害ボランティアセンター（生活支援ボランティアセンター）MAP
(6月13日現在 33カ所)



このように、福島県災害VCと市町村災害VCは密接に連携・協働しながら、被災者の「ボランティアニーズ」とボランティアによる「支援活動」の調整役となり、被災者の立場に立つた支援が迅速かつ円滑・活発に行われるよう活動しています。

福島県災害ボランティアセンターの動き

実施項目	3 月	4 月	5 月	6 月
●県災害VC設置 ●市町村災害VC 立ち上げ支援	3/11 県社協災害VC設置 3/14 県災害VC設置(県災害ボランティア連絡協議会) 3/12～ 市町村災害VC立ち上げ支援(6/13現在33カ所で設置)		避難所等での生活支援VC立ち上げ支援	
●市町村災害VC運営 への人的支援	3/12～ 山形県社協1名、北海道内社協7名、 関東Aブロック内社協267名、 九州ブロック内社協214名、 災害ボランティア支援プロジェクト会議等126名(6/10現在延べ615名)	4/13～ 県内市町村社協(6/10現在延べ43名) 4/28～ 県社協(6/10現在延べ20名)		
●市町村災害VCへの 資機材調達支援	3月下旬～ スコップ、自転車、土嚢袋、コピー・FAX機、パソコン、携帯電話等をニーズにより調達			
●ボランティアバス 運行			ゴールデンウィーク中 (新地町、いわき市へ)	6月の土日(新地町、いわき市、南相馬市鹿島区へ)
●学習会、 計画的支援		県災害VC短期重点計画(4/29～5/12)	県災害VC活動計画中期ビジョン①(5/14～6/30)	5/23 仮設住宅入居者支援に関する学習会



「ボランティアバス」に参加した方は約2カ月間で延べ905人にのぼりました。

活動紹介

1 ボランティア参加希望者を被災地に 送迎する「ボランティアバス」運行

「被災地でボランティア活動を行いたい」というボランティア参加希望者の声を受け、福島県災害VCでは、旅行会社の協力のもと現地まで送迎するボランティアバスの運行を実施しました。ボランティアバスは連休を活用したボランティアの参加が期待されるゴールデンウィークから始まりました。当

初の運行ルートは、福島駅から新地町、郡山駅からいわき市へ向かう2ルート。参加者は全国から集まり、なかには遠く鹿児島や沖縄から参加された方もいました。参加理由は、「親が福島県出身だから」「自分の家も海の近くにあつて、他人ごととは思えないから」など、さまざま。コーディネーターが同行し、ボランティア活動の仕方や心構えなどのオリエンテーションを行って、初心者の方にも安心して参加していただきました。

現地での主な活動は、側溝にたまつた泥のかき出しや、歩道に寄せられた土砂や漂流物の撤去作業、集積所に集められた瓦礫の分別作業など。それらを1日かけて行ってもらいました。活動後には、「地元の方に喜んでいただけて良かった」「被災地のために何かしたい、という同じ想いをもった参加者と一緒に活動できて良かった」など、笑顔とともに嬉しい言葉をいただきました。

ボランティアバスはゴールデンウィーク後、新たに南相馬市を加え、週末に運行しました。継続して参加される方もおり、そのような方々によってできた支援の輪は今も広がりをみせています。

活動紹介

2 ホームページやブログ、 情報紙による広報

福島県災害VCではホームページを開設しています。ボランティアの活動報告や、ボランティアの募集案内、市町村災害VCの連絡先のほか、避難先でもできる簡単な運動、心のケアにつながるアドバイスなどを掲載しています。ブログスタッフのつづやきは福島県災害VCのスタッフが毎日更新し、ボランティアに関するタイムリーな情報を発信しています。

また、福島県社協情報誌「はあとふる・ふくしま」の別冊として「福島県災害ボランティアセンター通信」を週に一度発行し、県内外の避難所や市町村災害VCに配布して、ボランティア活動や被災者の方々に役立つ情報をお伝えしています。

ホームページ



福島県災害ボランティアセンター通信

福島県災害ボランティアセンター
<http://www.pref-f-svc.org/>

検索

「協働」の絆で結ばれた 福島県災害ボランティアセンターの構成



福島県災害ボランティアセンターの活動について活発な情報交換を行う福島県災害ボランティア連絡協議会の会議。

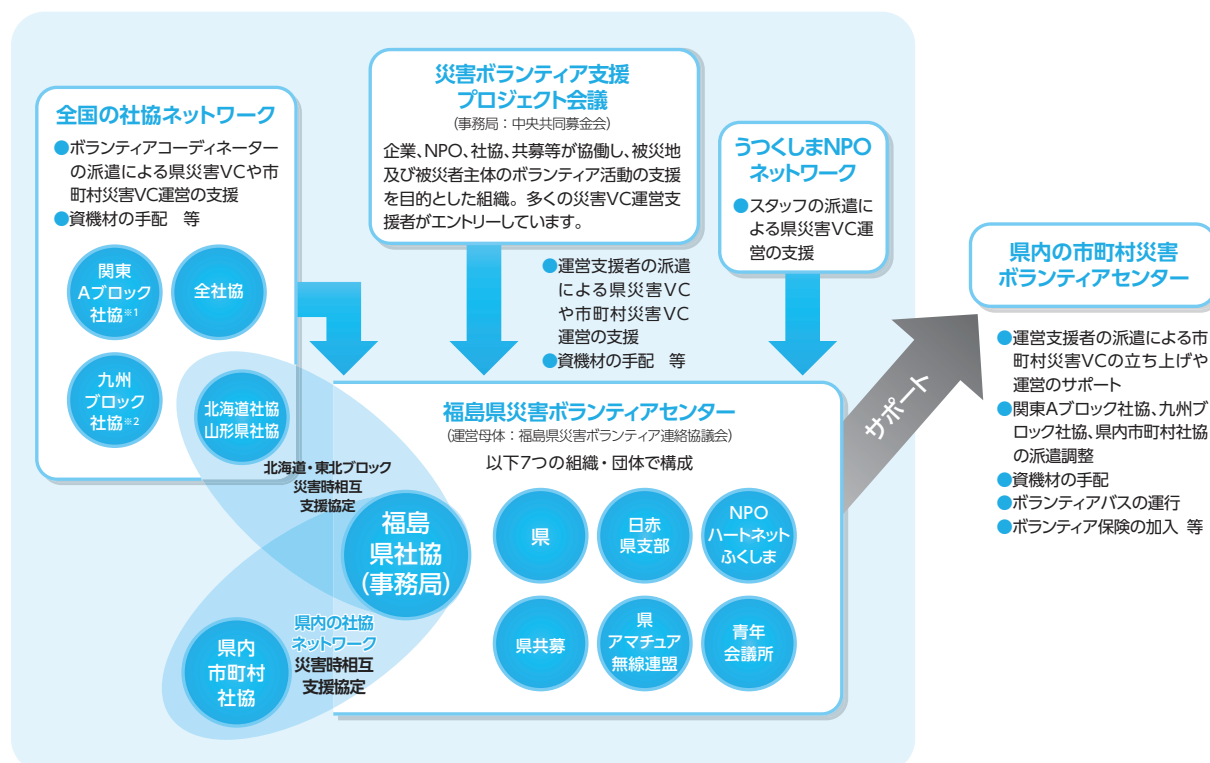
福島県災害VCは、阪神淡路大震災など過去の大きな災害を参考に、ボランティア活動の連絡調整・整備を図るため平成9年に設置された「福島県災害ボランティア連絡協議会」が運営母体になっています。同協議会は、事務局の福島県社協をはじめ、福島県、福島県共同募金会、

日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会、日本赤十字社福島県支部、NPO法人ハートネットふくしま、福島県アマチュア無線連盟により構成されています。

今回の大震災に際して、福島県災害VCへは、全国の社協のネットワークにより、山形県社協、関東Aブロック内の社協、九州ブロック内の社協から職員を派遣していただきました。また災害ボランティア活動支援プロジェクト会議に参画している社協やNPO法人などからも運営支援者を派遣いただくなど、福島県災害VCの運営には県外の多くの団体・人々が関わっています。

県内においては、NPO法人うつくしまNPOネットワークからの長期的な職員派遣のほか、NPO法人うつくしまボランティアには情報誌やホームページの編集に協力していただいています。このような「協働」が福島県災害VCの運営を支えています。

【図】福島県災害ボランティアセンターの連携・協働と活動内容



※1 関東Aブロック社協…さいたま市社協、群馬県社協、千葉市社協、埼玉県社協、栃木県社協、千葉県社協、東京都社協(幹事)、茨城県社協で構成

※2 九州ブロック社協…福岡市社協、福岡県社協(幹事)、佐賀県社協、長崎県社協、熊本県社協、大分県社協、宮崎県社協、鹿児島県社協で構成

被災者の力を引き出しながら自立を支えたい

■災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

長谷部 治さん
はせべ ちかお

私が所属する災害ボランティア活動支援プロジェクト会議は、新潟中越地震での災害VCが経験したことの継承やノウハウの構築を目指し、2005年に設置されました。平常時には、災害支援に関わる調査・研究のほか、全国社会福祉協議会の協力のもと、災害VC運営支援者研修を開催してボランティア活動の行い方、受け入れ方などについて指南し、災害VCをコーディネートする人材の育成と啓発を行っています。災害時には多様な関係団体が協働し合って被災者支援にあたっています。



新潟中越地震や阪神淡路大震災での経験を話し助言する長谷部さん。

私は4月中旬から福島に入り、すでに立ち上がったいた福島県災害VCの環境整備、情報収集、スタッフの管理など、県全体の災害VCが機能的に運営されるよう、過去の経験を活かしてコーディネートを行いました。現地のボランティアの方が安全かつ安心して現場で動くための、ガイド役のようなものですね。ボランティアをお願いすると、誰かの力を借りるというイメージですが、それを上手に活用させてもらいながら、自分たちの力で歩んでいくことがとても大事です。また、慣れない土地に移動してきた避難者を地域の人々が支え、力を合わせてともに暮らしていくことも重要になります。皆さんの故郷・福島を取り戻していくために、これからも協力させていただきたいと思っています。

「命をつなぐ支援」から「福島を元気にする支援」へ

■公益社団法人日本青年会議所
東北地区福島ブロック協議会 会長

坂田 敦志さん
さかた あつし

青年会議所（以下、JC）は「修練・奉仕・友情」の信条のもと、まちづくり・ひとづくり運動に取り組み、「明るい豊かな社会」の実現を目指して、ボランティアや行政改革などを行っています。大震災発生当初は、福島県災害VCの一員として、福祉の枠を越えたさまざまな業種の関係団体で構成された全国のJCのネットワークを活用しながら、水や食料などの物資を福祉施設などに届ける「命をつなぐ支援」を行いました。また市町村社協にコピー機やプリンタなどを配送し、災害VCの立ち上げをお手伝いしました。県内各地のJCも被災していました。ネットワークによる結びつきが、機動力の良さを発揮しました。



「被災者の方の自立支援活動にも取り組んでいきたい」と話す酒田さん。

震災発生から3カ月が経過し、今後は被災者の方がどのような支援を求めているか探りながら、「福島を元気にする」ような活動を行うことが私たちの役目だと思っています。例えば、誰もが楽しめるイベントの開催や、原発問題への不安を払拭する講演を開くなど、「心のケア」につながるような取り組みがその一つだと思います。また、福島には素晴らしいスポットやおいしい食べ物がたくさんあることを全国に発信することも、その一助になると思います。復興に向けた道のりは長いですが、福島県災害VCの「協働」の強さを活かして、一歩一歩進んでいきたいです。

今後の取り組み

～緊急支援から自立支援へ～

福島県災害VCはこの3カ月半の間、市町村災害VCの立ち上げ・運営支援、関係団体との連携による被災地支援、活動資機材の確保など「緊急救援期」の活動を行ってきました。今後は、「福島県災害ボランティアセンター活動計画中期ビジョン①」に基づき、市町村災害VCや社協との連携強化、情報発信の強化、仮設住宅入居者への支援などに重点を置いて、「生活復興期」の活動に取り組んでいかなければいけません。被災者一人ひとりの経済的・精神的に自立した生活へ向け、ニーズに耳を傾けながら、被災者に寄り添う姿勢で長い目での支援に取り組んでいきます。

東日本大震災で社会福祉施設の避難は、 どのように行われたのか

～マニュアルよりも役立ったネットワークの力～

あらゆる面で「想定外」とされた東日本大震災で、支援が必要な社会福祉施設入所者の避難は困難を極めました。震災から4カ月、当時の状況を振り返ります。

**利用者とともに避難所を転々と…
物資が足りない、届かない…**

3月11日に発生した東日本大震災では、社会福祉施設等で生活していた多くの高齢者や障がい児者も被害を受けました。

地震や津波以上の困難となったのが、東京電力福島第一原子力発電所の事故です。次々と避難地域が拡大し、3月12日には、半径20kmに避難指示が出されたことにより、多くの施設が緊急的な避難を強いられることとなりました。

避難区域の拡大とともに避難先を転々としたり、向かった避難所がいっぱいで入れず別な避難所へ移動せざる

を得なかったりと、ケアを必要とする利用者を守りながらの避難には大変な困難を伴いました。

何とか避難したものの、底冷えのする寒さの中、一般の人と同じ体育館などの避難所で過ごすこととなった施設がほとんどです。

さらに、3月15日に原発から半径20～30km圏内に屋内退避が呼びかけられたことで物流が止まって食糧が十分に確保できなくなったり、ガソリン不足により職員が通勤できなくなるなど、避難せずにすんだ施設においても利用者のケアが継続できない事態に陥りました。

通常、入所施設では数日分の食糧の

福島第一原発事故に伴い避難した30km圏内の社会福祉施設

※入所施設のみ ※()内は施設の定員
※30km圏外でもライフライン等の被害により避難した施設あり。

●田村市

- ①特別養護老人ホーム 都路まどか荘(50人)

●南相馬市

- ②養護老人ホーム 南相馬市高松ホーム(100人)
③特別養護老人ホーム 長寿荘(70人)
④特別養護老人ホーム 福寿園(80人)
⑤特別養護老人ホーム 梅の香(50人)
⑥特別養護老人ホーム 竹水園(60人)
⑦知的障害時施設 原町学園(30人)
⑧知的障害者授産施設 原町共生授産園(50人)
⑨知的障害者通勤寮 原町学園アフターケアセンター(23人)

●広野町

- ⑩特別養護老人ホーム 花ぶさ苑(36人)

●楢葉町

- ⑪特別養護老人ホーム リリー園(80人)

●富岡町

- ⑫養護老人ホーム 東風荘(75人)
⑬特別養護老人ホーム 館山荘(80人)
⑭知的障害児施設 東洋学園児童部(80人)
⑮障害者支援施設 東洋学園成人部(49人)
⑯知的障害者支援施設 東洋育成園(50人)
⑰障害者支援施設 光洋愛成園(40人)



●大熊町

- ⑱特別養護老人ホーム サンライトおおくま(80人)

●双葉町

- ⑲特別養護老人ホーム せんだん(70人)

●川内村

- ⑳障害者支援施設 あぶくま更生園(46人)

●浪江町

- ㉑特別養護老人ホーム オンフル双葉(140人)
㉒救護施設 浪江ひまわり荘(100人)

●いわき市

- ㉓特別養護老人ホーム 翠祥園(85人)

備蓄を行っています。これは、この事態は各施設が整備していた防災マニュアルでも想定されておらず、まさに未曾有の出来事です。最終的には、30km圏内の入所施設はすべて避難することとなりました。(図1)

他にも、ライフラインの被害や物流の影響を受け、サービス提供が困難となった施設は県内に多数ありました。

避難すること自体が難しい

施設の入所者の多くは、自力で移動することができません。

下の表は、浪江町にある特別養護老人ホームオンフル双葉の実際の避難の状況です。今回の震災は規模が大きく、緊急的に避難が必要となっても、大人数がすぐに移動できる手段を確保することができませんでした。

また、避難のためにバス等の移動手段の確保ができて、寝たきり状態の高齢者にとっては、移動するだけで身体に大きな負担がかかります。

さらに十分な設備や資材の無い避難所での生活を強いられることは、身体状態の悪化にもつながります。高齢者の場合、避難所で出される食事をそのまま食べることができない方もいます。障がい者の場合、慣れない環境で状態が不安定になり、また一般の方の障

がいに対する理解不足からトラブルになることもありました。

障がい児者施設の中には、避難所へ入ることが困難なため、県外施設へ集団で「避難」した施設もあります。

被災しながら勤務を続ける職員

入所施設では、通常、職員は交代制で勤務しています。

しかし、避難時に勤務を外れていた職員が避難所に合流することはままならない状況であり、避難時に勤務していた職員が交代職員不在のまま、ほぼ24時間体制で利用者へのケアを続けることとなりました。

もちろん、職員自身も被災者です。自分の家はどうなったのか、家族と連絡が取れなかったり、別々の場所に避難したりと、不安を抱えながらも、「利用者のために」、その一念で多くの職員が勤務を続けました。

しかし、一般の避難所でケアを続けるには職員、利用者ともに限界があります。行政を始め、関係者が右往左往する中で、いち早くそのような避難施設へ支援の手を差し伸べた、福島県老人福祉施設協議会(以下「県老施協」という)会津支部の活動を次に紹介します。

福島第一原子力発電所から11kmにある 特別養護老人ホームオンフル双葉のケース

3.11から
1週間の動き

3月11日(金)

14:46 大震災発生。様子を見るため、職員を交代で自宅に帰す

3月12日(土)

9:00 浪江町役場から、介護老人保健施設(以下「老健」)の入所者と2つの病院の入院患者、計200人の受け入れ要請がある
18:25 20km圏内の避難指示。職員体制42人
22:00 老健の避難者を二次避難先に翌日2:00までかけてワゴン車でピストン輸送する
23:00 病院の避難者67人のうち30人を町バスが迎えにくる

(※この夜は、施設内でオンフル双葉入所者、2病院の患者、職員など計275人が過ごす)

3月13日(日)

8:30 浪江町役場の指示で避難準備
13:00 約束の時間にバスが到着せず。病院からの30人は人工透析のため一旦病院に戻る
15:00 公衆電話を探しに職員が町に出る。途中、パトカーを止め、警察官に事情を説明
17:00 自衛隊を呼び止め食事が無いことを伝える
18:30 自衛隊からご飯が届くが不足

(※この夜は、施設内で244人が過ごす)

3月14日(月)

4:30 搬送先不明のまま自衛隊による搬送が決定
10:00 職員が町長に会い、自衛隊の搬送が来ない状況を伝える食糧(パン)を確保して施設に戻る途中、「3号機爆発で町内へ入れない」と足止め。県警に交渉しパトカー先導で施設へ
21:00 県警のバス到着。全員搬送完了は深夜1:30。病院の患者はいわきへ。残りの患者と施設入所者は相双保健福祉事務所(南相馬市原町区)へ

3月15日(火)

2:30 相双保健福祉事務所で放射線のスクリーニング後、広島県警のバスに乗り換えて西郷村へ
9:00 西郷村の那須甲子青少年自然の家到着

(※現地に入所者114人 職員34人 一般7名 計155人)

3月16日(水)

下着・スエットなどの衣類、オムツなどの物資不足が深刻に

3月17日(木)

老施協会津支部の小林会長に連絡し助けを求める

「このままでは命にかかわる！」

浜通りの高齢者施設を支援した

県老施協会津支部の決断

※県老施協とは…県内の特別養護老人ホームやデイサービスセンターといった高齢者施設309施設で構成されている県社協の内部組織です。

震災時、いち早く行動に移し、避難した施設入所者のために支援物資を届け、受入先の確保に奔走したのが、県老施協の会津支部でした。比較的被害が少なかったとはいえ、物資不足などの問題には直面した会津地方。そんな中でも自らの施設の業務をこなしながら、老施協会津支部の役員として浜通りの施設支援に尽力した二人に話を聞きました。

必要な物資を一日でも一時間でも早く

小林 会津は地震による被害はほとんどありませんでしたが、週明けの



県老施協会津支部 元 施設部会長
(社福)博愛会常務理事
老人福祉施設統括・在宅事業所長

こばやし きんきち
小林 欽吉さん

今回の震災では、「必然的に動かなくては行けない」と行動したという小林さん。「重度の人から引き受けます」、「もっと引き受けられます」と言ってくれた会津支部の施設長の申し出がうれしかったと話します。

14日(月)には食糧が入ってこないし、燃料が手に入りにくくなって、職員の通勤がままならない状態でした。さて、どうするか…と自分たちの対策を考え始めた頃に、県社協から

浜通りの施設が大変なことになっていると聞きました。

まず、特別養護老人ホームのサンライトおおくまの施設長に、なんとか携帯で連絡を取ってみたら、声がもう悲鳴に近いんです。田村市にある船引工業団地に、一般の人たちと一緒に避難していたのですね。

3月16日(水)には、すぐにでも必要と聞いた褥瘡防止用のエアマットや清拭用品、経管栄養用のとろみ剤などを、私の法人職員3人が届けに行きました。

渡部 県老施協会津支部として、今回の震災で被災された会員の施設に、「なにかできることはないですか?」と県社協に連絡を入れました。その時、すでに小林さんとやりとりをはじめていると聞いて、小林さんと連絡をとり、第1回目の打合せを17日(木)にしました。

小林 活動の拠点はうちの法人であるみどりホームに置くことにして、まずは支援物資集めを始めました。各施設から少しずつ物資を持ち寄ってもらおうと呼びかけて随分集めたのですが、それでもまだ足りません。県老施協から活動のための資金を提供されたので、渡部さんは、自分の車をつかっていろんな物資を

山形に買いにいったんです。

渡部 避難された施設に連絡を取ったところ、オムツや下衣の替えがほとんどない。とにかく、オムツやジャージのようなズボンがほしいということでした。会津若松市内にはこれらが不足していましたが、米沢にはあると聞き割高でも買った方がいいと判断しました。大災害では「いかに早く、必要な物を届けるか」が大事で、時期を過ぎると、物資はムダになってしまつのです。18日(金)には、まず那須甲子青少年自然の家に避難していたオンフル双葉に物資を届けにいきました。

「迎えに行つてよかった」

小林 支援物資を届けるのが第一歩で、それから入所者が安全で安心できる受入先の確保が必要になってきます。物資を避難所に届けるのと平行して、会津支部の施設すべてに「どうにか受け入れてほしい」と連絡を入れていきました。施設での受け入れは、部分的に17日(木)から。当然、会津の施設でも余裕はないけれども、あのまま避難所にいたら入所者の命にかかりましたから、こち

らも必死です。各施設の食堂やリビングも全部つかってもらうようにして、受け入れを進めました。

渡部 当初、ある程度中通りの施設でも受け入れられると思っていたのですが、思いの外ライフラインの被害が大きく、日が経つにつれ会津で受け入れなければならない現実が見えてきました。避難先の現状を目の当たりにしたら、「出来る人が何かをやらないと」という気持ちになってくるものだと思います。

小林 雪まじりの寒風の中、避難所まで迎えに行つて「最初は正直言つて負担に感じていたけれども、行つてよかった」と話してくれた施設長がいました。「あのまま入所者を置いておくわけにはいかない」という状況だったからです。そして今回は老協協のつながりが、大きな力になりました。高齢者の命を守っている施設同士、顔見知りの施設長だから「なんとか助けたい」という気持ちも強くなるわけです。

日が経つにつれて、ともかく逃げなくてはいけない時期を過ぎ、避難の長期化がはつきりしてきました。みんな使命感で一生懸命やっているけれども、これから先は職員の過重労働など、また別の課題が出てきます。

避難している 介護職員の雇用

渡部 私の施設では、大熊町からの避難者を一人採用しました。

小林 私共の施設でも4月から二人、大熊町の人を採用しています。介護職員が足りないのでは避難した施設職員をぜひ雇いたいという声があるのですが、なかなか連絡がとれない状態です。どこかの機関でうまくマッチングできないかと思っています。

渡部 これから先、在宅で冬を迎えると、浜通りの方にとって雪も負担に感じると思います。仮設住宅での孤独死といった問題も出てきます。

小林 例えば大熊町に120人いた特養の入所待機者も、避難生活をしています。潜在的に要介護高齢者をどう支援していけばいいかということもあるし、避難所などで動かないでいると廃用症候群や認知症が進んでしまうこともあります。避難生活が長期化することで深刻な事態にならないか心配です。

自分の組織にも メッセージを



竹田ほほみデイサービスセンター所長
県老協会津支部在宅部会長
わたなべ ていいち
渡部 悌一さん

阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震でボランティア活動をした渡部さん。「災害があった時、支援につながる流れはある程度決まっていなくても、その中身はそれぞれに違ってきます。その場に応じたその時のリーダーの行動力や決断が必要です」

渡部 なにしろこれだけの規模の災害はじめてで、マニュアルはあっても機能しない。その場に応じた動きをするしかない。だからこそリーダーがどう考え対応するのかを職員にもきちんと伝えることが大切だと今回実感しました。そうしないとどうなってしまうのだからという不安が職員に広がってしまいます。

小林 私の施設では毎日各部署の責任者を集めて災害対策会議を行いました。最初はみんな自分の持ち場の心配をするのですが、県内で起きている問題を共有することで、だんだん全体的にどうするかという視点に職員自身が変わっていくのです。人ごとではなく、支援していかなければという思いが広がりました。私には、先の大戦で辛苦してきた高齢者の

方々に再びつらい思いをさせたくはないという思いもありました。

会津地域の施設長さんたちは、一丸となって受け入れに応じ、高齢者を守ろうと一緒に動いてくれました。その意欲と信念は本当に誇りに思います。

社会福祉施設は無くしてはならない社会資源であり、避難地域が復興する際には社会福祉施設が存在が欠かせません。そのためにも、避難した施設が存続していくことが重要です。

県社協では、6月1日から、専門の相談員を配置し、避難した施設を定期的に訪問して経営や職員の雇用問題などに関する相談に応じています。今後も変化する課題に対応できるよう支援していきます。

震災直後の民生委員活動と これからの避難者支援方策

3月11日に発生した東日本大震災から約5か月。今回の特集では、東日本大震災直後の民生委員・児童委員の要援護者の安否確認、避難誘導などの取り組み、そしてこれから仮設住居や借上げアパートなどで過ごす被災者への民生委員・児童委員の支援について考えていきます。

東日本大震災では民生委員・児童委員も避難者に

現在、県内では約1万4500人の方々が避難生活を送っています。数字で見ると県民の130人に1人は避難者ということになり、今回の震災被害がいかに大きなものであったかがよく分かります。この中には、民生委員・児童委員の方々も多く含まれています（下表参照）。
こうしたなか、全国民生委員児童委員連合会が推奨してきた「災害時一人も見逃さない運動」をもとに、要援護者の安否確認や避難誘導などを行った民生児童委員協議会も数多くありました。

一方、県内には一次避難所42か所に

2199人、二次避難所515か所に1万1329人（7月20日現在）が避難していますが、県では応急仮設住宅の確保を進めるとともに、8月末で避難所の運営は事実上終了、すべての避難所の閉鎖を10月末としています。

避難所生活から新しい生活に移行するにあたって、避難者は「土地勘のない場所」で暮らす孤独感「避難所とは異なり、行政の情報が入りにくくなるのではない」「生活は補償してもらえないか」といった多くの不安を抱えています。これらの問題を解決していくために、民生委員・児童委員は避難者のニーズをとらえ、その情報を関係機関につないでいくことが望まれています。

●民生委員・児童委員被害状況等一覧（福島県民生児童委員協議会まとめ）

市町村名	死亡者	行方不明者	負傷者	疾病者	建物被害		避難者	
					全壊 大規模半壊	半壊	県内	県外
福島市	0	0	0	0	調査中	調査中	調査中	調査中
伊達市	0	0	0	0	調査中	調査中	0	0
本宮市	0	0	0	0	0	1	0	0
桑折町	0	0	1	0	0	0	0	0
国見町	0	0	0	0	2	6	0	0
川俣町	0	0	0	0	0	0	6	0
郡山市	0	0	0	0	調査中	調査中	調査中	調査中
須賀川市	0	0	0	0	8	23	0	0
田村市	0	0	2	0	0	0	12	0
鏡石町	0	0	0	0	1	2	0	0
白河市	0	0	0	0	4	5	0	0
西郷村	0	0	0	0	1	4	0	0
中島村	0	0	0	0	3	3	0	0
矢吹町	0	0	0	0	5	12	0	0

※被害のない市町村については省略しました。

市町村名	死亡者	行方不明者	負傷者	疾病者	建物被害		避難者	
					全壊 大規模半壊	半壊	県内	県外
相馬市	0	0	1	1	6	0	1	0
南相馬市	3	0	不明	不明	23	15	38	22
広野町	0	0	0	0	0	0	12	3
楡葉町	0	0	0	0	2	0	16	5
富岡町	0	0	0	0	1	0	16	17
川内村	0	0	0	0	0	0	8	5
大熊町	0	0	0	0	1	0	23	4
双葉町	0	0	0	0	不明	不明	9	11
浪江町	1	0	0	不明	不明	不明	31	25
葛尾村	0	0	0	0	0	0	9	1
新地町	1	0	0	0	5	0	0	0
飯舘村	0	0	0	0	0	0	27	2
いわき市	2	0	0	0	32	18	6	5
計	7	0	4	1	94	89	213	100

（平成23年6月30日現在）

震災直後の 民生委員の 活動について

取材協力 矢吹町民生児童委員協議会

矢吹町の被災状況



矢吹町民生委員 児童委員協議会 の動き

- 3月11日
 - 一人暮らし高齢者の安否確認(夕方)
- 3月12日
 - 安否確認完了(炊き出しのおにぎり配りながら安否確認した委員もいた)
- 3月13日
 - 炊き出しの手伝いができるか委員に連絡
- 3月14日
 - 炊き出しの手伝い、水の配布
- 3月19日
 - 支援物資(カップ麺、果物、水など)を配布(1回目)
- 3月26日
 - 支援物資(カップ麺、果物、水など)を配布(2回目)

同心円状に歩いて
ひとり暮らし高齢者の
安否確認を行いました。

会長 國分 光長さん



東日本大震災では矢吹町は震度6弱。当日は屋根瓦が落ちる音が滝のように聞こえ、立っていることができないほどでした。7月11日までの罹災状況は、全壊438件、大半壊1333件で、特に東北本線沿いの地区が大きな被害を受けました。

私たちは以前から一人暮らし高齢者233人の住居を記した災害福祉マップを作成し、見守り体制を強化していましたが、予想をはるかに上回る規模の震災でしたので、各担当地区の民生委員との電話連絡が全くつかない状況に陥ってしまいました。まずは自ら担当地区を歩きながら同心円状に1軒ずつ安否確認を行いました。なかには隣近所に一時的に避難された方などもあり、当日に連絡が取れなかったお宅もありました。矢吹町35名の民生委員・児童委員が同じように災害福祉マップに掲載の一人暮らし高齢者の安否確認を行い、すべての方の確認を終えたのは翌日12日の朝でした。

矢吹町の民生委員・児童委員は、約半数が昨年12月に任命されたばかりの新任の皆さんで、地域との絆を深めるのもこれからといったところでした。個人的には、民生委員活動は裏方で支援していくという思いが強かったのですが、今回の震災では私たちの存在をもっと明確に打ち出していくべきと感じました。

安否確認の活動をとおして、
地域の皆さんとの絆が
さらに強くなりました。

副会長 小椋 孝行さん



矢吹町では、以前から避難所に指定されていた小学校体育館も半壊で使えなくなっていましたので、必要に応じて集会所や保健センターなどに高齢者を避難誘導しました。震災直後は姉妹都市の三鷹市をはじめ、宮崎県川南町などからも支援物資をいただきました。民生委員・児童委員全員で支援物資の仕分けを行ったのですが、どのお宅にどんな支援物資をどれくらい持つて行けばよいのか当初は悩みました。それでも3月14日には一人暮らし高齢者宅にペットボトル500ml4本、19日には方部ごとにカップ麺や果物などを配布することができました。

今回の反省を活かして、私たちは電話に頼らずに歩いて次の委員を訪ねるリレー式の連絡網を新たに作成しました。あわせて今後は災害福祉マップに障がい者の方を加えるなど内容の充実を図っていく予定です。今後も高齢者のニーズをとらえるとともに、民生委員・児童委員が災害時でも連絡できるようなしていきたいと考えています。



支援物資の仕分けの様子。役場事務局と民生委員・児童委員が密に連携しました。

民生委員・児童委員の
皆さんとの連携でつくる、
住みよいまちづくり。

熊田 真由美さん
(矢吹町役場保健福祉課福祉係 主任主査兼係長)



今回の被災者支援では、民生委員・児童委員35名の皆さんに柔軟に動いてもらうことができました。矢吹町では町内15カ所での避難所で炊き出しや支援物資の在庫の調整などを行いましたが、地域からの切実な声を委員の皆さんを通してリアルタイムで聞くことができ、適切に対応できたと感じています。とはいえ、委員の皆さんのなかにも「自宅が全壊、半壊された方において、委員もまた被災者である」という厳しい現実もあります。明るく元気に被災者を励ます委員の皆さんの活動を見て、私たちも多くのことを学ばせてもらいました。

地域の一人暮らし高齢者のなかには、個人情報問題などから災害福祉マップへの掲載を敬遠する方もいらっしゃいます。しかし、今回の被災者支援で委員の存在を頼もしく感じ、認識をあらためた方も多いと思います。委員の皆さんからも支援を必要とする方が女性の場合は、委員も女性の方がお話をうかがいがやすい(男性の場合も同様)。担当地区を越えた新しい見守り体制が今後必要なのではないかという意見を頂戴しています。

矢吹町にはいま、仮設住宅85戸、民間借り上げ住宅と公営借り上げ住宅が併せて20戸あり、3分の2は矢吹町民、3分の1は浜通りから避難された皆さんが利用しています。今後はそれらに対するサポートを視野に入れた見守り活動を、委員の皆さんと力を合わせて支援していきたいと考えています。

避難先での民生委員の活動

取材協力 大熊町民生児童委員協議会

大熊町は現在、会津若松市に役場機能を移転し、町民の大半が一次避難所、二次避難所から会津若松市内の仮設住宅、民間借り上げ住宅などに入居が進んでいるところです。避難先での民生委員・児童委員活動について大熊町民生児童委員協議会の皆さんからお話をうかがいました。



写真左より、大熊町民生児童委員協議会会長・秋本正夫さん、副会長・八巻良子さん、監事・根本友子さん。

大熊町民生委員児童委員協議会の動き

3月11日

- 一人暮らし高齢者の安否確認(夕方)
- 原発事故により3キロ圏内に避難指示が出され、一人暮らし高齢者らを中学校や公民館などへ避難誘導(夜9時頃)

3月12日

- バスに乗って田村市(都路・常葉・船引)、三春町および本宮市の避難所に避難。避難先で担当エリアの住民の安否を確認
- 同日に原発30キロ圏内に都路が入り、避難所から避難所へ移動する方も

3月26日

- 大熊町役場が会津若松市に役場機能移転を決定

4月22日

- 大熊町全域が警戒区域に設定

5月17日～

- 仮設住宅への入居者募集開始

6月

- 大熊町民生児童委員協議会定例会が再スタート

震災当日の安否確認

「震災当日には防災無線が流れたのですが、実際に自分の担当地区を重点的に見て回ることができたのは夕方からでした。携帯電話がつかなくなったので各委員がそれぞれに判断して動いたという感じです」と話してくれたのは、会長の秋本正夫さん。大熊町には21行政区に27名の民生委員・児童委員がいますが、当日は津波の被害がひどく、停電も起きたために周りからの情報が一切入ってこない状況だったといいます。

「震災の日には中学校の卒業式を午前中に終えたばかり。浜辺に近い住宅には玄関先まで津波が押し寄せ、中には避難所まで裸足で逃げてきた方もいました」と秋本会長は当時を振り返ります。原子力発電所の事故により、町から避難指示が出され3月11日の夜9時には体育館や公民館に町民が避難。町全体があわただしく避難する中で、民生委員・児童委員は避難誘導に利用してほしいと、以前に作成していた防災マップを役場担当者に手渡しました。

震災翌日にかけての避難誘導

震災翌日12日の朝6時には、非常電源を使って防災無線が流れました。「バスに乗って避難所へ向かってください」というアナウンスでしたが、実際にはバスに乗れなかった方や自家用車で避難する方もいて連絡が錯綜しました。担当地区に暮らすみんなの顔がとっさに頭に浮かびました」と話してくれたのは、副会長の八巻良子さん。

田村市、郡山市、本宮市の避難所への移動が進むなか、八巻さんから民生委員・児童委員は消防団からの要請を受け、大熊町内に残っていた高齢者の避難誘導をサポートしました。「中には耳が不自由で防災無線が流れたのも分からなかった高齢者もいました」と八巻副会長。

避難所は地区単位に分かれているわけではなく、家族との連絡がつかない方も大勢いました。さらに避難先の田村市の一部が放射能の避難区域に指定されたため、避難所から避難所へ移動を余儀なくされ、見守り体制もさらに困難なものになりました。

避難所から仮設住宅、借り上げ住宅へ

7月末現在、大熊町の住民の大半は会津若松市に避難しています。監事の根本友子さんは自身が仮設住宅に移り、避難先での見守り活動を展開しています。「大熊町の住民はみんなバラバラになつてしまいました。会津若松市の仮設住宅も地区によって10数戸から200戸とその規模も異なります。寂しくていいから病院に近い仮設住宅がいい。多少利便性が悪くても周りに知り合いがいた方が安心など、どの仮設住宅を希望するかは一人ひとり異なります」と、仮設住宅に移り住むことの深刻な悩みを教えてくださいました。

こうしたなか、大熊町民生児童委員協議会では6月から定例会を再スタートさせ、仮設住宅への見守り体制を模索し始めています。個人情報問題などもありますが、借り上げ住宅へ移った方も視野に入れて見守り活動を強化したいと力強く話してくれました。

●仮設住宅での民生委員・児童委員による見守り活動

大熊町は全住民のうち約3割強が会津若松市の仮設住宅に移っています。民生児童委員協議会では、会津若松市9箇所の仮設住宅の状況を確認し、委員のいない仮設住宅においても週1回は大熊町の民生委員が見守り活動を行うなどの体制を協議しているところです。



写真は委員の仮設住宅訪問の様子。顔なじみの民生委員の訪問に大熊町の避難住民の表情も自然とやわらいでいました。



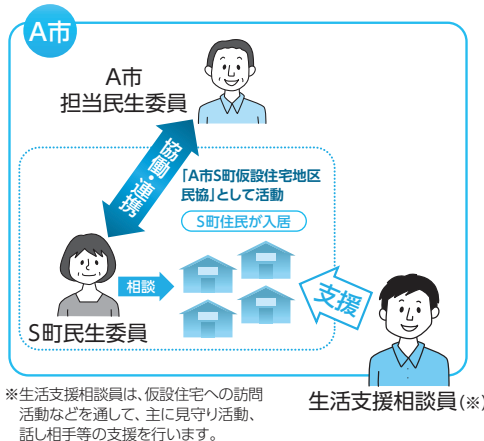
東日本大震災の避難者に対する相談支援活動の展開方策

(福島県民生児童委員協議会作成の資料より抜粋)

福島県民生児童委員協議会では、東日本大震災の避難者に対する相談支援活動の展開方策をいくつかのケースごとに分類し、ポイントをとまとめました。その一部をご紹介します。★文字やイラストの大きさは実際の関わりの方々に比例します(以下同)。

応急仮設住宅への相談支援活動方策

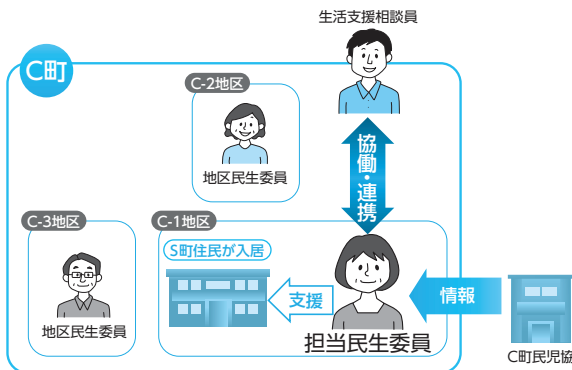
ケース① 仮設住居に避難元の民生委員が入居している場合



- ポイント**
- 1 仮設住宅に入居した避難元の民生委員は、可能な範囲で、例えば「A市S町仮設住宅地区民協」として活動。S町住民が入居。相談。支援。
 - 2 仮設住宅が設置された地区の民生委員は、これまでの担当に加えて仮設住宅への活動を、可能な範囲で、入居した民生委員と協働・連携しながら行います。(例えば、仮設住宅内の行事に参加するなど)
 - 3 生活支援相談員は、仮設住宅への訪問活動などを通して、主に見守り活動、話し相手などの支援を行います。

民間借り上げへの相談支援活動方策

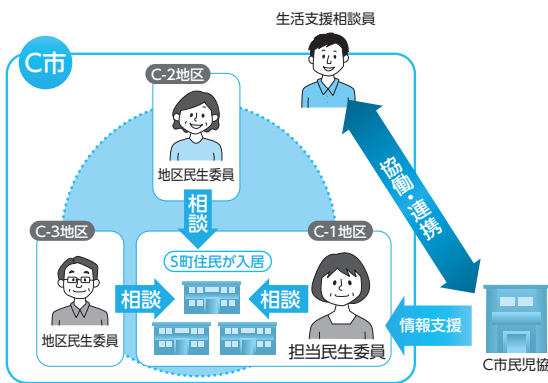
ケース② 民間借り上げ住宅が少数の場合



- ポイント**
- 1 民間借り上げ住宅に転居された住民へは、その地区を担当する民生委員が、転居者の情報をもとに民生委員活動を行います。
 - 2 生活支援相談員は、地区担当民生委員と協働・連携しながら民生委員活動を支援します。

民間借り上げへの相談支援活動方策

ケース③ 民間借り上げ住宅が多数の場合



- ポイント**
- 1 民間借り上げ住宅に転居された住民へは、その地区を担当する民生委員が、転居者の情報をもとに民生委員活動を行います。
 - 2 その地区に隣接する地区の民生委員も、それぞれ分担しながら転居者に対する民生委員活動を行います。
 - 3 生活支援相談員は、地区担当民生委員に加え、その地域の民児協とも協働・連携しながら民生委員活動を支援します。

民生委員・児童委員が担う「地域力」を避難先での新しい絆に。

東日本大震災での避難者支援はいま、新たな段階へと移行しています。一次・二次避難所から仮設住宅や借り上げ住宅へ移った方のほとんどが土地勘のない中で生活を余儀なくされ、お店や病院、金融機関などの場所も分からない不便な状況が続いています。避難先での不安を一つでも多く解消することが今後の課題といえるでしょう。

これまで行ってきた民生委員・児童委員活動を避難先の地域でどのように展開していくべきか。具体的には、避難先の民生委員・児童委員、生活支援相談員との協働・連携がポイントとなりますが、上記ケースを参考にそれぞれの地域での活動を作りだしていくことが必要です。

ふるさとから遠く離れても、住みよい「地域」をみんなで目指すことに変わりはありません。民生委員・児童委員が担う「地域力」にいま期待が高まっています。

自立に向け歩み出した被災者に寄り添う 生活支援相談員の取り組み

8月末には、県内ほとんどの避難所が閉鎖し、東日本大震災で被災した多くの人が仮設住宅や借り上げ住宅で自立に向けた暮らしをはじめました。避難所を離れることで課題となってくるのが、被災者の「孤立」です。そこで、県社協と市町村社協が実施主体となり、仮設住宅を定期的に訪問し、安否確認や相談支援を行う「生活支援相談員」を配置することになりました。

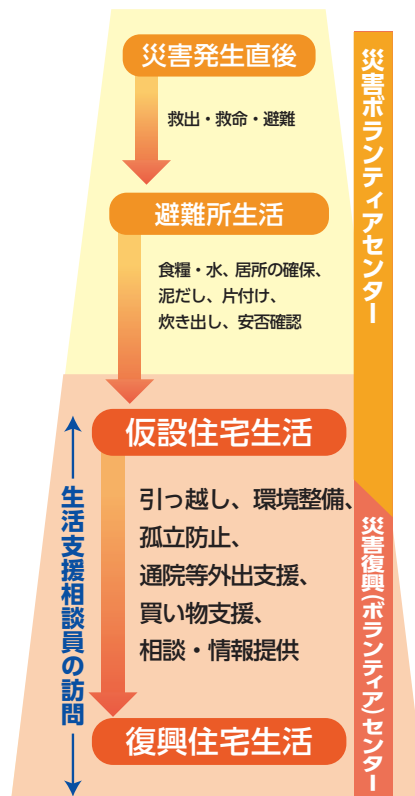


相馬市の仮設住宅を訪ねる生活支援相談員

阪神淡路大震災の教訓を活かして

1995年1月に発生した阪神淡路大震災では、仮設住宅で一人暮らしの住人が誰にも看取られずに亡くなる「孤独死」が相次ぎました。その数は、233人（兵庫県警察本部1999年5月5日）にのぼり、復興住宅に移った後も2002年までに681人が孤独死しています。その教訓を活かし、2007年の新潟県中越沖地震では、被災者に寄り添い、日常生活を支え、相談にのり、必要なサービスにつなげる「生活支援相談員」が配置され、大きな成果がありました。生活支援相談員の仕事は、大きく以下の二つです。

求められる支援の変化



●個別支援

仮設住宅などに居住する被災者宅への訪問活動を行うことによって、相談相手となり見守りや情報提供を行います。

また、ニーズの発見に努め、サービスが必要な場合、関係機関への情報提供、連絡調整等を行うなど、日常生活の支援を行います。

●地域支援

新たなコミュニティ形成の一助として、住民同士のつながりづくりの場にふれあいいきいきサロンの開催や住民主体による見守り・支援ネットワーク活動等を支援することや関係機関等とのネットワークづくりを行います。

日常的な見守りで孤独死を防ぐ

すべての被災者が生活支援相談員による支援が必要なわけではなく、自分から、既存の福祉サービスや保健・医療サービスを選択し自立の道を進む方も少なくありません。

生活支援相談員は、まず被災者の中で、誰がどのようなニーズをもっているのかを把握するために、訪問活動を行います。一人暮らしの高齢者や障がいのある人ばかりではなく、被災によって生活環境が大きく変わり、人間関係の喪失が重なったことで、さまざまな生活の困難さや不安が生じた方たちが対象となります。

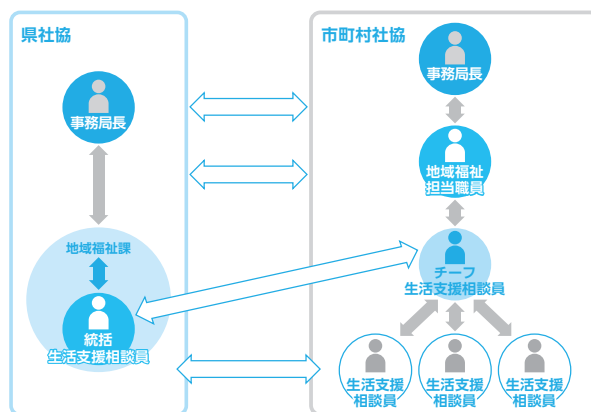
■仮設住宅を設置した市町村(9月4日現在)と生活支援相談員の配置(計画)数

仮設住宅 設置市町村	仮設住宅 入居市町村	建設戸数	生活支援 相談員数
福島市	浪江町	924	4人
	双葉町	120	
	飯館村	338	
二本松市	浪江町	1,069	3人
伊達市	飯館村	126	1人
本宮市	浪江町	475	2人
国見町	国見町	68	1人
	飯館村	32	
桑折町	桑折町	14	1人
	浪江町	286	
川俣町	川俣町	230	2人
大玉村	富岡町	648	1人
郡山市	富岡町	622	5人
	川内村	401	
	双葉町	250	
須賀川市	須賀川市	194	4人
田村市	田村市	360	3人
三春町	富岡町	330	2人
	葛尾村	440	
鏡石町	鏡石町	100	—
	白河市	140	
白河市	双葉町	120	2人
	矢吹町	85	
矢吹町	矢吹町	42	1人
西郷村	西郷村	879	3人
	大熊町	5	
会津若松市	双葉町	—	1人
喜多方市	—	—	—
会津美里町	檜葉町	259	—
猪苗代町	双葉町	10	—
相馬市	相馬市	1,000	13人
	飯館村	164	
	南相馬市	243	
	浪江町	93	
南相馬市	南相馬市	2,134	15人
新地町	新地町	573	4人
いわき市	いわき市	189	15人
	広野町	678	
	檜葉町	975	
	富岡町	282	
	双葉町	259	
	大熊町	240	
	川内村	50	

■避難した町村と生活支援相談員の配置(計画)数

避難町村	仮設住宅 設置市町村	建設戸数	生活支援 相談員数
広野町	いわき市	678	4人
檜葉町	会津美里町	259	10人
	いわき市	975	
富岡町	大玉村	648	12人
	郡山市	622	
	三春町	330	
	いわき市	282	
川内村	郡山市	401	3人
	いわき市	50	
大熊町	会津若松市	879	5人
	いわき市	240	
双葉町	福島市	120	12人
	郡山市	250	
	会津若松市	5	
	いわき市	259	
浪江町	福島市	924	29人
	二本松市	1,069	
	桑折町	286	
	相馬市	93	
葛尾村	三春町	440	3人
飯館村	福島市	338	6人
	伊達市	126	
	相馬市	164	

■生活支援相談員と統括生活支援相談員の関係図



福島型の体制づくりに 向けて

支援の基本は、あくまでも「自立」です。とはいえ、人によって、時期によって、家族・近隣等まわりの環境によって必要な支援が異なるので、画一的に対応することができません。生活支援相談員は、市町村社協のメンバーとのチームワークにより、情報の共有化を図りながら、それぞれのケースで最善の対応策を探りますが、対応が難しい事例などで、第三者の見解が必要になった時には、県社協の「統括生活支援相談員」からアドバイスを受けること

もできます。

「統括生活支援相談員」は、県社協に5人配置されており、各市町村での活動を尊重しながら、県内各地の生活支援相談員の活動を支えます。

今回の震災では、これまで生活していた地域とは異なる場所に仮設住宅が設けられているケースが多いため、今後、仮設住宅が設けられた市町村社協と、避難した市町村社協との連携が必要になるなど、「福島県ならではの」多くの課題が出てくることが予想されます。そこで、統括生活支援相談員は情報の共有化を図りながら、「福島型」生活支援相談員の体制を作っていく予定です。



県社協に配置された統括生活支援相談員の5人

相馬市社協の取り組み

命をつなぐ、この相馬で活きる、組織をつなぐ

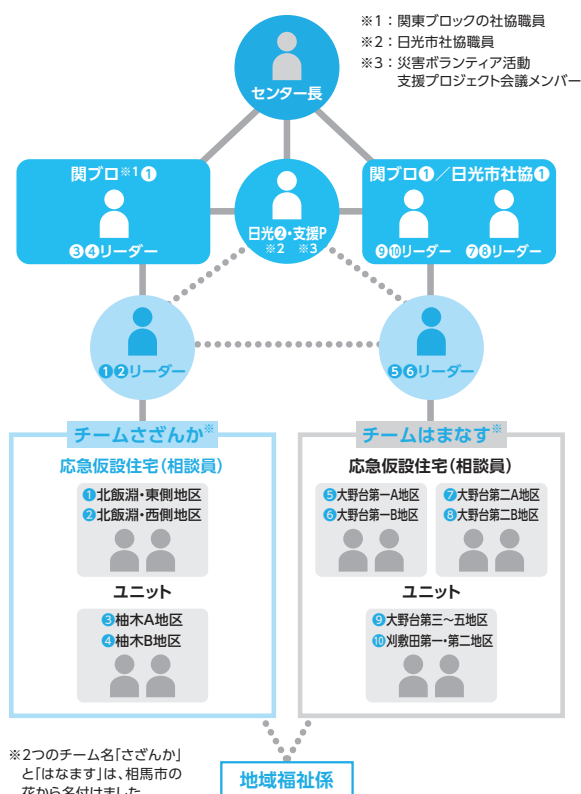
他の市町村に先駆け独自に仮設住宅の安否確認に取り組んできた相馬市社協。手探りで作り上げた体制、スタッフの思い、見えてきた課題などを聞きました。

優先的に仮設に入った人こそ見守りが必要という現実

4月末に仮設住宅への入居が始まった相馬市では、5月中旬には相馬市災害ボランティアセンター（現・生活復興

ボランティアセンター）に職員を2人配置し、仮設住宅の訪問を始めました。「仮設住宅には、優先的に高齢者や小さな子どもがいる世帯が入居しましたので、早急に孤立を防がなければなりません」と話すのは、ボラ

■相馬市生活復興ボランティアセンター 生活支援相談員等の体制



民生委員との役割分担と連携

現在市内には1500戸の仮設住宅が完成し、半数以上が入居済みとなっています。民間の借り上げ住宅を利用する人も多いため、そちらは民生委員が、仮設住宅は生活支援相談員が担当するという役割分担をしています。お互いに連絡を取りながら臨機応変に進めているところです。

8月1日以降は、生活支援相談員を10人増員し、先に活動していた職員を

生活支援相談員の業務スケジュール

- 8:30 朝ミーティング**
1日のスケジュール・業務確認、注意事項・指示等
- 9:00 訪問活動開始**
(1時間昼食休憩)
- 15:00 訪問シート作成
データ入力**
- 16:00 チームミーティング**
訪問活動のまとめ、情報の共有、気になる(問題)ケースの対応検討
- 16:45 夕方ミーティング**
1日のまとめ、全体の情報共有、センター長への報告、翌日の予定の確認
- 17:15 退社**



ボランティアセンター長の今野大さん。「臨機応変に、その都度最善の方法を考えていきたい」と話します。

リーダーとして、二つのチームを組織。2人一組になって、可能な限り、毎日訪問を続けています。「支援というよりも、最初は住んでみて困っていることのご用聞きですね」と今野さんが話すとおり、今のところ訪問先から聞こえてくるのは、ほとんどが「行政への要望」です。

生活支援相談員が仮設住宅に関する要望を聞いた場合には、「まず各仮設住宅にいる組長に相談してほしい」と伝えるようにしています。これは、住民同士が話し合いや意見の取りまとめをすることで地域がまとまるきっかけにできるからです。

データベースで 情報を共有化

訪問時に確認した内容は、訪問シートに書き込み、その日のうちにデータベース化していきます。

一人ひとりにID番号を設けているので、必要な時に検索すれば、記録がスムーズに取り出せる仕組みです。「特に見守りが必要」と判断されるケースについては、個別にファイルを設けて管理していきます。

また、毎日同じ時間にチームごとにミーティングをし、その後、センター全体のミーティングを行うことで、なんらかの対応が必要な場合の解決方法をみきわめていきます。

これは、他の機関につながる場合にも「必要以上に時間をかけない」ための大切な仕組みです。

これから必要なのは 「心のケア」

今回の震災で、市内では約5000人の死者・行方不明者が出てしまいました。「目の前で、津波に人がさらわれていく壮絶な光景を目にしている人たちが少なくありません。今は気持ちが必要になってくるはずですよ」と今野

さんは話します。

「家族が亡くなった方も多いので、慎重にお話するようにしています」と言うのは、6月から訪問を始めた阿部佳奈子さん。地元の一員として、少しでも自立を陰から支えるお手伝いをしたい」と丁寧な訪問活動を続けています。8月から加わった安達礼子さんは、「まずは顔を覚えていただいて、心を開いて相談していただけるようにがんばりたい」とその意気込みを話していました。

「自分を気に掛けてくれる人がいる」。その事実が、被災者の「孤立」、そして自殺を防ぐことがあります。相馬市では、被災地、被災者の生活を「未来につなぐ」という大きなテーマのもと、「命をつなぐ」「この相馬で生きる」「組織をつなぐ」「生活支援相談員の取り組みを進めていきます」。



生活支援相談員の阿部佳奈子さん(左)と安達礼子さん。二人とも地元相馬市の出身です。

「新潟県中越沖地震」では…

柏崎市社会福祉協議会
統括生活支援相談員

大掛 幸夫氏



●一人の孤独死も出さずに

2007年7月、「新潟県中越沖地震」に見舞われた柏崎市では、1カ月後に仮設住宅への入居が始まり、ピーク時には市内39カ所に1007戸設けられ981戸に2477人が入居していました。2年後に一人の孤独死も出さずに、仮設住宅を閉めることができたのは、生活支援相談員をはじめ、さまざまな取り組みが功を奏してのことだと思えます。

従来の地域コミュニティを存続させるために、各地域に設けられた仮設住宅は、5戸から100戸以上と規模が異なりましたが、その全てを20人の生活支援相談員で訪問しました。最初に行ったのは、全戸訪問です。家族構成や被災状況、身体の状態などを把握し、特に見守りが必要な世帯を見極め、それぞれの世帯に応じた「生活支援プラン」を立て、見守りの頻度などを決めました。

●生活再建への意欲を

大切なのは、家族や財産、生きる糧を失った人が、生活再建へ意欲を失わないようにすることです。仮設住宅に入居した被災者の生活様式や被災状況等は全く異なります。時期によって、また、人によって必要な支援は違います。画一的ではなく、それぞれに合った支援が必要です。

生活支援相談員は福祉の専門家ではなく被災者と行政等とのパイプ役です。被災者が現在何を望み、何が問題になっているかを把握することが肝要です。その解決策等を考えて行政等につなげ、行政はこれに 대응する仕組みが必要です。新潟県では、被災者支援のために緊急かつ柔軟に対応できる基金を創設しましたので、生活支援相談員はこれの有効活用について随時・適切に周知していきましました。

福島県は、地震と津波、原発の被害が重なり、先が見えないことが不安材料です。これから、もっと「心のケア」が必要になるでしょう。生活支援相談員の皆さんは被災者が「希望」をもてるように、被災者に寄り添いながら、実現可能な方法を一緒に考えてほしいと思います。

避難住民の生活を支える

新しいコミュニティづくりへ

～避難社協の現状とこれからの展望～

東日本大震災から約9カ月。福島県は震災被害に加えて放射能被害も重なり、多くの自治体や機関、社協、そして住民の皆さんがふるさとを離れての避難を余儀なくされています。今回は4つの避難社協（大熊町・浪江町・川内村・飯館村）を訪問し、現状と課題、これからの展望についてお聞きしました。

地域の再生・復興に向けて

東日本大震災による福島県の被害は死者1913人（南相馬市634人、相馬市457人、いわき市310人、浪江町177人、新地町110人ほか）、行方不明者70人、重軽傷者241人、住宅被害は全壊1万8373棟、半壊5万6864棟、一部損壊13万2292棟となっています（福島県ホームページ発表11月21日現在）。

県では「福島県復興ビジョン」を定め、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての

人々の力を結集した復興、誇りあるふるさと再生の実現を基本理念に復興政策を進めています。中でも、被災者一人ひとりの生活基盤の再建支援や放射性物質に汚染された環境の浄化は緊急的対応として挙げられています。

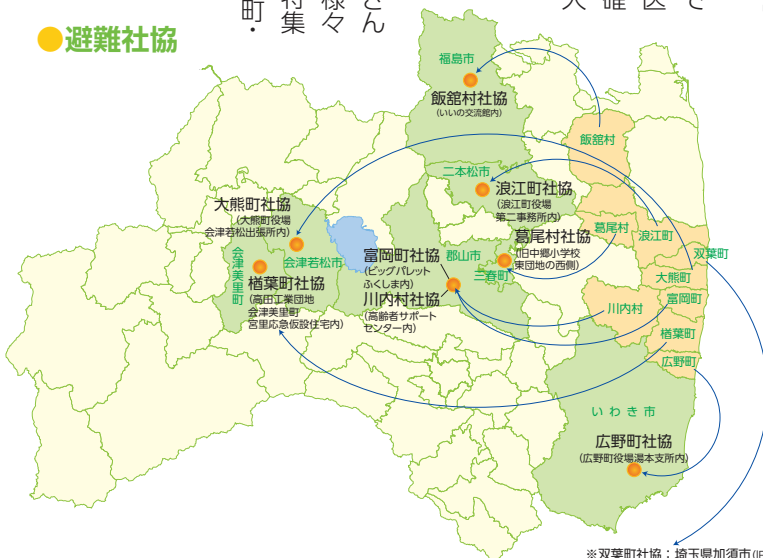
避難先での新しい日常

私たちの生活基盤とは、人との絆、歴史や文化を包括する「コミュニティ」に他なりません。それは「日常」とも言えるものです。しかし、過去に例のない「コミュニティ」全体での避難は、地域社会の崩壊を招きました。避難先では新しい「コミュニティ」づくりが進んで

いますが、母体となる風土の違い、暮らしやすさのつながりもゼロからのスタートのため、ふるさとにあった「コミュニティ」とはまた違う「新しい日常」が生まれようとしています。

そのような中、福祉の分野では、高齢者や障がい者への福祉医療サービス、母子家庭の雇用の確保、被災者の心のケアなど、一人ひとりのきめ細やかな対応が求められています。避難社協では、行政機関と連携しながら、新しい「コミュニティ」づくりを支援し、避難住民の皆さんが安心して生活を送れるような様々な支援を行っています。今回の特集では、避難社協の大熊町・浪江町・川内村・飯館村社協の現在の取り組みとそこに暮らす住民の皆さんの声、そして避難住民を受け入れているいわき市社協の活動についてご紹介いたします。

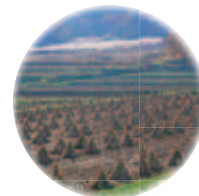
●避難社協



※ 双葉町社協：埼玉県加須市（旧鴨西高校）



にぎわう十日市
（浪江町）



秋の田園風景
（飯館村）



大熊海岸のサーファー
（大熊町）



丘の上の桜
（川内村）

仮設住宅の 防火・除雪対策が急務

大熊町社協

「避難先」会津若松市追手町2番41号
大熊町役場会津若松出張所内

大熊町社会福祉協議会 会津若松出張所
事務局長 渡部 正勝さん



「仮設住宅や借り上げ住宅で孤独死や孤立死が出ないようにしたい。そのためにも住民たちが自己完結で動けるような組織づくりを進めることが肝心です」。

被災者ではなく復興者として 行政や避難社協と連携したい

大熊町は、会津若松市内に12カ所の仮設住宅（計870戸）、いわき市内に4カ所の314戸の仮設住宅があります。借り上げ住宅は、会津若松市に757世帯、いわき市に874世帯、郡山市に396世帯など、2200世帯以上の世帯が県内に分散して避難しています（10月末現在）。

現在は、支援物資の支給を一度打ち

切って、被災者ではなく復興者として行政との連携を二人三脚で進めていきたいと考えています。社協事業としては、生活支援相談員の配置、移送及び配食サービス事業、デイサービス事業の受託をサポート拠点事業で行っていますが、社協職員11名（臨時職員含む）と外部支援スタッフ1名、絆づくり応援事業（※）で雇用したスタッフ2名で運営していますので、ボランティアスタッフとの連携が今後の活動のカギとなると考えています。他にも避難社協や民児協との情報共有化など、早急に解決したい問題が残されています。

※絆づくり応援事業：避難所仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じて避難者失業者への経済的支援を行うことを目的とした福島県主体の事業。



会津若松市合同庁舎内にある大熊町社協。朝夕にミーティングが行われ、職員間の情報を共有しています。



移送サービスのひとコマ。仮設住宅や借り上げ住宅の住民から要請を受けて活動しています。

どこに行くにしても大熊町の 皆さんとつながっていたい

震災以降、日を追うごとに時間のなさを痛感しています。直近ではやはり冬場の寒さ対策でしょうか。仮設住宅の四畳半の居室には換気扇がないためストーブは置けません。また、お風呂に追焚き機能がないところもあるのも、厳しい状況が予想されます。社協としては先まで見据えた生活課題を行政と調整しながら、仮設住宅や借り上

げ住宅の皆さんと詰めていかなければなりません。たとえば、仮設住宅の防火・除雪対策はどうすればいいのかわかった、現実的な問題と向き合わなければならぬのです。

いま社協に求められているのは「自発的な行動」です。社協職員や福祉関係者、生活支援相談員を巻き込んで地域のニーズを拾い上げながら、どんな状況にあってもどこに行くにしてもつながっていく。絆の力を高めて気持ちを一つにすることが一番と考えています。

住民 インタビュー

役場や社協と一緒に歩んでいきたい 会津若松市内借り上げマンション在住 中里のり子さん

7月下旬から借り上げマンションで生活しています。最初の避難先である田村市の体育館で5日間、その後は妹の暮らす新潟県柏崎市の避難所に、そして会津若松市に移ってからホテル生活と落ち着かない日々が続きました。幸いなことにマンションのすぐそばに大熊町の仮設住宅があり、姉夫婦はそちらで生活しています。こちらのマンションには同じ大熊町の方や南相馬市の方も入っていますので、お互いの見守りについては不安はありません。それに行政のホー

ムページからタイムリーな情報を得ることもできるので、助かっています。

現在は役場から委託で仕事をいただいておりますが、来春以降の収入の見込みは立っていません。大熊町では洋服店を営んでいましたので、本当はふるさとに帰って商売をしたいのですが、東京電力との補償問題も長引きそうな気配です。もし大熊町に帰れないのなら、「大熊タウン」のような住宅街を造っていたら、役場や社協の皆さんと一緒に歩んでいきたいですね。

分散した住民をつなぐ 生活支援相談員が力ガ

浪江町社協

「避難先」二本松市郭内一丁目81
浪江町役場第二事務所内

庶務係長兼主任主査 門馬 成郎さん



「現在、浪江町では復興ビジョン計画を策定するためのアンケートを行っています。社協や役場という垣根を越えて連携し、浪江町の皆さんの意識の把握に努めます」。

被災者と社協を結び 生活支援相談員

浪江町の被災者が入居する仮設住宅は二本松市、福島市、本宮市、相馬市、桑折町の5市町に設置されています。社協としては、仮設住宅が分散していることと避難先の土地勘に明るくないことから、入居者全体に目を行き届かせるにはなかなか難しい部分があります。

そこで、入居者宅を訪問し見守りや必要なサービスにつなげるなど日常生活の支援を行う生活支援相談員をおとして、入居者一人ひとりの顔が見える

ように努めています。しかし、生活支援相談員が具体的にどんな役目を持っているのか分からない人々も少なくありません。周知を図ったり、生活支援相談員をよりよい体制に整えながら入居者に寄り添っていければと思っています。

「コミュニティづくりで つながりを強固に」

「コミュニティの形成を目指して、NPOなどが避難者同士の交流を図るサロンを仮設集会場などで開催しています。社協はNPOなどと連携を図り、それらのサービスを住民に提供するためのつなぎ役を果たしていきたいと考えています。生活支援相談員においても、二本松市や福島市などそれぞれの避難先で開催しているサロンの情報を共有しながら、定期的に開催していきたいと思っています。

仮設住宅の自治会はできていますので、今後はさまざまな催しを開催する



浪江町社協の事務所は震災後、浪江町津島、二本松市東和支所、同市男女共生センター、そして現在の同市浪江町役場第二事務所へと移転。生活支援相談員の拠点にもなっています。

機会をさらに設けていきます。「コミュニティ」が形成されれば、被災者は自主的に催しを開くようになり、問題などが発生したときも住民同士の協力で解決に結びつけることができようになるはずです。

「役場との協働でよりよい 支援を目指す」

社協の介護保険事業は継続して行っ

住民 インタビュー

住民の名簿と緊急連絡網の早急な作成を

安達運動場応急仮設住宅自治会会長

佐藤 秀三さん



二本松市の安達運動場には244戸の仮設住宅があります。しかし、個人情報保護法の関係でどこに何人の家族が住んでいるのか、いつ誰が入居退去したのかを把握できていない状況です。世帯主の名前と、学校に通っている子どもの数は知ることができましたが、見回りが必要な75歳以上と一人暮らしの高齢者の数は確認できていません。緊急連絡網もないため、仮設住宅地内の診療所を利用できない土日や夜中に体調を崩したとき、住民は誰に連絡をすれば良いのか迷います。

こういった事態を改善するために、社協や行政と連携して住民の名簿と緊急連絡網の作成を行い、自治会と住民とのつなぎを作ることが早急に求められています。住民同士の助け合いも大切ですので、お互いの顔を知り、機会になればと道路にベンチを置いたところ、自然と人が集まってきて雑談を楽しむ姿が見られるようになりました。今後コミュニティづくりとして催しなどを活発に開催していきたいです。

先日、二本松市油井地区の婦人会の方々が、地区の名所を回るバスツアーを企画してくださいました。そういった地元の方との触れ合いも大切にしたいと思っています。

ており、仮設住宅の入居者だけではなく借り上げ住宅に住んでいる方にも提供しています。これまで役場とは委託・受託の関係でしたが、今回の震災後は一体となって事業を展開できるようにになりました。今後その連携を活かしながら、住民ニーズに対応した福祉サービスなども展開し、少しずつ業務を広げていきたいと思っています。

住民の、住民による、 住民のためのサロンを開催

川内村社協

「避難先」郡山市南一丁目94
高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」内

統括福祉活動専門員 古内 伸一さん



「今は川内村に戻るまでの気持ちをつなぐコミュニティが必要だと思っています。もとの生活にもどった際もそのコミュニティを継続させることが大切です」。

避難者を支援する 「あさかの杜ゆふね」

9月現在、川内村住民の3000人中8000人が郡山市といわき市の仮設住宅に、12000人が県内の借り上げ住宅に、7000人が県外に避難し、3000人が村内で生活しています。

ビッグパレットふくしま北側の郡山南一丁目仮設住宅には川内村と富岡町の約6500人が入居しています。ここには高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる避難者を支援する高齢者サポ-



仮設住宅地のなかにある「あさかの杜ゆふね」には川内村社協の事務所のほか、交流スペース、デイサービススペース、浴室などがあります。社協は入居者の身近な存在として生活の支援を行っています。

ト拠点「あさかの杜ゆふね」が開設されており、川内村社協はその運営を担っています。仮設住宅で暮らす方と、周辺の借り上げ住宅で生活する方を対象に、日常生活の総合相談、高齢者に対する見守りや配食サービス、居宅介護・訪問介護・デイサービスなどの介護保険事業、住民交流の場の提供などを行っています。

サロンの運営主体は 社協ではなく入居者

仮設住宅入居者の半数は65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方も少なくありません。以前住んでいた地域の知り合いとも離ればなれになってしまい、周りは知らない人がほとんど。そこで、孤立や閉じこもりを防ぐために10月中旬から始まったのが「ふれあい・いきいきサロン」です。

サロンはまず「人々に集まってもらうこと」、そして「身近に住む人の顔を知っ

てもらったこと」を目指しました。現在はその次のステップである「どんな活動をするかを自分たちで決めて実践してもらうこと」を行っています。活動はお茶飲みでもゲームでも何でも良く、必要な物があれば社協で準備します。何かしたいか意見が出ないときは、例えばこういう活動はどうかと提案しますが、主役はあくまで住民の皆さん。社協は裏方に徹してきつかけづくりだけを行い、サロンの最初のみ顔を出してあとは退席します。自主的に行動してもらうことが自立につながり、いきいきとした生活を送っていただくきっかけになるはずです。「皆さんの、皆さんによる、皆さんのための活動」ですね。

今後は自分一人ではやらない運動に仲間と挑戦するなどして交流を深め、仮設住宅を行き来する間柄になってもらいたいと思っています。

仮設住宅の「関係図マップ」を 支援に活かす

サロン以外の取り組みとして、川内村に住んでいた方、住んでいる方全員に対し、生活上のニーズや不安に思っていることなどを伺い支援につなげるアンケートを行う予定です。それとあわせて、仮設住宅における隣近所との関係図を記したマップを作成するための

調査も行っています。誰がどの住宅を行き来しているか調べることで、周りと交流の少ない方への支援に結びつけていきたいと考えています。

社協にしかできない部分、それは川内村の一人ひとりに向き合い、丁寧に対応していくことだと思っています。今後さまざまな課題が考えられますが、川内村の人々とのつながりを強固なものにしながら、関係機関と連携し支援を図ってまいります。

サロン参加者 からの声

「毎回参加しています。いろんな人と話しができて嬉しい。でも1日も早く除染が済んだ川内村に帰りたい」

「サロンは仮設住宅にこもっているよりずっと良い。自宅のある地域は避難が解除されたから、たまに帰つて。自宅にいと仕事があるから充実しているね」。

「足が悪いから出歩くのは大変だけれど、楽しいから参加しているよ」。



水曜・金曜は川内村、木曜は富岡町の人々がサロンに参加。多いときには20人前後が集まります。

年度末拡大特集

ZOOM UP

東日本大震災から一年

これまでの歩みと次の一歩を踏み出すために

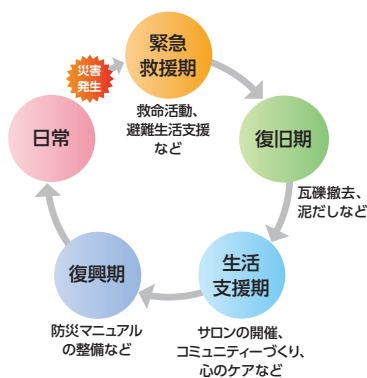
被災地では今なお復旧・復興に向けた模索が続いていますが、震災から一年が経ち、より生活に即した支援が求められています。今回は、福島県の福祉の現状と、これからの課題について考えます。

今、行われている福祉と求められる支援

災害対策には災害発生から日常に戻るまでの段階があると言われます。被災直後の自助や互助による助け合いが行われる「緊急救援期」、それが過ぎると公助や共助が加わり災害により落ち込んでしまった地域の力を元に戻す「復旧期」、そして多様な生活上のニーズに応え暮らしを立て直していく「生活支援期」へ移行し、最後に災害による教訓を活かし新しいまちづくりやしくみづくりに取りかかる「復興期」のサイクルに分かれます **図1**（特定非営利活動法人にいがた災害ボランティアネットワークの災害ボランティア研修会資料より）。

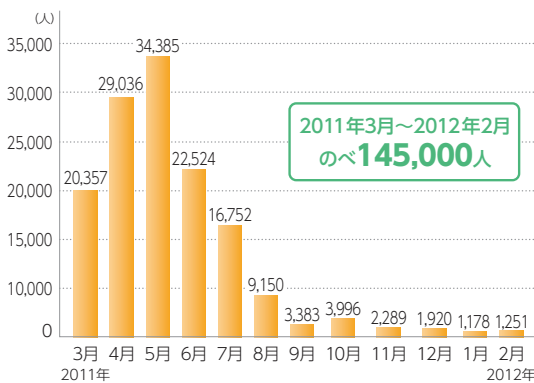
震災後に各市町村社協に設置された「災害ボランティアセンター」の一部は現

図1 災害サイクルと求められる支援



在、「生活復興ボランティアセンター」へ名称を変えて活動しています。これは、瓦礫撤去や泥のかき出しなどの災害復旧活動が一段落し、ニーズがコミュニティづくりといった被災者の生活支援に変化したためです。県内におけるボランティア活動者数は減少しつつありますが、今年2月末までの活動者数はのべ14万5千人を数えました **図2**。

図2 福島県内でのボランティア活動者数(のべ)



また、被災者が避難所から仮設住宅や借り上げ住宅に移り半年以上が経過し、入居者の生活は落ち着きを見せています。しかし、いつまでこのような生活が続くのかという将来への不安が蓄積してくる時期でもあります。福島県から委託された市町村社協や社会福祉法人・NPOなどが運営する「応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点は、そのような被災者の相談に応じたり、サロンを開催しコミュニティづくりになげるなど避難生活を支える拠点として、2月末時点で県内18カ所に設置されています。

福島原発の事故により避難を余儀なくされた福祉施設のなかには、避難先

で事業を再開した施設もあり、地域住民との交流を目指しながらサービスを展開しています。保育所や学校などでは、室内でも子どもたちがのびのびと体を動かすことができるような工夫をするなど、今置かれている状況のなかで、それぞれに新たな日常を定着させてあります。

福島ならではの支援で本当の「復興」へ

こうした生活復興ボランティアセンターや応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点の取り組み、避難先での福祉施設の再開などから、福島県の福祉面においての災害サイクルは「復旧期」と「生活支援期」の間にあると考えられます。しかし浜通りの一部は原発事故により立ち入ることができず、復旧活動もままならない状態であることから、部分的には「復旧期」の真っ只中と言えます。

福島県では原発事故という要因により避難生活が長期化すると予想されますが、それでも次の一歩を踏み出すための取り組みが求められます。

これからの一歩を踏み出し始めた新地町社協、伸生双葉会、NPO法人コーヒータム、福島保育所を紹介しながら、福祉の希望を展望します。

ボランティア
活動と
コミュニティー
づくり

被災者の一番近くで、 生活支援を継続させていく。

取材協力・新地町社協（新地町）

実情に密着した 支援の継続を



「仮設住宅入居者の見守りを継続し一人ひとりに目を行き届かせて、孤独死が起きることのないよう取り組んでいきたい」と新地町社協事務局長の穴戸富喜夫さん。

死者行方不明者110名、津波による浸水面積は町の全面積の5分の1という甚大な被害を受けた新地町。「早急な支援を必要としましたが、元々の社協職員が少ないことに加え、ボランティア担当者の不在、社協事務所が津波により浸水したことなどさまざまな要因が重なり、すぐにボランティアを受け入れることができませんでした。そんな中、県内外各地から多くの社協職員が応援に駆け付けてくれ、その強力な力添えを得て4月21日によろやく新地町災害ボランティアセンター（以下、新地町災害VC）を立ち上げ、ボランティアを受け入れる体制が整いました」と当時を振り返る新地町社協事務局長の

穴戸富喜夫さん。町内では今も、全国各地の社協による炊き出しなどが継続的に実施されています。それを受けて「恩返しまでは及びませんが、もし力が必要としている社協がある際には、すぐに協力できる組織づくりに取り組んでいきたい」と話します。

新地町社協の復興事業のひとつに、仮設住宅入居者や地域住民の生活を支援する応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点の運営があります。主に高齢者等に対する総合相談の受付や配食サービス、交流サロンや健康教室の開催、デイサービスの提供などを行っています。「実際の状況に即した支援が今後も絶対に欠かせません。被災者からのニーズがある限り継続して提供していきます」。

サロンやイベントで 生きがいを取り戻す

新地町災害VCは、8月10日にしんち町生活支援ボランティアセンター（以下、しんち町生活支援VC）へ移行しました。しんち町生活支援VCの役割は、ボランティア団体の受け入れと、この仮設住宅地で活動してもらう

かといった調整、当日の活動のお手伝いなどです。

「最近では体を癒したり趣味を深めるようなサロンのほか、入居者が店を出すマイタウンマーケットなど、多様なイベントを開催してくださるボランティア団体が多いです。震災から一年が経った今も、新地町を応援させてほしいと週末を中心に各地から集まってくださっています」と笑顔を見せるのはしんち町生活支援VCの小泉修平さん。「参加者は楽しいひとときを過ごすことで、生活の張りを取り戻すことにつながっていると思います。今後も、入居者がどんな活動を望んでいるか耳を傾けながらボランティアとともに入居者を細く長く支援していきたいです」。



「暖かくなれば新地町を訪れてくれるボランティア団体はさらに増えると思いますので、活発に活動していきます」としんち町生活支援VCの小泉修平さん。

入居者を一人も見逃さず 支援したい

新地町社協は、生活支援相談員を3人配置し、仮設住宅への訪問と入居者の見守りを行っています。現在町内8



「生活支援相談員の黄色いジャンパーを着ていると仮設住宅入居者の方から声を掛けてもらいやすくなるみたい」と生活支援相談員の齋藤ゆき子さん。

カ所の仮設住宅地に約1400人が入居しており、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を中心に支援しています。「最近完成した仮設住宅のアセスメント（査定）で、アルコール依存症やうつ病が疑われる方への見守りも注力しなければならぬと感じました。保健師さんと情報を共有し、気がかりな入居者を訪問してもらうなど連携を図っています」と、生活支援相談員の齋藤ゆき子さん。行き届いた目配り・気配りに心を注いでいます。

また、体操教室や炊き出しなども生活支援相談員の活動のひとつ。入居者の閉じこもり防止とコミュニケーションづくりが目的です。「イベントに参加される方は良いのですが、参加しない方を把握して、参加を呼びかけることが今後の課題ですね。入居者の身近な相談役として常に寄り添い、見守っていききたいと思います」。

新地町社協は今後も、被災者の生活再建に重点を置いた活動を展開していきます。

高齢者の
生活を
支える

いつか故郷に帰れる日のために、 事業を続け、町民の心の支えに。

取材協力・社会福祉法人伸生双葉会（富岡町／現本部は本宮市）

富岡町から郡山へ 困難を極めた避難



「離れていても町民との接点を保ち、なんとか地域福祉を実現したい」と話す伸生双葉会理事・特別養護老人ホーム館山荘施設長の宇佐見正幸さん。

伸生双葉会は、昭和61年に双葉郡で初めて特別養護老人ホーム館山荘を開所して以来、デイサービスセンターや地域包括支援センター、町立養護老人ホーム東風荘の管理運営など高齢者に関わる多くの事業を運営してきた社会福祉法人です。

昨年の震災では、3月12日に原発の半径10キロ圏内に避難命令が出され、郡山市へ避難しました。

伸生双葉会理事の宇佐見正幸さんによると、「警察・消防からの連絡を受け避難を始めたのが12日の午後3時半すぎ。寝たきり状態の利用者様を含め、全員がバスに乗車するのに2時間かかりました」。

避難先は川内村から船引、三春と手さぐり状態で移動して、ようやく郡山市のユラックス熱海に落ち着いた時には、深夜12時を回っていたと言います。

14日午後には、太田熱海病院の院長先生のご配慮により空き病棟が県指定の避難所にされ、病棟と同病院系列の特別養護老人ホームあたまホームの二カ所に分かれて移動しました。平行して病院の協力のもと宇佐見さんらは県内の各施設へ利用者の受入れ調整を続け、16施設に分かれて受入れが完了したのは3月19日。「20日には職員全員を家族の待つ場所に帰すことができ、病院と受け入れていただきました。施設に心から感謝しています。職員は地震の日から着の身着のまま。家族とも連絡がとれない状態で、みんな本当にがんばってくれました」と宇佐見さんは振り返ります。

意向調査から見た 新たなハードル

現在、職員は県内外各地で避難生活をしています。法人全体で150人い

た職員のうち60人は退職、その他は休業補償給付金を受給中です。昨年、職員に意向調査を実施したところ「戻るつもりはない」「しばらくは仕事に就かない」という回答が数多く戻ってきました。宇佐見さんは「これまで育ててきた能力ある人材を手放すのは法人にとつて大きな損失です。厳しい結果ですが歴史ある法人の灯火を消してはいけません。そのためにも目の前のできることからしっかりとやっていかなければなりません」と話します。その一つが、県から事業を委託されている応急仮設住宅地域高齢者等サポートセンターの運営です。

地域住民とつながる サポートセンター事業

伸生双葉会は、まず昨年11月、富岡町からの避難者が多い大玉村で事業を開始しました。サポートセンターは仮設住宅に入居している皆さんの拠点であるとともに、デイサービスセンターも備えた施設であることが、ようやく地域に周知されてきたところです。今年3月には三春町にも開所しました。

このような予定があつたことから昨年10月には双方に行きやすい本宮市に法人の仮本部拠点をおきました。また、法人が受託している町立養護老人

ホーム東風荘も、応急仮設施設が郡山市内に建設される予定です。

「避難先でも事業を継続することで、職員の雇用を確保することができまので、地元で施設を再開する時の大きな力になると期待しています」と宇佐見さん。また、サポートセンターを運営しているのが町民にとつてなじみ深い「館山荘」であることが、利用者の安心感につながっています。

「いつかは町に帰りたい——」、そう話す人の多くが高齢者。伸生双葉会は、そんな高齢者の心を支える拠りどころとしても、大きな役割を担っています。



大玉村応急仮設高齢者等サポートセンターの内部。仮設とはいえ浴槽などデイサービスセンターの設備は全て整っています。所長の佐々木誠司さんは「今後、大玉村の人たちにも協力いただいて交流を深めていきたい」と話していました。

障がい者と
ともに

二本松にしっかりと根を下ろし、 地域を超えて人々が交流を深める場へ。

取材協力・NPO法人コーヒータム（浪江町／避難先は二本松市）

通所者の想いを受けて 二本松市で事業再開



「神戸市の女性が手作りのミトンと応援の手紙を送ってくれました。いつか、ミトンをはめて手作りピザをお客様に提供したいです」と理事長の橋本由利子さん。

浪江町のコーヒータムは平成18年からデイケア施設、平成20年からは地域活動支援センターとして精神障がい者へサービスを提供してきました。メンバー（コーヒータムでは通所者をメンバーと呼んでいます）が毎日楽しく集まれるようにと、町内に構えた2つの喫茶店での接客業務を中心に、コースターやストラップの制作・販売、畑作りなどを通して、メンバーの生活支援を行っていました。あの震災が起こるまでは――。

理事長の橋本由利子さんに震災後の動きについて伺いました。「私をはじめメンバーや職員は各地に避難し、コーヒータムの継続は難しい状況になり

ました。でも、再開することが復興につながるという励みしや、仮設住宅にいたるだけではつらいので再開してほしいという要望をメンバーからいたたき、新しい土地でスタートさせようと考えました。南相馬市での再開も視野に入れましたが、浪江町役場の移転先である二本松市に拠点を置くことを決め、昨年10月、市民交流センターの一角で事業を再開しました。」

大切なのは 地域の方々とのつながり

現在、15名いたメンバーは6名に、5名いた職員は3名に減ってしまいました。避難先も散り散りになり、二本松市以外に福島市、本宮市などから通っている方もいます。「二本松市でお世話になるにあたり、地域の方々とのつながりを大切にしながら、しっかりと根を張っていくことが大事だと思っています。メンバーについても、浪江町の方だけでなく二本松市の方をはじめ、通所を希望する方ならほとんど受け入れていきたいです」と橋本さんは

話します。

また、多くの浪江町の住民が暮らす二本松市で事業を再開したことで得たものがあると続けます。「私たちのことを知った浪江町の方がコーヒータムを訪ねてくださり、交流する場になっていくんです。二本松市の方にも来ていただいて、二本松市と浪江町のつながりを深め合う場にできれば嬉しいですね。浪江町から避難し二本松市で事業を再開した施設はコーヒータムだけではなく、そのような同じ境遇の施設とも情報を交換し、連携しながら取り組んでいければと思っています。」



テーブルや椅子は浪江町から持ち出したもの。コーヒータムは、お好みの大塚相馬焼コーヒーカップで飲むことができます。

元気を発信し、 浪江町を勇気づけたい

コーヒータムが事業を再開し、3月で5カ月を迎えました。橋本さんは、メンバーを支援する立場でありながらメンバーに支援されてこまめやってこれた、と笑顔を見せます。「コーヒータムの再開を一番喜んでくれたのはメンバーやその家族の方でした。メンバーには人との付き合いを苦手とする方が多いのですが、無理のない範囲で一般の方と触れ合う機会をつくり、浪江町にいたときのようにつけ客できるメンバーを増やしていきたいです。そして障がい者であることや、浪江町からの避難者であることにとらわれず、皆さんに愛される「コーヒータム」になれたら。私たちが新しい土地で元気に活動していることをたくさんの方々に知ってもらえれば、浪江町の励ましにもなるのではないかと期待しています。」

いつか浪江町に帰れる日が来ても、ここでの事業を継続し、浪江町のコーヒータムは「支店」として運営するつもりだという橋本さん。新しい地域で芽吹き始めた浪江町と二本松市の新しい交流の輪は、少しずつ大きく広がっています。

子どもたちの
安全と安心

まずは私たちが笑顔になって、
みんなを安心させたい。

取材協力・社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所（福島市）

みんなのチカラで
「いつもの保育」を



「地震や放射能という言葉に過敏になっていた時期もありましたが、私たち保育士が元気なら、子どもたちも不安にはなりません」と福島保育所所長の永澤孝子さん。

訪れた日はあいにくの雪模様でしたが、福島保育所の中では子どもたちの元気な声が響いていました。「震災による施設の被害は少なかったものの予定されていた入所式は取りやめに。それでも職員の間々が私たちが何とかします！」と震災翌日から積極的に出てきてくれたので、いつもの保育を続けることができました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです」と話してくれたのは、所長の永澤孝子さん。

震災直後はトイレの水不足に悩み、職員みんなで保育所の裏を流れる小川から水を汲んだこともありました。「あの時を思い出すと、別の世界に生きているみたい。だけど、玄米サプリメ

ント、おむつ、ミルク、絵本などの支援物資の他に、農家の方からは野菜、消防団員の方からは優先的に飲料水を回していただくなど、多くの方々からご支援をいただいたことに本当に感謝しています。今でもボランティアで横浜市から車で5時間かけて毎週飲料水を運んでくれる方もいます。

現在、福島保育所では県と市の指導を受けて、空間線量と地表線量を毎日測定しています。「放射線については私たちも知識がないため、保護者の方を交えながら何度か研修を受けました。昨年10月から1週間に2回、20分だけ外遊びをさせています（3歳児以上）。

福島市ではホールボディカウンター（内部被ばく検査）が実施されますが、幼児を優先的に実施してほしいと思います」と保育所では子どもたちの健康を最優先に考えています。



福島保育所の子どもたち。定員120名（0歳14名、1歳12名、2歳29名、3歳24名、4歳25名、5歳27名）。

「放射線量以外のこともお母さん方はたくさん不安を抱えて緊張しています。子どもたち以上にお母さん方のケアも大切にしたいですね。私たち職員一人ひとりがいつも通りの笑顔を見せることで、子どもたちや保護者の皆さんに安心してもらいたい」と中村さん。みんなと一緒に歩む保育がゆっくりと進んでいます。

お母さんの心のケアも
大切な時期



「保護者の皆さんはいろいろと考えた末に福島に留まることを決めた方ばかり。安心できる保育をみんなの手でかなえていきたい」と主任の中村洋子さん。

子どもたちの笑顔が
私たちの宝物



「すぐ隣の団地の皆さんを招いてのお食事会も定期的に開き、地域と絆を深めています。子どもたちの明るい笑顔が何よりの元気の源」と栄養士の木幡美幸さん。

栄養士の木幡美幸さんにもお話を聞きました。「これまでは地産地消を中心に栄養管理を行ってききましたが、地元の一部の食材は使えない状況です。地物だったら安くて新鮮なのに残念です。園で栽培していたジャガイモ、カボチャ、トマトなども収穫をあきらめました」。それでも保育所では食育に継続的に取り組んでおり、調理保育としてイチゴジャムやピザ作りなどを楽しく行いました。

「何をつくっても子どもたちは無邪気に喜んでくれます。大人顔負けの順応力が子どもたちにはあるんですね。今は保護者の皆さんの要望をお聞きしながら最善を尽くすしかありませんが、みんなで元気を出して乗り越えていきたいと思っています」。子どもたちのために今できることは何か。職員と保護者が一緒に考えながら実践する「提案行動型の保育」がここに芽吹いていました。

福島県社会福祉協議会がお伝えしたいこと

3.11を乗り越えて、県社協はすべての福祉関係者と協力しながら、 これからも県民の皆さんの生活を支えています。

東日本大震災から一年、ボランティアなどを通じて“ふくしま”の復旧活動に多くの方々からお力をいただきましたことに、心から「ありがとう」の感謝の気持ちを伝えます。

震災後、3カ月の間に県内31市町村社協に32カ所の災害(生活支援)ボランティアセンターが設置されてからこれまで、活動者数は延べ146,516人(3月6日現在)を数えました。大きな余震が続き、放射能への不安が極大化し、季節も春の寒さから夏の酷暑に移るなか、ボランティア活動者の安全と健康管理が大変重要な課題でしたが、各ボランティアセンターの適切なコーディネートにより、懸念された事態もなく、ボランティア一人ひとりの作業と“ふくしま”への思いが、災害復旧の大きな力となりました。

災害から生活復興へと名称と役割が変わった現在は、多くの避難者生活を支えていくために、170人の生活支援相談員を配置しています。「身近な見守り・相談者」として、被災後の不幸をなくし、生活への希望を持ち続けていただくため、生活支援相談員は相談援助のスキルを高めながら、長期化が予測される避難生活を今後も支えて続けていきます。現在、「生活支援相談員から見る避難住民生活の現状調査」を実施していますが、近くこの結果を取りまとめ、これからの避難住民生活支援に関する提言とするとともに、生活支援相談員のより良い支援活動につなげていきます。

一方、高齢者施設や障がい者施設などでは、震災直後から、利用者に提供する食事や医薬品、その他物資がほとんど届かないという状況下におかれた施設もありました。県社協としてもすぐに不足物資の手配や寄せられた物資配布などを行いました。各施設でのそれぞれの努力や周りからの支援などにより過酷な急場をしのぎました。また、利用者とともに避難を強いられた施設・事業所も多く、健康や生命が危険にさらされてしまいました。そうしたなかで、県内

の多くの施設等で避難された利用者を受け入れていただいたことで、本当に多くの利用者の安全が確保されました。各施設の特段の配慮と尽力は“ふくしま”の一体感を強めました。

現在、県社協では福祉施設・事業所の東京電力に対する賠償請求の取りまとめを行いながら、被災・避難事業所の支援を行っています。また、利用者や職員が戻らず再開できない施設・事業所も多くありますが、事業再開や休業期間中の補償などを含めて、相談員を配置して個別支援を行っています。さらに、県社協児童福祉施設部会では『原子力発電所の事故にかかわる緊急時対応マニュアル』を近くまとめます。この災害における緊急対応を検証し、今後の非常時対応方策と緊急時の避難指針をつくり、子どもたちの安全を守っていきます。

ふくしまは津波被害だけでなく放射能の影響も大きく残ります。保育所の子どもたちは思いっきり外で遊べません。コミュニティが失われた地域があります。家族形態が分散してきています。将来を担う子どもたちの育つ基盤が揺らいでいます。

県社協をはじめ福祉社会を担う私たちは、このような課題を克服しながらこれからの“ふくしま”の福祉を一步步前に進めていかなければなりません。福祉コミュニティを再生し、高齢者や障がい者の生命と生活を守り、そして笑顔あふれる子どもたちの育ちを支えていかなければなりません。

すべての福祉関係者が協力しあいながら、3.11を乗り越え、これまで以上にあたたかでつながりがある“ふくし、ふくしま”をつくっていきましょう。



みんなの笑顔のために、県社協は福島ならではの福祉に取り組んでいます。

震災から1年 今、必要とされる 避難住民生活支援とは ～福島県の実情を踏まえて～

長期化する避難生活の継続的な支援には、いま何が求められているのでしょうか。避難住民の孤立・孤独化を防ぐために昨年から配置された「生活支援相談員」。その活動から見えてきた避難住民の現状と支援課題について取り上げます。

**16万人にのぼる避難者
9万7千人は県内で生活**

東日本大震災から1年が過ぎても、福島県では16万人が県内外での避難生活を余儀なくされています。県内の仮設住宅に入居しているのは約3万2千人。さらに県内の公営住宅や民間の借り上げ住宅に住む人は6万5千人（平成24年3月5日時点に上り、過去に例のない住民避難です）。

その生活を支えていくために県社協では孤立・孤独化防止を大きなねらいとして、県内に171人、平成24年2月1日時点の生活支援相談員を配置し、最も身近な見守り・相談者として、被災者・避難者の心に寄り添いながら日々訪問活動などの支援を行っています。

す。昨年7月から今年1月末までの間に約20万回近い訪問活動のほか、サロン活動など「コミュニティづくりの支援」を行ってきました。

現状調査の結果をもとに 意見交換・討論会を実施

県社協では、生活支援相談員の活動を通して、避難住民の現在の生活不安や課題などを明らかにし、今後一年程度を目安に必要なべき支援策などを関係機関などに提案することを目指し、2月に「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」を実施しました。

この調査結果を基に、3月14日には、9市町村のチーフ生活支援相談員らによる生活支援相談員による避難住民

生活支援に関する意見交換・討論会を実施しました。会場には百名近くの福祉や行政関係者等が集まり、情報交換すると共に、それぞれの立場でこれらの支援のあり方について考えました。

※調査対象：県内配置のすべての生活支援相談員171名
集計方法：回答はすべて記述式。回収内容を分析し、カテゴリー別に分類。

生活支援相談員による避難住民生活 支援に関する意見交換・討論会

開催日 平成24年3月14日（水）
進行役 桑原英文氏



一般社団法人 コミュニティ・4・チルドレン代表理事
JPCom (Japan Philippines Community&communication)
代表
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 幹事(中央共同募金会)

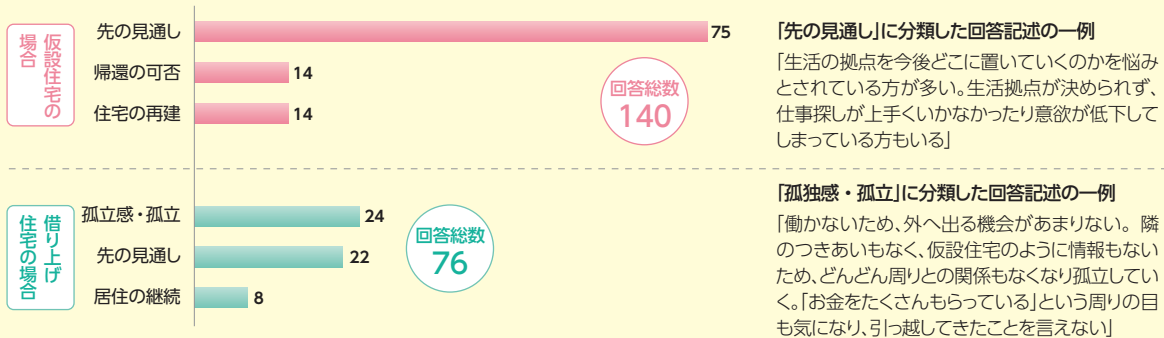
過去の震災の教訓をもとに「生活支援相談員の必要性をとらえ、設置に尽力。東日本大震災でも宮城県・福島県で災害ボランティアセンターの運営支援や復興支援活動を行っている。

意見交換・討論者

広野町社協・チーフ生活支援相談員 鈴木裕美子さん
大熊町社協・チーフ生活支援相談員 伊藤健一さん
双葉町社協・主任生活支援相談員 高野陽子さん
相馬市社協・次長兼生活復興ボランティアセンター長 今野大さん
南相馬市社協・事務局次長兼主任生活支援相談員 黒木洋子さん
飯沼村社協・チーフ生活支援相談員 菅野純子さん
郡山市社協・地域福祉課主査兼福祉活動専門員 齋藤貴之さん
会津若松市社協・チーフ生活支援相談員 板橋清介さん
白河市社協・生活支援相談員 本田多賀子さん



グラフ1 震災から1年が経過する現在、避難住民が日々の生活において感じている不安（上位3回答）



フロア参加者

市町村社会福祉協議会役職員、県及び市町村行政職員、関係機関・団体所属者など

論点

①「コミュニティ崩壊の影響と新しいコミュニティでの生活課題」、②「世帯分離の進行により懸念される福祉課題」、③「仮設住宅と借り上げ住宅避難者への支援格差」

① 新しいコミュニティでの生活課題

《調査結果報告》「避難住民が不安に感じている内容」で際だつて多い内容は、「先の見通し」がわからないということと、その根本にあるのが、原発事故により避難区域になっている故郷に帰れるのかどうかという「帰還の可否」があります。

《進行役・桑原英文さん》双葉町は町そのものの機能が埼玉県にあり、連絡調整がしにくい部分があると思います。が、いかがでしょうか。

《双葉町社協・高野さん》高齢者のなかには「来年は帰れるんだ



べ？」という人もいますが、一時帰宅する度に家が荒れていくのを目の当たりにした人は、「ふるさとがなくなっていく、帰る場所がなくなっていく」を実感しています。埼玉県加須市だけではなく町民が県内外に散らばっている状況です。町として「仮の町」構想はあるようですが、これからさらにバラバラになっていく可能性があります。「帰りたいけど帰れない」「気持ちの揺れを相談業務で感じます。せめて伝統行事を子どもたちに伝承しよう」と取り組んでいる方もいます。私たちは離れてはいても地域の力をつけるきっかけづくりや、自立して暮らしていくための支援をしていかなければならないと感じています。

《広野町社協鈴木さん》



広野町は去年の9月に緊急時避難準備区域が解除されましたが、町内のインフラ整備や除染が終わっていないので、町に戻っている人は250人程度です。仮設住宅や借り

上げ住宅を訪問していると放射能に関する考え方、とらえ方が非常にバラバラで不安を感じている人が多いです。帰還に向けた支援としては、町民の方たちの不安を解消していくことが、大きな課題になってくると感じます。

《進行役・桑原英文さん》「ふるさと」という言葉がありましたが、避難した子どもたちが「ふるさと」を持たずに成長していくことが懸念されます。一方、避難先となる市は、どのような支援をお考えですか。



《郡山市社協・齋藤さん》

郡山市には富岡・双葉・川内の3力所から避難されてきています。市社協では「避難者」と色分けせず、お互い様で生活できる仕組みをつくっていききたいと思っています。3町村の方が市内のいきいきサロンに参加できないかと地元の方に話して、参加できるよう調整しています。お買い得な店、美容室、クリーニング店などの生活情報を交換するような特別ではない支援が求められているように思います。

《会津若松市社協・板橋さん》



会津若松市のほとんどの人は、避難者を快く受け入れています。私が借り上げ住宅を訪ねていく

と、「何をしに来たの？」と大家さんにいぶかしがられたこともありまして。避難者を守らなければならぬ、という思いでいたっています。

また、震災などで亡くなられた方の仏事が行えず困っていたところ、あるお寺で供養を引き受けてくれたこともあったそうです。長い関わりになりましたので、個別の課題を調整し解決していくのも私たちの役割だと思っています。

② 世帯分離の進行により
懸念される福祉課題

《進行役・桑原さん》コミュニティの基礎は、家族・世帯です。核家族化が進むなかでも沿岸部は比較的三世代で住むケースが多くありました。今回の被災で家庭が切り離されている実態があればお話しください。

《大熊町社協・伊藤さん》

会津若松市に避難している大熊町民



の支援相談を担当しています。具体的な見通しが見えないなか就労や就学の問題が出てきていま

す。2〜3年で移動しなければならぬのであれば、仕事に就かなくてもいいという方もいます。また、子どもたちの学校は、少しでも故郷に近い、いわき市に行きたい。しかし町の機能が若松にある状況だと個人では決断できないということです。以前はあった家庭環境がお子さんも含めてバラバラになってしまっているのが現状です。

《南相馬市社協・黒木さん》



避難される前は、孫やひ孫と一緒に暮らして自分の役割があったのに、それがなくなつて閉じこも

つてしまつて高齢の方がいます。農作業や草むしりができないので、さらに悪循環です。サロンの出てくれる方がいいのですが、なかなか出てこない方をどうするかが課題です。

《進行役・桑原さん》世帯の分離がい

ち要因となつて高齢者の閉じこもりも見られてきているようです。飯舘村はどうでしょうか？

《飯舘村社協・菅野さん》



借り上げ住宅を訪問すると、日中独居になる高齢者がほとんどです。若い世代は職場に近い

ことを優先してアパートを借りることが多く、おじいちゃん、おばあちゃんは話し相手がいないし、知らない土地を出歩く不安から第三者とのコミュニケーションがとれない状態にあります。人恋しくて、沈んでしまった心をお茶会などを開いて溶いていければと思っています。今後は、お茶会に参加されていない方々を中心とした個別訪問に力を入れていきたいと思っています。

《双葉町社協・高野さん》

コミュニティを大切にするお年寄りが仮設住宅に、息子夫婦が借り上げ住宅に分かれて住むケースもあります。仮設住宅がなくなつた時に高齢者をちゃんと引き取れるのか、今後課題になると思います。

③ 仮設住宅と借り上げ住宅
への支援格差

《調査結果報告》避難生活のなかで、こ

れまでの間に感じた生活上の満足感や感謝していること **グラフ2** については、仮設住宅では「支援物資等」が、借り上げ住宅では「避難先住民の支え」が、それぞれ多数を占めました。一方で、「いまだに不足している支援 **グラフ3**」については、仮設住宅の場合「住環境の改善等」が、借り上げ住宅は「生活情報の提供」が多くありました。

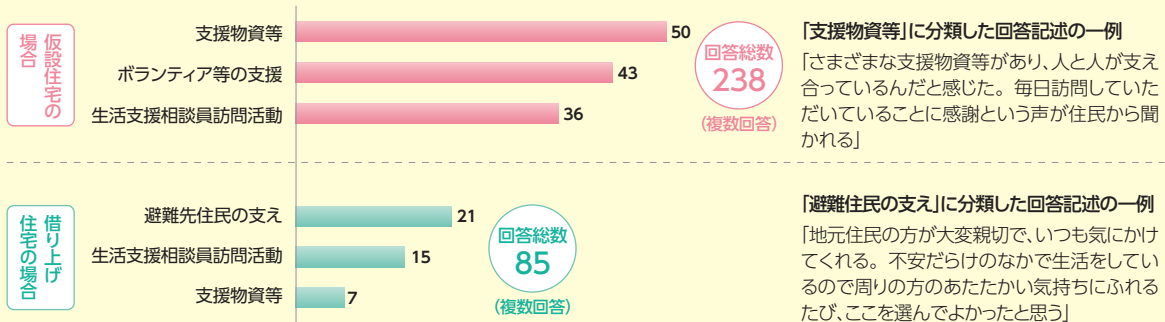
《相馬市社協・今野さん》



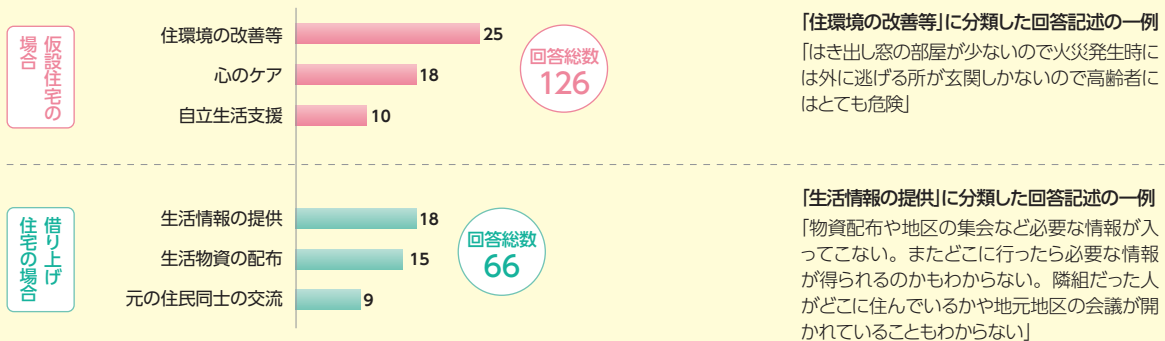
相馬市には、原発事故で他市町村からも多数避難しています。高齢者には、「先

い。私たちは、この仮設住宅で死ぬしかない」と言つ方もいます。そんな時には、「先のごとがわからないなら、何か希望とか未来もあるんじゃないの？」と話します。そうすると「じゃあ、もう少しがんばるか」と言ってくれることもあります。今は物ではなく心のケアが必要です。

グラフ2 避難生活のなかで、これまでの間に感じた生活上の満足感や感謝していること（上位3回答）



グラフ3 いまだに不足している支援（上位3回答）



《白河市社協・本田さん》



かれました。

仮設住宅では配布物が多すぎて、目を通さないままでいる人が多いそうですが、借り上げは物資だけでなく情報さえもこない。この差を縮めるのは難しいです。仮設住宅の場合は「支援が当たり前」から、自分たちで自らの生活の前に進めていく支援を考えていかなければなりません。

《南相馬市社協・黒木さん》

借り上げ住宅でも自分たちでサロンをやりたいから社協に「手伝つて」と声をかけてきた人もいます。そういう方たちとうまく関係を築いてもつとめて「物」ではなく「情報」を発信していきたいと思っています。



《進行役・桑原さん》物がいろんなものを崩していくこともあるし、物が人をつなぐという面もあります。しかし、住民の格差を生む原因にしてはいけません。また、避難者自ら暮らしを再生するために、必要なときに「助けてほしい」といえる社会。そして助けられる社会をつくらなくてはなりません。震災から1年、誰もがもつ「力」を発揮するための支援が求められていると思います。

この震災で、家族を奪われた人がいます。生活してきた家や土地から離れざるを得なかった人がいます。様々な悲しみや悔しさ、悩みを多くの住民は抱えています。非日常生活が日常生活になりつつある避難生活では、今までは違つ多くの課題や問題が顕在化してきています。さまざまな亀裂、分断も起こっています。時の経過とともに新たな課題も予想されるところです。

生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査の一環として開催したこの意見交換・討論会では、被災し避難されている住民生活への理解を深め、今日からまた一年先の住民生活を支えていくための方策を多くの関係者の方とともに考える機会となりました。

福島県における相談支援専門職チームの活動

被災された高齢者等の生活を支援し続けるために

東日本大震災から1年が経過し、応急仮設住宅で過ごす被災者(特に高齢者・障がい者)のより細やかな支援が求められています。今回は、福祉・介護の専門職からなる「相談支援専門職チーム」の活動について特集します。



昨年の相談支援専門職チームの活動の様子。避難所となったビッグパレットふくしまやホテルリステル猪苗代などでは、相談業務や暫定ケアプランの作成等の支援を行いました。

県内6団体がつながって、継続的な支援をスタート

相談支援専門職チームが生まれたきっかけは、県内最大の避難所であった郡山市のビッグパレットふくしまでの被災者支援の反省からでした。当時は、県内外から支援団体が次々と入る一方、地元の行政職員や社協職員なども被災者がどこにどんな状況でいるのか把握しづらく、たとえば健康状態が優れない高齢者がいても、病状の確認作業を医療団体やボランティアといった支援団体がそれぞれに行うため、被災者の負担も大きく、時間の無駄も発生していました。

各団体がバラバラに支援しているこの状況を打破しようと、福島県介護支援専門員協会が中心となってビッグパレットふくしまの被災者のニーズ調査に乗り出し、県内の専門職や支援団体をつなぐ下地ができていきました。



相談支援専門職チームは県内6方部に分かれて活動しています。

この活動のバトンを受け取るかたちで、県の委託事業「福島県仮設住宅等被災高齢者等生活支援のための相談支援専門職チーム派遣事業」が昨年5月19日から動き出しました。このチームは、福島県介護支援専門員協会を窓口団体とし、福島県社会福祉士会、福島県医療ソーシャルワーカー協会、福島県精神保健福祉士会、福島県理学療法士会、福島県作業療法士会の6団体で構成されています。支援活動の場は、県内6方部(県北、県中、県南、会津・南会津、相双の一部、いわき)で、それぞれの地域で専門性を活かしながら「被災者の継続的な支援」を目的としています。



相談支援専門職チームによる ニーズの掘り起こし

ステップ 1

たとえば本人の…

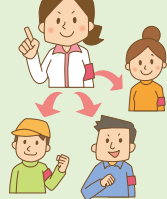
- ①身体機能の著しい低下
- ②精神活動や意欲の低下
- ③認知症が疑われる
- ④適切な受診受療が必要
- ⑤障害者自立支援法の活用
- ⑥様々な手続き支援が必要
- ⑦今は大丈夫だが、継続的な支援が必要



ステップ 2

各方部の相談支援専門職チームのリーダー
(チームコーディネーター)が、それぞれの
専門職につなぎます。

チームリーダー



- 理学療法士・作業療法士
- 心のケアチーム
- 介護支援専門員
- 保健師、
医療ソーシャルワーカー
- 社会福祉士
- 他機関行政への紹介
など

ステップ 3

医療・介護・福祉サービスの利用意向が明
確となった場合、各機関の窓口との連絡・調
整を図ります。

- ケアプランの手続き・調整
- 施設との調整
- 障がい者分野支援
- 心のケア支援
- 権利擁護の支援 など

相談支援専門職チームは、地域の医療・福
祉・介護のマネジメントを行います。避難
者のニーズを

漏れなく 遅滞なく 適切な支援
(サービス)



につなぐことを優先して活動します。

被災者のもとに足を運び、 自律的な支援を促すために

相談支援専門職チームの一番の特

徴は、柔軟かつ迅速な対応力といえま
す。代表的な例のひとつが「暫定ケア
プラン」です。これは早急にサービスの利
用が必要な場合、利用者とともにケア
マネジャーが要介護度を推定し作成す
る一時的なケアプランのことで、福島県
では一次避難所、二次避難所の要介護
高齢者270人以上を相談支援専門
職チームが中心となって支援しました。

二次避難所の中でも、双葉町の住民
が避難した猪苗代町のリスナル猪苗代
は、役場機能が埼玉県に移動したため、
社会的弱者と言われる人たちの支援が
遅れました。高齢者や障がい者、認知
症の方は「身の危険を自らの判断で守
れない」「環境変化についていけない」「避
難所生活に馴染めない」「身体の変化を

自り訴えられない」「困りごとを他者に伝
えられない」という状況に置かれ、驚く
ほど短期間のうちに状態が変化してしま
うこともありました。それらに追い打ち
をかけるように、避難所から応急仮設
住宅や借り上げ住宅へ移り住むことへの
不安も重なって、相談支援専門職チーム
の活動は介護サービスだけではなく、
リハビリチームの健康教室や生活全体
を支援する形へと移行してきました。

今年3月末日現在、相談支援専門職
チームに登録している6団体の会員は
552名。活動した延べ人数は143
1人、支援者は延べ4361人を数えま
す。方部によってチームの構成メンバ
ーは様々ですが、活動の考え方は、行政
区ではなくスポットでの支援です。連
携のための複雑な手順や新しいルール
を作つて足踏みするのではなく、被災者
のもとへ足を運び、その方たちが新たに
動き出したいという意欲へ向けた支援
を行動理念としています。

インタビュー

一般社団法人 福島県介護支援専門員協会会長
ひろろぎグループ統括部長 千葉喜弘さん
ちばよしひろ
ゆるい仕組みの中で、
能動的な支援を展開していきたい。



住民のニーズを社会資源などにつなぐ
ソーシャルワークの対象は、ミクロ(小領
域・メゾ(中領域)・マクロ(大領域)に分
けられるのですが、福島型の震災では、地
域社会に関わるメゾの部分の部分が先に崩れて
しまったため、個人の生活が失われ、被災
者一人ひとりのニーズや要望が抑圧され
てしまったというのが実状です。中でも、
応急仮設住宅で生活する皆さんが抱える
不安は想像を超えるものがあります。そ
のような中ですが、見えないニーズを掘
り起こすことはできますし、解決につな
がらなくとも、その糸口を見つければ手伝
いをすることはできるはずですよ。

今回の相談支援専門職チームというの
は、分かりやすく言えばゆるい仕組み
です。方部ごとにやり方やメンバーが変
わっても構わない。他の支援団体の活動と
ぶつかるものでもないし、決定機関でも

ありません。ただし、この仕組みを動か
すには、県内6団体の信頼関係が必要不
可欠です。この絆は一朝一夕に生まれた
ものではなく、私たちがこれまで培ってき
た「絆と呼べるものでしょう。現在、相談
支援専門職チームは方部ごとに被災者ニ
ーズに合わせた新しい支援が生まれつつ
あります。被災者の自立を促すこと、地
域の中に馴染むきっかけを後押しするこ
と、そのどちらも大切にしていきたいと考
えています。



県中方部の相談支援専門職チームの活動

郡山市喜久田仮設住宅のソーシャルワーカー室（相談室）に集まった相談支援専門職チームの皆さんにお話を聞きました。

ソーシャルワーカー

おかわら 大川原 順子さん（太田総合病院附属太田熱海病院 勤務）

みんなが安心して暮らせるような環境に少しでも近づきたい。



方部によって相談支援専門職チームの支援の方法は様々です。たとえば、会津方部は雪道の歩き方や冬の過ごし方の教室、県北方部はサポートセンター内での体操教室やたこ焼きづくりといったイベントへの参加、県中方部では仮設住宅の一角にソーシャルワーカー室相談室を設けるなど、ニーズに合わせた活動を展開しています。

一次避難所、二次避難所でニーズの高かった相談支援ですが、震災から1年が過ぎて住民の皆さんのエネルギーがなくなってしまう感があります。心に悩みを抱えているように見えても「大丈夫……」という答えが多いですね。原発事故は、人を傷つけ、人と人との間を壊していると感じています。中でも、

応急仮設住宅と借り上げ住宅の格差を感じの方が増えてきており、避難者なのに高級車に乗っていると、毎日飲みに行っているといった心ない声に元気を奪われてしまっている状況です。希望や絆という言葉はきれいですけど、現実にはそんなに簡単につくることはできません。私たち自身も少しずつ歩み寄りながら住民との信頼関係を築いているところです。

私はソーシャルワーカーの立場でチームに参加していますが、集団での生活を支援していくためには、認知症や障がいに対する理解も必要不可欠です。それらの理解を促すために、勉強会などの教室を今後企画していきたいと考えています。



喜久田応急仮設住宅の一角に設けられたソーシャルワーカー室（相談室）。チームメンバーは定期的に集まり、支援の引き継ぎや今後の計画について調整を行っています。隣の部屋には生活支援相談員2名が常勤しており、支援情報を共有しています。

ソーシャルワーカー

さくま 佐久間 みゆきさん（針生ヶ丘病院 勤務）

心のケアが今後ますます重要になってくると感じています。



普段は病院精神科のソーシャルワーカーとして、外来の方と入院の患者さんを相手に相談業務を行っています。震災の後、富岡町の仮設住宅のニーズ調査のお手伝いをしたことはありましたが、「福祉の専門職である自分たちに何ができるんだろう」という思いをずっと抱えていました。今回チームコーディネーターの大川原さんからご連絡をいただき、相談支援専門職チームの一員として初めての参加となります。

このチームは日常の仕事をしながら時間をやりくりして集まった仲間たちです。ですから定期的に仮設住宅を訪問したり、同じメンバーで長時間担

当することはできません。これらの問題を回避するために、チーム活動ではメーリングリストで情報を共有したり、前回行った支援の内容を引き継ぎノートで確認しています。

これからの応急仮設住宅の被災者支援ですが、私は地元地域のことについて詳しくないので、それらの情報をつないでいくことと、専門である精神の分野からアドバイスできることもあると思います。特に「心のケア」が今後ますます重要になってくるのが予想されますので、その分野でも関わっていきたいですね。

社会福祉士

加藤 裕美さん（総合南東北病院 勤務）

**潜在的なニーズをいかに
すくい上げるかが課題です。**



今日からチーム参加となります。社会福祉士として日々感じていることは、行政の方たちも支援の方策に疲れているということです。まちの保健師さんたちも被災者ですから。すべての支援を一人で行うことはできませんので、皆さんの力を借りながら一歩ずつでも支援を進めていきたいと思っています。応急仮設住宅や借り上げ住宅で暮らしている皆さんについては、家族も仕事も失って何もする気が起きないという話をよく聞いています。高齢者の方は、朝起きて外の草むしりだけでは足腰もすぐに弱ってしまいますし、隣近所の方とひんぱんに話すわけではない

ので、中にはひきこもりになる方もいます。支援活動では「地域コミュニティの再生」という言葉が安易に使われますが、人生観そのものを失っている人たちに対して、新しい何かをつくり出そうという発想がそもそも間違っているのかもしれないですね。相談支援専門職チームに限らず、継続的な支援がいま求められていることではないでしょうか。相談に来てくれる方は問題意識があるのでもいいのですが、相談に來ない方相談する気力もわかない方の潜在的なニーズをいかにすくい上げるかが今後の課題といえます。

社会福祉士

小野 哲夫さん（桑野協立病院 勤務）

**格差感が孤独を生んでいる
という側面もあります。**



社会福祉士会としてのチーム参加となります。東日本大震災の後に一次避難所となったビッグパレットふくしまでも支援活動をしたことが、トイレのすぐそばに寝たきりの方がいたり本場に戦場のようでした。大規模な避難所での支援は、行くたびに様子が変わり、被災者を丁寧に支援するのは至難の業です。しかし、食事を同じ空間で取ったり平等に支援物資を受けたりもするので、避難所での「格差感」はあまりなかったと言えます。それがここに来て格差が生まれてきました。財産があるかどうか、家族の協力が得られるかどうか、といったことですね。もともとあった格差も

ちろんありますが、応急仮設住宅や借り上げ住宅に移ったことで顕著になってきた格差もあります。こちらの応急仮設住宅の住民はすべて双葉町の方なのですが、集会所があっても最近はまだ集まらない状況が続いています。こうした状況を打破しようと、生活支援相談員さんにも訪問に動いてもらっていますが、健康教室やイベントなどを企画しても参加者が集まらないので、悪循環になっています。難しい状況と言えますが、本人の持っている力を上手に引き出して、解決の糸口を一緒に探していけたらと考えています。

インタビュー

双葉町社協・生活支援相談員の
吉田夕美子さんに聞きました。

**何かあれば、すぐに動いてくれる
相談支援専門職チームの
皆さんに感謝です。**

喜久田応急仮設住宅には、双葉町町民32世帯が入居しています。同じ双葉町の町民といっても、もともと住んでいた場所が隣近所ではないので、打ち解けるのにも時間がかかります。困りごとや不安がないか直接訪問してニーズの掘り起こしをかけていますが、双葉町社協の本部が埼玉県です。例えば介護につなげるのもどこに電話してよいのか全く分かりません。そのような状況ですので、相談支援専門職チームの誰かに相談すればすぐに動いてくれるというのは大変ありがたいと感じています。最近では、住民の皆さんの中から、「畑仕事ができるので、畑を貸してくれる方を探したい」といった相談も来ています。このような相談もチームの皆さんと連携しながら実現していきたいですね。

東日本大震災の被災者に 対する心のケアのあり方 ～ふくしま県民の心を支える長期的な取り組み～

東日本大震災と原発事故による避難生活が長期化し、多くの被災者がストレスを抱えています。被災者の支援を続けてきた人にも疲労の色が見えるようになりました。先の見通しがつかない状況に閉塞感が広がっています。

そのようななか、今年2月に福島県では「ふくしま心のケアセンター」を設置、総合的な心のケア対策を始めました。

環境の変化に合わせた 支援を

日本において災害後に「心のケアセンター」が立ち上げられるようになった契機は、平成7年の阪神淡路大震災でした。^{*} PTSD（心的外傷後ストレス障害）に注目が集まり、長期間にわたる丁寧なケアの継続が求められていたことを受け、「兵庫県心のケアセンター」が設けられたのが始まりです。その実績を受け、平成16年の新潟中越地震でも同様に設けられています。

東日本大震災では、昨年度の第3次補正予算で厚生労働省の予算が計上され、岩手・宮城・福島の三県それぞれ

が実施主体となって「心のケアセンター」を運営することになりました。

今年2月、福島県精神保健福祉センター内に設けられた「基幹センター」を皮切りに、4月には県北・県中・県南会津・相馬いわきに各一部センターが、南相馬・埼玉県加須に駐在が設けられ、地域に密着した活動を展開しています。

原発事故による避難が続く町村では、仮の町を設ける構想などもあり、避難住民は、今後さらなる生活環境の変化が予想されます。センターのスタッフは、その都度必要とされる支援を模索しながら、震災で大きな影響を受けた「心」に寄り添い、さまざまな変化に合わせた支援を展開する予定です。

ふくしま心のケアセンター活動内容 基幹センター ☎(024)535-8639

県北方部センター ☎(024)533-4161

① 仮設訪問（杉田農村・杉田住民センター・飯館吉倉公務員宿舎・安達運動場・杉内・さくら等）

② 病院訪問

③ 家庭訪問

④ 集団活動

⑤ 浪江町保健師ケア・支援者支援研修



県中南部センター ☎(024)983-0274

① 双葉町ひとやすみの会 ② 親子ふれあい教室

③ 葛尾村健康サロン ④ 個別支援

⑤ 葛尾村精神障がい者デイケア

⑥ 富岡町健康相談（絆カフェ）

県南方部センター ☎(0248)27-3625

① 中田仮設個別支援・かたろう会

② 郭内仮設健康サロン・個別支援

③ 一本木仮設一本木ルーム・いきいきサロン・個別支援

④ 西郷仮設親子遊び・個別支援

会津方面センター ☎080-2814-1923

① 榎葉サロン ② 個別訪問 ③ 大熊町支援者ミーティング

④ 相双サロン ⑤ 会津保福活動報告 ⑥ 榎葉ケア会議

相馬方面センター ☎(0244)26-9753

① 仮設住宅への訪問活動

② 相馬市のサロン活動（いつもここで一休みの会）

③ 新地町でのサロン活動（ちょっとここで一息の会）

④ 相馬市保健センターでの集団活動（一休みの会）

いわき方面センター ☎080-1662-3275

① 訪問活動 ② 町村駐在ミーティング

③ 大熊町仮設・サロン対応 ④ 双葉町サロン

南相馬市駐在

① 継続ケース訪問 ② 精神科医師同行訪問

③ 10カ月児健康相談 ④ 自由参加型サロン活動

加須市駐在

① 住民の健康相談 ② 町職員健康調査

③ 借り上げ住宅健康調査

※心的外傷後ストレス障害

PTSDとは

ふくしま心のケアセンター次長の高橋悦男さんによると、「災害直後に眠れなかったり、不安を感じることは誰にでもある普通の反応です」。



ふくしま心のケアセンター
次長 高橋悦男さん

不眠や不安感の症

状は、ほとんどの場合、時間の経過とともに回復していきますが、以下のような症状が1カ月以上続く場合は、PTSDが疑われます。

発症から時間が経過すると治療効果があがりにくくなるため、なるべく早めに医療機関にかかることが重要です。

1 再体験

災害の経験に関する不快で苦痛な記憶が、繰り返しよみがえります。動悸や息切れなどの身体反応もあります。

2 回避・麻痺

災害の体験に関することを極力さげようとします。そのほか、趣味や日常の活動に以前ほど興味や関心がわなくなったり感情を感じにくくなるなどの心の変化があります。

3 過覚醒

眠れない、イライラする、集中できないなど精神的な緊張が高まった状態です。

仮設住宅などでの
ケア

ふくしま心のケアセンター
次長 大川貴子さん

今回の震災では、地震や津波の一時的で強いストレスに加えて、長期にわたる避難での生活の変化や仕事を失ったことに対するストレスとどう向き

合っていくかが課題になっています。例えば、福島県内では、畑仕事が生きがいになっている高齢者がたくさんいましたが、仮設住宅などでは、長時間家でテレビを見て過ごすしかない状況にあります。いままで農作業を楽しむことで維持できてきた身体的・精神的な機能が低下していくという現状があります。

住民支援に関しては、今までの経験からしても支援を必要とする方を待たせていても、来てくださる方はそう多くありません。そこでセンターでは、仮設住宅などに出向いて市町村の保健師や社協の生活支援相談員と連携し

避難住民だけではなく
ずっと支援に関わってきた人にも目を向けて

支援者は自分の疲れに
気づきにくい

さらにとても重要なのが、震災後ずっと被災者支援に関わってきた人のケアです。自分自身の疲れにはなかなか気づくことができません。まずは、自分が疲れていることを自覚していただき、きちんと休むことの大切さを理

ながら支援を進めています。また、放射性物質に対する不安で子どもたちは外遊びを制限されてきたので、相対的な我慢を強いられている様子がうかがえます。外で遊ぶことが、十分に身体を動かすことは子どもたちの成長発達に非常に大切なことなので、その点についての対策にもつないでいかなければならないと思っています。

解してもらいたいと思っています。ただ、組織として休める体制がなければ休むことができません。そういう意味からも、上司にあたる人が率先して休みをとるように機会があることにお話しています。また、一人ひとりが心のケアの専門家に相談できる機会を組織として設けて、自分から「調子が悪い」と言い出せる仕組みをつくる必要があります。

ケアする側としてがんばってきた人たち同士で想いを分かち合うグループセッションも効果的です。支援者支援では、組織に対するアプローチも大切になります。心のケアセンターとしても、支援者のメンタルヘルスが保てるような働きかけを行っていきたいと思います。

仮設住宅の集会所で心のケア

県北保健福祉事務所が毎月行っている仮設住宅での健康相談には、心のケアセンターの県北方部センターからもスタッフが同行をしています。6月11日、浪江町からの避難者が住む二本松市杉田の仮設住宅では、7人ほどの高齢者が集会所に集まっていました。



なごやかな雰囲気の中、心のうちを話す参加者のみなさん。この後は、軽い体操でリフレッシュしていました。

コミュニケーションは 血圧測定から

健康相談は、午前10時にスタート。保健福祉事務所からは、保健師、歯科衛生士・リハビリなどの専門医療技術者が出向します。開催日は掲示板や回覧などで告知していますが、参加する人は□□が多いようです。

まず、最初に保健師が血圧を計測。身長や体重なども測りながら、最近の食生活や運動について話を聞いていきます。「仮設からバスが出ているけれども、病院も買い物も遠くなっている大変。そんな近況を話す人もいます。



「今までいっしょに暮らしてきた孫たちと離ればなれになったのが残念」と仮設住宅に住む横山さんご夫妻。



心のケアセンターの佐藤初実さん（中央）と渡邊由希子さん（左）。必要があれば、家を訪問して個別対応しています。

健康チェックの後、輪になってお茶を飲みながら、心のケアセンターの精神保健福祉士・佐藤初実さんが中心となって「心の講話」を始めました。この日のテーマは「自殺予防」。自殺を考えている人のサインに気づき、声をかけたり見守っていく内閣府自殺対策推進室の取り組み「ゲートキーパー」のリーフレットを配りながら、住民の現在の想いなどについて聞いていました。折しも月末に福島市の借り上げ住宅から一時帰宅した浪江町の男性が自殺した事例があったばかり。

「辛い気持ちは分かるけれども、気持ち切り替えていくしかない」と話していたのは、夫婦で参加していた横山幸太さん（82歳）。「外に出る元気がない人もいるけれども、なるべく声をかけて楽しみをみつけることが大事」と言います。

心のケアセンターのスタッフは、あくまでも「がんばらずに、いっしょに考えましょ」というスタンス。佐藤さん

は「講話のなかで、ささいなことでも、何か役に立つことを見つけてもらえれば」と話します。

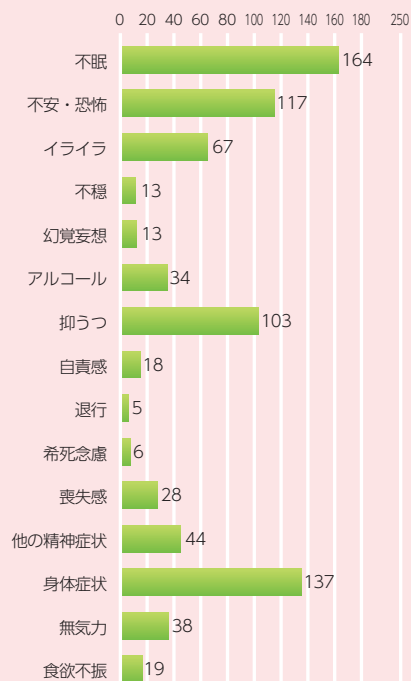
「見捨てられた感」の 払拭に

「顔を覚えてもらい、困ったときに相談してもらえる存在になれば」と話すのは、臨床心理士の渡邊由希子さん。「心によりそう存在がいるだけでも、見捨てられたような気持ちが払拭できるかもしれないので」。

県北方部センターの個別対応は、基本的に避難町村の保健師から寄せられた情報等をもとに行っています。現在個別対応で多いのは、統合失調症などの精神障がい者が避難によって通院が滞ったり、服薬管理が上手くいかなくなってしまうケースです。作業所などの社会資源を利用して問題なく暮らすことができていた人が、避難によって孤立することもあります。「心のケアにできることは限りがあると実感しています。避難生活の長期化が予想されますので、生活支援相談員との連携もさらに必要になってくると思います」と佐藤さん。主役はあくまでも地元住民。その力を引き出すべく、スタッフ一人ひとりが模索しているところです。

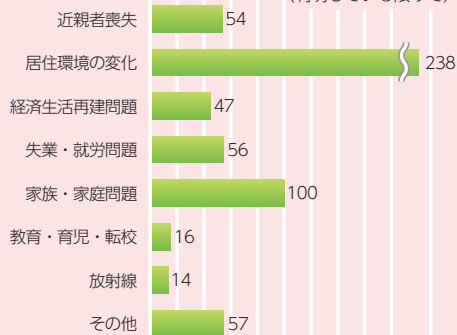
■ふくしま心のケアセンター 総相談件数における主訴内訳

個別の対面相談のみ（集団ケア・電話相談を除く）
平成24年5月1日～6月2日（複数回答）



■相談の背景にある主な原因内訳

（判明している限りで）



ハイルリスクをみきわめて

ふくしま心のケアセンターには、保健師や臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士など、54人の職員がいます。多くの専門職スタッフが、他県から被災地の役に立ちたい」と福島県を選んで来ています。不眠が続いたり、抑うつになっている方、食事が十分とれていない方など、ハイルリスクな方をみきわめ



ふくしま心のケアセンター
専門員（精神保健福祉士）
まつだ そういちろう
松田聡一郎さん

て、医療につなげていくことが重要で、その見極めも専門職の役割の一つです。訪問活動では、まずは個人対個人、地域対心のケアセンターの「信頼関係」を築かなければなりません。あらゆる職種から聞こえてくるのは、現場では「何でもやらなくてはならないんだな」という声です。仮設住宅のサロンに入って、レクリエーションをしたり、気軽にお茶のみ話をするこの大切さが、共通認識されてきたところです。連携も大切です。例えばいわき方部では、保健福祉事務所等と協働で訪問活動をしています。精神保健福祉士が、お年寄りから「入れ歯があわなくて…」と相談されたときに、歯科衛生士から「食事できないし、相応なストレスのはず」と教えてもらって、はっ

ノウハウを共有

私たちは、アルコール依存や、グリーフ（悲嘆）ケアなどのノウハウがあります。常に地域で多くの人を見守っておられる生活支援相談員の方を対象とした研修や、仮設住宅での勉強会を行うことで後方から支援することもできるはずです。

さらに過去の災害の経過を見ると、支援する側の心理的な影響は3年後に出ると言われています。避難住民だけでなく被災者支援にかかわる人たちとの「顔が見える関係」をつくりながら、心のケアの裾野を広げていきたいと思います。

力を引き出す支援にむけて

昨年、県内に配置された「生活支援相談員」の活動のなかでも、「アルコール依存」や「不眠」など心にまつわる問題が浮き彫りになってきています。生活支援相談員はそれらの解決のために、専門機関につなぐだけではなく、地域全体で理解するための勉強会を実施しようという機運が高まっています。

例えば、アルコール依存の問題は、当事者よりも家族など関係者が困り果てて相談をもちかけるケースが少なくありません。飲酒をやめようとする人を周囲が上手くサポートできれば、問題の解決につながることもできます。また、不眠などの不安定な精神状態を誰かに相談できる仕組みがあれば、早めに何らかの手を打つことができ、自殺予防にもつながることができます。

過去に前例のない長期的な避難生活が予想されるなかで、住民一人ひとりの直接的な心のケアと、住民同士のサポート力を最大限に引き出す「ふくしま心のケアセンター」の役割には大きな期待が寄せられます。

福島から山形へ 県を越えた避難者への支援

昨年の原発事故の影響により、現在も6万人近くの福島県民が県外に避難しており全国各地で避難者を受け入れています。最も早くから、数多くの福島県民を受け入れてきたのが隣の山形県です。いまだ先の見えない状況で、山形市内で暮らす福島県民を支援する動きを取材しました。

1万人を超える避難者が 現在も福島から山形県に

福島県内では現在も10万人近くが避難生活を送っていますが、県外にも約6万人が避難中です。県外避難先で最も多いのが山形県で約1万8百人。次いで東京都の約7千6百人、新潟県の約6千百人です。

県外への避難の場合には、仕事の父親は福島県に残り、原発事故の影響を懸念する母親が子どもを連れ、借上げ住宅に「自主避難」するケースが少なくありません。

山形県が昨年11月に行った『東日本大震災避難者アンケート』**グラフ1**によると、避難世帯の約7割が子どものいる世帯で、その半数以上が母子（父子）世帯でした。

被災時の住所は、約9割が福島県で、被災地の所在は、「原発30km圏内または計画的避難地域内」が27・29%、「津波被災地」が6・97%、「これらの地域以外」が62・28%と最も高い割合です。

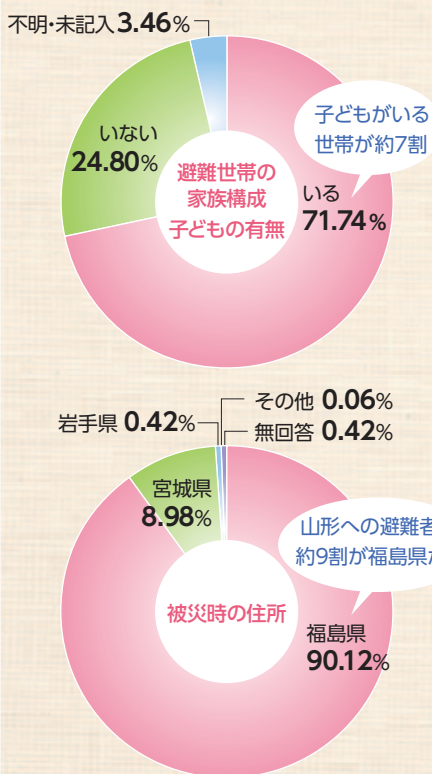
現在の住まいは「民間アパート・貸家」が77・62%で最も多く、次いで「公営住宅」が10・79%でした。

約千四百世帯が暮らす 山形市内での取り組み

山形県内で最も避難者の受入数が多いのが山形市で、今年9月2日現在、4千578人、1千497世帯が暮らしています。（うち福島県からの避難者は4千379人、1千409世帯）

（帯）。昨年夏には、避難生活を支えるために、NPO団体が子育てサロンなどの支援活動を始めました。また、山形市社協では今年3月に山形市避難者生活支援相談員を5人配置。市内の各地域に点在する借上げ住宅を訪問し、孤立の防止などに取り組んでいます。

グラフ1 東日本大震災避難者アンケート



調査地域：山形県全域
調査方法：東日本大震災により山形県内に避難されている4,651世帯
調査期間：平成23年10月中旬～下旬
週計数：1,649件（回収率35.5%）

※平成23年11月
山形県広域支援対策本部避難者支援班調べ

大変な選択を迫られたお母さんたちの子育てを尊重したい

福島から来たお母さんたちを支援するNPO

特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 代表 野口比呂美さん



「自分が子育てしていた時のサークル活動が楽しかったので」、平成10年にネットワークを組織。平成15年にNPO化しました。

「ここに来て大丈夫？」 そんなお母さんの一言から

私たちは、山形市の中心部にある元百貨店の空きビルで子育て支援施設『あ〜べ』を運営しています。

震災直後のある日、珍しく若い女性が一人でくれました。「どうしたのですか?」と聞いたら、「ここに親子で来ても大丈夫ですか?」と聞くのです。その方は郡山市から避難してこれた方でちょうどその頃、福島県の方が県外避難された時に、心ない人から車を傷つけられたというような話があったて不安を抱えているようでした。

私たちとしては安心して来てもらって大丈夫だと思いましたが、もし福島から来たお母さんが気兼ねするのな

ら、少人数で福島県の人が集まれた方がいいのかなと、避難されている方たちが多い地域にサロンの出前に行きました。それが去年の7月のことです。最初は、浜通りからきていた方が多かったのですが、秋ごろから中通りのお母さんたちも増えて、年末には200人くらい集まりました。

声を聞き、形を変えながら サロンとサークルを展開

もともと山形市は自主的な子育てサークル活動が盛んで、私たちもその活動支援や横のつながりづくりに取り組んできました。福島県から来たお母さんたちも、これだけ人数が集まるのであれば、いずれは自分たちで助けあっていた方がいいよねということと、子育てサークルを地域ごとに3つ立ち上げました。

それから、出前サロンは子連れでないと入りにくいという意見があったので、子どもが学校に行っている間、お母

さんたちだけで情報交換できるサロンを始めました。

また、「サークルで4〜5人のお母さんが集まって話していると、その輪のなかには入りにくい」という声もありました。そういったお母さんの居場所を設けようと1軒家を借りて今年4月から始めたのが、『ままカフェ@home』です。ここは、平日10時〜16時にはスタッフがいて、いつでも立ち寄ることがができます。



気軽に立ちよれる「ままカフェ@home」

避難されてきた お母さんの共通点とは

避難されてきたお母さんにはいくつかの共通点があります。まず①母子世帯が多い。②経済的な負担感が強い。③健康や先行きに不安が大きい。そして④孤立傾向にあるということです。これらを踏まえると、誰かと話をすることで不安感を軽減したり、お母さん同

士で子どもの面倒を見られる関係にしていきたいのです。実は私たちにできることは多くありません。周りの人たちと助けあえる子育て環境の「つなぎ役」になればいいと思います。

それから、避難するにしても、しないにしても、福島のお母さんたちは本当に大変な選択を迫られています。私たちは、皆さんの選択を尊重していきたいし、それを尊重できる場所が必要なのだと思います。

どこで災害があっても 安心して子育てできるように

「震災だから」ではなく、これだけ支援を必要とする親子が増えているのだから、何かしないと…という意識で福島のお母さんたちの支援に関わってきました。もともと転勤族のお母さんに対して行っていた子育て支援が参考になりました。今回の取り組みも貴重な経験です。これから災害があったときに、この地域の人たちが避難生活を送ることになっても、不安なく子育てができるようにしなければと感じました。私自身、子育て支援の全国組織にかかわっていますので、災害時にもお母さんと子どもが安心して子育てをできるネットワークを全国的に作っていききたいと思っています。

福島県から 山形市に避難している お母さんの 声

参加者が自主的に運営している『サークル・ままだーる』、自由に立ち寄れる『ままカフェ@home』、就学児のお母さんによる『サロン』の参加者の方たちに、山形に避難した理由やいま考えていることなどを教えてもらいました。

『サークル・ままだーる』に参加していた2歳の子のお母さんの

声

昨年の夏に避難しました。戻るとしたら来年以降になると思います。夫は避難に賛成していますが、その親からは「だいぶ除染が進んでいるよ」と、遠回しに「帰ってくるように言われます」。子どもは一緒に歩いていると、唐突に道路にしゃがみこんだりするし、最近はお道の石ころ集めをしたりしているのでも、まだ戻るのに不安があります。

山形市では平日の日は子ども二人きり。子どもは身体をつかったダイナミックな遊びをしたがるので相手をするのは大変です。サークルではボランティアの方が思いっきり遊んでくれるので、子どもも喜んでいきます。



福島県から避難中のお母さんが公民館で開催している『サークル・ままだーる』で。

月々金にオープンしている『ままカフェ@home』にきていた2歳の子のお母さんの

声

夫と子どもと家族3人で去年の9月に山形市に避難。これから先どうしようという不安が常にあります。山形市に避難したのは、福島県から近いのが一番の理由。借上げ住宅の制度も助かりました。山形市に来て良かったことは、安心して子どもを外に出して遊ばせられること。ちょうど子どもが歩き始めるころ原発事故が起きたので…。これから先どうしようか、夫婦でもよく話し合っています。経済的なことも考えながら、どこで子育てをしていくか決めたいと思っています。

『ままカフェ@home』にきていた2歳の子のお母さんの

声

去年の7月、アパートの借上げ制度が始まる前に山形市に避難しました。週末に夫が来ることができる距離で、放射線量が低い場所だったから。先に避難を決めていろいろと調べていた友達がいだったので教えてもらいました。こちらに住むようになって困ったことは、周りに頼れる人がいなかったり、夜が怖かったりしたこと。最初は病院や買い物をする場所が分からなくて不安だったけれども、なんとかなくなってきました。

『ままカフェ@home』は、チラシをもらって知りました。ここに来て同じ年頃の子どもがいるお母さんと話をすると気分転換になりますし、スタッフの方にちょっとした相談ができるのが安心感につながっています。



『ままカフェ@home』で。

小学生の保護者対象のサロンに参加していたお母さんの

声

去年の夏に避難。子どもと自分の健康状態が悪化していたので避難を決めました。山形市に来て安心できた部分もありますが、困ったことも多く、子どもが入院したとき、子どもを病院に一人で置いたまま入院の準備をしに自宅に戻ったこともありました。

春に自主避難者の高速道路無料化が終わったのは残念でした。このサロンには同じような境遇のお母さんが多いので、不安なことについても安心して話をすることが出来ます。



『ままだーる』では、やまがた育児サークルランドのスタッフもお手伝いしています。

同じ住民として安心して生活してもらいたいから

山形市避難者生活支援相談員が避難者をサポート

山形市社協 地域福祉部門 福祉のまちづくり係 結城英彰さん



「避難されている方々の孤立を防ぐために、手探りで活動しています」と結城さん。

福島県出身の生活支援相談員も活動

山形県内に避難されている方の生活支援などを行う「生活支援相談員」の配置が決まったのは昨年末です。山形市は民生委員児童委員がすでに見守りや訪問活動を始めていましたので、そちらとの調整が必要になりました。地区の民児協の協力を仰ぎながら、実質的な活動を始めたのは今年5月です。

山形市には、最大時1千6百世帯が避難されていました。しかし個人情報報告を得ることが難しく、山形県が昨年実施したアンケートで「個人情報提供」に同意された約400世帯をベースに相談員の訪問活動を始めました。現在も訪問件数を増やすために、やまがた

育児サークルランドが行うサロンに向いたり、避難者交流支援センターが主催するイベントでPRしているところ。

5人の生活支援相談員のうち、2人が福島県出身です。そのことを話すと踏み込んだ話をしてくれることが多いようです。なかには環境の変化や先行きの不安でうつ傾向になっている方もいますし、元々もっている疾患が悪化してしまった人もいます。相談員は、それぞれのケースに応じて訪問の頻度を判断しています。圧倒的に多い母子世帯への支援は必要ですが、移動手段をもたないことで孤立しがちな高齢の方の見守りも必要だと感じています。

社協のネットワークを生かし情報の共有化や連携を

「いつかは福島県に戻りたい」とその時期について悩んでいる方がいる一方で、「もう避難者扱いしなくていいですよ」と言う方もいます。訪問したあと、



避難者生活支援相談員は、ままカフェ@homeなどのサロンにも顔を出しています。

「来てくれてありがたかった。でも大丈夫です」と電話をくれた方もいました。いずれにしても山形市で安心して生活してもらいたいと考えています。

山形市には、30地区すべてに地区社協があるので、そちらで行われている子育てサロンなどにも参加してもらえ、よう呼びかけも意識して行っているところです。

今後福島県に戻る方が増えれば、福島県での生活支援相談員さんとの連携も必要になってくるかもしれません。山形市社協の生活支援相談員の活動は手探りで進めてきました。これからは県境を越えた社協というネットワークを生かしながら、情報の共有化や関係機関への連携を進めていければと思います。

《つながりを力にして》

やまがた育児サークルランドの野口比呂美代表は、「山形市で生活する福島のお母さんたちの子育てサークルの名が『ままだー』ということからも、お母さんたちの心にはいつも福島への深い想いがあることがわかります」と話します。東日本大震災による被災、そして放射性物質に対する不安というかつてない事態に、避難されているお母さんたちの複雑で不安定になりそうな気持ちと生活を支援者の方々はしっかりと受け止めています。

まずは今、山形市で不安なく生活してもらうこと、そして今後はお母さんたちの福島への想いをそれぞれのネットワークのなかで受け入れ、やがて福島での継続した支援につなげられるように、県を越えた支援の連携の必要性を視野に入れています。

一人ひとりが考え、選択した立場から、心を閉ざすことなく不安や悩みを口にできる環境も必要だと考えます。いつか福島に帰るときに、避難していた方々が孤立することなく避難前の生活に戻ることができるよう、福島での生活への不安や悩みに対する理解を深め、県内外での支援活動のつながりと連携を作っていくことがこれからは必要となってくる。

座談会

『はあとふるふくしま』200号記念
「ふくしま明日への一歩」
東日本大震災を乗り越えて

本誌『はあとふるふくしま』は平成8年4月の発行から今月で200号を迎えました。過去10数年の社会福祉の動きを振り返ると、社会福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童虐待防止法などの施行による大きな動きのなかで、県内における地域福祉もそれに伴い変化してきました。そして東日本大震災から1年9カ月が経過してもなおその影響を受ける今、福祉の重要性がこれまで以上に高まっています。

今回の特集では、この10年間の社会福祉・地域福祉に着目しながら、県内福祉活動の中心となって活躍されている方々に福祉の「これまで」と「これから」を語っていただきました。

出席者



市町村社会福祉協議会
連絡協議会 会長
強口 暢子氏



老人福祉施設協議会
会長
三瓶 政美氏



福島県社会福祉協議会
常勤副会長
古川 雅之氏



障がい児者
福祉施設協議会 会長
新妻 登氏



児童福祉施設部会
会長
神戸 信行氏



福島大学行政政策学類
教授
鈴木 典夫氏



県民生児重委員協議会
会長
金子 祥子氏

進 行

県内における過去10年間の
福祉活動を振り返って

鈴木 10年前というと平成14年になりますが、社会福祉基礎構造改革や平成12年の社会福祉法の施行などを軸にして進捗し、福祉の分野は目まぐるしく変化した10年間でした。とりわけ福祉制度においては、個人々人への対応を丁寧に行っていたことが、この10年間で社会福祉全体が動いてきたのではないかと思います。

その背景として、私たちの暮らしが多様化し、抱える問題が個別化していること、また、「権利」の問題にかなり焦点が当たってきたことが挙げられます。

さらに、「地域」というキーワードもあります。近隣者とともにあるという生活は、そのフィールドが地域にありますので、そこに、福祉の場面が色濃く反映されている。

ではないかなと思っています。

そして、ボランティアも含めて、住民・市民の参加が大きな資源になっていると痛切に感じる10年であったとも言えます。

三瓶会長、高齢者福祉の場面ではいかがだったでしょうか。

三瓶 私がこの世界に飛び込んだのは、ちょうど10年前。これからは自分の給料は自分で稼がなければならないという話があり、そこには、介護保険法が始まったという意味が含まれていました。

平成16年には、施設の部屋はユニットでなければならぬことになりました。個人重視、個別ケア中心の考えが出てきたんですね。

それから在宅介護も大きな流れだと思っています。地域包括ケア（※住み慣れた地域で介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供すること）の推進によって「地域の介護力」が必要になります。

私が老人福祉施設協議会の役員になつて間もなく手がけたのは、特別養護老人ホームの入所指針づくりです。施設入所がこれまでの申込順から介護度や家族の状態を勘案して入所を判定する体制ができました。この10年間で医療的ケアを必要とする



方が増え、介護度が重度化しているということが高齢者福祉の特徴と見ることが出来ます。

介護の重度化に対応するため、特別養護老人ホームでは個別ケアの質

をいかに上げていくかが施設に求められていますし、これからの介護は「科学的介護」などとも言われています。いずれにせよ、施設から在宅への流れの中、入所施設が地域の中で

必要な受け皿としてどう機能していくかが問われています。

鈴木 平成18年に障害者自立支援法が施行され、それと同時に障害を持った方々の地域移行もこの10年のキーワードに挙げられるかと思えます。障がい福祉分野について振り返って、新妻会長はいかがでしょう。

新妻 平成15年から支援費制度が始まり、介護保険制度の後を追う形で契約制度に移行しました。そのなかで、障がいがあっても地域の中で暮らすのが当たり前で、ノーマライゼーションという言葉も当然

に生きていましたし、それに近づくように障がい者福祉は進んできたのかなと思っています。

福島県に限っていうと、平成18年から5年かけて、地域生活移行プログラムを県が主導して行ってきました。ねらいを地域生活移行と施設の縮小の二本柱にして進めてきました。当初、県が行ったアンケートでは、施設の利用者の700人ぐらいが地域の中で暮らしたいということでしたが、県が立てた300人の目標は、平成22年までの5年間のうちで達成されています。しかし、施設縮小はほとんど行われていません。

県社協では以前、知的、身体、授産でそれぞれ種別組織を別々にしていましたが、平成21年に新たに障がい児者福祉施設協議会に統合しました。今回の自立支援法でも、精神を含む三障がい一体化が今の流れです。今後、精神障がいも含めて、施設や病院から「地域」へといったときに、どのような連携を図ることができるかなと今は思っています。

鈴木 制度的な背景はかなり変わってきていますが、障がい者の分野では、ノーマライゼーションが果たして実施できたのか、という10年だった気がします。

社会福祉・社会の動き

平成14年～平成23年

平成23年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年
7月 6月 3月	11月 6月	9月 7月 7月 6月	12月 12月 7月 3月	6月 6月 6月 5月	11月 11月 6月 6月	12月 12月 10月 6月 4月	7月 4月	8月
東日本大震災発生 〔障害者虐待防止法公布 (平成24年10月施行) 新潟・福島豪雨災害発生	〔育児休業法改正(22年6月施行) 緊急雇用対策(ハローワークにおけるフ ストップ・サービス・デイ)実施	岩手・宮城内陸地震発生 岩手県沿岸北部地震発生 〔介護の日(11月11日)制定 米田リーマンショックによる世界的経済危機	能登半島地震発生 新潟県中越沖地震発生 〔社会福祉士および介護福祉士法改正 老人福祉法改正	〔公益法人制度改革関連法成立 〔パリアフリー新法公布(18年12月施行) 〔自殺対策基本法公布(18年10月施行) 認定こども園設置法公布 (18年10月施行)	〔障害者自立支援法公布(18年4月施行) 〔高齢者虐待防止法公布(18年4月施行) 〔障害者虐待防止法改正 (18年4月施行) 〔介護保険法改正(18年4月施行) 〔障害者雇用促進法改正 (18年4月施行)	〔児童虐待防止法改正 〔障害者基本法改正 新潟県中越地震発生 〔児童福祉法改正 〔発達障害者支援法公布(17年4月施行)	〔支援費制度施行 〔次世代育成支援対策推進法・少子化社 会対策基本法公布	〔ホームレス自立支援法公布

さて、子どもたちの問題では、平成12年に児童虐待防止法が施行され、平成16年には改正も行われ、その強化が図られてきました。神戸会長、児童福祉の10年を振り返っていかがでしょうか。

神戸 児童虐待の問題が大きく浮かび上がった10年だと思います。

少年院の入所児童の半数以上が被虐待児であることが明らかになっていきます。児童自立支援施設の6割の子どもが被虐待児である事実や、児童養護施設でも、半数を超える子どもが被虐待児です。重篤な虐待を受けた子どもたちが児童養護施設など



児童福祉施設にたどり着く。しかし、支援する私たち職員の間には被虐待児をケアし、家族を支援するスキルの開発が追いつかない状況がありました。そのような中で、施設内の不適切なケアの防止が課題となりました。さらに、平成18年には泉崎村で福島県では法律施行後初めての虐待死亡事例が起こってしまいました。しかも、関係機関が関わっていないながら防げなかった事例です。子どもの生存権さえも脅かされながら児童養護施設にたどり着いている状況の中で、施設が権利擁護の場になることも要求されてきた気がします。

一方で、福島県では児童養護施設の職員が中心になって福島虐待問題研究会を立ち上げています。東北・北海道では一番早くから虐待問題に取り組んだNPOです。さらに、児童虐待防止法ができて、子どもに対する考え方も大きく変わり、施設の現場もきちつと認識を変えて、子どもの権利擁護と自立を支援していくことが明確に買われるようになりました。

鈴木 虐待の問題は地域福祉活動でも感じる場所があると思います。金子会長、民生委員・児童委員の立場で地域福祉の最前線で活動されていますが、いかがでしょうか。



金子 この10年の間に民生委員・児童委員制度創設90周年の節目を迎えました。100周年に向けて、高齢者の孤立や孤独の防止、災害時一人も見逃さない運動などの活動に、地域福祉の担い手として力を注いでいますが、福祉や生活課題もやはり年々複雑、多様化してきています。大変残念なことですが、認知症を含めた高齢者問題や家族による児童虐待などの憂慮すべき事案も出てきつつあると感じています。

鈴木 民生委員・児童委員の皆さんは、最前線で認知症の問題や虐待の

「はあとふるふくしま」200号記念 制作・発送作業の裏側

目の不自由な人にも 点字と音声で最新号を――

特定非営利活動法人 にじの会
(福島市)

『はあとふる』は、創刊以来「にじの会」の皆さんによって点訳されています。平成12年からは音訳版も本格的にスタートしました。

『はあとふる』の点訳版は5人で約2週間かけ、音訳版は6〜7人で約1週間かけて完成します。

「じっくり内容を掘り下げて読む人には点字が向いていますし、音訳は、ながら聞きができる等それぞれに特長があります」と副会長の玉木喜久子さん。

現在、福島県が把握している視覚障害者が約6千人。高齢化で中途視覚障がい者が増え、点訳・音訳には大きな期待が寄せられます。会長の加藤三保子さんは「利用される方の人数にかかわらず、一人でも必要の方がいれば、応えていきたい」と話します。

今月号も『はあとふる』の点訳版と音訳版は、

点字図書館などに届けられます。



にじの会の会員は現在150名ほど。会長加藤三保子さん(右)と副会長の玉木喜久子さん。

問題と向きあっている住民代表の方々だと思っています。

地域福祉推進を図る社会福祉協議会から、強口会長にこの10年を振り返ってもらいます。

強口 私ので元いわき市では、平成8年から小地域福祉活動を推進するために、行政区ごとに3年間の指定をして、地域福祉活動を実施しています。650近い行政区があるのですが、この10数年で180地区ほどを指定しました。ただ、残念なことは、社協からの指定している3年間だけで活動が終わってしまうことです。これまで、皆さんが10年を振り返るなかで問題提起された課題などに対して、各行政区単位の小地域において、どのように福祉活動として取り組んでいくのが社会福祉協議会に課せられている課題であり、役割だと思っています。

鈴木 地域の命題でもあるコミュニティづくりも、10年間の取り組みのなかで、より小地域化してきました。この10年間というのは、様々な制度の急展開の様相がありました。それでも福祉活動が不断に続けられた10年間だったと思います。

古川 今、皆さんの話を聞いて、様々な制度の改正を経ながら、個人の権利を尊重しつつ、誰もが安心して暮らせるような地域社会にしていこうという取り組みが強く現れた10年だったと思っています。

しかし、制度改正の前提となる部分が非常に悪化しているのだからなと思います。地域の絆がなくなっていることもそうですし、非常に大きいのは経済の悪化です。また、働き方も大きく変わってきています。そこから様々な問題が福祉に出てきています。そういう中でも、個人を大事に、地域の中でみんなが安心して暮らしていけるよう、そんな地域を作っていくための支援に私たち県社



協として取り組んできました。

東日本大震災による課題と今後10年の展望

鈴木 さて私たちは、本当に大きな局面に向かわざるを得ないという状況にあります。東日本大震災、原子力発電所の事故。これらを踏まえて、今どういったことが課題になっているのか。そして、ここを一つの出発点として、それぞれの分野での今後の10年をどのようにお考えでしょうか。

三瓶 今回の災害では、弱者への対応が非常に遅れていた、考えられていなかったと感じられます。特に相双地域では、着のみ着のまま避難しなければならず、さらに3、4回と避難を重ねなければならなかった。そういう避難の状況の中で、利用者は疲労に加え環境の変化の影響があり、災害関連死が被災地のなかで最も多くなってしまう。このことを教訓に、災害時の避難のあり方、弱者の避難のあり方をもう少し真剣に考える必要があるのだろうと思っています。

また、これからやらなければならぬのは、介護職員をどうやって確保していくのかということです。福

福島から全国へお届け。

仕事への自負心を大切にしたい

特定非営利活動法人よつば
福島市地域活動支援センター
いざがワーク（福島市）

『はあとふる』を県内社会福祉施設や全国の関係機関などに発送するための封入作業は、「いざがワーク」の利用者の皆さんによって行われています。別冊・長寿だよりの挟み込み、宛名シール貼り、封入、袋とじの作業を利用者15人で分担し、約5時間で発送用の1900冊が完成します。

「お仕事である以上、一人ひとりが責任を持って取り組むようにしています」と所長の佐藤伸弘さん。利用者の中には「はあとふる」を愛読し、月に1回の封入作業を楽しみにしてくれている方もいるそうです。

「福島県の福祉情報誌を県内や全国に届けるお手伝いをさせていただいていることは、私たちの大きな誇りです。10年後、20年後も続けていくことができたなら嬉しい」と佐藤さん。「はあとふる」は今後も、「いざがワーク」の皆さんの熱い思いとともにホットな情報をお届けしていきます。一つひとつ丁寧に封入作業が行われます。





島根の特別養護老人ホームの待機者は、1万人から1万2,000人に増えたと言われています。それに対して職員は震災の影響もあって今までよりも少ない状態になっています。いくら職員を募集しても応募者が来ないという状態にあります。ここ5年間で2,000床を増やすのが県の計画です。利用者の3分の1が介護職員の最低必要人数になりますが、それだけの人材を確保できるのだろうかという心配があります。

また、在宅介護のあり方として、国は地域包括ケアを提唱しています。その中で言われているように、24時間365日、医療も看護も介護サービスも提供していく仕組みがあるのは一番いいことですが、人材確保の問題等から実現に向けては地域格差が生じているのではないかと危惧されています。また、家族介護が前提とも言われています。

いずれにせよ、これから真剣に地域全体で高齢者を支えて

いく仕組みをつくっていかないといけません。10年かけてどこまでいけるのか大きな課題と言えます。

新妻 震災時を改めて振り返ってみますと、グループホームの利用者を支える力が弱かったのかなと思います。世話人自身が避難してグループホームが運営できなくなったのです。地域の中に、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと、グループホームで生活する方々を支える小さなチームをつくらなければならなかったのかなと改めて思いました。

人材不足に関しては、介護、福祉があり人気のある職ではないことが一つありますが、現在福島県の場合は原発の問題があると思います。私たちは、福祉のあるべき姿についての話しもしますが、私たち自身が原発に関してどう考えていくべきなのか話し合い、発言していかなければならぬと感じています。

金子 私たち民生委員・児童委員は、災害に対して、どのようにすれば被害を最小限にできるのか、また、住民の皆さんを救う手だてについても、改めて真剣に学ばなければと思っています。3月11日の震災直後は日没と停電ですぐに暗くなりましたが、その

ときの経験からも、暗闇のなかでも安否確認や声かけのために要援護者世帯に駆けつけることが大きな役目であったと思います。これからも安否確認に始まって、安否確認に終わるといつてもいいくらい、実際に目で見、笑顔を見て、電話ではなく実際の声や姿を把握することに努めていきます。

強口 災害では何が起こるかわかりません。社会福祉協議会は、社会福祉施設やNPO団体、地域住民や一般企業などのネットワークを持っていること、そのネットワークを機能させられる環境を常々作っておくべきだと感じています。

ボランティア活動は、重労働の働き撤去などは終わりました。今は仮設住宅入居者のニーズを調査し、それに見合ったボランティアを派遣することが多いですが、一部では、避難先から帰ってきたけど、家の前が泥だらけだとか、タンスが倒れているから片付けてほしいというニーズもまだ続いています。

被災者支援では、身近な見守り・相談者として生活支援相談員の活動が大切です。津波や地震への恐怖は落ち着いてきていますが、最近では、いつまで仮設にいろのだろうという先行きへの不安や、生活の再建に関する悩みが多くなっています。自分

「はあといふふくしま」200号記念 歴代編集担当者のエピソード

「目的」を明確にする 大切さを学ぶ

おかわた
大和田 誠



「はあといふふくしま」の内容を企画し取材、そして出来上がり。自分はよくやったと自分を褒め、毎月頑張っているが、「読者や相手が何を求めているのか、何を伝えるか」を考えず、自己満足に浸って仕事をしていました。

それに気付かせてくれたのは、ある上司でした。「何事においても目的が大切だ。目的がしっかりしていないと最大の結果は出ない。話し合うことを大事にすること。今でもはつきりと思ひ出します。」

培ったスキルが プライベートでも!

あおき
青木 美津雄



担当していた100号記念号3時、私はライター、カメラマンといった専門スタッフから打ち合わせや取材を通じて情報誌作りのノウハウを学び、割り付けや文章構成についてあれこれ議論できるレベルまで成長させていただきました。中でも写真撮影のコツについては、興味本位で応募した公共施設のコンクールで家族のスナップ写真が見事入選するまでに! 賞品として図書券をいただきました。仕事で学んだスキルがプライベートでも活かされるとは…。

の震災前の人生を振り返って、自分の人生は一体何だったんだろうと悩む方もいます。また、それを受け止める相談員の心のケアもきっちりしていかなければいけません。

さらに他町村から避難されてきた方をどのように受け入れながら前に進んでいくのかも重要です。例えば、いきいきサロンや子育てサロンなどのなかで課題を見つけないで、ともに暮らす地域社会をつくっていくことが、社会福祉協議会に与えられた課題だと考えています。

神戸 私たち児童福祉施設部会では、原発の事故に関する緊急避難マニュアルを作成しました。1次避難に関して状況が錯綜（さくそう）して判断できないときは施設にそれを任せること、2次避難から県が指示していくこと、これらをきちんと行政と話し合い、確認できたことは大きな進歩でした。それに合わせ、各施設間の相互支援協定も結びました。これは、施設で何か問題が起きたときにはその施設の自己責任にせず、部会全体で解決していこうという、これまでの取り組みの成果だったと思っています。

震災後、施設には震災孤児が来ることも予想されました。しかし誰も来ませんでした。今は、多くの子ども

もが親がいながら養育が困難な状況となり、施設に入所するという現状です。まさに家族の中で子どもは居場所を失っているわけです。

そして原発事故は福島県の家族にとっても大きなダメージを与えました。祖父母を残して避難する親子、夫を残して避難する母親と子どもなど、子どもの養育環境が激変した家族が続出しています。子どもを安心して養育できる余裕がなくなっています。さらに、原発の問題を契機にして、同じ福島県の被災者たちがそれぞれの利害で相当分断されています。それによる子どもへの影響を深刻に考えています。

福島県の復興は、子どもが安心して生活できる、こういう福島にしない限り叶わないと思います。社会的養護の子どもや地域の子どもに関係なく県全体で子どもを守っていくことがとても大事と感じています。

古川 やはり、これからの10年は3・11からの復興が第一です。福島県の福祉は、今回の震災で地域の仕組みから崩壊してしまった部分があります。また、福島県は双葉地方や浜通りだけではなく、風評被害を含めて県全体が本場に大きな被害を受けています。全国に避難されている方もまだ多くいます。

これに対してどのようにしていくのか。国に対して伝えるべきことはしっかりと伝えて、福島県の福祉を震災前よりもさらにレベルアップした形にする。県社協としてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

鈴木 今後、国は国民福祉の向上を目指して様々な取り組みをしますが、私たちは、その変化の中で動くのではなく、変化を越えて取り組みを成さなければならぬと思っています。私たち福祉に携わる人間は、福島県で創出していきます。そして、福島県から創っていくためには、皆さんのリーダーシップがますます重要になると思います。次の10年間の振り返りを行うときには、新しくつくり上げられた福島県の福祉を振り返られるような10年にしていきましょう。



『はあとふるふくしま』
200号発行にあたって

「ふくしま 明日への一步」

200号の発行を記念しての今月の特集では、福島県の社会福祉の各分野の中心で活躍されている方々の意見を紹介しました。いずれも大変示唆に富む内容で、震災後の課題を乗り越え、今後10年を見据えながら福島県の福祉を作り上げていく決意を新たにさせていただきました。

本誌『はあとふるふくしま』は、200号の発行を迎えるまでの間、「ホットな福祉情報誌」として、その時々福祉の動きを切り取り、最新の情報をお届けしてきました。200号を目の前に起きた震災に対しても、本誌は福祉分野の震災に関連した特集を多く組み、そして「すべての福祉関係者が協力しあいながら、3・11を乗り越え、これまで以上にあたたかでつながりあるふくしま、ふくしまをつくっていきましょう」と呼びかけました。

『はあとふるふくしま』300号の発行予定は、震災から10年が経った2021年4月の予定です。これからの福島県の福祉は、震災を乗り越え様々な課題を克服しながら、確実に歩みを前へ進めていきます。この確かな歩みをその時代のホットな福祉情報として、これからも変わらずに読者の皆様にお届けしていきたいと思っています。

民生委員・児童委員の仮設住宅・借上げ住宅における活動、そして帰還民協の現状

～協働・連携で避難住民を支える～

東日本大震災の発生から2年が経過しました。いまだ多くの県民が避難生活を余儀なくされている中、自らも避難者である民生委員・児童委員（以下、「民生委員」と表記）は困難な状況でも活動を継続してきました。

今月号では、避難住民が仮設住宅・借上げ住宅へ移行してから現在までの、双葉町民児協と喜多方市民児連の取り組み、帰還した川内村民協の現状についてご紹介します。

実情に合わせた活動を実施

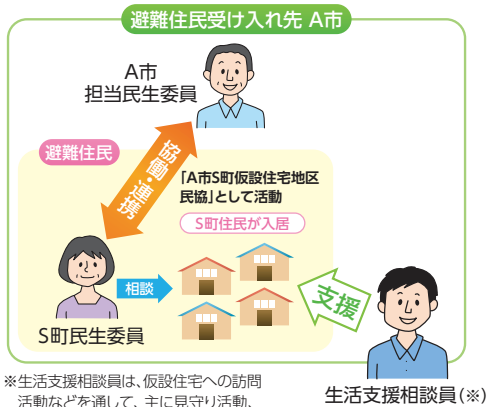
平成25年2月半ば現在、福島県内では約3万2千人が仮設住宅で、約6万人が借上げ住宅（公営住宅も含む）で避難生活を送っています。震災直後、民生委員は安否確認や避難誘導、避難所での支援などを行ってきましたが、仮設住宅や借上げ住宅の移行後には民生委員も各地に移動し、震災前に担当していた地域の住民とは離れ離れになりました。

顔なじみの民生委員による訪問は住

民にとって心強い安心の絆となりますが、民生委員の避難先に担当地域の住民がいるとは限りません。また居場所が分かったとしても各地に点在していることから、個人での訪問には限界があります。

こうした状況に対して、福島県民生児童委員協議会は相談支援活動の展開方策を策定しました（例 図1 図2）。避難した民児協はそれを参考に、各市町村社協に配置された生活支援相談員や行政の保健師、職業団体、NPO団体などと協力しながら、それぞれの実情に合わせた活動を工夫し実施してきました。

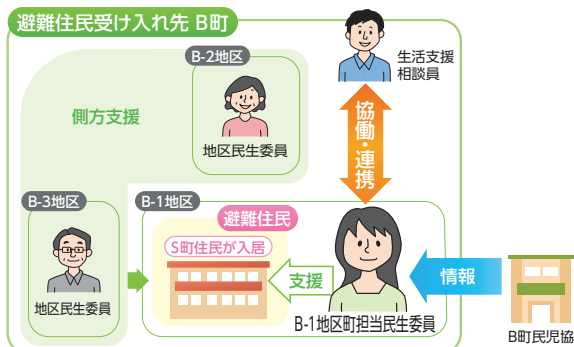
図1 仮設住宅への相談支援活動方策例



他民児協等との連携で住民のこころの支えに

仮設住宅・借上げ住宅への移行後、避難者の多くは将来への不安など多くの悩みを抱えていましたが、震災から2年が経った今では「新しい土地で生きていかなければならない」と避難先に

図2 借上げ住宅への相談支援活動方策例



●文字やイラストの大きさは実際の関わりの大きさに比例します。

根付いた生活を考え始めた住民が徐々に増えてきました。一方で、状況が把握しづらい借上げ住宅に居住する避難者などの引きこもりや孤独死への心配が高まっています。また、「帰村宣言」をして1年が経った川内村においては住民の完全帰村は2割程度に留まっており、多くの住民が避難生活を続けています。

今後は、民生委員による定期的な訪問による見守りはもちろんですが、避難をしている民児協、避難を受け入れている民児協が垣根を越えて協力し合い、生活支援相談員や様々な団体等とも連携しながら活動していくことが、ますます重要となっています。



「民生委員はボランティアなどが開催するサロン活動のお手伝いもしています」と双葉町民児協会長の羽根田信さん。

生活支援相談員との 情報共有による訪問活動

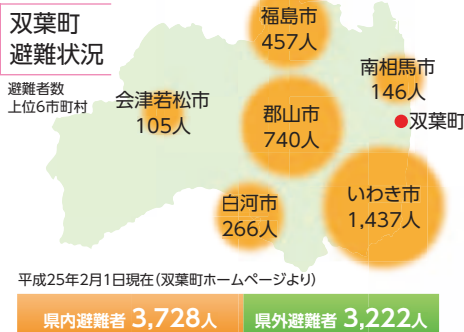
双葉町民児協は、仮設住宅や借上げ住宅への入居が始まった平成23年の初夏から訪問活動を再開しました。町民の避難先は各地に分散していることから、民生委員は自身の避難先（県内10人、県外4人）とその近隣の市町村を担当しています。「借上げ住宅を訪ねるにも土地勘がないため一苦労でし

たが、生活支援相談員に同行してもらうなどして実施しました。また、生活支援相談員が仮設住宅を訪ねてもなかなか心を開いてくれない場合には、顔なじみの民生委員が同行するようにしました。今では定期的な情報交換会を通し、民生委員や生活支援相談員をはじめ保健師や各種関係機関が情報を共有し合う仕組みができています」と双葉町民児協会長の羽根田信さん。双葉町社協事務局次長の横山敦子さんは「住民の相談を受ける民生委員



「民生委員とともに要援護者の見守りが途切れないようにしていきます」と双葉町社協事務局次長の横山敦子さん。

生活支援相談員、保健師、避難先民児協と連携し支援していく
双葉町民生児童委員協議会
被災後、埼玉県加須市に置いていた役場機能を、6月にはいわき市に移転することを予定している双葉町。町民の約半数ずつが県内外に避難している中で、双葉町民児協は要援護者を見守る体制を整えています。



自身もストレスを抱えています。生活支援相談員との連携で少しでも負担を軽減することができれば」と話しました。

三者共同で作られた 双葉町要援護者台帳

避難後も、民生委員は訪問活動と合わせて、仮設住宅および借上げ住宅に入居している65歳以上の方全員を対象に「緊急時連絡カード」を配布し、住民の避難状況の把握に努めました。その後、情報共有のために「訪問調査票」も加え情報を一元化しました。双葉町民児協事務局では、訪問調査票とその後の民生委員、生活支援相談員、保健師の三者による訪問活動の情報をもとに、「双葉町要援護者台帳」を昨年10月に完成させました。

「台帳では持病のある方や、うつやアルコール依存の症状が見られる方など、見守りの緊急度を3段階に分けています。民生委員や生活支援相談員はそれをもとに訪問の頻度を決め、必要なケースは各関係機関につなげ、解決を図っています」と双葉町社協事務局の木幡美奈子さん。以前の訪問活動では、いつまでこの生活が続くのかと悲観する声が多かったのですが、避難先



民生委員、生活支援相談員のチカラを結集して住民に寄り添った支援を行っています。



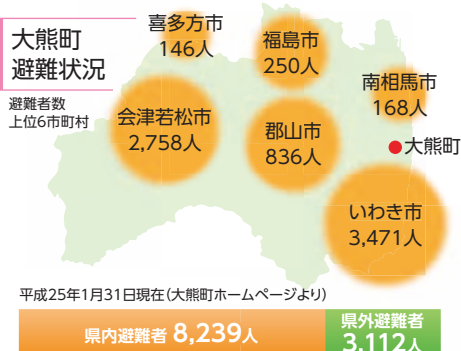
「2カ月に一度開催している定例会では要援護者の情報を共有し、台帳を更新しています」と双葉町社協事務局の木幡美奈子さん。

で友達ができたこともあって最近はこので生きていこう」と前向きに考える方が見られると言います。羽根田会長も「避難先の一つの南会津町の民生委員は、要援護者の見守りに協力してくださっていて、気付いたことがあれば報告をいただくようになっていきます。避難先の市町村と共存していく中で、避難先の民生委員と交流、情報交換を行い、双葉町民が安心して生活できる支援体制を築きたい」と、苦しい中でも腰を据えた取り組みへの意欲を話してくれました。

冬期間、喜多方市の 民生委員が大熊町の 避難生活者を見守り中

喜多方市民生児童委員連合会

喜多方市で避難生活を送っている大熊町民は現在、百数十名ほど。そのほとんどが、市内に点在する借上げ住宅に入居しています。



「私たちにできることが あれば言ってみよう」

昨年6月、喜多方市社協では、大熊町の生活支援相談員と民生委員による訪問活動に協力しました。「土地勘がない大熊町の生活支援相談員が点在する借上げ住宅を訪問するのは一苦勞です。そこで、喜多方市社協の職員が案内を兼ねて訪問に同行しました」と喜多方市社協地域福祉課の山内智恵子さん。

喜多方市民児連の齋藤勇会長も、以前から大熊町社協に対して「何か私たちにできることがあったら言って欲しい」と申し出ていました。それを受けて大熊町社協から昨年の秋ごろに「冬



「このまちに慣れてもらって、安心して暮らしてもらえるように支援していきたい」と話す喜多方市民児連の齋藤勇会長と喜多方市社協の山内智恵子さん。

期間の見守り」の依頼がありました。喜多方市民児連で見守ることになったのは、大熊町から喜多方市に避難している高齢者等の15世帯ほどです。昨年12月には民生委員の担当区域ごとに割り振りを決めて、見守りを始めました。

「原則は月に1回ですが、近所ですから1〜2週間に一度は様子を見

に行く民生委員も多くいます」と喜多方市民児連の齋藤勇会長。「訪問した時には、地域のサロンやイベントなどにお誘いしています。長引く避難生活で不安を抱えている人もいると聞きますので、少しでも外に出るきっかけになればと思います」と齋藤会長は話します。

「家にこもりがちな人とも 顔の見える関係づくり」

喜多方市の民生委員が、大熊から避難している人を訪問した時の様子は、生活支援相談員と同様の調査用紙に記入して、喜多方市社協に報告します。変わった様子があれば、喜多方市社協を通じて大熊町社協に連絡します。「喜多方市の民生委員さんは、よく声をかけてくださっているようで、本当にありがたいです」と話すのは、大熊町社協事業係長の武内智恵美さん。「この間は、ボウリング大会に誘ってもらったよーとうれしそうに教えてくれた方がいました。」

大熊町社協では、喜多方市に住む大熊町民対象のサロンを月1回開催し、大熊町の民生委員も交代で参加しています。季節ごとのイベントや健康教室など、参加者の要望を取り入れた内容



「なんでも言ってほしいと言ってきて、こうしましょうかと提案してくれる喜多方からの支援、包容力がありがたい」と大熊町社協の渡部正勝会長と武内智恵美さん。



月に1回、大熊町からの避難住民が集うサロン「喜多方の集い」。会場の提供をはじめ、喜多方市社協の全面的な支援を受けて実現しました。写真は1月に行われた「太極拳ゆったり体操」。

で、毎回10人以上が集まり楽しいひとときを過ごしています。「参加してくれる方の様子は分かるのですが、心配なのは家にこもりがちな方。やはりサロンと合わせて見守りは大切です」と武内さん。

春以降、喜多方市の民生委員による見守り活動の継続については未定ですが、今まではなかった地元の人たちとの「顔の見える関係」づくりに、大いに役立てられたようです。

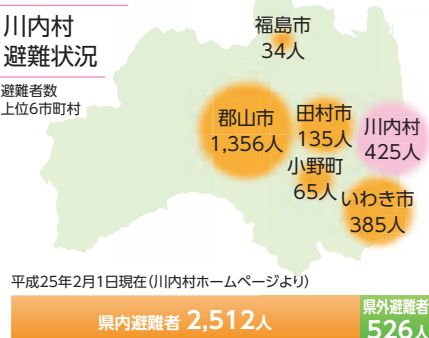
帰村住民・避難住民 それぞれに合った支援を

川内村民生委員協議会

「帰村宣言」から1年が経過した川内村。とはいえ完全帰村した村民は2割程度で、その7割近くが65歳以上の高齢者という状況の中、民生委員による寄り添った活動が続けられています。

川内村 避難状況

避難者数
上位6市町村



避難先での生活に慣れた ことも帰村しない理由に

原発事故後、川内村は全村避難を余儀なくされ、民生委員自らも避難対応に追われたことから、平成23年度の民協活動は休止となりました。しかし、仮設住宅への入居とともに、生活支援相談員を中心とした避難者の支援が始まると、民生委員の中にはその一員となって活動する人もいました。

平成24年1月、川内村は「帰村宣言」を行い、4月には役場や保育園、小中学校、村営診療所を再開。川内村民協もそれに合わせて活動を再開し、定例会を月に1回開催しています。

現在の帰村状況は、村民約2千



「村の将来を担う子どもの帰還をどのように進めるべきかも大きな課題です」と川内村民協会長兼主任児童委員の秋元良子さん。

800人中、仮設住宅を退去しての完全帰村が400人あまり。仮設住宅と自宅の二重生活で週の4日以上を村内で暮らす村民は約1千200人。小中学生は約170人中30人といった状況です。

しかし、「村内の空間放射線量は避難先よりも低いのですが、健康への影響を懸念する方は少なくありません。それに、診療所は再開しましたが、村民が通っていた浜通り方面への買い物は

できない状態。震災から2年を経て村民は避難先の病院と関係を築きました。近くで買い物ができる便利さにも慣れてしまいました。若い方だけでなく高齢者の方も完全に村に戻ろうと思わない理由はそこにあると思います」と川内村民協会長兼主任児童委員の秋元良子さんは厳しい現実を話しました。

交流の場を設けているので 安心して戻ってほしい

そんな中、民生委員は村内で6人、いわき市で2人、郡山市で2人での訪問活動を行っています。「村民で見守りを行うべき人を完全に把握できていなかったため、昨年の12月から要援護者台帳を作成し始めました。仮設住宅や借上げ住宅を回っても帰村しているためか留守もたびたびありますので、その辺りも今後把握していければと思います」と事務局を預かる川内村社協の佐藤秀子さん。

いわき市と郡山市で活動している民生委員は、生活支援相談員と情報交換したり、いわき市における借上げ住宅の訪問活動は生活支援相談員と一緒に行うなど、協力し合いながら活動しています。また村内では、帰村した高



「村民の方は震災に関する話をあまりしなくなりました。表情も明るくなったと感じます」と川内村社協の佐藤秀子さん。

齢者向けに社協が定期的を開催しているサロンを手伝っています。「参加者の方はお友達と会えるサロンを楽しみにしていて、もっと開催してほしいという要望をいただいています。子どもが少なくて寂しいという声もありますが、こうした交流の場がきちんと設けられていることをアピールし、安心して戻ってきていただけるようにしたいです」と秋元さんは話してくれました。

今回紹介した市町村のほかに、多くの民生委員が被災者支援にあたっています。そのような中、相談件数の増加や移動の問題など、民生委員一人ひとりの負担が増えています。この状況を踏まえ、継続的な支援活動を展開していくために、避難先の民児協や他機関などと協働・連携できる取り組みを、福島県民生児童委員協議会では推進しているところだ。

震災から2年。長期化する避難生活で見えてきたもの

東日本大震災から2年が経過しました。県内では未だ多くの住民が仮設住宅や借上げ住宅等に身を寄せ、先行きの見えない生活を送っています。避難先の生活では、これまでの不安がさらに深刻化しています。また、新たに顕在化している問題もあります。

県社協では、「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査(第二回)」を平成23年度に引き続き実施し、避難住民の生活不安や課題などを明らかにしました。今月号では、この調査結果より長期化する避難生活に対して、今後1年程度を目安とした具体的な支援策等について考えていきます。

避難住民の抱える生活不安はどのように変化したか

東日本大震災による仮設・借上げ住宅への入居状況を見ると、仮設住宅は1万4546戸、借上げ住宅は2万4575戸となっています(平成25年3月14日現在/福島県災害対策本部)。震災から2年が過ぎて、これらの入居戸数は減少傾向にあるものの、一方で生活再建に向けて自立することが難しい世帯が未だに多いことも事実です。

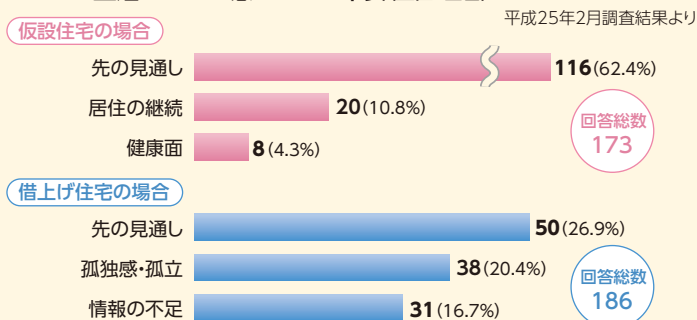
県社協では、市町村社協に配置されている生活支援相談員196名を対象

に調査(調査期間/平成25年2月4日～2月15日)を実施しました。第一回の調査結果と比較しながら、避難住民が抱える不安がどのように変化してきたのかを見てみます。

グラフ1 は、「避難住民が日々の生活において感じている不安の変化をまとめたものです。今回の結果を見ると、仮設住宅と借上げ住宅のどちらも「先の見通し」が不安」が最も多い回答でした。仮設住宅では「居住の継続」という不安があり、次に住む場所がはっきりしないことと表裏であることがうかがえます。借上げ住宅では「孤独感・孤立」、「情報の不足」も不安内容として多くの回答がありました。情

報の不足は、昨年の調査結果からも明らかにされた課題の一つでしたが、借上げ住宅に対する情報を提供する仕組みや体制づくりが、震災後あまり進んでいないことが読み取れます。

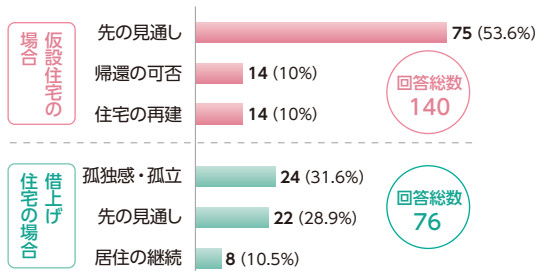
グラフ1 震災から2年が経過する現在、避難住民が日々の生活において感じている不安(上位3回答)



震災から2年が経過してもなお、仮設・借上げ住宅ともに「先の見通し」が立たないことが課題に

昨年行ったアンケートにおいても「先の見通し」への不安は、全体の上位を占めました。仮設住宅においてのその割合を見てみると、前年の53.6%(回答総数140に対して75)から、今回は62.4%(回答総数173に対して116/グラフ1)に増加しています。また、前回は借上げ住宅の場合、「孤独感・孤立」、「先の見通し」がほぼ同数の回答でしたが、今回は「先の見通し」が上位となっています。

参考 前年のアンケートより(はあとふる・ふくしま 2012年4月号掲載)
震災から1年が経過する現在、避難住民が日々の生活において感じている不安(上位3回答)



インタビュー

避難されている住民の方に現在の状況をお聞きました

生活再建はとても困難 だけど、夫婦で助け合って 歩んでいきたい

矢吹町 松谷 誠さん・
シツエさんご夫婦



● 避難から現在まで ●

矢吹町内でも被害の大きかった滝八幡地区で被災。ご夫婦ともに怪我はなかったものの、自宅の全壊により同町の仮設住宅に震災直後の4月より入居。現在、生活再建に向けて模索しています。

は限らないしね…」と主人の誠さん。再建計画についてうかがうと、「35年間暮らした自宅は今更地になっていきます。私ももうすぐ70歳。家を建てたいという希望はあるけれど、今

さらローンも組めないし、その後の生活の見通しが立たない状況です」。

二人は昨年、白河市で被災したシツエさんの母親を仮設住宅によび、4カ月生活を共にしましたが、環境の急激な変化もあつて体調を崩され、考えた末に福祉施設にお願いすることになりました。「あの頃が一番辛かったです。母の面倒を看ながら、自分たちの老後のことも否応なく考えてしまつて。精神的にも参つてしまつて寝込んでしまつこともありました」とシツエさんは振り返ります。

「仮設住宅に2年間暮らしてみても、このことは、隣近所がものすごく近くて周囲に気を遣うというところです。壁も薄くて、隣のテレビの音が気になるぐらいの距離感。ですから二人ともあまり話さないで静かにしています」と奥様のシツエさん。仮設住宅では長屋のような「ミニミニ」が形成され、お互いの様子がつぶさに分かり合える一方で、狭い生活環境からくる閉塞感も日々増しているようです。

「矢吹町のこの仮設住宅には、浜通りから避難した方、町内の二戸建てであるいはアパートから避難した方がいます。それぞれに事情や思いも異なりますから、仮設住宅に住んでいる方と打ち解けるまでには時間もかかりました。こちらがオープンでも相手もオープンと

松谷さんご夫婦のように、津波や放射能ではなく、地震被害での避難の場合、行政からの補償はほとんどないのが現状です。」「なぜウチだけという気持ちがあります。今は3歩進んで2歩下がる感じです」と、誠さんは住宅再建への行政支援がない中で、前向きに生活を再建していくことの難しさについて話してくれました。

地域と少しでもつながることで、 元気を取り戻したい

大熊町 椎名 直久さん・
篤子さんご夫婦



● 避難から現在まで ●

大熊町で被災。避難命令で川内小学校へ避難。その後、川内村の公民館、ビッグパレットふくしま(郡山市)に避難し、友人の紹介で当時空き家だった矢吹町の家へ。現在、いわき市での生活再建を検討中。

考えていたのですが、大熊町に帰れないことがはつきりと分かったため、今ではすべてが空しくなつてしまつて、諦めの感情が強いんです」。

大熊町で喫茶店を営んでいた篤子さんは、「お

「矢吹町のこの家にとどろ着いたときは、寂しい気持ちでいっぱいでした。遠くに車のヘッドライトが流れる夜の風景を見ると、世の中は動いているんだと感じ、何だか自分たちだけが取り残されたような気持ちになつてしまつて…」と、奥様の篤子さん。それでも震災から2年が過ぎた今はいろんなことを冷静に考えることができるようになったと話します。

「主人の直久さんは大熊町で定年を迎え、現在は借りている家のすぐ前にある畑で、白菜やサツマイモ、小松菜、トマトなど季節にあわせた野菜を作っています。」「震災以降、あぐりげを刺つてないんです。周りからは怒りのヒゲ、なんて呼ばれていますけどね。生活を奪われた怒りを忘れないようにするためです。震災後はふるさとでの生活再建を

店は町の人たちの交流スペースだったこともあつて、知らない人同士がゆるやかにつながっていました。矢吹町の皆さんはとても優しく接してくれますが、自分たちも地域と何か接点がほしいと次第に思うようになりまして」と話してくれました。現在、直久さんはサロン活動のボランティアとして参加し、趣味の尺八を披露しています。篤子さんは矢吹町社協の紹介で保育園のお手伝いをしており、子どもたちの元気な笑顔に癒されています。

二人は今後について「将来的には、親兄弟の暮らすいわき市での生活を考えたいです。自分たちもごんごん年を取つてしまつて、体の具合が悪くなつてしまったときに親戚が近くにいた方が何かと安心ですから。ただ復興住宅など自分たちが住む場所が確保されないとしても難しいので、今は本当に一日をどう過ごすかだけで今後を見通すことができませんと話してくれました。

インタビュー

生活支援相談員に避難者の「今」についてお聞きしました

取材協力／生活支援相談員・坂路 美江子さん・長田 百合子さん（矢吹町）
（写真左） （写真右）

被災者に手を差し伸べる
だけではなく、
背中を押す時期に



「矢吹町には仮設住宅の入居世帯が70戸あり、借上げ住宅に避難されている世帯は私たちが把握している範囲で28戸あります。訪問は二人一組で行い、月1回は全戸訪問を行うようにしています。ふだんは心のケアセンターや保健師さんから依頼を受けて、見守りが必要な方や入院された方などを中心に訪問活動を行っています」と語ってくれたのは、生活支援相談員の長田百合子さん。

仮設住宅は相談員として気軽に訪問することができそうですが、借上げ住宅の場合、訪問したくても個人情報保護法の壁

もあり、他町村からの避難者がどこに住んでいるのか分からないという課題が今もあるといいます。

地元病院の精神科に33年間勤めた経験のある坂路さんは、退職後に生活支援相談員の仕事に就きました。現在の避難者への支援について坂路さんは、「被災者の皆さんは、当たり前のことが当たり前でなくなった人たちがばかり。その喪失感は何り知れません。震災の喪失感から立ち上がる時間が1年かかる方もいれば、5年、10年かかる方もいます。もしくは一生という方もいるかもしれません。今はこの喪失感をゆっくり受け止めながら、しかし、生活支援相談員として手を差し伸べるだけではなく、避難者の背中を押す時期に来ていると感じています」。

たくさん笑って肯定的な
気持ちになれば、
きっと前に進めるはず

仮設住宅では「支援慣れ」が問題の一つになっています。長田さんは「震災直後は救済の意味もあって物資配布などの支援が必要でした。しかし、一方的に居心地の良い支援を続けて

しまうと、避難者の自立を逆に阻んでしまうことにもなりかねません。その加減はとても難しいです」と話します。現在、矢吹町で開催するサロンでは、ボランティアだけではなく、避難されている住民自らが積極的に参加するプログラムを組んで支援を受けるだけではなく、自分たちから地域とつながっていきけるような仕掛けづくりを進めています。

訪問先ではいつも笑顔が絶えない長田さんと坂路さん。これからの避難者のサポートについてうかがうと、「アンケート調査で、不安や孤独感があるという答えが返ってくるのは、自立に向けた具体的な言葉がまだ見つからないから。生活支援相談員はね、訪問するときは笑顔でノックして、避難者の大変でつらい話をしっかりと受け止めたあとには、最後に笑っていただいて次につなぐ。笑つとほら、肯定的な気持ちになるでしょ。明るい未来が感じられれば、前に進むこともできるはずですよ」と坂路さんが話すと、長田さんも「坂路さんは話を受け止めるだけじゃなくて、倍にして返しちゃうからね」とひと言。避難者の不安を吹き飛ばす元気な笑顔を見せてくれました。

いま求められるのは、 次の生活に向けた「心」の支援

仮設住宅、借上げ住宅の避難者への支援は、今、「物資」から「心」の支援へと移行しています。被災者は生活再建、就労、育児や家族介護の不安、そして自らの老後生活への不安などの多くの不安と向き合わなければならぬ一方で、避難先の不慣れな土地や新しい地域コミュニティの中で孤立や孤独感に押しつぶされそうになっている方もいます。生活支援相談員はこうした住民をサポートしていく役割を担っています。

下記の「グラフ2・3・4」の調査結果からも分かるように、生活支援相談員は、避難生活を支えていくために、保健師・看護師などとの連携が今後重要だと認識しています。サロンに参加して初めて自分の血圧が異常に高くなっていることが分かったというケースもあり、避難者の健康管理は今後継続的なテーマになってくることが予想されるためです。また、生活支援相談員として、仮設住宅では安否確認・見守り訪問活動を中心にしながら、自立生活への支援を行っていく必要性がある

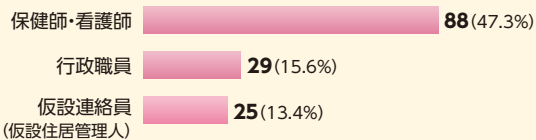
り、借上げ住宅では孤独・孤立を防止する取り組みが今最も必要とされています。さらに今後の見通しの説明や、復興住宅の建設などに関する正確な情報提供が行政機関に対して提案すべきこととして認識されています。

今後は地域に暮らす人全員がサポートとなるべく避難者が本来持っている「自立する力」を引き出せるような支援も求められています。大きな喪失感からまだ抜けきれず、避難先の地域で孤立している方がまだいます。そして先の見通しが立たず、新しい生活への一歩を踏み出すことができない方が多いことも分かりました。しかし、避難者の不安や悩みはそれぞれ異なります。これからの1年は生活支援相談員を中心として、関係する職種や機関そして、地域の人たちとも連携しながら一人ひとりの実態に寄り添った自立支援が求められます。そのためには、避難者の心をゆつくりとほぐすこと、そして次の生活に向けて前向きな気持ちを持つてもらったことが必要となります。

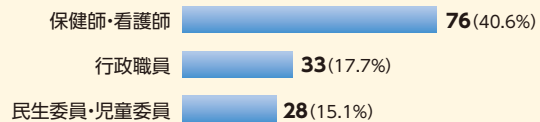
グラフ2 生活支援相談員と連携が必要な職種(上位3回答)

回答総数
186

仮設住宅の場合

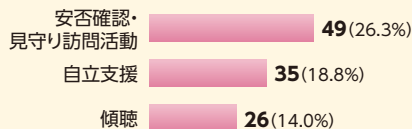


借上げ住宅の場合

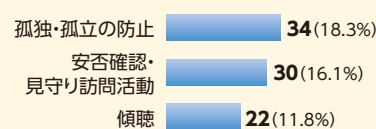


グラフ3 生活支援相談員が行うべき活動で最も大切だと考えること(上位3回答)

仮設住宅の場合



借上げ住宅の場合

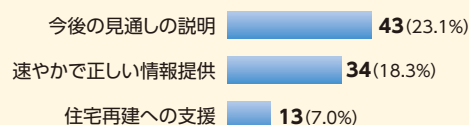


グラフ4 行政機関等に対して提案すべき事項(上位3回答)

仮設住宅の場合



借上げ住宅の場合





生活支援相談員が受け止めた 避難生活とこれから

～「生活支援相談員から見る避難住民の現状調査(第三回)」～

県社協では、今年1月に三回目となる「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」を行いました。避難生活により添い続けてきた生活相談支援員は、3年の変化をどうとらえているのでしょうか。また、調査の結果から今後どのような支援が必要とされるのかを探ります。

仮設住宅での変化

生活支援相談員は、避難生活を送る人たちの孤立を防ぐために県内29の市町村社協に205名配置されています(調査時)。県社協が今年1月に行った調査では、185人(90.2%)からの回答がありました。

チーフ生活支援相談員による仮設住宅内コミュニティの変化についての回答(自由記述)では、「それぞれの生活へと踏み出していく世帯が増えて、取り残された感じを受ける人が出てきた」、「一人暮らしの高齢者、介護が必要な高齢者のいる世帯が残されている」といった内容があり、仮設住宅に残る住民の焦り、不安が深まっている様子がうかがえました。

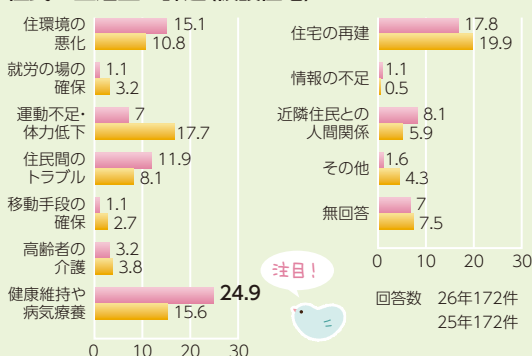
定住する場合も課題が

同じく、**避難先に移住する場合の課題**についての回答(自由記述)では、「地域」「コミュニティになじめるのか」、「雪・道路状況・交通機関など以前住んでいた土地と違う環境に対応しなければならぬ」、「特に高齢者は環境の変化に身体がついていけない」、「生活する場所の決定など、家族間でさえか

平成26年
平成25年

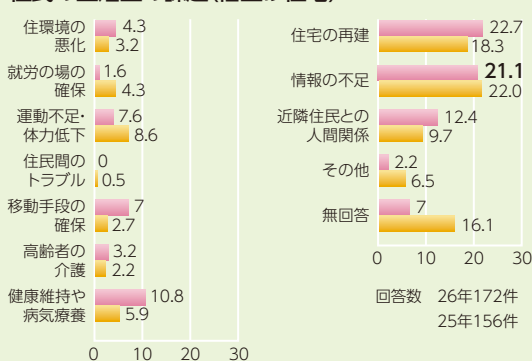
グラフ1

住民の生活上の課題(仮設住宅)



注目!

住民の生活上の課題(借上げ住宅)



懸念される健康への影響

生活支援相談員から見る避難住民の実態として、**住民の生活上の課題** **グラフ1**は、仮設では「健康維持や病気療養」が最も多くあげられ、前調査時よりも10%近く増加しています。

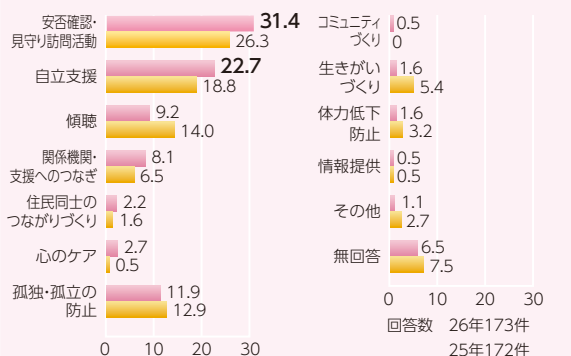
定着してきた見守り

感謝していることとして回答が多かったのは、仮設住宅の場合は「近隣住民同士の支え」や「生活支援相談員の訪問」などでした。借上げでは、「家族の存在」、そして「生活支援相談員

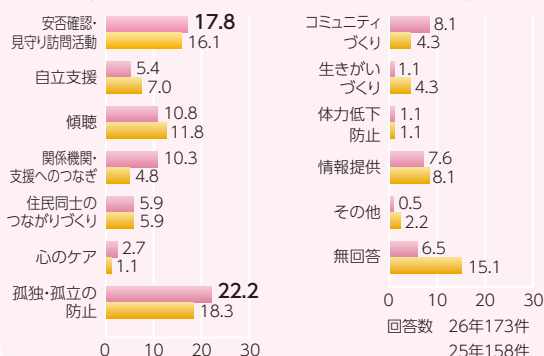
は、健康への影響が懸念されます。また、住宅の再建は仮設・借上げ共通の課題であり、生活を安定させるためには次の住まい確保が必要です。借上げの場合、「情報の不足」は前回調査から引き続き高い割合を占めています。

グラフ2

生活支援相談員が行うべき活動で最も大切だと考えること(仮設住宅)



生活支援相談員が行うべき活動で最も大切だと考えること(借上げ住宅)



の訪問」などです。仮設・借上げいずれも「生活支援相談員の訪問」について感謝しているという回答の割合が前回調査よりも10%以上高くなり、生活支援相談員が住民に受け入れられてきていることが分かります。

生活支援相談員が行うべき活動で最も大切だと考えること グラフ2 仮設住宅で最も多かった回答は、前回調査同様「安否確認・見守り訪問活動」でした。(31・4%)。避難が長期化するほどに、訪問活動の大切さが認識されています。次いで「自立支援」(22・7%)でいずれも前回より回答割合が高くなりました。

借上げ住宅では「孤独・孤立の防止」が最も多く(22・2%)、次いで「安否確認・見守り訪問活動」(17・8%)となりました。

復興公営住宅の具体化や避難先での定住を決める人がいる一方で、いまだ大半は仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされています。

また、今回の調査からは、要介護者が増え、世帯分離が進み、各種依存症などの問題などが増えていることが分かりました。今後も生活支援相談員の見守り活動には、さらなる期待が寄せられています。

今後についての提言

これからを一緒に考える 復興支援プランを

生活支援相談員の各種研修を担うとともに、昨年3月には「生活相談員ハンドブック」を作成するなど、立ち上げ時から生活支援相談員の活動に関わってきた日本ボランティアコーディネーター協会。その理事を務めるお二人に、今後の生活支援相談員の活動について提言をいただきました。



特定非営利活動法人
日本ボランティアコーディネーター協会
理事・事務局長 代表理事(龍谷大学教授)
後藤麻理子さん(左) 筒井のリ子さん(右)

「今回の震災では、原発事故により知らない土地に避難せざるをえなかったことが、阪神淡路大震災や中越地震とは違います。住み慣れた故郷を離れて暮らす人たちの不安に寄り添ってきた生活支援相談員の活動の意義は大きかったはず」と筒井さん。

「今後は、仮設住宅には身体の弱った高齢者など、より支援が必要な方たちが残ることが予想されます。生活支援相談員は、とり残され感を持つ人に私たちは変わらなに見守ります」と伝え続け、精神的な支えになることが大切です」。

中越地震では、復興公営住宅に移った後も、生活支援相談員が見守りを続けました。一方、福島県では、避難先が広範囲に及ぶことから、民生委員等と連携する町村もあります。筒井さんは、「生活支援相談員がずっと全員を訪問し続けるのではなく、個別に調整していくことも必要」と考えています。「見守りを含め、仮設や借上げを出た後の復興支援プランというようなものを本人と一緒につくっていくのが理想ですね」。

後藤さんは、「ずっと寄り添ってきた存在だからこそ、これからの生活を一緒に描いていくはず」と話します。

「途切れない支援のためにも、生活支援相談員のこれまでの積み重ねが、とても重要になってくるはず」。

「復興支援プランを立てるために求められるのは、社会保障や就労支援につながるための知識。二人はソーシャルワーカーのスキルを身につけたキーパーソンがチームに必要な」と話していました。



明日へ向かう社会福祉のつどい ～東日本大震災に関する社会福祉功労表彰式～

東日本大震災におけるこれまでの社会福祉関係者などの努力を称えとともに、被災者支援のボランティア活動、福祉施設利用者の避難受け入れなどに尽力された方々に謝意を表すために、県社協は3月5日に「明日へ向かう社会福祉のつどい」を開催しました。

会場となったビッグパレットふくしま（郡山市）には、県内はもとより、全国から約600人が集い、明日へ向かう社会福祉活動の歩みをさらに進める決意を新たにしていました。

ふくし、ふくしまの
復旧・復興に感謝



会場に集まった600人が、この3年を振り返り思いを新たにしていました。



感謝の言葉を述べる
県社協の瀬谷俊雄会長。



全参加者で震災の犠牲者に黙祷。

想像を超えた未曾有の災害のなかで、社会福祉関係者は被災者や施設利用者の生活や生命を懸命に支え続けてきました。

3年前の3月11日から、震災直後の混乱にもかかわらず、多くの市町村社協では避難所の運営に携わり、また、いち早く災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援のため県内外から参集したボランティアのコーディネー

トに奔走しました。現在も生活復興のため生活支援相談員を配置し避難者などへの生活支援を続けています。

高齢者、障がい者、児童などの福祉施設では、職員自身が被災し施設自体が避難を強いられるなどの困難な状況のなかで、利用者の命を懸命に守り続けてきました。会津地域を中心に、避難地域の施設利用者を受け入れた施設も数多くありました。

ボランティアによる支援活動は現在も継続して行われており、被災者などに明日への希望と勇気を与え続けています。

「明日へ向かう社会福祉のつどい」では、式典に先立ち、学習院大学教授・福島県立博物館館長の赤坂憲雄氏による講演を開催。式典では、156の団体・個人に表彰状が、261の団体・個人に感謝状が県社協の瀬谷会長から手渡されました。

その後受賞者を代表し、南相馬市社会福祉協議会・門馬秀夫会長、大熊町民生児童委員協議会・根本友子会長、社会福祉法人友愛会の林久美子理事長が壇上で決意を述べました（詳細は5～6ページに掲載）。

式典を終えて避難先のいわき市に戻る双葉町社協の職員は、「この3年はあつという間だった」と振り返り、「会場でも今後も支援することを約束してくれたボランティアさんもあり、大変ありがたかった。ここからまた気を引き締めていきたい」と話していました。



「被災地の問題は誰にとっても他人ごとにするべきではない」と講演で述べる赤坂憲雄氏。

社会全体を弱者基準でデザインしよう

講演 震災から学んだこと

学習院大学教授 福島県立博物館館長 赤坂憲雄氏



▲赤坂 憲雄氏
民俗学者、学習院大学教授、
福島県立博物館館長。
東北学を提唱したことで知ら
れています。

被災地の今は50年後の日本

我々の社会は、この震災から多くを学んでおかなければ、やがてまた来る巨大災害に備えることはできません。今日は私自身が震災から学んだことをいくつかお話しします。

私は震災の翌月から、政府の復興会議の委員として議論に参加していました。そのなかで出た建築家の安藤忠雄さんの言葉が心に残っています。それは「30年後50年後の日本を見据えて今をデザインしよう」というものです。残念ながら、復興会議は議論を深めることができないまま2012年6月に復興庁の設置と共に3カ月で解散しました。では、50年後に日本社会はどうなっているのか。現在1億3千万人弱の人口が約3分の2の8千万人弱になる

とみられています。その45%が高齢者です。

被災地は50年後に日本社会が直面する問題を引き受けています。被災地の状況は絶対に他人ごとではありません。

災害は社会的弱者を直撃する

被災地で私が感じたのが「災害は弱者を直撃する」ということです。今回の震災では、犠牲になった高齢者が多かったことが確認されています。

かつて三陸は明治29年、昭和8年にも大津波に見舞われました。そのとき最も多くの犠牲者が出たのは、若い母親の世代でした。それは、大家族制度の中で最も弱者だったからです。小さい子をもつ母親が避難をためらった理由は、高齢者の問題だとする報告もあります。年老いた舅や姑を置いて逃げることができなかったのではないかといいことです。

大きな災害は、その社会がもっている問題をあぶり出す。端的に言えば、その社会のなかで弱い立場にいる人であぶりだすのかもしれない。

避難訓練は「コミュニティづくり」

高齢化が進んだ現代の三陸では、高齢者が自分より高齢の人を助けて避難する構図がありました。隣の人に声をかけたけれども、「足の悪いじいちゃんを置いていけない」と夫婦で家に留まり、津波にのまれたという話も聞きました。

一方で、隣り合った二つの地区で、犠牲者の数に大きな差がありました。被災状況はほぼ同じなのになぜ？と聞くと、犠牲者の少なかった地区の方が「律儀に避難訓練していたから」と答えたのが印象的でした。

これは、コミュニティの問題です。どこに寝たきりの人がいて、どこに一人暮らしの高齢者がいるのか。避難訓練で情報共有していたから、助け合う仕組みができていたのだと思います。これは、今回の震災から学ぶべきとても重要なことです。

伝えよう、東北の相互扶助を

「津波でんでんこ」という言葉があります。家族みんなが犠牲になるのをさけようと、日頃から親が子に「津波が

きたら私を置いて逃げて」と伝えてきた。それは東北の家族の情愛の深さを物語る言葉です。しかし、東京で直下型地震があつて、「地震でんでんこ」になったらどうでしょう。むしろ、都会でこそ、今回の震災のなかで東北の人々が示した相互扶助の精神のようなものをきちんと伝えるべきだと思います。

「災間」を生きる人にできること

震災後、東北出身の若い研究者で勉強会をしたときに、岩手出身の方が興味深い発表をしました。「我々は、災間を生かされている」というのです。大規模災害は必ずまたどこかで起こります。我々は、巨大な災害と災害の間を生かされている。次に備えるために「弱者を基準にして社会全体をデザインする必要がある」とはつきりいました。

しかし、それとは正反対の方向に我々の社会は突き進んでいます。弱者を基準にやわらかく、被災を少しでも減らすようなソフトの対策を数多く作る。そついつ方向に発想を転換しなければならぬと思います。

決意

これからも
市民に寄り添い続けます



社会福祉法人
南相馬市社会福祉協議会
門馬 秀夫 会長

あの日、大きな揺れの後に「津波が来ている」と聞いて、海辺に住む市社協の職員が家に戻りました。その職員は、しばらくして泣きながら戻ってきました。「会長、家が目の前を流れていきました。私は着の身着のまま、何もなくなりました」。そして、さめざめと泣きました。でも、彼女は避難所から毎日ちゃんと出勤してきました。

南相馬市の小高区には今も鎮びた車や農機具などが道端に散らばっています。1年ほど前、ある寒い日に、私とあまり年のかわらない方がボランティアにおいでになりました。どちらから？と尋ねると「広島から」と言います。軽自動車で二泊三日かけて来てくださったそうです。こうして、私どものために駆けつけてくださる方がい

るのだということに、改めて頭が下がりました。

つい先日、上京の機会がありました。2年前までは「どのくらい回復しましたか？」と聞かれたましたが、今は聞いてくる人はいません。震災は忘れ去られようとしています。

現在も南相馬市内には3千戸以上の仮設住宅が設けられています。また、多くの人が県内外に避難しています。先の見えない将来に不安を抱えて、困難な状態です。そして、仮設住宅には精神的な重圧で亡くなられる方もおられます。

市社協の生活支援相談員は、各戸への訪問を繰り返し、被災された方へ生活支援の働きかけを行い、皆さんの心に寄り添う形で懸命に活動しています。

3年が経った今も、多くの市民が慣れ親しんだ土地を離れて暮らしています。そして残っている者もつらい日々を送っていることに変わりはありません。

南相馬市社協一同は、ずっと当たり前のごことを淡々とやってきました。それを今回ほめていただいたことに御礼申し上げます。また、多くの支援に対して、深く感謝を申し上げます。これからも市民の皆さまに寄り添い、役割を果たしていくことを誓い、決意の言葉とさせていただきます。

決意

よりきめ細かに
見守り活動を続けたい



大熊町民生児童委員協議会
根本 友子 会長

東日本大震災そして原発事故からまもなく3年。この間、私たちは、今できること、当たり前のことをやってきたつもりでした。この度の受賞は身の引き締まる思いとともに、身に余る光栄だと存じます。

思い起こせば、震災当日から私たちが支援を行動に移せたのは、それまでの研修の積み重ねと「災害時一人も見逃さない運動」を意識していたからだと思います。

毎年実施していた要援護者マップの見直しは、避難に手助けが必要な人がどこにいるのか、どこを守ればいいのかをしっかりと認識する機会となりました。また、平成16年の中部地震の後に新潟で受けてきた研修では、「万が一災害が起きた場合は、まず自分

自身の安全確保、家族の安全、それから地域住民の安全確認」という言葉に強い印象を受けました。

大熊町は原発事故により全町避難という状況になりましたが、いち早く活動を再開できたのも委員一人ひとりが、民生児童委員としての認識をしっかりと持っていたこと、そして常日頃の研修と関係機関の御指導の賜物と存じます。

県内外に避難している現状では、100%の見守り活動は不可能ですが、会津若松市にある12カ所、いわき市にある7カ所の仮設住宅毎に担当を決めて訪問活動をしています。借上げ住宅は生活支援相談員との連携で見守り活動をしています。毎月開催される民生児童委員の定例会に県内3カ所にある大熊町社協の出張所から職員に出席してもらい、生活支援相談員の訪問活動状況を報告し合っています。

昨年12月の改選で約半数の委員が替わりました。経験者と新任委員を組み合わせるなどして、委員同士が話し合える機会を増やしています。

本日の受賞を機に、さらに自己研鑽に励み、今できることを、決して無理をせずに、よりきめ細かな見守り活動が続けていきたいと思っています。



決意

同じ双葉郡の広野町で
平成27年度開園を目指して



社会福祉法人友愛会
林 久美子 理事長

友愛会は、震災前まで富岡町で障がい者のための入所施設や通所施設などを運営してきました。地震・津波・原発事故の多重災害は思い起こすのもつらい惨事でした。当時と現在の状況を報告いたします。

大地震の後、電気の消えた暗闇のなかで不安に動揺する計66名の利用者さんを25名の職員で支援いたしました。その翌朝、町の消防団と広域消防署から、隣村にあたる川内村の体育館に避難するよう指示がありました。とるものもとあらず全員で施設を後にしました。

移動途中に、川内村での受け入れを断られ、国道288号を西へ西へと移動し、夕方になってようやく、三春町のさくら湖自然観察ステーションに

一次避難することができました。

利用者さん全員が分散することなく、一カ所に避難できたことは大きな喜びでした。その時にはすぐ富岡町に帰れると思っていたのです。しかし床に段ボールと毛布を敷き、毛布をかぶって雑魚寝をする生活が1カ月続きました。

4月15日、国と県のお力添えで、群馬県高崎市の国立のぞみの園に移ることができ、引き続き現在も同所に避難しています。

一次避難をした三春町、二次避難をした国立のぞみの園は言うに及ばず、群馬県高崎市においても寮生の皆さま、地域の皆さま、本当に物心両面にわたって温かいご尽力をいただき、感謝の一念につきます。

最後に当法人のこれからについてですが、今回の受賞を励みに、役職員一丸となって一歩一歩進んで参る所存でございます。具体的には、双葉郡の法人として、双葉郡で一番安全な広野町からの協力を得て、広野町で平成27年度の施設開設を目指しているところです。

本日お集まりの皆さまには、これからもお力添えをいただけますよう、よろしく願いを申し上げます。

「3・11を乗り越えて」

ふくしまは津波被害だけでなく原発事故の影響も大きく残ります。コミュニティが失われた地域があります。いくつもの家族が分散してしまいました。子どもたちが外で思いっきり遊ぶ機会が少なくなりました。将来を担う子どもたちの育つ基盤が揺らいでいます。

福祉社会を担う私たちは、このような課題を克服しながら、これからの「ふくしま」の福祉を一歩ずつ前に進めていかなければなりません。福祉コミュニティを再生し、高齢者や障がい者の生命と生活を守り、そして笑顔あふれる子どもたちの育ちを支えていかなければなりません。

すべての福祉関係者が協力し合いながら、3・11を乗り越え、これまで以上にあなたかであつながらがある「ふくしま」をつくっていきましょう。



避難生活3年目を迎えた大熊町社協と民児協のみなさん



式典終了後は、感謝状を手に記念撮影する様子も見られました。

復興公営住宅・災害公営住宅への 移行期における支援

～長期避難者が安心して過ごせる生活拠点であるために～



東日本大震災から3年半が過ぎました。復旧・復興に向けた取り組みが続く中、福島県では依然として約12万人が県内外で避難生活を送っており、避難者の生活拠点の安定を図るために復興公営住宅と災害公営住宅の整備が急務となっています。今回は、仮設住宅や借上げ住宅から移行するにあたっての課題と必要な支援について取り上げます。

復興公営住宅と 災害公営住宅の現状

8月末時点で、県内の仮設住宅入居数は約1万3千戸、借上げ住宅・公営住宅入居数は約2万戸となっています。仮設住宅の供用期間は平成28年3月までと当初の予定より延長されていますが、避難者の生活再建を支援するため、復興公営住宅と災害公営住宅の建設が県内各地で進められています。

復興公営住宅（県営または市町村営）は、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、飯館村などの原子力災害避難者向けに4千890戸、災害公営住宅（市町村営）は、新地町、相馬市、南相馬市、いわき市など11市町村の地震・津波被災者向けに2千714戸を建設する計画が立てられています（図1）。

今秋から入居が始まる復興公営住宅の整備状況と、入居者への支援体制を福島県に聞きました。



建設中の双葉町民向け復興公営住宅（郡山市/山田）

福島県では、復興公営住宅4千890戸のうち約2千100戸を平成



福島県企画調整部
避難地域復興局生活拠点課
主任主査 渡邊 隆幸さん

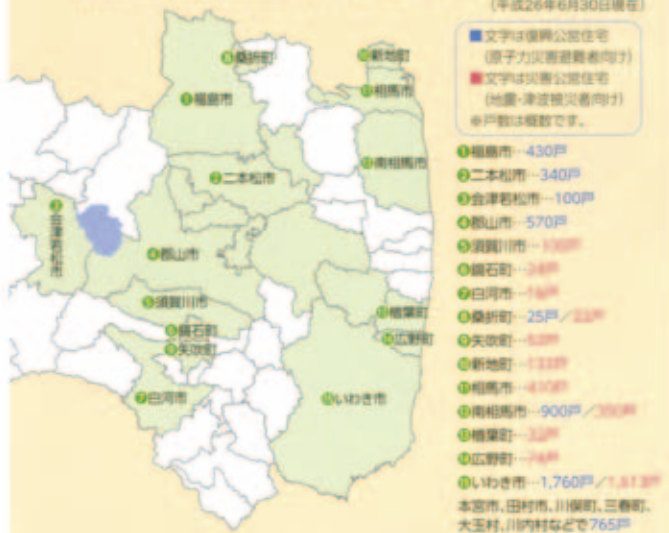
コミュニティの形成と維持を 図るコーディネーターの配置

27年度末までに、残りを平成28年度末までに完成させる予定です。第1期募集の528戸はほぼ入居者が決まり、今年11月から順次入居が始まります。第2期募集の224戸は今年10月から11月末にかけて募集を行っており、こちらも一日でも早く入居していただけるよう、準備を進めているところです。復興公営住宅の多くは集合住宅で、戸建て型もあります。玄関から居室内まで段差のないバリアフリーであることと、3階建て以上にはエレベーターが設置されるのが特徴です。またほと

図1 災害公営住宅と復興公営住宅の整備予定戸数

（福島県企画調整部復興・総合計画課発行「ふくしま復興のあゆみ 第8版」より）

（平成26年6月30日現在）



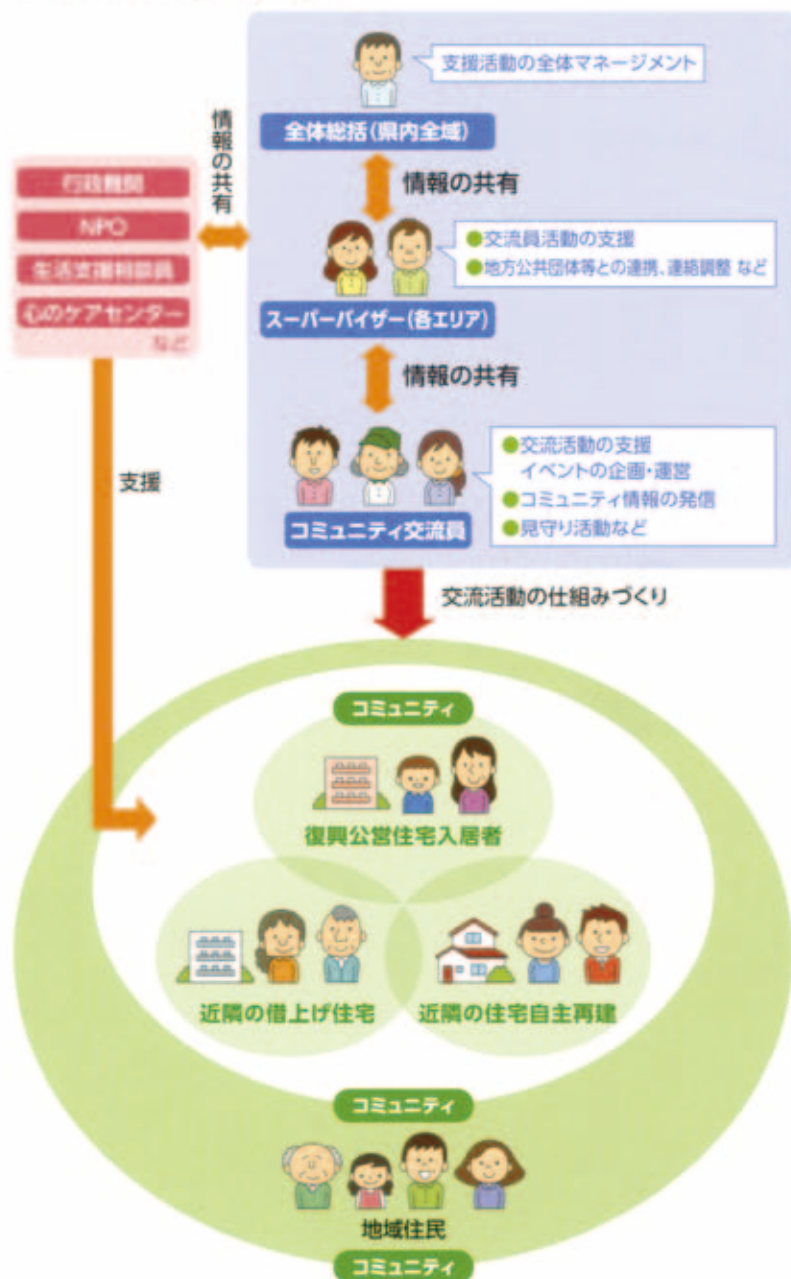
復興公営住宅の中で最も早い今年9月から入居が始まった飯館村民向け復興公営住宅（福島市飯野町）。戸建てと長屋の23戸には子育て世代が住んでいます。

んどが県営ですが、受け入れ側の市町村が建設する場合などもあり、県と市町村が協力して避難者を支援する体制を取っています。

整備戸数は、復興庁、県、避難元自治体が平成25年度に実施した住民意向調査結果などをもとに計画しました。入居は棟ごとに市町村単位で行うことを基本としています。入居者が仮設住宅や借上げ住宅から移行したあとも安心して暮らすことができるよう、復興公営住宅を中心としたコミュニティの形成と維持を重要視しています。

そのため、入居者の方をはじめ、近隣のアパートや再建した家で生活する避難者の方、さらに受け入れ自治体の地域住民の方を含めた交流のきっかけづくりや、交流が継続する仕組みづくりが必要となります。県では、復興公営住宅100戸に2人程度の割合でコミュニティ交流員を配置することとしています。コミュニティ交流員は、交流活動の支援や、復興公営住宅に併設する集会所などを利用したイベント・サロンの企画・運営、心配事が見受けられる方に対しての見守りや関係機関へのつなぎ役などを担います。さらに、「コミュニティ交流員を指導・監督する」「スー

図2 コミュニティ交流員の業務



パーバイザー」、業務全体を管理する「全体総括」の三層体制で入居者のコミュニティづくりを支援します（図2）。平成26年度は、コミュニティ交流員12人（福島市2人、郡山市3人、会津若松市2人、いわき市5人）、スーパーバイザー2人、全体総括1人の配置を予定しています。

コミュニティ交流員は避難者の生

活拠点を核としたコミュニティの支援を中心に行いますが、場合によっては戸別訪問も必要だと思っています。その際は、仮設住宅や借上げ住宅入居者の方への支援を続けてきている県社協の協力で研修を実施したり、生活支援相談員と連携しながら、入居者の方に寄り添っていききたいと思っています。

本格的な活動はこれからですが、まずは安心して暮らせる環境づくりに向けて取り組んでいきます。さらに関係機関とも連携し、それぞれの得意分野を活かしながら、避難者の方を支援していきたいと思っています。そしていずれば入居者の方の主体性を引き出し、自立的な活動につながればと考えています。

相馬市における災害公営住宅の現状

相馬市は災害公営住宅への入居が県内において最も早い平成24年5月からスタートし、入居者への支援にもいち早く取り組み始めました。現在の建設・入居の進捗と、入居者のコミュニティづくりを行う生活支援相談員の活動の様子などを相馬市社協に伺いました。

生活支援相談員による 早期のコミュニティ構築を



相馬市社協
常務理事兼事務局長
今野 大さん

9月1日時点で相馬市の仮設住宅には513戸が入居しています。うち災害市営住宅（相馬市では「災害公営住宅」を「災害市営住宅」と呼称）に入居予定が214戸、自主再建が149戸、分譲地購入が112戸、未定が38戸となっています。

災害市営住宅は馬場野山田地区の井戸端長屋（集合住宅）が平成24年5月に完成したのを皮切りに、戸建てやアパートなどの整備を進めているところで、平成27年3月までに

410戸建設する予定です。うち完成済みが169戸、入居済みが148戸となっています。

災害市営住宅にはそれまでの仮設住宅のまとまりで移転するのではなく、震災前の家の近くや、全く違うところなど、それぞれ希望するところへ分かれます。そうすると仮設住宅で作られたコミュニティは機能しなくなる場合もあるため、新たに作り直す必要があります。

長屋ができて間もない頃、入居者の方から、仮設住宅にいた時は誰かしら訪ねてくれていたけれど、長屋に移転してからは訪問が少なくなったし、サロンも開催してくれなくなったという声があり、コミュニティの重要性を感じました。

そのため、仮設住宅・借上げ住宅入居者を支援している生活支援相談員が災害市営住宅も同様に訪問して入居者を見守ったり、住宅地の中に造られた集会所、長屋の共有スぺー

ス、地域の公民館でサロンを開催するなどしています。

また、入居者同士の交流は定期的に開催しているサロンで図ることができていると思いますが、入居者と受け入れ先の地域住民という大きなくくりでの交流はまだ行われていません。相馬市は平成29年に行政区を再編する予定ですので、その後に地域とのつながりを深めていきたいと考えています。

仮設住宅の時もそうでしたが、災害市営住宅に入居して半年くらいは元気でいられるものの、半年を過ぎると家に閉じこもってしまう方が出てきます。それを防ぐために生活支援相談員は入居者の方から何でも相談してもらえる関係を築きつつ、震災前から地域の人々と関わりの深い民生委員の方とも連携し合っていくことができていると思っています。

入居者の身近な 存在でありたい

災害市営住宅ごとに生活支援相談員が割り振られており、毎日自分の担当する災害市営住宅に出向いて戸別訪問し入居者の様子を伺ったり、見守りが必要な方を定期的に訪ねたりしています。また、いつもと様子が違う、体調を崩している、ADL（食事・着替え・排泄・移動など、人間の基本的な日常生活動作）が下がったなど、気になることは全て拾って生活支援相談員同士で情報を共有し、必要に応じて地域包括支援センターにつなぐこともしています。

サロンは月に1～2回程度開催しており、内容は皆さんから希望を聞きながら運動、歌、ゲームなど、できる限り日頃行わないものにしていきます。また県内外のボランティアの方が訪ねて交流して下さることもあります。

入居者同士の良い関係が築かれるにはある程度時間を要するだろうと考えていましたが、最近は料理や収穫した野菜を持ってお互いの戸建てを訪ねたり、長屋では昼食後に共有スペースで過ごしたりしている様子が見受けられることもあり、安心していきます。最近は私たち生活支援相談員に、家の中に入ってお茶を飲んでいって、と声を掛けてくださる方もおり、信頼関係を築くことができているのだと嬉しく思います。

今後の課題のひとつに、サロン活動の場所があげられます。長屋なら共有スペースがありますが、今後建設される災害市営住宅の中には近隣に集会所が併設されないところもあります。コミュニティの再構築にサロン活動は欠かせませんので、例えばサロン会場まで送迎するなど、対策を考えていきたいと思っています。

生活支援相談員 左から大竹英美さん、
加藤益秀さん、佐藤智子さん



相馬市災害市営住宅の整備予定戸数 (平成26年8月1日現在)



被害を受けたため北飯沼仮設住宅を

入居者 60代女性

経て、今年5月に今の災害市営住宅に入居しました。夫と、デイサービスを利用する100歳の母親と一緒に暮らしています。入居してから4カ月が経

災害公営住宅入居者の声

相馬市の災害市営住宅のひとつ、尾浜細田東地区住宅団地は平屋36戸、2階建て29戸、長屋12戸の合計77戸が軒を連ねています。近くには小学校と中学校があり、家族世帯から一人暮らしまで幅広い年代の方が住んでいます。入居者のお一人に、災害市営住宅での生活の様子を伺いました。



手前が平屋、奥が2階建ての住宅。1軒ごとに駐車スペースもあります。

過し、だいぶ落ち着いたところです。

平屋は2DKで仮設住宅の頃よりも物を多く置けるようになりましたし、一軒家として独立しているのでフライパシーが守られていると感じます。

震災前まで働いていたこともあって、じつと家にいるのは辛いのですが、この団地には原釜地区の頃からの友人や仮設住宅で知り合いになった方が住んでいますので、みんなが集まってのお茶のみが楽しみのひとつになっています。向かいの住宅には娘夫婦がいることも安心ですね。近くの学校から聞こえてくる子どもたちの声は、元気の源です。

団地の戸長の一人として、月2回、住宅を一軒ずつ回り回覧板を届けています。その際に声をかけたり、カーテンが閉まっているお宅の様子を伺ったりしながら、皆さんの状況を把握するようにしています。今後はずっとここで生活しますので、入居者同士で支え合う関係を築いていければと思っています。

生活支援相談員の方が開催しているサロンに参加している入居者は多く、私も11月に実施される宮城県へのお出掛け会に誘ってもらいました。昔の友達に会えるので、今から楽しみにしています。

温かい包容力のある「コミュニティ」をめざして

これまで仮設住宅や借上げ住宅で避難生活をしてきた方々が、徐々に復興(災害)公営住宅や民間アパート、再建した住宅等へ住み替えをしています。その結果、仮設住宅や借上げ住宅では、やっと親しくなった隣人や知り合いがいなくなり、「寂しい思いや取り残され感を持つ方々も増えてきます。一方、復興(災害)公営住宅や民間アパート、再建した住宅等へ住み替えをした方や準備をしている方々は、親しい隣人や知り合いと離れ、初めて生活をする地域で「近隣や地域の方々に受け入れられ、安心して生活していけるだろうか」といった不安を持っています。

仮設住宅や借上げ住宅での「コミュニティ」の維持と共に、復興(災害)公営住宅や民間アパート、再建した住宅等へ引っ越した方々と元々その地域で生活している方々との新しい「コミュニティづくり」が必要です。地域の方々が「温かい包容力」をもって引っ越しをしてきた方々を迎え入れ、「この地域に住んでよかった」とお互いが思えるよき人間関係がつけられていくよう、避難者支援に携わる関係者が「連携」を密にし「協働」した活動を展開しなければなりません。

東日本大震災から4年 被災者支援のこれまでとこれから



平成23年3月11日に発生した東日本大震災から4年が経ちました。被災地での復旧・復興の取り組みが報じられる中、福島県では浜通りを中心に原発事故による影響が未だ色濃く残り、他県に比べ復興はなかなか進んでいません。県内の被災者支援は現在どのような段階にあるのか——支援を続ける社協や民間団体のこれまでを振り返るとともに、これからの課題についてお聞きしました。

4年間で変容してきた
被災者支援をめぐる動向

東日本大震災の発生から4年が経つ現在も、約12万人の福島県民が県内外で避難生活を送っています。

平成26年度は復興・災害公営住宅の整備が進み、県営として初の復興公営住宅への入居が11月から始まりました。今年3月末までに509戸が入居予定となっており、市町村営の災害公営住宅でも順次入居が進んでいます。

一方、県内の応急仮設住宅の入居者数は約2万4,100人（平成27年1月末時点）。そのすべての方が復興公営住宅などの新生活へ移行するまでにはまだ相当の時間がかかると見られ、生活支援相談員の継続的なサポートが期待されます。

障がいや子育ての分野でも、新たな支援の動きが見られます。

相双地域では、再開できていない施設・事業所がいくつもありますが、今回は、避難を続けている複数の障がい福祉サービス事業所が連携して自立を目指す新たな活動を紹介します。

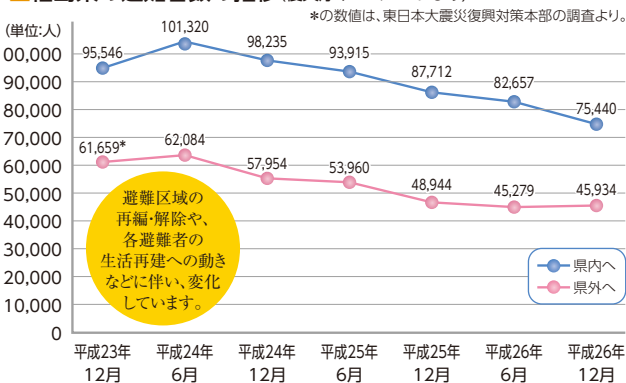
子育て分野では、放射線量の低い地域への移動保育を通じて見えてきた、保護者の心の変化や社会的課題についてお話をうかがいました。

■福島県内の復興・災害公営住宅の整備状況 (福島県土木部建築住宅課の発表をもとに作成)

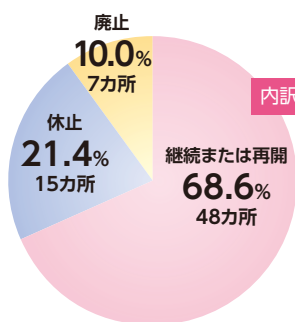
平成27年1月時点 (単位：戸)	復興公営住宅 ※県・市町村営で、 原子力災害による 避難者向け	災害公営住宅 ※市町村営で、地 震・津波などの 震災住民向け	計
計 画 戸 数	4,890	2,702	7,592
建 築 設 計 中	2,572	2,623	5,195
建 築 工 事 中			
建 物 完 成	261	1,190	1,451
完成戸数の割合	5.3%	44.0%	19.1%

平成28年度
中には、
ほとんどの建物が
完成予定です。

■福島県の避難者数の推移 (復興庁ホームページより)



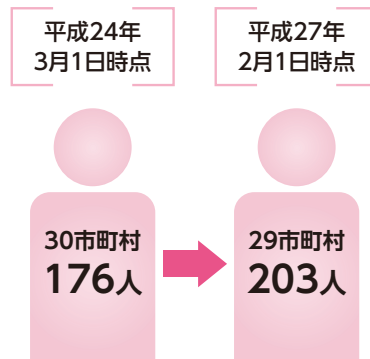
■相双地域の障がい福祉サービス事業所等の再開等の状況



平成26年10月1日時点
(単位：カ所)

	継続または再開	休止	廃止	計
居宅介護事業所	12	4	4	20
グループホーム	6	3	0	9
障害児通所支援事業所	6	5	2	13
障がい福祉サービス事業所	16	3	1	20
障害者支援施設	6	0	0	6
障害児入所施設	2	0	0	2

■福島県の生活支援相談員の配置数



双葉町社協の避難者支援

町全体が東京電力福島第一原発から20km圏内にある双葉町は、現在も帰還困難区域と避難指示解除準備区域に指定されています。全町民が県内外で避難生活を送っているため、町社協は複数の拠点を設けて支援を続けています。

双葉町社会福祉協議会 郡山事務所



事務局次長 横山 敦子 さん
主任生活支援相談員 林 利久 さん

生活支援相談員の活動と 相談内容の変遷

双葉町社協の生活支援相談員は平成23年10月から本格的に活動を始めました。まずは各地に避難した町民のもとを約1年かけて全戸訪問し、台帳を作成。平成25年からは、より支援を要する世帯を優先して定期訪問を続けました。遠方に避難している町民のところへは、避難先の社協や民生委員、保健福祉事務所に、定期的な訪問や安否確認をお願いしています。双葉町社協は現在、6つの事務所・出張所に2〜3人ずつ計16人の相談員を配置し、仮設・借

双葉町社協の拠点



双葉町民の避難状況 (平成27年2月2日時点)

県内避難者 4,047人

主な避難先

- いわき市 1,937人
- 郡山市 753人
- 福島市 354人
- 白河市 245人 など

県外避難者 2,972人

主な避難先

- 埼玉県 896人
- 茨城県 433人
- 東京都 356人
- 宮城県 218人 など

上げ住宅や持ち家などの戸別訪問とサロンの開催を中心に活動を続けています。

町民からの相談内容は、平成24年度までは生活全般の困りごとが大半でしたが、次第に人間関係の悩みや健康関連の

相談が目立ち始め、先が見えないことへの不安も多く聞かれるようになりました。平成26年の夏以降は、賠償が進んだことで生活再建の目的が立ったり、復興公営住宅の入居者募集が始まったりと新たな動きが見られる反面、新生活に不安を抱く方や仮設住宅に取り残される感覚に苛まれる方が増えています。

新生活への移行をめぐる 支援の課題

復興公営住宅や持ち家に町民が移る際は、事前に訪問許可をいただけてから引っ越し先の相談員が引き継ぎのあいさつを兼ねてお宅を訪ね、不便なことはないか聞くようにしています。最近では、転出先の地域の方に避難者として見られたくないという理由から双葉町社協スタッフの訪問を望まない世帯もある中で、世帯ごとに意向を聞き、転出先の民生委員・行政社協に支援をお願いする場合もあります。一人暮らしや高齢の世帯からは、継続して来てほしいという要望を多くいただいています。

現時点では平成28年3月が仮設・借上げ住宅の利用期限であるため、それまでにいかに新



仮設・借上げ住宅で暮らす町民、双葉小学校の児童、地域のボランティアの皆さんと協力して、大運動会を開催。



昨年9月に実施した生活支援相談員の研修会では、今後ますます必要となる自立支援について話し合いました。

しい生活へと町民に進んでもらうかが、町行政と町社協の課題となっています。特に支援が必要な高齢者や障がいをお持ちの方、長引く避難生活の中で依存心が強くなっている方は、仮設住宅に残り続けることが予想されるため、今後どんな生活をしていきたいか、何が課題なのかを一緒に探し、個別にサポートしていきます。

一方、新生活へと踏み出した世帯も、知り合いのいない環境で再出発することに不安があり、高齢者の場合はその不安が特に大きいと思われます。現在は、引っ越し先の社協・復興支援員・コミュニティ交流員が中心となり、復興公営住宅や持ち家に移った方が地域に溶け込めるような具体的な方策を練っている段階です。しばらくは双葉町社協の生活支援相談員が関わり続けて、地域の方と一緒に活動できるサロンづくりなどを進めていければと考えています。

障がい者支援・子育て支援の現場から 民間団体の被災者支援

震災をきっかけに障がい者支援や子育て支援に取り組んでいる、2つの団体の活動を紹介します。

障がい者支援

JDF被災地障がい者 支援センターふくしま

事務所所在地…郡山市

活動内容

被災した障がい者や就労系事業所への支援

<http://jdf787.com>



支援員
とみなが みほ
富永 美保 さん

被災した障がい者のために さまざまな支援を展開

当センターは、郡山市で長年障がい者支援に携わる白石清春氏が代表となり、発災から約1週間後に立ち上げた任意団体です。震災直後は、被災障がい者の安否確認や支援物資の配布のほか、困りごとの聞き取りを行い支援につないでいました。

平成23年夏から仮設・借上げ住宅での生活が始まると、引きこもりがちに

なる方、適した職場が見つからない方、障がい者手帳をもとと持っていないため福祉サービスを受けられない方や、障害者手帳の取得に抵抗があるという方など、支援が必要だと思われる方々の情報が行政から入るようになりました。そこで、障がい者手帳の有無にかかわらず福祉的配慮の必要な方の居場所づくりに取り組もうと、平成23年10月に交流サロン「しんせい」をオープン。ここを拠点に現在、茶話会などのサロンを週2日、就労を目指す場「ふたば製作所」を週3日開設しています。



サロンには地域のボランティアの方々も加わり、楽しい時間を過ごします。

避難が続く事業所による 協働の仕事づくり

平成24年の末頃からは避難先で前向きに歩き出そうとする方が増え、長く働き続けられる仕事を望む声が多くなりました。しかし、避難が続く就労系事業所は、地縁を断たれたこともあり、事業スペース・資金・仕事の確保が難しいなどの問題に直面していました。そこで複数事業所の力を合わせることで継続できる仕事を生み出そうと取り組みを開始。まずは14事業所が作業を分担し、裂き織のかばんを6,000枚製作することができました。その時点である程度の成果は見えたものの、制度や助成金に頼りきりにならずに自立して継続できる仕事に発展させるためには、これまでのようなチャリティー商品は



ふたば製作所では、使用済み封筒を材料としたかばん作りなどを行っています。



11の就労系事業所で約200人が連携して製造するお菓子「ぼるぼろん」

から一歩進んで、質の高い商品を作り販売するビジネスモデルを目指す必要があると思うようになりました。

この課題を解決するため、私たちは福祉の垣根を越えて企業や地域の皆さんに相談し、知恵をお借りしたり指導していただいたりすることにしました。その結果、平成26年6月には、日清製粉グループから技術支援を受けたお菓子「ぼるぼろん」が完成。製造や包装、箱の組み立て、商品の発送、経理業務などの仕事を11事業所で分担して10月から販売を開始でき、現在のメインの活動となっています。障がいを持つ方も社会を構成する一員として活躍できる仕事をつくることは、私たちが今後とも取り組む課題であり使命でもあると考えています。

NPO法人 移動保育プロジェクト

事務所所在地：郡山市

活動内容

- ① 未就学児対象の週末移動保育
- ② 「自然体験保育園」コカラ」での平日保育
- ③ 学童保育

<http://idouhoiku.com>



理事長
かみこくりょう たいそう
上國料 電太 さん

ストレスや被ばくの不安を 軽減する移動保育

私は以前から保育所を経営していたのですが、震災後しばらくは、我が家も含めて放射線被ばくが心配で子どもの屋外活動を制限する家庭が多く、親も子どもストレスの多い状態が続いていました。そこで3歳以上の未就学児を対象に、毎週土曜に福島市や郡山市からバスで1時間ほどかけて自然豊かな低線量地域へ出かける日帰り保育の活動を、平成23年8月から始めました。当時、小学生以上が対象のプロ

グラムを行う団体はいくつかありましたが、個別に参加者を募って未就学児を預かる移動保育は私たちだけでした。

参加者の中には、避難生活を送るお子さんや、自閉症・多動症などのお子さんもいます。出発時には緊張したり泣いたりしていた子でも、帰ってくると満面の笑みでその日の出来事を話すので、保護者の方々からも好評です。

参加後のアンケートによると、移動保育への参加動機は、平成24年までは放射線が不安で外遊びをさせてあげられないからというものがほとんど。しかし平成25年からは、普段の生活圏から出て初めて会う友達や大人と交流し、社会体験をさせたいという動機が徐々に増え、現在は大半を占めるようになりました。放射線への不安は解消していませんが、制限だけしていても子どもにとつて良くないと考え、被ばくを避けながら内面的にも成長できる活動

を望む保護者が増えているようです。

保育を軸に多くの人が 交わる場をつくりたい

活動には、大学生や短大生、移動保育実施先の地域で暮らす高齢者の皆さんが、ボランティアとして参加してくれることもあります。そこで平成25年から月1回は、移動保育の中で未就学児・学生・高齢者の3世代交流を行う場を試験的に設けています。

子育て支援は、地域ぐるみで行う必要があると言葉でどんなに説得しても、今子育てに関わっていない方の共感を得ることは難しく、現実として育児で奮闘中の方がさらに頑張つて支援に取り組むという状況にあります。そのため今後は、学生や高齢者のほか、お父さん方も含めた男の人たちを、いかに子育てに巻き込んでいくかを課題に取り組んでいければと思います。

自然豊かな環境で思いきり遊ぶ 移動保育



誰もが安心して生活できる 見守りネットワークづくりを

東日本大震災から4年が経ち、県内では徐々に、仮設住宅から復興・災害公営住宅や避難先の民間賃貸住宅、再建した住宅などへの住み替えが進んでいます。しかし住み替えた先で、近隣や地域住民との新しい人間関係づくりに疲れ、引きこもる方も出てきています。一方仮設住宅では、今まで親しくしてきた方の転居による喪失感や、先の見えない生活への不安感が増大し、孤立状態になる方も出てきています。どちらの状況においても、一人ひとりに寄り添った継続的な支援がより一層必要です。

今後は、地域や周囲の人々から孤立する人を出さないために、生活支援相談員・民生児童委員・NPO団体・専門職・行政・福祉事業所・企業などと住民が連携して、見守りネットワークの仕組みづくりを行うことが重要です。この仕組みを機能させることで、誰もが安心して生活できる地域をつくることができます。

避難者支援の仕組みづくりをきっかけとして、地域の福祉力向上につながるよう取り組んでいきたいと思います。

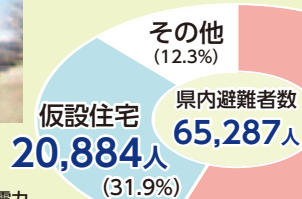
震災・原発事故から4年半。県内被災者の「住まい」は仮設住宅から復興公営住宅・災害公営住宅への移行期にあり、同時に新たなコミュニティが構築されています。「住居の提供」にとどまらず多面的な支援が求められる今、福島県の住宅支援の現状、中でも孤立・孤独感の解消に先駆的な取り組みを行う相馬市の事例に注目しました。

支援に取り組む相馬市の事例から

被災者の住まいは今…

福島県の復興と現状

県内避難者の30%以上が現在も仮設住宅で生活



東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故による避難者数

110,559人

(平成27年8月4日、福島県災害対策本部発表)

被災者の住環境が変化している

仮設住宅

戸数	人数
16,800	30,489

利用者数の推移

平成25年7月

入居者数の減少

16,553	20,884
--------	--------

平成27年7月

(7月31日、県災害対策本部発表)

借上げ・公営住宅

戸数	人数
24,125	57,186

16,504	36,452
--------	--------

応急仮設住宅の供与期間が平成29年3月まで延長

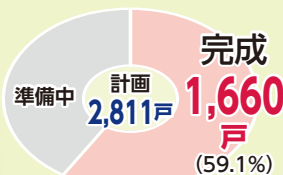
〈県が検討を進める施策〉

(平成27年6月15日、福島県発表)

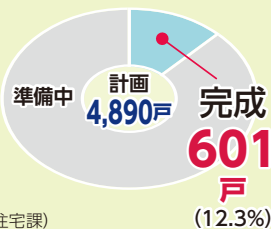
- ▶ 借上げ住宅等から県内の恒久的な住宅への移転費用の支援 27年度～
- ▶ 低所得世帯等に対する民間賃貸住宅家賃への支援 29年度～
- ▶ 避難者のための住宅確保(公営住宅等)への取り組み
- ▶ 避難者のコミュニティ活動の強化

災害公営住宅と復興公営住宅の整備は…

市町村災害公営住宅



復興公営住宅



(平成27年6月30日版、福島県土木部建築住宅課)

■赤文字は災害公営住宅(地震・津波被災者向け)

■青文字は復興公営住宅(原子力災害避難者向け)

完成戸数/計画戸数

1 福島市	71/475
2 二本松市	0/346
3 会津若松市	70/134
4 郡山市	160/570
5 須賀川市	32/100
6 鏡石町	24/24
7 白河市	16/16
8 桑折町	22/22

9 川俣町	0/120
10 三春町	0/217
11 矢吹町	0/52
12 新地町	103/133
13 相馬市	398/398
14 南相馬市	178/350
15 檜葉町	0/141
16 広野町	48/62
17 いわき市	839/1,513
その他	250/1,768
50/333	(白河市、広野町、本宮市、川内村、大玉村、田村市、桑折町)



温もりの高齢者集合住宅

い ど ば た な が や
井戸端長屋

相馬市磯部地区



磯部狐穴井戸端長屋外観
玄関の花は入居者によるしつらえ

県内でいち早く仮設住宅を完成させ、災害公営住宅も平成27年3月に計画戸数すべての整備を完了するなど、被災者の住宅支援に力を入れている相馬市。各世帯の個室と住民の共有スペースを備え、コミュニティの構築もできる新しい形の災害公営住宅として注目される「井戸端長屋」を紹介します。

この磯部地区の高台に、磯部狐穴井戸端長屋が完成したのは平成25年3月。自力での住宅再建が困難な市内の被災高齢者のために整備された災害公営住宅です。

太平洋に面した相馬市の南部に位置する「磯部地区」は、集落がまると津波にのみ込まれ、大きな被害を出した地域でした。

共助の精神による
支え合いを目指し



食堂に集まり昼食を楽しむ入居者

井戸端長屋の一番の目的は、孤独死の防止です。被災して家族を失い、単独者世帯となった高齢者



相馬市保健福祉部
健康福祉課課長
はら 史朗さん

孤独死をなくしたい
3組織で支援を継続

市と配食サービスを委託しているNPO法人、相馬市社協の3組織が連携して今後も生活支援を続けていきます。

は市内に100人ほどいて、この方たちが仮設住宅を出たあとの生活再建が大きな課題でした。「入居者が互いに見守り、安否確認できる体制を実現する住宅を」との立谷秀清市長の発案で設計し、共助型の長屋整備が実現しました。このような共有スペースのある集合住宅は全国的に珍しいものです。

独立した10〜12世帯が入居できる居住スペースの他に、食堂や畳コーナーなどの共有スペースをもつ集合住宅であり、入居者が「共助の精神」でお互いに見守り合い、支え合いながら暮らすことを目指して整備されました。

相馬市の災害公営住宅団地は市内に9か所、全398戸あり、入居率は平成27年7月現在87%です。長屋は磯部を含め5棟、58世帯が入居できます。一世帯あたりの面積は12坪で、洋室・和室にトイレと浴室、台所を備えています。（5ページ参照）

共有スペースがあることで入居者



共有スペースのシンボルは「井戸端」をイメージした共同のランドリーコーナー。すぐとりにある畳の小上がりでは、学童保育も行われるなど、地域に開放されています

は日常的にふれあい、互いの様子を気遣いながら暮らすことができます。生活のなかで自然に人と関われる場を設け、コミュニケーションを図り、引きこもりを防ぐことのねらいがあります。

共有スペースで 昼食は全員一緒

井戸端長屋は主にひとり暮らしの高齢者を入居対象とし、かつ相互の見守りを可能にするため、市がNPO法人に委託してお昼の配食サービスを毎日行い、入居者全員が一堂に会して食事をしています。

NPO法人ライフネットそうまは市から委託を受けて、平成23年10月から被災者への配食サービスを開始し、現在4年目になります。調理師

井戸端長屋の特徴

- 昼食時に全員が顔を合わせて食事をする事で入居者同士の見守りが可能
- 世帯の個室には洗濯機を置かず、「井戸端」をイメージした共有スペースに設置
- 全館ユニバーサルデザイン・バリアフリーで将来の軽度要介護状態に対応
- 入浴介助用の大浴場を設置
- 入居者の来客に対応するため、客間を設置（利用には申請が必要）
- 共有スペースは災害時の避難所やボランティア等の活動拠点としても利用



季節柄、特に衛生面には細心の注意を払います

この日のメニューは肉団子の甘酢あんかけとブロッコリーのおかか和え



「活動はボランティアに支えられている。これから若い人にいかに参加してもらうかが課題」と話すNPO法人ライフネットそうま 阿部孝志（あべ・たかし）理事長＝写真右＝と 渡部昭一（わたべ・しょういち）副理事長

配食サービスで見守りをサポート

また市が今年4月に創設した「相馬市被災高齢者等地域生活支援基金（井戸端長屋基金）」へは全国から800万円を超す寄付金があり、配食サービス事業の運営に充てられています。

ここ磯部狐穴の長屋周辺に商店などはありませんが、買い物バスが定期的に出たり、市内のスーパの移動販売、移動郵便局も立ち寄り、生活に不便の無いよう支援が行われています。定例のお茶会サロンのほか、中庭で花や野菜を育てることもできるので収穫の喜びを分かちあう楽しみも。長屋の入居者は現在9人（男性2人、女性7人、平均年齢は78歳です。取材したこの日は市内への「おでかけミニバス」の運行日とあって多くの入居者が外出中。わずかに3人での昼食となりました。協力

和やかに共同生活 高齢化対応が課題

してお茶を淹れたり配食弁当を配るなど、集まって食事をする事は、当たり前前の日常のひとつに感じられます。部屋を一步出れば仲間がいるーこの適度な距離感が、居心地のよさを生み出しています。

長屋の寮長を務める高戸喜夫（たかと・きお）さんは74歳。津波により家は流され、家族も失いましたが、長屋へ入居できました。「震災直後は避難所を転々としていました。仮設に入ってから、寂しさのあまり死ぬかと思ったほど」と、人の温もりが身近にある喜びを噛みしめています。もともと自治会で活躍していた人望もあり「まとめ役」には適任です。市内の



「友達がいた仮設も良かったけど、ここもいいね」と 原田キイ（はらだ・きい）さん



「足が不自由なのでみなさんに助けてもらっています」と 志賀ユキ子（しが・ゆきこ）さん



車いす用トイレ

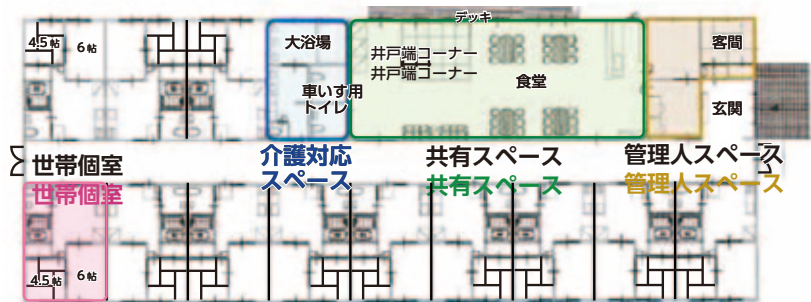


大浴場

介護対応スペース



共有スペース



井戸端長屋 全体図

(資料：相馬市HPより)



浴室



和室・洋室

個室



個室の並び廊下



個室側外観



「長屋はどことも10人前後なのでお互いの状況をみなさん分かっているようです」と鍋田幸一さん

他の長屋では、入居者からの選定が難しく、寮長制度が成り立たない所もあります。そのため市では今後、管理人の配置を予定しており、5棟を3人で巡回、各長屋と病院間の送迎も担当する計画です。

今は自立している入居者も、3年後、5年後には介護が必要な状況を迎える可能性があります。長屋は介護施設ではないため介護スタッフは常駐していません。そのため必要に応じて介護保険サービスを利用するようになりませんが、重度の要介護状態になった場合など、高齢化への対応が今後の課題です。



「震災に遭ってもどん底からここまで上がってこれました」と笑顔を見せる高戸喜夫さん

隣人の息づかい感じ 見守る側にも安心感

日常的に入居者を見守り、行政とのパイプ役、また住民同士の交流の場をつくる役割は相馬市社協が担っています。3か所の災害公営住宅と長屋を合わせ120世帯の見守りを担当する、相馬市社協の生活支援相談員・鍋田幸一さんは「戸建ての住宅では隣との間にどうしても距離が生まれるのに対し、集合住宅は壁一つへだてて隣の人の息づかいが分かります。建物の中に必ず誰かはいるので、急変があれば助け合つこともでき、見守る側にも安心感があります」と長屋の利点を話します。

現在、災害公営住宅である井戸端長屋は軽減措置により、低い家賃での入居が可能です。しかし5年後、「災害」の冠が取れ普通の市営住宅になる予定で、入居者は引き続き居住が可能ですが正規の家賃が必要になります。

いくつかの課題を抱えつつも、自治体とボランティアの力を結集して5棟の長屋すべてを軌道に乗せた相馬市の取り組み。長屋という空間にとどまらず、市民の間にも息づいてる共助の精神がしっかりと活かされているようです。

震災から5年を経た避難者のいま

仮設住宅を支える生活支援相談員の姿から



東日本大震災・原発事故から5年が経過した福島県。長期化する避難生活を送る住民は、現在どのような問題を抱えているのでしょうか。今回は、避難指示区域に指定されている、双葉町の住民が住む仮設住宅に注目し、支援にあたる生活支援相談員の目線から、避難者の現状と課題、さらに今後の支援について取り上げます。

今後の見通し立たず 仮設の課題は多様化

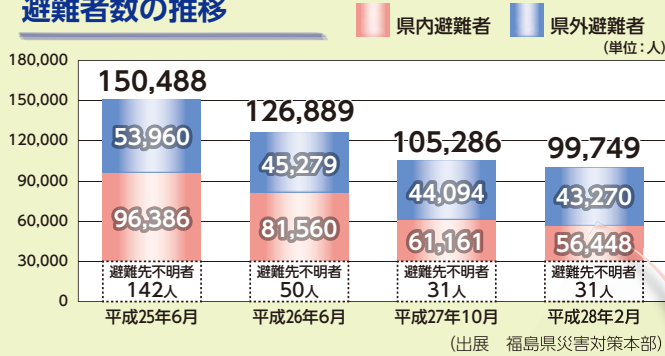
県内・外への避難者数は、時間の経過に伴いゆるやかな減少傾向にあります。県内避難者のうち仮設住宅の居住者数の割合は、現在も30%を超えています。

避難指示区域の応急仮設住宅の供与期間は、現時点で平成29年3月末まで延長されています（避難指示区域以外は同期日に供与終了）。その後について県は「平成29年4月以降の供与期間については、避難指示の解除の見通しや復興公営住宅の整備状況などを見据えながら、今後判断します」と発表するにとどまっています。

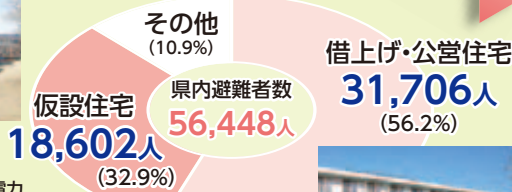
今回取材した双葉町をはじめとする避難指示区域内からの仮設住宅への避難者は、帰還の見通しが立たず、避難の長期化から多様な課題を抱えています。

福島県の復興と現状

避難者数の推移



県内避難者の住居内訳



東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故による避難者数

99,749人

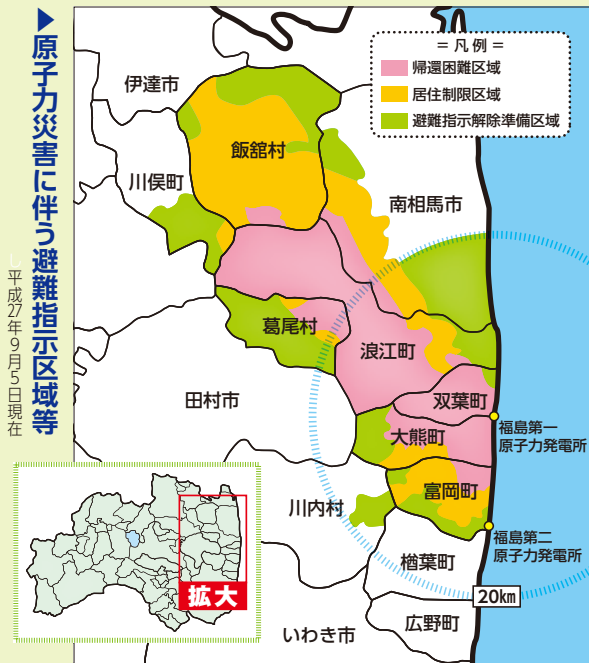
(平成28年1月29日、福島県災害対策本部発表)

応急仮設住宅（仮設・借り上げ住宅）の 供与期間は平成29年3月末まで延長。

平成29年4月以降の支援は、被災時に居住していた市町村（または区域）により取り扱いが異なります。

- 避難指示区域（平成27年6月15日時点）
平成29年以降の供与期間については、今後判断します。
- 避難指示区域以外（平成27年6月15日時点）
災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了。同4月以降は新たな支援策へ移行します。

原子力災害に伴う避難指示区域等



「生活支援相談員」とは

生活支援相談員は、県内28市町村社会福祉協議会に配属されています。東日本大震災やそれに伴う原発事故などにより被災・避難された方一人ひとりに寄り添いながら、応急仮設住宅や借上げ住宅等に住む方々を訪問し、見守り活動や様々な相談を受け、関係機関に繋ぐなどして生活の自立に向けた支援を行っています。

渡邊さんは「現在は住民同士が互いに『目』になって見守りを行っています。人が減ることでもその目も減少しています。見守ってくれる人がいなくなってしまうのでは、とい

震災後5年が経過した現在、若い世帯が引越、高齢者が仮設住宅に残るケースが増えています。まため役を務める若い世代がいなくなつて、自治会が解散したところもあり、一時の明るさやまとまりが薄れてきたとの声もあります。家庭や地域の中で日常的に支え合う「地域とのつながり」の希薄化や、「コミュニティの崩壊により、高齢者世帯や独居高齢者の社会的孤立のリスク上昇が懸念されています。



相談員の戸別訪問のようす

避難者が医療機関を受診する際の付き添いなどで、相談員が夕方や夜間、休日に対応するケースも増えています。仮設住宅の入居人数は減少しているにもかかわらず、相談員の業務は増えているのが現状です。援助を必要とする人が今後も増える予想され、相談員の心身の健康管理にも、対策が求められます。

双葉町民は平成23年3月に起きた福島第一原発事故により避難生活を余儀なくされ、ふるさとに帰りたくても帰れない状況が続いています。「家族や町民が分散した状態での長期避難」という現状を踏まえ、今後取り組んでいくべき課題として、町社協は以下の3点を挙げます。

1 世帯分離と地域とのつながりの希薄化

双葉町からの避難住民が生活する、いわき市南台^{みなだい}応急仮設住宅。支援活動に取り組む渡邊ゆかりさんに、生活支援相談員(以下、相談員)の立場から見た、仮設住宅の現在の姿と課題についてうかがいました。



双葉町社会福祉協議会
主任生活支援相談員
わたなべ
渡邊 ゆかりさん

2 帰還の目的が立たず 生活意欲の低下と 自立が困難な町民の存在

「不安を住民も私たちも抱えています」と話します。

3 健康状態の悪化と孤立化

「きがいを感じられるよう、仲間作り・交流や趣味を活かせる場の提供も必要です。」

双葉町は面積の96%を帰還困難区域が占める、非常に厳しい状況下にある地域といえます。帰還の目的が立たず「失望感・孤立感から生活意欲が低下してしまい、自立が困難になっている人や、健康状態が悪化している人もいます。一時帰宅をした人が、現実を目の当たりにし、ガツカリして帰ってくる姿も見受けられます。

長期化する避難生活、町へ帰れないストレスから自分を追い込んでしまつ人も増えています。「閉じこもり」などによる運動不足から身体機能・認知機能が低下し、要支援・要介護状態に陥つた高齢者も増加しています。

「悩みを抱えている方の中には、自分から声をあげることでできない方、困っている様子を見せない方もいらつしやいます。このような方たちをいかに把握し、適切な支援をしていけるかも課題です」と渡邊さん。支援の難しさも感じているとい

います。避難者が医療機関を受診する際の付き添いなどで、相談員が夕方や夜間、休日に対応するケースも増えています。仮設住宅の入居人数は減少しているにもかかわらず、相談員の業務は増えているのが現状です。援助を必要とする人が今後も増える

双葉町社会福祉協議会の取り組み

平成27年11月に「双葉町地域福祉ビジョン」を掲げ、明確な方針のもとで避難者支援にあたる双葉町社協。震災・原発事故から5年が経過した「現在の課題」を踏まえた取り組みと今後の施策を紹介します。

▼避難者支援の課題と施策案

双葉町地域福祉ビジョン（平成27年11月）より

1	世帯分離と地域とのつながりの希薄化	①町民の生活支援体制の強化 ②避難先での地域連携体制の推進 ③新しい支え合いの推進と調整機能の向上
2	帰還の目途が立たず、生活意欲の低下と自立が困難な町民の存在	①生きがいの創出 ②地域包括支援センターの機能強化
3	健康状態の悪化と孤立化	①介護予防事業の充実 ②生活支援相談活動の強化

見守りとつながり関係者連携の強化

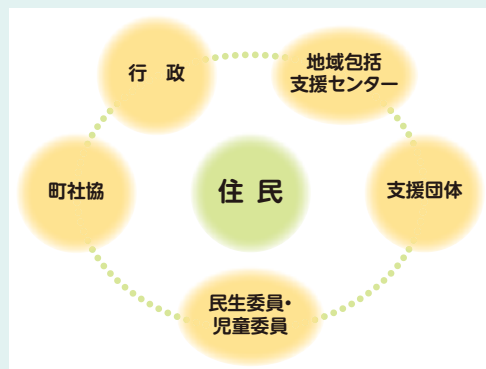


町が配布する
タブレットの情報画面

生活支援相談員（以下、相談員）は仮設住宅の全戸訪問を行い、安否確認や見守り活動を日々行っていますが、身近に相談員のいない仮設住宅もあります。広範囲に分散して避難している方々にいち早く情報を発信するため、町が全世帯に配布したタブレットを利用して、サロンの案内や開催報告を行い、社協と住民、または住民同士の

双方向の交流・情報交換の場として活用しています。また避難の長期化で、住民からの相談内容が多様化・複雑化されている状況を受け、今後は相談体制の強化を推進します。これまでの見守りの継続に加え、特に独居高齢者、閉じこもりなどのケアやサポートを重点的に行うとしています。

避難者支援に携わる各機関の持つ情報を共有する場が不可欠なため、町社協が中心となって「連携



会議」を月1回開いています。町の生活支援課、健康福祉課、地域包括支援センター職員などが参加し、個々の避難者が抱える問題や状況、仮設住宅の日々の訪問活動に協力するNPO法人などからの情報、仮設住宅から移動した人のその後の様子などを共有しています。このほか民生委員・児童委員、その他の支援団体なども協力し、良好な連携体制がとられています。

今後は避難先の自治体や社協との連携、多種多様な悩み・相談に対応するため専門機関との連携強化に取り組む方針です。

双葉町社協の高野泉事務局長は、支援に取り組む相談員が働きやすい環境作りについて、次のように話します。



双葉町社会福祉協議会
事務局長
たかの 高野 泉さん

生活支援相談員のメンタルケア必須

町民の自立と生活再建を目指すため、今後町社協に課せられた使命・役割がますます重要になります。これを踏まえ、私たちは事業運営の中期的なビジョンを作成し、避難者支援にあたっています。

町社協は県内外に7カ所の拠点を置き、相談員は福島市・郡山市・白河市、いわき市・南相馬市・埼玉県加須市の計6カ所に配置しています。

生活支援活動の強化に伴い、避難者のニーズに合わせた支援を継続するため、相談員に対するケアも欠かせません。

町社協では、平成27年の10月か

特集ズームアップ

ふくしからあしたへ

インフォメーション

社協通信

生きがいの創出と 町民の自主性発揮

いわき市南台^{みなみだい}急仮設住宅内にある双葉町サポートセンターひだまりでは週3回、ひだまりサロンを開催。参加者の送迎も行いながら、健康維持のための



出張サロンにもたくさんの参加者が



相談員扮する「ひだまり一座」が認知症の対応を劇で紹介

体操教室をメインに、レクリエーションや創作活動などで交流しています。参加者は毎回20〜30人。サロンの予定がない日も「ひだまり」は開放されており、町民は自由に利用することができます。交流の場、趣味や特技が活かせる場を提供することで、住民の生きがいの創出を図っています。

4力所に相談員が年3回ずつ出向き、楽しみや仲間づくりの機会を提供しています。今後は町民自らに交流の場づくりの担い手として活躍してもらえ

るよう、環境やサポート体制を整え、町民による自主的なサロン活動などが運営されることを目標として支援を続けていく考えです。

介護予防の事業化 要援助者見出して

住み慣れた自宅を離れ、仮設住宅で先の見えない生活を続けることで健康を害する人、介護が必要になる人も増加しています。介護予防について、これまで町社協では、サロンという形で取り組んできましたが、ゆくゆくは「介護予防事業」として充実を図る考えです。住民に主体的に関わってもらいながら、人とのふれ

あい、地域コミュニティの輪を広げ、健康維持の拠点づくりを推進したいとしています。



サロンの体操教室に参加する町民

その一方で、サロンに参加しない人、見守り訪問を拒否する人の健康状態の悪化も報告されています。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出のない町民をいかに見つけていくか、工夫が求められます。相談員は、積極的に働きかけて支援することはもちろん、表情の違いや目線を合わせないなどの小さな変化や、近所の方の声からシグナルを拾えるよう、隠れた要援助者の感知にも意識を払っています。



サロンでの活動を終え、相談員に見送られながら帰宅する仮設住宅の町民

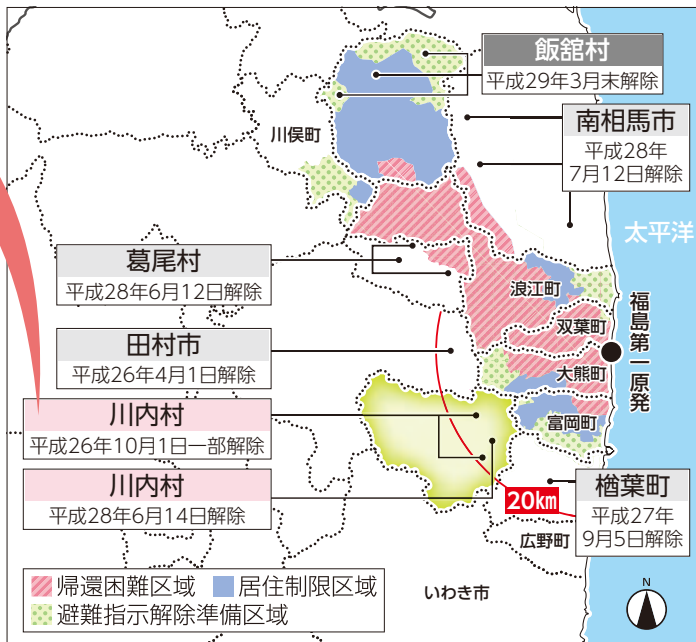
ら毎月1回ふくしま心のケアセンター協力のもと、相談員に対し、「心の健康相談室」や研修会を定期的に開くなど、職員のメンタルヘルスケアに努めています。また相談員が資格を取得することでキャリアアップに活かしたり定着につながるよう、働きながら介護職員初任者研修を受講できる態勢も整えています。平成27年度は3名が資格を取得しました。相談員の存在を頼りにし、訪問を待っている避難者も多くいます。相談員の心身の状態は、支援にも直結する問題と捉え、今後もサポートを続けます。双葉町民はいつでもどこへ行っても、町とのつながりを願っています。ともに帰還ができるまで、避難者の心に寄り添いながら職員一丸となって支援していきます。

ふるさとで暮らしたい——帰還者支援の課題

原発事故の避難指示解除本格化

東京電力福島第一原発事故の避難区域のうち、居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示解除が本格化し、県内各地で住民の帰還が始まっています。川内村は、平成28年6月14日の避難指示解除により、村内に避難区域はなくなりました。川内村の帰還の現状と課題、支援策を紹介しながら、帰還者支援のあり方について考えます。

図1 避難指示解除の動き



★避難指示解除の要件

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

※「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」平成23年12月26日 原子力災害対策本部 より

県内の避難指示解除の動き

国による避難指示解除の動きは、図1の通りです。これまで

平成26年4月1日 田村市
10月1日 川内村の一部
27年9月5日 楢葉町
28年6月12日 葛尾村
6月14日 川内村の一部
(下川内の狹・貝ノ坂地区
7月12日 南相馬市
が解除されました。

今後20年3月末に飯舘村で避難指示解除が予定されています。

国は、浪江町や川俣町などの居住制限区域や避難指示解除準備区域を抱える地域において、今後も避難指示を解除する方針で、帰還者が増える予想しています。

富岡町、大熊町、浪江町の居住制限区域と避難指示解除準備区域では、帰還準備の取り組みとして、本来認められていない住民の夜間宿泊

を特例的に許可する「特例宿泊」を今年7月から9月にかけて実施しました。富岡町では帰還に向けた準備のための宿泊「準備宿泊」も9月から始まっています。

しかし、放射線の影響や生活環境の未整備などの理由で、帰還に対する不安を拭い切れない人が多く、若い世代を中心に帰還が進んでいないのが現状で、「コミュニティづくり」が課題となっています。

また、帰還者の多くが高齢のため、医療や介護などの問題も深刻です。

避難指示解除は、住民の帰還を強制するものではありません。国、県や対象市町村は、住民の「戻る」「戻らない」の選択を尊重し、それぞれに必要な支援をすることが求められています。

帰還困難区域

放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

居住制限区域

将来的に住民の方が帰還し、「コミュニティ」を再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

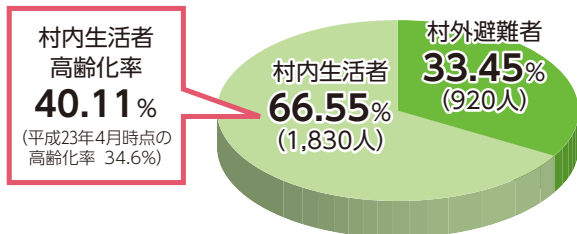
避難指示解除準備区域

復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

図2

川内村人口 2,750人

平成28年8月1日現在住民基本台帳に基づく人口
(平成23年3月11日時点の人口は3,038人)



川内村 帰還をとりまく現状と課題

国の原子力災害対策本部は、原発事故による川内村の避難指示解除準備区域について、放射線量の低減を確認し、避難指示解除の要件★を満たすことから、避難指示を解除しました。帰還の先駆けとなり、他の市町村に比べて帰村率が高い川内村ですが、多くの課題を抱えています。

■帰村率 66・55%

震災が起きた平成23年3月11日時点の川内村の人口は3,038人、28年8月1日現在2,750人です。村内生活者は66・55%の1,830人、村外避難者は33・45%の920人です。

20人です 図2。

■高齢化率が上昇

村内生活者のうち、65歳以上の割合を示す高齢化率は、28年8月1日現在40・11%です 図2。23年4月の34・6%と比べ、高齢化が加速しています。村は今後、さらに高齢化が進むと予測しています。

■病院、福祉施設、商店など生活に必要な公共施設(インフラ)の不足

震災前、川内村の東寄りの地域に住む人は近隣の浪江、大熊、富岡、檜葉の4町を主な生活圏とし、仕事や学校、通院や買い物などで行き来していました。震災以降、4町も避難区域となり、生活圏としての社会基盤は失われたままです。

現在、川内村の医療機関は、震災前からの診療所が1カ所あるのみで

図3 原発事故発生以降の川内村の動き

全村避難	平成23年3月16日
帰村宣言	24年1月31日
役場機能	24年4月再開
小・中学校(各1校)	24年4月再開
保育園(1カ所)	24年4月再開
診療所(1カ所)	24年4月再開
特別養護老人ホーム	27年11月開所
複合商業施設	28年3月オープン
企業進出	新規に4社が工場設置
除染(1次除染)	宅地周辺・農地・道路 100%終了

す。帰還後は通院していた病院を変更するか、避難先で通院していた医療機関に、時間をかけて通うしかなくなりました。

また、夜間は医師が不在になる上、村では救急医療、入院への対応ができません。万一のときに住民が安心できる体制が必要です。

高齢者福祉施設については、27年11月に特別養護老人ホームが開設され、村内で利用できるようになりました。しかし震災以前から訪問入浴や訪問看護を行う民間の事業所が村内になく、現在も利用者が少ないた

め、村外からの参入が進まない状態です。

また、村で生活する上で村外への移動が必須となるため、運転のできない住民が不便を感じたり、不安を抱えたりしないよう、村内外への移動支援が必要です。

川内村の、インフラ復旧に向けた動きは 図3 の通りです。

■世帯分離による相互扶助の希薄化

長期におよぶ避難により、若年層は、避難先に学校や職場などの生活基盤ができたため帰還せず、高齢者のみが村に戻る世帯分離が起きました。そのため、家族や近隣住民が支え合う、相互扶助のつながりが希薄化しています。高齢者の安否確認や見守り、孤立感の解消など、不安を抱かずに生活できる支援や環境づくりが求められています。

高齢者の中には、震災前に野菜づくりや庭の手入れなどを生計がいとしている人が多くいました。放射線の影響やひとり暮らしになったことで、以前の生活の楽しみや役割が失われつつあります。心身の健康維持につながる生きがいづくりも必要です。

村国保診療所やデイサービス事業所を備えた
保健・福祉・医療複合施設「ゆふね」



帰還者支援の取り組み

川内村
川内村社会福祉協議会

川内村は、村民が元気で安心した生活を送るために必要な医療、介護、買い物や交通機関など、生活を支えるインフラの充実に向けた支援を最優先に進めています。村でいきいきと暮らすために、「コミュニティの再生や住民の生きがいづくりも欠かせません。村と村社会福祉協議会に、支援策と現在の村民の姿について聞きました。

生活インフラの充実

医療

村は、震災と原発事故発生から1年余の平成24年4月、村唯一の医療機関である川内村国保診療所を再開しました。震災前は診療科目が内科と歯科のみでしたが、再開時には整形外科、心療内科、眼科、消化器内科の診療も始めました。

川内村保健福祉課保健福祉係

長の猪狩恵子さんは「長期避難やひとり暮らしなどによる心の問題や、高齢者に多い疾患に対応できる体制を整えました」と話します。

避難中は、夜間も避難先の病院を利用できましたが、村内には夜間診療や入院、救急患者に対応できる医療機関がありません。そのため村外の病院と医療協定を結び、緊急搬送を充実させています。日中の緊急搬送時には、ドクターヘリも出動しています。

介護

村は27年11月、特別養護老人ホーム（入居76床）を開設しました。村内の介護施設は他に、村社協が運営する通所介護事業所（デイサービス）と訪問介護事業所のみです。

外出支援

村社協は、村から外出支援事業を受託しています。登録する住民を月4回、自宅から病院や金融機関など、村内の目的地まで送迎します。現在約50人が登録しています。28年7月からは、医療機関限定で、隣接する田村市、小野町、檜葉町への送迎も始めました。

村社協福祉活動専門員の遠藤精一さんは「きめ細かい移動支援で、通院や買い物の不便の解消に努めています」と話しました。

また、村はバス会社と連携し、24年4月から、村外への復興支援バスの運行も始めました。村中心部と、村に隣接する田村市と小野町にある



川内村社会福祉協議会
福祉活動専門員
遠藤 精一 さん



川内村保健福祉課
保健福祉係長
猪狩 恵子 さん

商業施設

JRの駅2カ所までを、それぞれ1日2〜3往復する2路線です。

28年3月に、複合商業施設「ショッピングセンターYOUTASHI」がオープンしました。村が村内の企業に施設の運営を委託しています。薬局や飲食店、クリーニング店が入居し、コンビニエンスストアでは生鮮食品も扱います。また自由に利用できるコミュニティスペースもあり、人が集まる拠点となっています。

村内には営業を再開した個人商店もあります。買い物のできる環境が整いつつあり、避難者が帰村を選択する材料の一つになればと期待されています。

配食事業

村社協は、75歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯などを対象に、週1回昼食を届ける配食サービス事業を村から受託しています。震災以前からの取り組みですが、帰村開始と同時にサービスを再開しました。高齢者宅を定期的に訪問するので、安否確認も兼ねています。

ふるさとで暮らしたい—帰還者支援の課題

婦人会の本部役員が、ワークショップの内容について意見交換をしました



ワークショップ「お達者畑」で大豆を収穫しました



ヘルスサポーター養成講座の料理教室

村が中心となり、平成23年から「川内村いきいき高齢者なり隊 増やし隊」という取り組みを始めました。放射線対策などで関わりのある長崎大学、国際NGO世界の医療団、村社協、ふくしま心のケアセンターと連携し、行政や社協に依存せず、地域住民が協力して高齢者を支える、仕組みづくりについて協議してきました。

取り組みには婦人会や民生委員・児童委員が参加しました。26年に始まった、婦人会のワークショップにおいて提案された「お達者畑」がモデル事業として動き始めました。婦人会と高齢者が一緒に、村内の畑で大豆の種まきや収穫、採れた大豆を使った料理で交流します。今年で3年目を迎え、「楽しみにしている」との声が聞こえるようになっています。

また、一般の村民から地域で活躍できる人を増やそうと、各種養成講座を開いています。

「認知症サポーター養成講座」は関心が高く、地域から開催を望む声を受けて、昨年度は4回開催しました。

「ヘルスサポーター（食生活改善推進員）養成講座」では、地元で採れた栄養価の高い変わり種の野菜を使い、料理教室を行いました。修了者は、地域で食を通して健康づくりのボランティアとして活動予定です。

住民の活躍を村の力に

コミュニティ再生と生きがいづくり

村民の意識に変化



川内村社会福祉協議会 事務局長
あきもと 秋元 賢 さん

川内村では、婦人会が高齢者を見守るため訪問したり、老人クラブがスポーツで交流を図ったりと、震災後、行政区ごとに住民が自主的に活動する姿が目立ちます。

震災を経験したことで、地域内

で支え合う必要性を感じ「できることは自分たちで」と動き始めました。

介護予防教室への参加者も震災後に増えました。多くの住民が、避難中に仮設住宅などで健康づくりの指導を受けていたことで意識が高まったようです。

村や社協が取り組んできた、これまでの支援が生きてきたと感じます。将来的には、村や社協がサポートし、住民が主体となって地域づくりを進める仕組みをつくりたいです。

訪問とサロンで見守り

村社協は生活支援相談員5名（川内村4名、郡山市1名）で、村内の仮設住宅や、帰村している高齢者世帯、郡山市やいわき市に住む避難者を訪問しています。村や地域包括支援センターと情報交換し、支援の必要な人に適切な対応をしています。

また村社協は、住民が誰でも参加できる運動やお茶飲みなどのサロンを村内の8行政区ごとに定期的に開いて、村民の健康維持や生きがいづくりに取り組んでいます。

村内の他、郡山市といわき市にある川内村の仮設住宅の供与期間は29年3月末に終了します。高齢者を中心に帰還が加速すると予想され、川内村では高齢化率が2020年には約50%、2030年ごろには約60%になると推計しています。

高齢社会に向けた生活基盤の整備と同時に、ふるさとの村に住む誇りや意義、心の豊かさをいかに持ち続けてもらうのか、息の長い支援が求められています。

復興公営住宅の支援

孤立防止と住民の自立のために

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の発生から6年が経過しました。福島県は、原発事故により避難している方々が入居するための復興公営住宅4890戸の整備を進めています。今後、仮設住宅や借り上げ住宅からの転居者が急増すると見込まれます。復興公営住宅の住民が抱える課題や必要な支援についてまとめました。

復興公営住宅について

地方自治体は、災害で家屋を失い、自ら住宅を確保するのが困難な人に対して、国の補助を受けて災害公営住宅を整備します。東日本大震災の被災者向けとしては、福島・宮城・岩手の被災3県を中心に、全国で3万戸以上の災害公営住宅が建設される予定です。

このうち福島県は、原子力災害による避難者が入居する復興公営住宅を県内に4890戸整備します。

復興庁によると、平成26年9月に入居を開始した福島市の飯野町団地

南相馬市に整備された集合型の復興公営住宅

支援を要する人に配慮

を皮切りに、28年12月末までに2995戸が完成しています。29年度末にかけて、完成・入居開始の動きが本格化します。

県は復興公営住宅を避難者のコミュニティの維持・形成の拠点と位置づけています。入居者はもちろん周辺の避難者や近隣住民も含めた交流環境を整えるため、コミュニティ集会所の併設のほか、市町村単位や親族同士など、グループ単位の入居にも配慮しています。

住居の形態は集合住宅のほか、戸建てまたは2戸1棟住宅があります。集合住宅には高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯のみ申し込み可能な優先住宅もあります。優先住宅には、外部に異常を知らせる非常用ボタンや引き戸の入口などがあり、車いす対応住宅もあります。

復興公営住宅の入居希望者は県に申し込み、抽選で入居者が決まります。妊婦を含む子育て等世帯は、当選確率が割増しの優遇措置を受けられます。

入居要件

- ①原子力災害により避難指示を受けている居住制限者
- ②住宅に困窮している*
- ③県税の滞納がない
- ④過去に県営住宅に住んでいた場合、現在家賃の滞納がない
- ⑤暴力団員でない

※既に復興公営住宅に入居または入居決定している方、避難指示区域の外に自己所有の住居（戸建て住宅やマンションなど）を所有している方は応募できません

入居には①原子力災害により避難指示を受けている居住制限者である、②住宅に困窮している——などの要件（右図）があり、収入に応じた家賃などの負担があります。家賃は公営住宅法に基づき、入居世帯の収入や住宅の立地、規模、経過年数、設備などの条件によって算出されます。

入居期間は、収入が県で定める要件の上限額を超える場合を除き、制限はありません。

浪江町社協に聞く

復興公営住宅の課題

生活見えにくく孤独感

浪江町社会福祉協議会（以下、浪江町社協）の生活支援相談員26人が、県内12市町村に避難する浪江町民を戸別訪問し、支えています。復興公営住宅住民が抱える課題と、浪江町社協が取り組む支援について聞きました。

問題の把握困難 住民トラブルも

生活支援相談員（以下、相談員）は避難者宅を戸別訪問し、安否確認、相談対応のほか、必要に応じて専門機関へつないでいます。

復興公営住宅は、仮設住宅に比べ保温性や防音性が高く快適です。一方、生活音や明かりが漏れにくく、外から中の様子をうかがい知ることが難しくなっています。



浪江町社会福祉協議会
主任生活支援員
かのまた ともこ
鹿又 智子 さん

相談員をまとめる主任生活支援員の鹿又智子さんは「ひとり暮らしの高齢者の中には、交流ができずに孤独を感じている人もいます」と孤立化を懸念しています。

生活実態が見えにくい中、医療や介護の手が届かないという課題もあります。認知症が疑われるのに、医療機関の受診ができず、適切な介護サービスを受けられずにいる例や、障がいを抱える人が福祉サービスを受けられずにトラブルに巻き込まれるケースもあります。

相談員は現場で、訪問を希望しない人や支援を拒否する世帯にも直面します。「個人の意向は優先しなくてはなりません。そんな時、歯がゆい思いをすることもあります」と鹿又さんは話します。

復興公営住宅では、団地のゴミ出

しのルールを守らない人、通路に物を置く行為など共有スペースの私物化をする人がいるため、住民間の生活上のトラブルも起きています。集合住宅で生活をしたことのない人が多く、新しい環境やルールへの適応が難しいことも原因の一つとみられます。自治会が機能していれば注意の声掛けができますが、これらの問題を解消できず入居者が困っている団地もあります。相談員は、他の団地の成功例などの情報を提供し、中立的な立場で見守っています。

他機関との連携強化

復興公営住宅は平成26年の入居開始から約2年半が経過しましたが、支援はまだ手探り状態です。相談員はあらゆる状況に適切に対応するため、役割や心構えを確認する研修を受講するなど、資質向上に努めています。

住民が適切な福祉サービスを受けられるよう、心のケアセンター、児童相談所、町の保健師、民生委員・児童委員などの専門機関や関係者と情報の交換・共有もしています。



生活支援相談員対象の研修会の様子

浪江町社協は今後、復興公営住宅の住民間交流、自治会支援、地域との関係づくりを支援する「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会（愛称：みんぶく）」（4、5ページで紹介）と、団地でのサロン開催の連携の在り方について協議を本格化させます。

避難先の市町村社協が主催するサロンには、浪江町社協の相談員が一緒に参加したり、定期的に他社協との連絡会へも出席しています。二本松地区では二本松市社協の相談員と、毎日一緒に避難者宅を訪問しています。復興公営住宅は今後長期間住み続ける人が多いため、住む地域につながるを持つことも大切と考えられています。

みんなく

復興公営住宅の住民支援

交流促進や自治会設立

復興公営住宅は仮設住宅と違い、恒久的な住まいとして入居する人が多くいます。住民には、支援が終了してからも自分たちで問題を解決する力が必要です。住民の自立を目的に集団支援に取り組む「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会」の活動と、支援を受けて自治会を設立した住民の声を紹介します。

入居者主体を念頭に環境づくり

「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会（愛称…**みんなく**）」は、国の支援を受けて福島県が実施している「生活拠点コミュニティ形成事業」を受託して、復興公営住宅を中心に住民の交流や自治会設立を支援しています。

いわき市、福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市の5カ所の拠点に**コミュニティ交流員**（以下、交流員）約60人を配置し、県内ほぼ全ての復興公営住宅を対象に①入居者同士の交流促進、②自治会設立・運営支

援、③地元住民との交流の3つのステップで支援しています（図1）。住民同士が自ら主体的に交流できる環境づくりを目指しています。

入居前の顔合わせから

入居前に行われる説明会の際に、住民同士の最初の顔合わせを兼ねた交流の時間を持っています。ゴミの分別方法などを説明しながら、**交流員**や住民が自己紹介をして、なごやかな雰囲気を作ります。

入居後も住民同士の交流を促し団地内での孤立を防ぐため、さまざまな催しを企画します。芋煮会やクリスマス会などの季節の行事のほか、

多くの人に興味を持ってもらえるよう手芸教室、落語や映画鑑賞会など趣向を凝らしています。趣味の合う人同士が仲良くなり、少人数で自然的に集まることもあります。

交流員は住民が自ら運営する組織で団地の共通の課題解決を図れるように、自治会の設立を支援しています。役員の選定や会則作成の支援、自治会総会のための資料づくりや会計報告のしかた、会の進め方などの具体的な助言もします。

自治会が住民主体で催しができるようになれば、**交流員**は徐々に裏方としての支援に移行します。

本宮市の復興公営住宅の事例

平成28年8月に入居を開始した本宮市の復興公営住宅（吹上市営住宅）には、浪江町と大熊町からの避難者が入居しています。自治会設立にあたり、**交流員**が会則案や会費の集め方などをアドバイスしました。

自治会長の向山栄治さんは「どう手をつければよいかわからなかった」ので、情報提供は大変助かりました」と話します。全22戸のほとんどは高齢者がひとり暮らしをしています。現

図1 復興公営住宅 コミュニティ形成のステップ



復興公営住宅の支援



3.11被災者を支援する
いわき連絡協議会
チーフスーパーバイザー
うちのみつお
内野 美津夫 さん



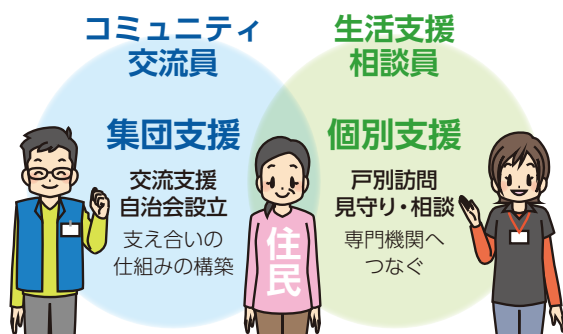
吹上市営住宅
自治会長
むかいやま えいじ
向山 栄治 さん

在は自治会が各階に1名の責任者を決めて住民を取りまとめ、誘い合っ
てお茶会などの交流の場を意識的に
持つようにしています。

支援をしてきた**みんぶく**のチーフ
スーパーバイザー内野美津夫さんは
「**交流員**は一緒に活動しますが、住
民主導で取り組んでいただけるよう
サポートしています」と話します。

交流員は、自治組織の団地を越え
た交流を行うため「自治組織連絡会」
も定期的に開いています。役員が互
いの活動を参考にしたり、組織運営

図2 復興公営住宅 支援の構図



について学んだりしています。

地元住民と良好な関係を

交流員は、復興公営住宅と地元の
住民が、互いの催事に参加し合うな
どして良好な関係を築けるよう支援
します。団地住民の町内会加入も視
野に入れています。

自治会長・向山さんは近隣住民の
様子について「声を掛けてくれる人
もいますし、秋祭りのみこしが団地
にも来てくれました。自治会運営が

復興公営住宅は自力で住宅再建が
困難な人などを対象とした住宅で
す。高齢者や支援の必要な人が入
居するケースが多く、課題が集中す
る場所であるといえます。

復興公営住宅では現在、**生活支援
相談員**が一人一人にきめ細かく寄り
添う**個別支援**と、**交流員**による「支
え合いの仕組みの構築」などの**集団
支援**の、二つ側面からの支援が相補
的に住民を支えています 図2。

復興公営住宅は、仮設住宅に比べ
て住民の問題が把握しにくく、孤立
化や支援の難しさに拍車をかけてい
ます。

浪江町社協の杉本俊郎常務理事兼
事務局長は「住民同士や地域との交
流が少ないと、児童や高齢者の虐待

すぎ間ない支援継続

定着したら町内会に加入して、地域
の方とぜひ仲良くしたいです」と話
します。

内野さんは「団地集会所の地域住
民との共用や町内会費のやりとりな

など家庭の問題やSOSのサインが
見えにくくなります」と話します。

原子力災害による避難者の多く
は、ふるさとや自宅が物理的にある
のに帰れない方々です。これまでの
生活や仕事を失ったまま、将来の見
通しを立てられない人も多くいま
す。心の整理がつかず、不安な状態
が長引くことも懸念されています。

心のケアをはじめ多様な課題に対
して専門機関やNPO法人などが特
性を生かしながら連携し、すぎ間の
ない支援を続けることが求められて
います。



浪江町社会福祉協議会
常務理事兼事務局長
すぎもと しろう
杉本 俊郎 さん

ど、細かなルール作りが必要になり
ます。災害時に地域住民と一緒に避
難することも考慮し、連絡方法や避
難先などを確認し合うことも大切で
す」と話しました。



避難先社会福祉協議会の 避難者支援の取り組み

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により広域避難となった福島県では、避難者を受け入れた『避難先』社会福祉協議会（以下、社協という）も、避難者支援の重要な役割を果たしています。今回は、避難先社協の活動から見える、避難先・避難元社協の連携による支援についてご紹介いたします。

生活支援相談員の 主な活動内容

①戸別訪問（個別支援）

見守り活動及び相談支援、関係機関への支援依頼を行います。

②住民同士のつながり、地域の福祉活動の支援（地域支援）

サロン活動や交流事業等、関係づくりができるような場づくりを行います。

福島県内では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により全住民避難を余儀なくされた9町村（大熊町・双葉町・浪江町・富岡町・楡葉町・広野町・川内村・葛尾村・飯舘村）と、一部が避難区域となった田村市、南相馬市、川俣町の『避難元』社協と、それら市町村の避難住民を受け入れた『避難先』社協が、それぞれの現状に即した活動を行っています。避難先社協にも生活支援相談員^(※)が配置されており、避難元社協だけでは手の届かない部分をサポートするなど、避難元社協の方針を尊重しつつ支援を行うよう、お互いに連携を図りながら活動を続けています。

(※)仮設住宅等に居住する避難者を訪問し、見守り及び相談等を通じ、生活再建や自立を促進することにも、住民同士のつながりや助け合い活動の支援を行う

『避難先』『避難元』社協による避難者支援

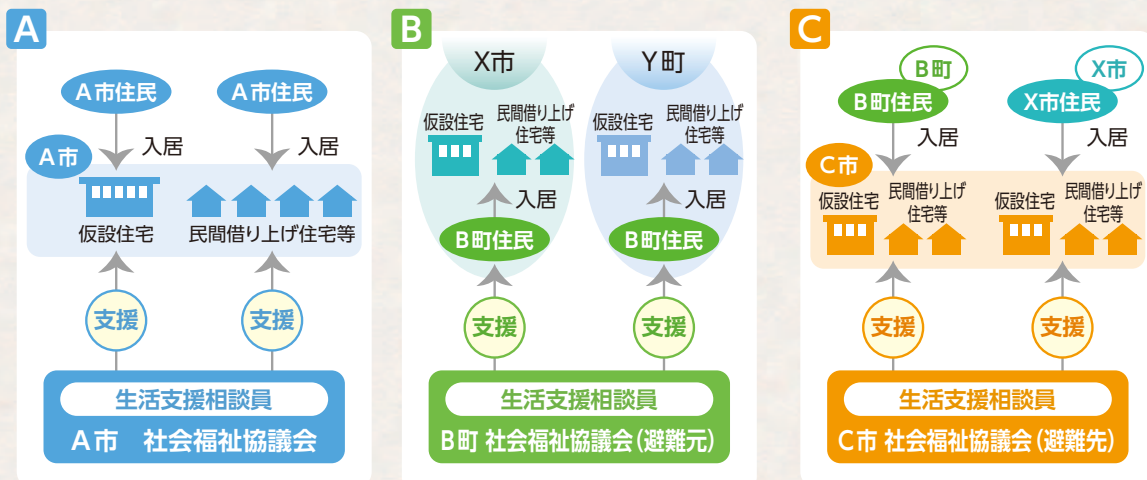
【生活支援相談員の3つの活動パターン】

A 自市町村の住民をその市町村社協の生活支援相談員が支援する場合

B 全住民が他市町村に避難している9町村の社協（避難元社協）の生活支援相談員が、他市町村に出向いて住民の支援を行う場合

※一部が避難区域となった田村市、南相馬市、川俣町も含む

C 他市町村の避難住民を受け入れる社協（避難先社協）の生活支援相談員がその住民の支援を行う場合



出典／生活支援相談員ハンドブック ～孤立を防ぎ、参加とつながりを生み出す支援～（2013年3月11日発行）P9より
発行者：特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会 作成者：筒井のり子

避難先
社協

避難者に適切な支援を行うには、 避難元社協と情報を共有し、 住民参加型で活動することが大切

平成23年3月11日の震災直後、避難者を速やかに受入れ、避難元社協との連携やサロン開催などを通して、避難者のニーズに対応してきた会津若松市社協。支援者間の情報の共有と顔の見える関係づくりを進める中で、見えてきた課題などをつかいました。



社会福祉法人
会津若松市社会福祉協議会
ボランティアセンター長

いそがい こうじ
磯貝 晃司さん

次々と集まる避難者を受入れ、 24時間体制で避難所を運営

震災時、会津若松市は震度5強を記録したものの、比較的被害が少なかったことから、会津若松市社協ではまず、自社協のサービス利用者等の安否確認を行いました。3月12日には災害対策本部を立ち上げて情報収集を行うとともに、3月13日には災害ボランティアセンターを設置し、支援物資の受け入れや引き渡しを始めました。同時に、会津若松市が設置したあいづ総合体育館避難所の設置・運営支援等を開始。5月9日までの約2ヵ月、24時間3交代制で支援に当たりました。

会津若松市は様々な市町村からの

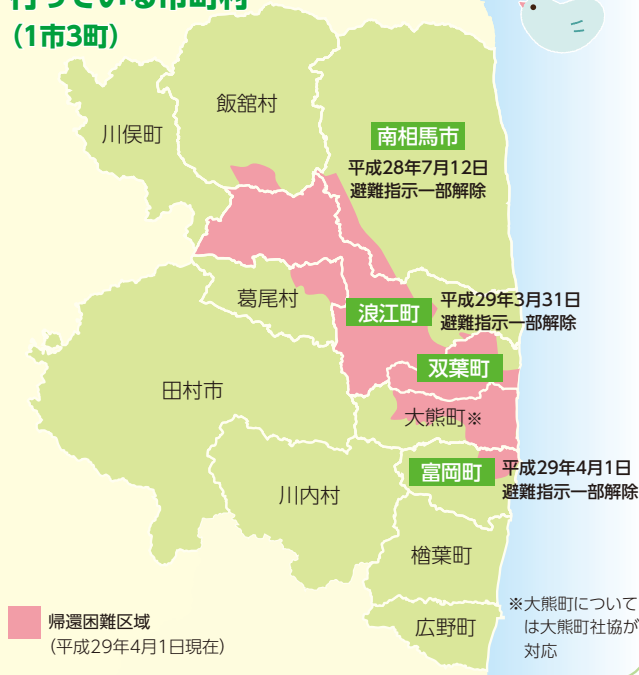
避難住民を受け入れ、役場機能ごと移転した大熊町については、特に多くの方々を受け入れました。避難者の詳しい状況が把握できず様々な情報が錯綜する中、3月14日からは避難所におけるニーズの聞き取り調査を開始。不足している物資や、避難が長期化する際の生活資金、子どもの教育などに関する相談が寄せられ、それらに対応窓口となる機関へと引き継ぎました。

避難元社協との同行訪問と 避難先社協の単独訪問

その後、避難所から仮設住宅や民間借り上げ住宅に移る人が増え、支援の内容も変わっていく中、会津若松

会津若松市社協が 会津若松市内で 避難者支援(戸別訪問)を 行っている市町村 (1市3町)

178世帯
461人



市社協の生活支援相談員が活動を始めました。まずは、大熊町社協の生活支援相談員と2人1組で仮設・借り上げ住宅への同行訪問を実施し、平成25年以降は大熊町以外の避難者も対象に訪問活動を開始。戸別訪問は避難元社協が主体で行っていますが、土地勘のない避難元社協をサポートしたり、頻繁に訪問できない避難元社協に代わり単独訪問をしたりなど、各避難元社協のニーズに合わせた形で連携しながら、活動をバックアップしてきました。

さらに会津若松市社協では、避難されてきた方たちにも会津若松市の福祉施設を利用してもらったり、必要があれば生活保護などの支援につなげたりと、市民と同じ支援を行ってきました。『避難元社協の生活支援相談員は自身も避難者で、町や社協活動のすべてが被害にあっています。避難直後、避難元社協が行くことのできなかった方の所に足を運んでくれて助かったと、今でもお礼を言われますが、困った時はお互い様ですから』と、磯貝さんは当時を振り返ります。

**避難者数は減少する一方で、
支援に要する時間は増加**

平成24年1月のピーク時には、5,278人だった会津若松市への避難者数も、避難指示解除や自宅に近い浜通り地区への移転などにより、1,832人（平成29年2月現在と、約1/3にまで減少していますが、1件当たりの訪問時間は逆に増加しています。「はじめはあいさつ程度の間柄だったものが、顔なじみになることで、より深く話を聞けるようになったことが要因です。避難所や住む所を何度も変わったのが辛かったなど、当時のことを聞くと、何年経っても忘れるものではないんだな」と話す会津若松市社協の生活支援相談員の皆さん。会津若松市に自宅を再建し、落ち着いた様に見えた人が、ふるさとにある自宅に住めないというジレンマに思



「顔を覚えてくれ、名前でも呼んでもらえるようになるとうれしい」と話す生活支援相談員の皆さん

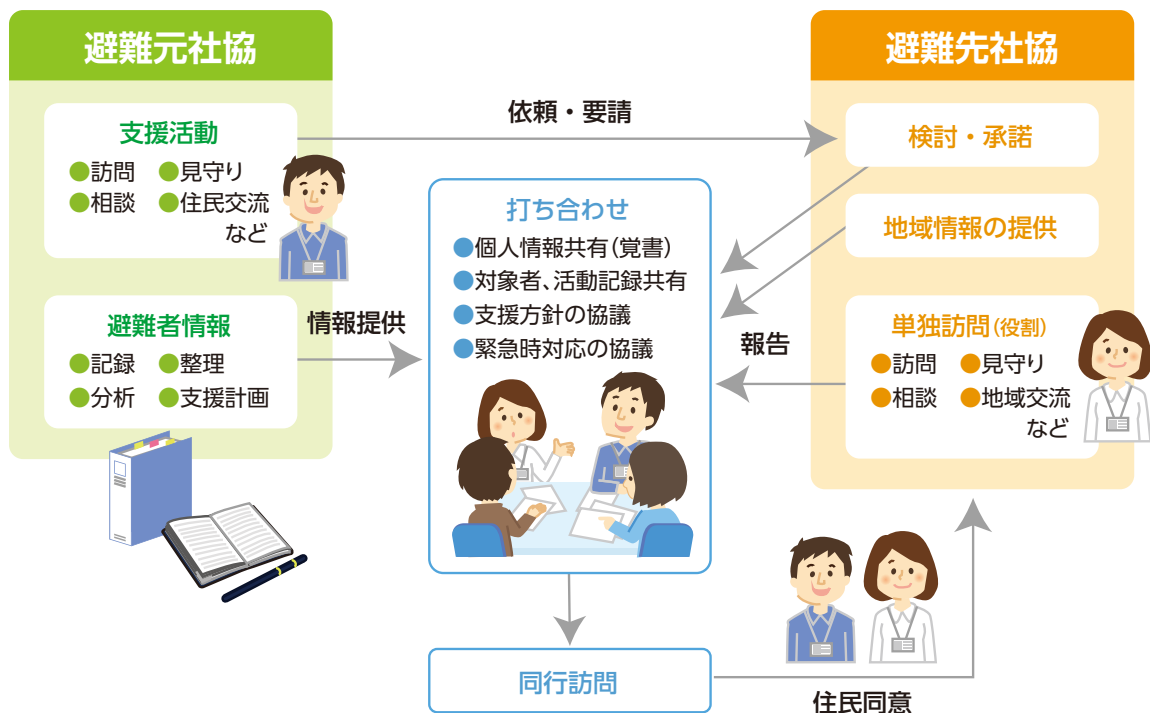
い悩んでいる様子を見て、まだまだ支援が必要と感じたと言います。

**最新情報を共有する事で
避難者が必要とする支援ができる**

避難者が必要とする支援内容は常に変わっているので、会津若松市社協では、避難元社協から最新情報をもらいながら訪問活動を行っています。避難元社協の状況によってその内容は異なりますが、毎月活動報告書を作成し、避難元社協へ定期報告を行っています。ほか、急な案件が発生した場合には、随時電話報告を行っています。また、避難指示解除に伴い避難元社協から戸別訪問を依頼されたケースでは、避難元社協から住民の方に事前に引き継ぎの話があったため、その後の訪問活動がスムーズに行えるようになりました。

これまでの活動を通して、支援者間の顔の見える関係づくりが大切と感じたと話す職員さん。現在も支援を続けている双葉町社協とは、定期的なミーティングの場を設けているほか、会津地区の避難先社協と避難元社協が集う連絡会議などで顔を合わせる機会に話すことはとても大事だと力を込めます。

【避難元社協と避難先社協の連携イメージ】



避難元
社協

社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会
避難先社協の細かな支援活動が、
町民の安心感につながっています

震災直後、全国各地に避難した町民の把握に時間がかかっていた頃、会津地区の町民の実態把握のため一斉訪問のお願いをしたところ、会津若松市社協を中心に、各社協から案内・同行を申し出ただいたおかげでスムーズな訪問ができ、社協間の連携の強さに感動しました。

現在、会津地区を担当する双葉町社協の事務所は郡山市にあり、定期訪問以外日常の見守りはなかなかできませんが、会津若松市社協に緊急時の対応を何度もいただいているほか、定期訪問の報告書が毎月届くので、お互いの情報共有が図れています。町民が会津の地に溶け込み安心して生活が送れるように、引き続きご支援いただきたいと思います。



避難元・避難先社協が定期的に顔を合わせる「顔の見える関係づくり」で、情報の共有化に努めています

サロン活動を通して、
避難先地域と避難者をつなぐ

戸別訪問のサポートと並ぶ、避難先社協の大きな取り組みの一つが、地域の社協として避難者同士や避難者と地域をつなぐ場を作ることです。会津若松市社協では、平成25年から「小法師サロン」を開催。季節行事やレクリエーション、小旅行など昨年度は5回開催し、口頃のストレス発散や出会いの場づくりを行っています。避難元社協や県の保健福祉事務所なども参加し、運営に協力しています。「職員も一緒に楽しもう」という気持ちで開いています。会津若松を離れた後もわざわざ来てくれた人がいたり、次はいつやるのと聞かれ

るのはうれしいですね」と磯貝さん。浪江町から避難している人が、自分たちでもサロンを立ち上げようと住んでいる地区の人に相談したところ、「一緒にやればいいべ」といわれたというエピソードもあり、きっかけがあれば、避難者と地域住民の交流が自然とできてくるのだと感じたといいます。

今年2月に開催した「地域サポーター養成講座」はだれでも参加できるもので、普通救命講習、健康体操を行った際は、小法師サロンに参加していた避難者の方も4名参加しました。「支援を受けるだけでなく、地域の方々との交流を通して、今後は地域を支える側にもなっていきたい」との願いが込められています。磯貝さんは話します。

今年2月に開催した「地域サポーター養成講座」はだれでも参加できるもので、普通救命講習、健康体操を行った際は、小法師サロンに参加していた避難者の方も4名参加しました。「支援を受けるだけでなく、地域の方々との交流を通して、今後は地域を支える側にもなっていきたい」との願いが込められています。磯貝さんは話します。

当たり前前に支援を続けることは
避難先社協だからこそできること

避難生活はいつまで続くのか分からないので、ふるさとにいつ戻れるのか、という不安の中で生活しています。「避難されてきた方々の今までの苦勞を、私たちが実体験として理解することは残念ながらできません。だからサロンや市民との交流を通して、仲間づくりや社会とのつながりづくり、いきがいを見つけるお手伝いをする」ことが、避難先社協だからできることではないか」と磯貝さんは話します。生活支援相談員の皆さんも、「様々な研修を通

して、長らく避難生活が、避難者の心に大きな影響を与えているのだと知りました。ふるさとのことは忘れないけど、今の生活も認める。どちらでもないんだと伝えることで、少しでも心の負担が軽くなれば」といいます。

「何が正解だったのかは分からない中、自分たちにできることを精一杯やっていきたいと思います」と、震災直後の活動を振り返る磯貝さん。これからも当たり前に避難者支援を続けることは社協本来の活動に通じるもので、こうした活動のノウハウを地域づくりに活かしていきたいと話していました。



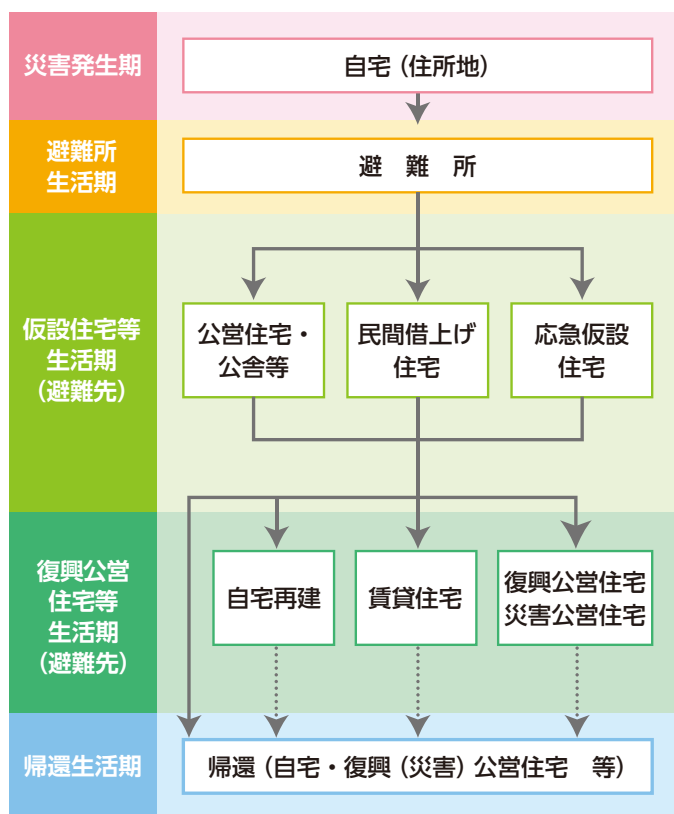
サロンの活動では、季節に合わせたイベントや市内散策、救急入門コース受講など、趣向を凝らした企画が行われています。



これからの避難者支援 ～住環境の先にある生活再建の課題～

東日本大震災から7年の歳月が過ぎました。避難者の帰還や住宅再建は進んでいるものの、避難者一人ひとりの自立を見た場合、未だ多くの課題が残されています。今回は、これからの避難者支援のあり方について考えます。

図1 避難者の生活変化



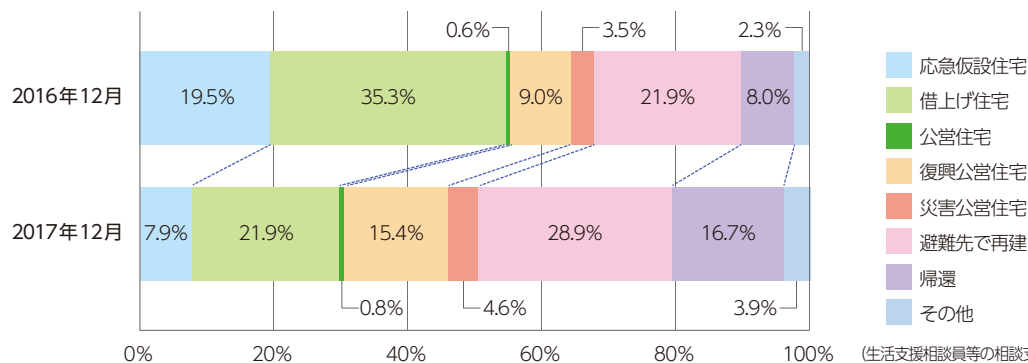
東日本大震災では、福島・宮城・岩手県内の社会福祉協議会（以下、社協）に「生活支援相談員」という名称で、仮設住宅等で暮らす被災者の支援を行う職員が配置されました。現在、福島県では23市町村社協で250名ほどの生活支援相談員が支援活動を行っています（平成30年2月時点）。

これに伴って避難者の支援ニーズも変化しています。仮設住宅等生活期における「住環境の変化」「孤立感」といった不安に加えて、現在は「帰還の可否」「医療・健康」など新たな生活課題も出てきています。県社協では、これらのニーズを丁寧に汲み取りながら、避難者全員の自立に向けた支援を継続しています。

避難者の支援ニーズが
年々変化しています

活変化を見ると、住居の移転が進んでおり、図1、見守り・相談支援対象世帯数の状況も近年大きく変化しています。図2。

図2 見守り・相談支援対象世帯の推移(住居別)



仮設・借上げ住宅
世帯が減少し、
住居の移転が
進んでいます。

（生活支援相談員等の相談支援活動における調査表より）

図3 避難者の生活期の変化に伴う支援のポイント

生活面	● 安定的な日常生活が営まれているか ● 生活困窮に陥っていないか等 - 例 浪費・過剰な飲酒、ギャンブル
健康面	● 肉体的にも精神的にも健康を維持しているか ● 要介護、要支援状態にないか 等
社会性	● 就労しているか ● 自治会行事やサロン活動に参加しているか ● 引きこもり状態にないか 等
本人の意思	● 避難者自身が今後とも支援を必要としているか 等

※その他、各市町村社協が把握する避難者の実情などを踏まえ、支援の必要性等を判断。

避難者生活支援・相談センター（以下、センター）では、応急仮設住宅や借上げ住宅、復興（災害）公営住宅、帰還された方を対象に、市町村・社協とともに支援を進めています。生活再建の課題には様々なありますが、福島県の場合、地震・津波による被害

に加えて、原発事故による問題もあるため、解決の糸口が見えにくくなっているのが現状です。
仮設住宅等生活期では、安否確認や訪問活動などが中心でしたが、復興公営住宅等生活期、帰還生活期に入ると支援ニーズが細分化し、一人ひとりの困りごとに寄り添いながら支援を行う必要があります。センターでは、支

支援ニーズが細分化。
福島県ならではの課題も

次の一歩を後押しするためにも
避難者本人が本来もっている力に
焦点を当てるのが大事です。

福島県社会福祉協議会 避難者生活支援・相談センター

援のポイント 図3 を大きく4つに分けて支援の重点化を行い、避難者の生活再建を推し進めるという方向性を市町村社協へ提示しました。

新しいコミュニティに
踏み出す難しさ

私たち支援者の考える避難者の生活再建のイメージは「ふつつの暮らし」です。たとえば、近所の方と挨拶を交わす、決められた曜日にゴミ出しをする、子どもを学校に送り出すといった何気ない日常を送ることです。しかし、「ふつつの暮らし」を取り戻すためには仮設住宅のコミュニティを出て、また新しい土地でコミュニティを組み立て直すという苦労をとまいます。これに家族や仕事の事情なども相まって、次の一歩をなかなか踏み出せない避難者もいるという実情があります。
新しい土地でのコミュニティづくりは避難者本人だけの問題ではありません。周囲の皆さんの理解や協力も必要となります。地域と個人の両面での支援が今後さらに求められていくと考えています。

その人がその人らしく
生活できるように

センターでは、避難者一人ひとりの生活再建を後押しし、どこで生活再建されたとしても、その人がその人らしく安心して生活できるよう支援を続けていきたいと考えています。そのためにも、本人が本来もっている力に焦点を当てて今後も支援に取り組んでいきたいと考えています。



富岡町の自立支援のいま

平成29年3月に一部地域を除き避難指示が解除され、1年を迎える富岡町。町に戻る人、町外での避難が続く人と町民の状況はさまざまです。現在町民が抱えている課題や問題についてどのような対策を行っているのかお聞きしました。

富岡町社会福祉協議会 事務局長 猪狩 隆いがり たかし



富岡町社会福祉協議会では、帰町した町民がどこに住んでいるのか一目で分かる帰町者マップを作成し、効果的な訪問と情報提供に努めています。

Q1 帰還から1年を迎えた現在の状況について教えてください。

富岡町の帰町者は429名で現在の人口の3・2%、高齢化率は40%を超えています。帰還が進まない背景には避難生活の長期化による町民の生活基盤の変化や放射線不安などがあげられます。町外に避難している富岡町民は住宅再建をされた方以外は、主に仮設住宅と復興災害公営住宅で生活されており、仮設住宅には約2300人、復興公営住宅には約1300人の方が入居している状況です(1月9日現在)。富岡町社協では支援の拠点を県内3ヶ所に設け、町内に5名、いわき市に15名、郡山市に13名の生活支援相談員を配置して支援活動を行っています。

Q2 富岡町社協の支援方針と今の取り組みについて教えてください。

町外の避難者と帰町者では、住環境によって課題や対策も異なります。そこで現在は町民のニーズを探りながらそれぞれに応じた個別支援に力を入れています。

具体的にはこれまでの訪問記録や

現在の個々人の状況を整理して支援の見直しを行っています。支援を必要としている人が十分な支援を受けられ、自立を目指す人の意思を妨げない体制を取っています。また、帰町者の支援については、効率的な訪問を行うため、どこに誰が帰ってきたのか一目で分かるマップを作り訪問活動に活かしています。

さらには帰って来た人がどんな事をしたのか、どんな福祉サービスが必要としているのかニーズを把握しようとアンケートを実施しました。そこで分かってきたのは帰還して安心している反面、多くの人が孤独を抱えていること、畑仕事や近所づきあいなどができず目的のない日々を送っていることなど、今まで見えなかった部分が見えてきたことです。こうした状況は、町外避難者も同様で、社協が最も危惧している問題です。今後、町民の意見を傾聴し、気づき、サポートするという原点に立ち返って、個々のニーズに添った支援を大事にしていきたいと思っています。



Q3 今後の支援活動や目標について
ご意見をお聞かせください。

帰還がはじまったことで避難先での問題や課題だけでなく、富岡町内でもインフラの整備や医療・介護サービスなどが行き届かないといった新たな課題も表れました。また避難先

では、仮設住宅の退去者増加でコミュニティのつながりがなくなったことによる高齢者の孤立や、復興公営住宅入居者間のコミュニケーション不足による孤立が目立っています。そのため生活支援相談員による見守りの強化、自治会や関係機関等による見守り

帰町者の課題

「自宅における主な課題」

- 高齢者だけの帰町不安（若い世代は帰町が進まないため）、帰町による孤立
- 病院や介護施設が少なく、十分な医療・介護サービスが受けられない
- インフラが整わない

「町内の災害公営住宅における主な課題」

- 入居者間のコミュニケーション不足、孤立化
- 集合住宅での生活に馴染めない



町外避難者の課題

「仮設住宅における主な課題」

- 取り残され感、孤立感、孤独感を抱えている
- サロン、茶話会などの参加者が減少し、憩いの場の機能低下

「復興公営住宅における主な課題」

- 高齢者の引きこもりによる運動不足や孤立化
- 帰町するまでの居住場所とする人と一生の住処とする人の二極化

「避難先で住宅再建した場合の主な課題」

- 離散した家族の再同居が困難で高齢者単身世帯の増加
- 再建先で地域住民とのコミュニケーション不足

帰還された皆さんが安心して暮らせるお手伝いをしています。

富岡町社会福祉協議会
統括生活支援相談員

猪狩早苗さん



故郷である富岡町の力になりたいという思いから、富岡町に帰還した方への支援を行っています。帰町者一人ひとりに話を聞くと同時に、健康状態や、ひとりで買い物したり公共機関を利用したりといった生活ができるかどうか、周囲の人と関わりを持てているかということを確認しています。事務所に戻ると、その日にあったことを報告し、必要があれば、医療機関や町の住民課などの専門機関に相談することもあります。

ネットワークづくりなど官民一体となつて協力しながら支援を行っていきたいと思っています。
帰還者の支援はまだ始まったばかりです。まずは帰還を開始した他の町村の後ろ姿を見ながら、富岡町独自の特色ある事業を展開していきたいと

思います。そして富岡町に帰ってきた人たちが「帰ってきてよかった」と思える環境づくりをしていくことが、一人でも多くの帰還者を増やすことにつながるのではないかと考えています。

また、サロン「ゆづりクラブ」を毎週開催し、お茶会や体操、レクリエーション、調理教室などを行っています。毎回参加してくださる方も多く、住民の皆さんの居場所となっています。

訪問やサロン活動を通して住民の方々と話すうち、聞こえてきたのは「さびしい」という声です。復興とともに町の姿が変わり、周囲の帰還者も少ない状況で、孤立感を抱える方も多いのです。そんな思いをさせたくない、一人ひとりが孤立しない支援をしていきたい。そのためにも、住民の皆さんの声を聴きながらニーズに合った活動を行うとともに、現在も避難している方が安心して富岡町に戻って来られるよう、情報を発信していきます。

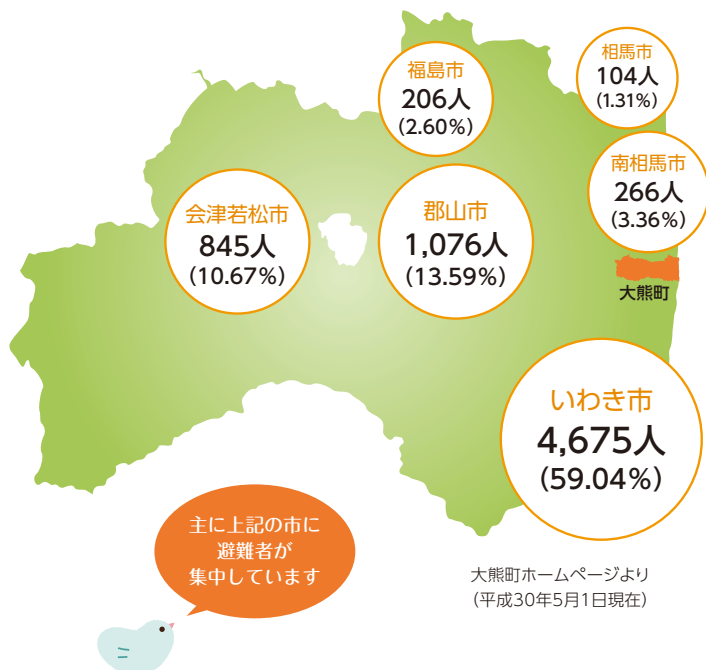


特集 ZOOM UP

全町避難から見えてきた地域福祉づくり ～震災から7年が経った大熊町社協の今～

大熊町社会福祉協議会（以下：大熊町社協という）は、震災および福島第一原子力発電所事故により長期避難を強いられてきた町民に、常に寄り添ってきました。そんな大熊町社協の震災前後での活動の変化や苦難、帰還に向けての今後の社協のあり方などをうかがいました。

図1 大熊町民の県内避難の分布図
()内は県内避難者の割合



大熊町の避難状況

震災および原発事故後、大熊町全町民約11,000人のうち約8割が福島県内各地に避難を余儀なくされました。現在ではそのほとんどが浜通りに住居を移し、全町民の約6割がいわき市に居住しています。図1。まだ帰還できない状況が続いている中、町民の生活基盤は避難先での仮設住

宅から恒久的な住宅へと移ってきています。図2。

このような背景から、帰還意向調査の結果では、約6割の町民が大熊町には戻らないと決めていると回答しています。図3。

全国に例を見ない避難状況の中で、大熊町社協は今後町民に対してどのように社会福祉と地域福祉のサービスを実施していくのか模索してきました。

図3 大熊町民帰還の意向

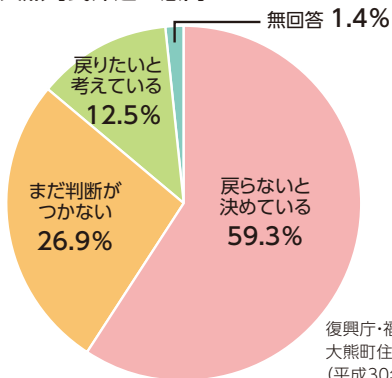
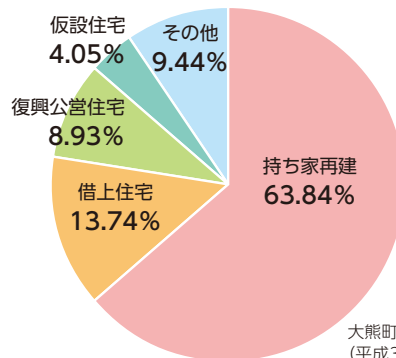


図2 大熊町民の居住状況



大熊町社協の現在の活動

「震災前と震災後で変わったこと」

全町避難となり、職員自身も被災し、今までの事業が停止してしまつた大熊町社協。震災前後での活動の変化と、それに伴う苦労や苦難、現在の活動や現状について紹介します。

震災前後での活動内容の変化と苦悩

大熊町社協の震災前の活動は、ふれあいサロンやお弁当の配食、外出支援など、高齢者中心の在宅福祉活動のほか、民児協（民生委員児童委員協議会）、老人クラブなどの福祉関係団体の活動支援といった地域福祉を行っていました。

しかし原発事故による避難で、このような日常に添った事業がすべて停止し、本部も会津若松市へ移転することとなりました。とはいえ嘆いている間もなく、避難所での炊き出しの手伝い、病院への送迎などの外出支援、物資の配達など、喫緊の仕事が次々と発生しました。

地域福祉の核となる地域に戻ることでできない大熊町社協は、先の見えない状況の中で社協として何をすべきか、という苦悩に加え、行政との役

割のすみ分けが定まらないという葛藤がありました。そこで「地域」に対する活動から「人」への支援に活動をシフトし、生活環境が大きく変わった町民支援の一助として「生活支援相談員」の配置を決定しました。

生活支援相談員による見守り活動

現在、大熊町社協はいわき市、郡山市、会津若松市、南相馬市の4カ所に事務所を置き、生活支援相談員事業を展開しています。生活支援相談員の配置の目的は、町民の安全確認と困りごとや支援ニーズの把握をすること、町民が「安心・安全」に生活



「町民の方と信頼関係を築くのはすごく時間がかかりました」と話す橋本さん。

ができるよう見守り活動を行うことです。

いわき市を担当して7年目になる生活支援相談員総括チーフの橋本美代子さんは「当初の相談員は町民の行き場のない憤りを受け止めるのが精一杯でした」と当時を振り返ります。しかし全町民の話をゆつくり聞くことで信頼関係を築きながら、町民の福祉ニーズを収集できたことは社協にとって大きな財産となりました。

多様化する町民の相談

現在の生活支援相談員の活動内容は「安全確認」から「相談」の対応へと移ってきています。町民が抱える生活課題が多様化する中で、大熊町社協は組織として専門性や業務遂行能力を高め、住居を転々とする中で生まれる孤立感や将来への不安など、多様化する町民ニーズに適切に対応していくことが求められています。そこでそれらの声にこたえるためには、社協独自の今後の指針を示すべきではないかという意見が上がるようになりました。



震災後の大熊町の商店街の様子



震災前の大熊町の商店街の様子

中期ビジョンの策定と背景

平成29年2月、大熊町社協は町が策定・発表してきた各種計画と連動させながら、社協に求められる役割や具体的な施策などを整理した「中期ビジョン」とともに暮らせる福祉社会を目指して」を策定しました。



中期ビジョン策定の目的と内容

平成27年3月に大熊町から第二次復興計画が示され、社会福祉、地域福祉分野を担う大熊町社協としても、町民に対する福祉サービスの中期的な方向性と具体的な施策を策定する必要性が高まってきました。また震災から5年が過ぎ、町が新たに下した中間貯蔵施設における、廃棄物搬入受入の決断や住居形態の変化にもなう課題などで、町民の帰町に対する判断はますます難しいものになりました。これを受けて大熊町社協の今後の方向性を示す「中期ビジョン」の策定を決定しました。そこには町が打ち出していた各種計画（図4）と連動した活動方針、町が抱える現状の福祉課題と解決方針を整理しながら、大熊

町社協が3年後に目指すゴールと、そこに行き着くための具体的な業務の進め方が盛り込まれています。さらに町が掲げていた「避難先での安定した生活」と「将来的に帰町を選択できる環境の実現」を福祉の視点で捉え、中期ビジョンの基本理念と基本目標を次のように掲げました。

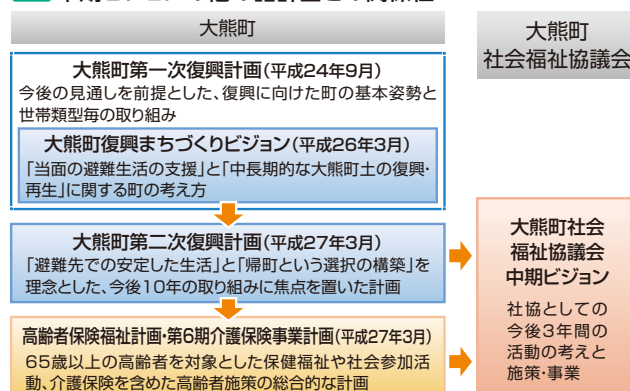
【基本理念】

ともに暮らせる社会福祉を目指し、誰もが人々のつながりを感じることができる地域社会づくりに貢献する

【基本目標】

- 町民一人ひとりが、生き生きとした生活が出来るように支援する
- 町民同士がつながりを感じられ、支えあう環境づくりを推進する
- 常に町民の立場に立ち、福祉サービスの質の向上を図る

図4 中期ビジョンの他の諸計画との関係性



ビジョン策定の工夫

ビジョン策定にあたっては町民目線であるということ、各機関とのつながりや関連性を考慮し推測や憶測を混ぜないこと、効果と実現の可能性を重視すること、合意性を心がけ分かりやすさを意識することに留意しました。これらを遂行するために、は社協内部だけではなくさまざまな声が必要だと考えた結果、「策定委員会」と「作業部会」という2つのプロ

ジェクトチームを設けました。

「策定委員会」では町や民生委員、老人クラブ、ボランティアなどで構成し幅広く意見を求めました。主に職員や関係者で構成された「作業部会」では、ビジョンの内容を多くの町民と共有したいという意見があり、関係者の増員が図られました。さらに生

活支援相談員や職員全員にアンケート調査を行い、町民の声を拾い上げることでより町民目線の策定案としていきます。



作業部会で集まった関係者の会議の様子

ビジョン策定から 見えてきたもの

大熊町社協としてはビジョン策定によって、『関係機関との間で町内の福祉課題を共有できたこと』、『課題解決の方向性を協議できたこと』、『町民を含め関係者に今後の方向性や具体的な取り組み内容を理解してもらえたこと』は、策定の成果と見ています。

今後の社協の取組み

避難先や帰還する町民に対してどのような支援を考えているのか大熊町社協の事務局次長の半杭裕明さん、統括主任兼総務係長の志賀翔一さんにお聞きしました。

大熊町社協



統括主任兼総務係長
し が しょういち
志賀 翔一さん



事務局次長
はん ぐい ひろあき
半杭 裕明さん

Q. 今までの活動や取組みを通して見えてきたものは何でしょうか。

●半杭さん

生活支援相談員事業と中期ビジョン策定から見えてきたことは、地域福祉の核となる「地域」はまだ戻りませんが、地域福祉の本質は「人のつながり」であるということです。そして何より大切なことは、町民がどこで暮らし、いても均一な支援を提供する、ということです。

Q. 生活支援相談員の強みと今後の活動についてお聞かせください。

●半杭さん

生活支援相談員が今まで築いてき

Q. 町民支援のために本年度新しく開始した事業を教えてください。

た避難者との信頼関係と「話をゆっくり聞く」ということはこの事業の強みであると考えています。その強みを今後の活動に活かしたいと思うとともに、昨年と今年の活動が同じにならないよう、相談員のスキルアップも図っていききたいです。しかし、なり手不足などで継続はますます難しくなってくると思われます。そのため、高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を担う生活支援コーディネーターなどと協力しながら、活動を継続していきたいと考えています。

●半杭さん

最近では避難先での生活が安定してきたことから訪問を辞退する方も増えてきました。そこで、訪問という形だけではない見守りを考えるようになりしました。従来行っていたダイレクトメールに加えて、4月からはコールセンターを設置しました。今は支援を必要ないと思われる方も、生活状況は良くも悪くも変化すると思いますので、生活の流れを見ながらいつでも利用できる、相談できる、その体制づくりが大切だと思っています。

Q. 避難先で暮らす町民の支援はどのようにお考えでしょうか。

●志賀さん

自力での生活再建が困難な方や孤立している方など支援を必要としている町民は重点的に訪問活動を行っています。

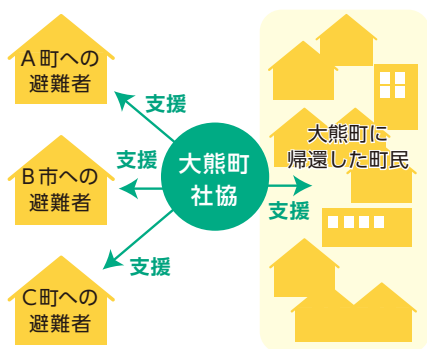
一方で、避難先で元気に暮らしている町民へは、避難先社協の生活支援相談員との同行訪問を行い、地域住民との交流を支援するなど、早く地域になじめるような取組みを検討しているところです。

Q. 帰還に向けた町づくりと社協の役割についてどのようにお考えですか。

●半杭さん

帰還が始まり町民が町へ戻ってきたら、帰還した人同士や現地で働く企業の人との結びつきも大切になってくると思いますので、その接点の役割をすることが必要になると考えています。また手厚い支援が自立を妨げることがないように、あくまでも「自立した生活、安心した生活を支えること」を今後も目標としていきたいです。

まだまだ課題は山積していますが、町の大きい方針が見えて大熊町に戻ったら、地域福祉活動計画をつくっていききたいと思っています。そしてこれからも町民第一のよりよい福祉サービスの提供を行っていききたいです。





特集 ZOOM UP

被災者(避難者)の新たな コミュニティづくりを支援する ～南相馬市社会福祉協議会の取り組み～

東日本大震災から8年が経過し、仮設住宅からの転居が進む一方、新たな住まいで孤独を感じている被災者が増加傾向にあり、支援が必要とされています。そこで今回は、被災者の新たなコミュニティづくりの支援について、生活支援相談員※の活動を踏まえながら、南相馬市社会福祉協議会の取り組みをご紹介します。

表1 住民基本台帳人口の推移

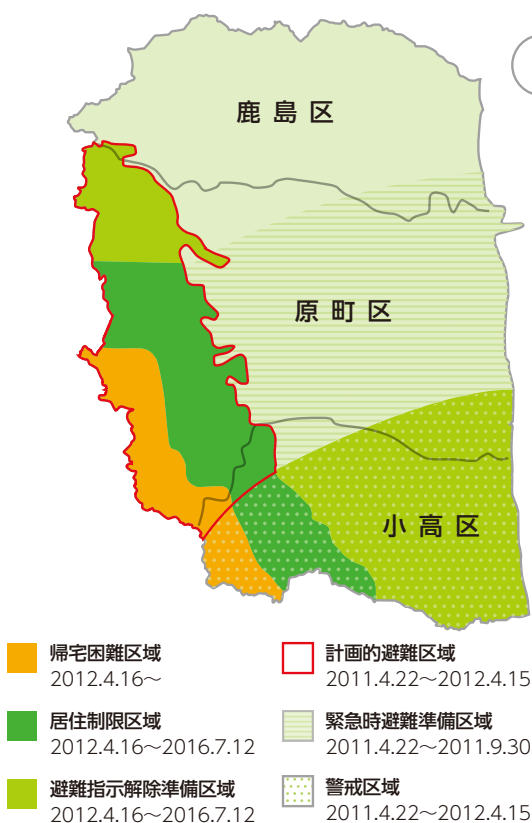
	2011年 3月11日	2019年 1月31日
鹿島区	11,603人	10,480人
原町区	47,116人	42,097人
小高区	12,842人	7,965人
合 計	71,561人	60,542人

震災前の南相馬市は24,039世帯、71,561人が居住していました。地震による津波被害だけでなく、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響も受けた南相馬市。津波による死者・行方不明者は650名を超え、県内で最も多い数字になっています。

南相馬市は鹿島区と原町区と小高区の3区からなります。原発事故直後は原発からの距離に応じて警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定され、多くの市民が福島県の内陸部や群馬県・新潟県など

南相馬市の避難状況

図1 南相馬市における避難区域の整備のながれ



の県外にまで避難しました。(その後警戒区域及び計画的避難区域は、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直されています) 図1。その後、原発から一番離れている鹿島区に最初の仮設住宅が整備され、2011年5月に入居が始まりました。2016年7月までに一部の帰還困難区域を除き避難指示はほぼ解除されていますが、現在も多くの市民が避難を続けており、未だ震災前の人口には至っていません(表1)。また、南相馬市には浪江町など近隣町村からも多くの方が避難しています。

仮設住宅には多い時で3,300戸、7,800人の方が入居していましたが、現在は復興公営住宅、災害公営住宅、住宅再建など新たな居住先へと転居が進んでいます。2019年3月31日には仮設住宅等の供与が終了となることが決定しており、こうした住居形態の変化により、被災者が抱える問題や課題もさまざまに変化しています。

※生活支援相談員：福島県の23の市町村社会福祉協議会において、被災・避難した住民が安定的な日常生活を営めるよう、巡回訪問による見守り相談支援活動を行うスタッフ



生活支援相談の見守り活動の様子

生活支援相談員の活動から 見えた被災者の避難状況

2011年8月、13名体制で活動を開始した南相馬市社会福祉協議会(以下:南相馬市社協)の生活支援相談員(以下:相談員)。当初は、全戸訪問を行い傾聴や被災者の思いに共感することから始め、そこで挙がってきた問題や課題を専門職へとつなぐ役割を担いました。

訪問がスタートした当初は、社協や相談員の認知度が低く、「あんたたちは誰なんだ?」と追い返されたり、「何しにきたんだ」と罵声(ののしり)を浴びせられることもしばしば。国や市に対する不満を受け止めなければならぬこともありました。特に仮設住宅は1Kの間取りに2人入居など、窮屈な生活に



統括の西千晶さん



統括の館内咲子さん

加え、家族を亡くしたり家が流されたりと大変な状況の中、気が休まる時がない、隣の家族のちょっとした生活音が気に障るなど、日々のストレスのほけ口になることもあったと言います。「被災者の方たちは大変な思いをしている。怒鳴られるのも仕事のうちと思ひ、じっくりと信頼関係を構築していきました」と話すのは統括の館内咲子さん。相談員の役割について説明し、根気強く訪問することで被災者との信頼関係を少しずつ築いていきました。

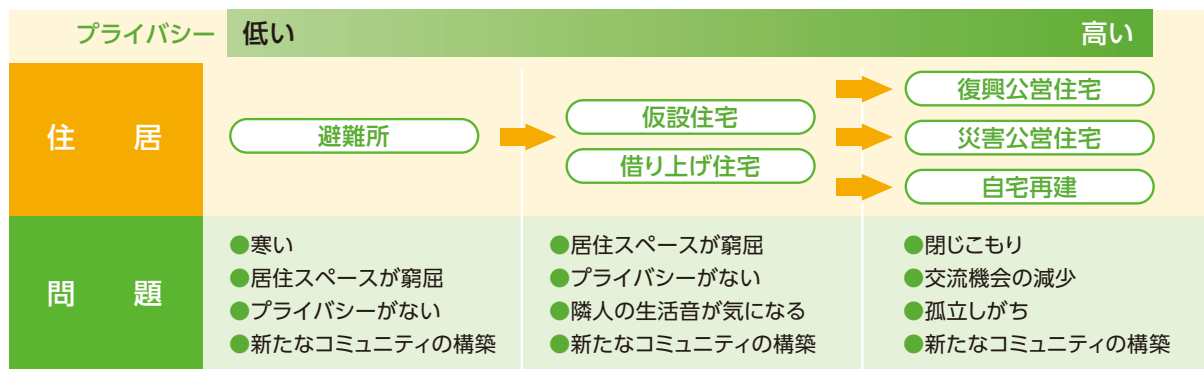
仮設住宅には、福島県から派遣された全戸の見回りを行う絆職員も配置されていたほか、市の保健師も活動していたので、訪問日が重複しないように情報を共有し、効率よい支援を行いま

した。その後、借り上げ住宅(みなし仮設住宅)の訪問も始まり、訪問の必要性など状況に応じて見守り活動を行いました。信頼関係の深まりとともにさまざまな相談を受けるようになり、困り事や支援ニーズを把握し関係機関と連携しながら支援を行ってきました。「必要とされている限り活動を続けて、被災者の方全員が普通の生活に戻るまで相談員であり続けたい」と統括の西千晶さんは話します。

「コミュニティづくり支援の 必要性」

避難所から仮設住宅、災害・復興公営住宅、住宅再建と居住環境が変化するとともに、被災者が抱える課題も変わってきていることを、日頃活動する相談員は感じています。例えば長屋づくりの仮設住宅では、プライバシーが守られないなどの問題がありました。が、一歩外に出れば誰かが居て顔を合わせる機会も多く、被災者支援関係者やボランティアの支援も数多くあり、手厚くコミュニティが醸成されていました。一方で、災害・復興公営住宅に移った方はプライバシーは守られたものの、地域のこと

図2 住居環境の変化に伴い発生する問題



「コミュニティづくり支援の主な取組み

●地域福祉懇談会への参加

隣の人が誰かも分からないため、一歩も部屋から出ることなく他者との交流が極端に減った人もいました。「仮設の方がよかった」「仮設に戻りたい」という声が聞かれたりするなど、住居環境が良くなっても、コミュニティがバラバラになり人間的な関係性や結びつきを失い、社会的に孤立する人が多くなってきたことが分かってきました。

「一見生活が落ち着いてるように見え、復興していると思われるかもしれませんが、8年経っても途中経過でしかないことを実感しています」と西さん。「仮設住宅を出ても次のステップに進んだだけで災害・復興公営住宅も住宅を再建したり帰還するための仮の住まいと考える方が未だ多く、これからの生活に悩んでいる人がほとんどです」と館内さん。災害・復興公営住宅に入った、住宅再建をしたから終わりではないと被災者と直に接する相談員はひしひしと感じています。

南相馬市社協が目指す地域福祉の基本は「人と人、人と地域のつながり」です。そのため新しい環境に馴染めず孤独に暮らす被災者の状況を知り、被災者が安定した日常生活を送るために、社協が何らかの仕掛けを行いコミュニティづくりをする必要性を強く感じるようになりました。



地域福祉懇談会の様子

南相馬市社協が平成28年度から実施している懇談会は、市内7カ所の地域で南相馬市社協の会長・役職員をはじめ、南相馬市の職員、相談員も参加して地域の問題を地域住民と一緒に考える会です。

昨年7月に開催した懇談会には延べ258名の住民が参加しました。そこで、地域の課題解決または地域福祉活動推進のための必要な取組みについて話し合いをしました。この懇談会で話し合ったことに関しては、今後の活動指針とするべく社協で策定している「地域福祉活動計画」に盛り込んでいきます。

●民生委員・児童委員の定例会へ出席

民生委員・児童委員との連携は、相談員が活動を行う上でとても重要です。そのため各地区ごとに行っている民生委員・児童委員の定例会に、最低でも年に2回は参加し、相談員の活動を理解してもらうとともに、互いの情報交換も行っています。



定例会の様子

●避難者生活支援

コーディネーターを配置

相談員が被災者のニーズを把握して、少しでも問題解決へと結びつけるため、コーディネーターを配置し、地域の関係機関と連携しながら、情報発信や交流の場づくりを行っています。

●市の保健師と同行訪問

市の保健師と同行訪問をして、被災者の個別の状況、課題を共有し合っています。

●男のつどいを開催

サロンへの男性参加者が少ないことから、男性の集まる機会を増やそうと、民生委員・児童委員や老人会メンバーに協力を得て住民参加型で年に2回、男のつどいを実施。物づくりやゲームなどを行っており、定員を超え、応募があるなど好評を博しています。



しめ飾りづくりなどさまざまなイベントを実施

●被災者自立に向けた中期ビジョンの評価

仮設住宅・借り上げ住宅（みなし仮設住宅）・災害公営住宅で避難生活を続けている被災者を対象に、自立促進についての中期的な方針をまとめました。その中期ビジョンの成果や効果などの評価を行い、被災者の現状を踏まえた今後の施策や取組みについて話し合いました。



るコミュニティづくりの支援については、すぐに結果や効果が見えてくるものではないかもしれません。そのためこれから活動の見直しを

「人と人とのつながり」です。しかし被災地は人と人とのつながりが分断され、地域そのものがなくなってしまうとも言える状況です。そのため新たな地域づくりをどうしていくのが私たちの課題であり仕事であると思っています。現在行っているコミュニティ

地域福祉は人と人とのつながりでできている

しながら継続していききたいと思っています。

この8年の活動で、相談員は被災者とのコミュニケーションや関係性、関との連携もうまく図れてきており、専門職へのつながりもスムーズになっています。そうした連携を活かして、今後はアウトリーチ型の社協を目指していきたいと思っています。また、昨今、地域の結びつきや人間関係が希薄になっているのも事実です。小さい頃からの福祉教育も今後は大切になってくるのではないかと考えています。そのため、みんなで支え合う地域福祉を学校関係の福祉教育の中で学ぶ、出前講座を行うなどして積極的に担っていきたいと考えています。

※援助が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人々に対して積極的に働きかけ、支援の実現を目指すこと

南相馬市社協が目指す

今後のコミュニティづくりの支援や取組みについて伺いました



南相馬市社会福祉協議会
生活支援相談室
室長
黒木 洋子さん

コミュニティ構築の後方支援をしていきたい

安心・安全に暮らせるまちというのはコミュニティがしっかりしているところだと考えています。地域住民による見守りや声かけができて初めて安心して暮らせる場所だと言えますし、コミュニティができれば地域づくりができます。よりよい地域づくりができれば、自分たちの地域は自分たちで守っていこうという意識が生まれます。そうした地域のコミュニティを少しでも多くつくっていけるような後方支援を行い、地域福祉活動計画に盛り込みながら実践していきたいと考えています。

地域福祉懇談会を開催することで地域全体の課題や、相談員の活動から被災者の課題が明確になってきました。課題が明確になっているということは取り組みやすいということでもあると思います。また他市町村からの避難者も暮らしていますので、避難元社協と連携をしながらのコミュニティづくりも今後の目標になってくると思います。

被災者が抱える問題は時間と共に変化しており、解決の糸口が見えない問題も未だ多くあります。新しい土地

で生活を始めたものの、周囲と馴染まず、以前の暮らしの方が良かったといった声も聞かれます。こうした被災者の胸の内を理解しつつ、現状と向き合って背中をそっと押してあげるような支援がいま求められています。



生活支援相談室主催の被災者支援事業「にじいろ交遊会」の様子



復興公営住宅の住民交流会で健康体操をしている様子。避難先・避難元社協の相談員も参加しました



住み慣れた地域で健康で 安心した生活を

～飯館村社協による地域コミュニティ再生の取り組み～

今回の ポイント

- 1 飯館村の帰還状況と村が目指す地域コミュニティの姿
- 2 村民による地域サロンの開催と地域コミュニティの再生
- 3 「地域お助け合い事業」で広がる助け合いの輪



飯館村社会福祉協議会
事務局長
あべみつお
安部光夫さん

福島県の浜通り北部に位置する、豊かな自然に恵まれた飯館村。子どもたちの元気な声が響き、一人ひとりがイキキと暮らしていたこの村で、村民はまでい※ライフをスローガンに、支え合いながら心豊かな生活を営んできました。しかし、東日本大震災による原発事故の影響で計画的避難区域に指定され、約6,200人の村民は県内外に全村避難を余儀なくされました。

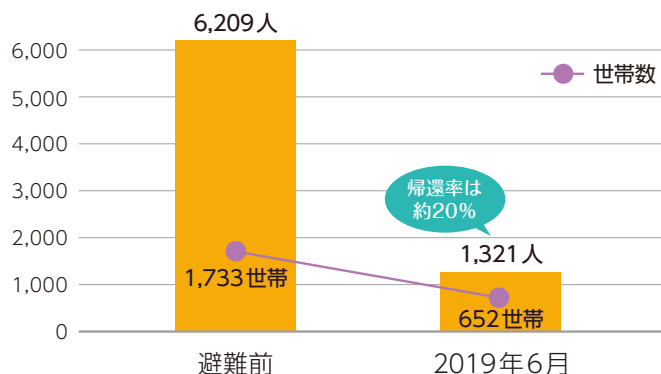
震災から6年が過ぎた2017年3月末、一部の帰還困難区域を除いて避難指示解除となり、待望の帰村が実現。昨年4月に小中学校が再開し、今年3月には仮設住宅等の無償提供が終了して村に戻る人も増えていますが、6月現在の村内居住者は1,321人と帰還率は20%ほどに留まり、その約60%は65歳以上の高齢者

つながり、支え合いながら
「までいライフ」を再生する

です。かつての飯館村は三世代同居が多く、家族や隣近所で助け合うコミュニティが機能していました。しかし現在は、「どこで買える物」などの生活に必要な情報をなかなか得ることができなかつたり、車の運転ができないため通院や買い物に行くのも困るなど、帰村した高齢者が自立した日

飯館村の行政区と 住民の状況

飯館村は
20の行政区に
わかれています



常生活を送るための様々な問題が見えてきました」と、社会福祉法人飯館村社会福祉協議会・事務局長の安部光夫さんは言います。

※までい／「手間ひまを惜しまず」「丁寧に」「時間をかけて」「じっくり」といった心が込められた、古くから村民が使ってきた言葉



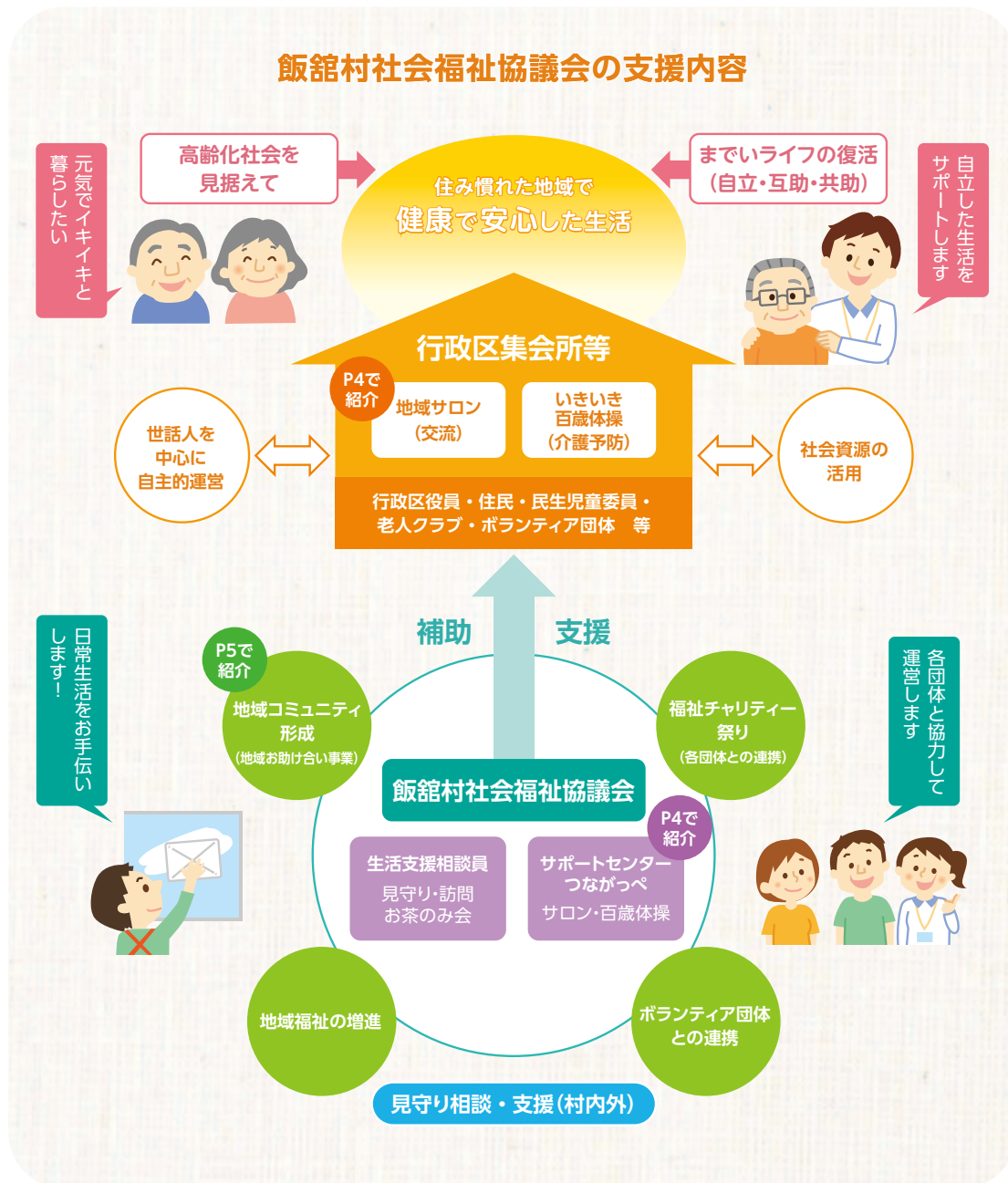
住み慣れた地域で健康で安心した生活を

村民のニーズや課題をもとに
必要な支援を見つけ出す

避難指示解除に伴い、村が進める「いたて までいな復興計画」では、人と人のつながりや、新たなコミュニティをつくることが基本方針に盛り込まれるなど、コミュニティの形成が、村再生のための大きな役割に位置付けられています。飯館村社協でも、村と共に村内の地域コミュニティづくりに取り組んでおり、これまでの活動で見えてきた住民のニーズや村が抱えている課題をもとに、サロンや地域お助け合い事業などを行っています。

特に今年度は各行政区でのサロンを支援し、百歳体操の普及や、コミュニティ形成事業（地域お助け合い事業）とも連動させながら、行政区役員や住民、民生委員・児童委員、老人クラブ等の皆さんと連携し、お互いに支え合うコミュニティづくりを重点的に支援しています。

今後高齢化が一層進む中、住み慣れた地域で安心した生活を送るために、一人ひとりが自立し、支え合いながら、までいライフを復活させる取り組みを始めています。



身近な地域にあることで 誰でも気軽に集える場所にしたい

『おかえりなさいお茶のみ会』が
村民の交流促進の足がかりに

避難指示解除になって社協がまず行ったのは、生活支援相談員が帰村した方々を訪問して、村で生活する上で困りごとや不安など、村民の声を聞くことでした。すると「誰が戻っているのか分からない」「近所に誰もいなくてさみしい」という声が多く上がったこと



大勢の人が参加した第1回「おかえりなさいお茶のみ会」

からまずは村民に集まってもらい、懐かしい人に会える場を作ろうと「おかえりなさいお茶のみ会」を企画しました。

帰村開始から間もない2017年5月11日に開催したこの会には、ボランティアを含めて60人ほどが参加し、交流を深めることができました。村民の反響は大きく、その後8月まで月2回開催され、9月からは、社協が村から運営を委託され開設した「サポートセンター つながっぺ」(以下、つながっぺ)で継続されることに。村民の日常的な交流の場となるよう毎日開催しています。

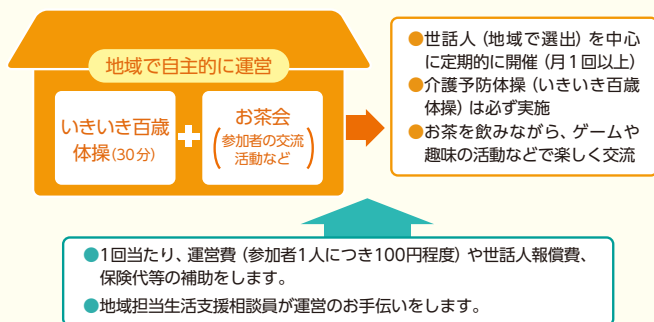
『つながっぺ』では介護予防のための百歳体操を行ったり、レクリエーションを楽しんだり、地域の人たちが顔を合わせて交流することで、避難前にはなかった新たなつながりもできています。帰村した村民からは、つながっぺのおかげでみんなに会えるのが楽しい、待ち遠しい「活動を通して生きがいややりがいを感じ、帰ってきてよかった」という声も聞かれるようになりました。

地域のサロンを増やし より身近に集える場所を

帰村者が増えるにつれ『つながっぺ』だけでは利用者への対応が難しくなってきたこと、今以上に身近な場所で気軽に交流できるよう、各地域でのサロン開設も進めています。

今年度は、社協がサロン活動のすべてを準備するのではなく、地域の有志や『つながっぺ』の利用者などが世話人

飯館村社協が提案する地域サロンの内容



一緒に料理を作り話もはずみず



必ず行っている百歳体操

となり、その人たちを中心として、自分たちで交流活動を企画・実践してみようと提案しています。

現在は、臼石地区と前田地区、飯桶町地区、大倉地区の計4カ所で、それぞれの地域の特徴を活かした活動が行われています。先日前田地区で開かれたサロンでは、地区住民が一緒に料理



住み慣れた地域で健康で安心した生活を



つながっぺでの活動の様子。鯉のぼりのタペストリーを制作しました

開館時間／10:00～15:00 休館日／土日・祝日
TEL 0244-26-5207

飯館村サポートセンター つながっぺ

を作って食べたり、百歳体操をして交流を深めました。

「地域サロンは、参加者が何人でもいい、何をやるでもいいという、自由なスタンスで勧めています。こうした取組みを広く紹介し、他の地区と共有することも重要です」と安部さん。『つながっぺ』や地域サロンでの活動を契機に以前のような地域でのコミュニティが再生し、村民が互いにどう支え合うことができるかが、高齢者が地域で安心して生活するためのポイントとなると話していました。

人と人をつなぐことで 高齢者も安心して暮らせる村に

日常生活支援事業（地域お助け合い事業）

日常生活での困りごとを 村民同士で助け合う

また、帰村した村民からは、買い物や通院に加え、個人宅の草刈りや除雪も高齢者にとっては大きな負担という声もありました。避難前のように頼れる隣近所や若い人が少ないため、手を貸し合うことが難しくなっていることを受け、社協では、日常生活支援事業（地域お助け合い事業）を行っています。

これは、高齢者などが日常生活で困っていることを助け合う仕組みで、社協が利用者と支援者をつなぐ役目を担っています。利用者は1回当たり300円を支払い、社協はサービスを提供してくれる支援者に実費を支払いますが、ボランティアとしての活動が基本です。

現在は利用者が46名、サービス提供者が18名。若い世代の帰村が進まない中で提供者を増やすために、社

協から地域で対応してくれそうな人に働きかけることもあるそうです。「除雪」に活用できる機具を持っているなど、村内にはいろんな形で支援ができる人がいて、その人と利用者をつなぐのが社協の役割。地域での目配りができると、自然と「コミュニティも再構築されていくでしょう」と、安

部さんは村民の力に期待を寄せています。

帰村した村民が、これからも住み慣れた地域で健康で安心した生活を送っていくためには、村民同士が地域で支え合っていくような地域「コミュニティ」の再生が不可欠です。サロン活動や地域お助け合い事業も住民のニーズから出てきた取組みですが、社協としては様々な場面で住民の意見を聞きながら、村や民生委員・児童委員、ボランティア団体など、地域で中心的な役割を担う方たちと連携し、村民の主体的な活動につなげていくことが大切になってくると考えています。

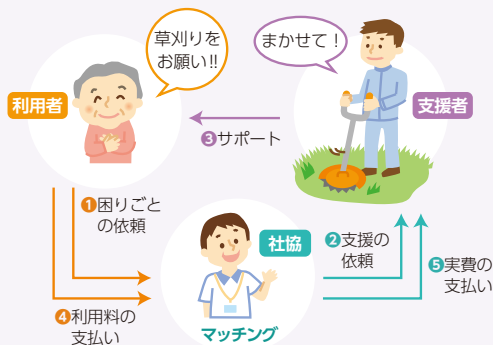
日常生活支援事業 （地域お助け合い事業）

高齢者などを対象に軽易な日常生活の援助により自立した生活が送れるようサポートすると共に、地域住民などがサービスの担い手となることにより、地域福祉の向上に役立てることを目的としています。

【利用対象者】 65歳以上で一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居高齢者、身体に障がいのある方

【主な内容：利用料】 1回300円

- 病院や役場、金融機関、買い物、お茶のみ会等への送迎
- 家の内外の片付け
- 窓ふきなどの軽作業
- 草刈り
- 雪かき
- など





台風19号における原発避難者と地域住民の助け合い

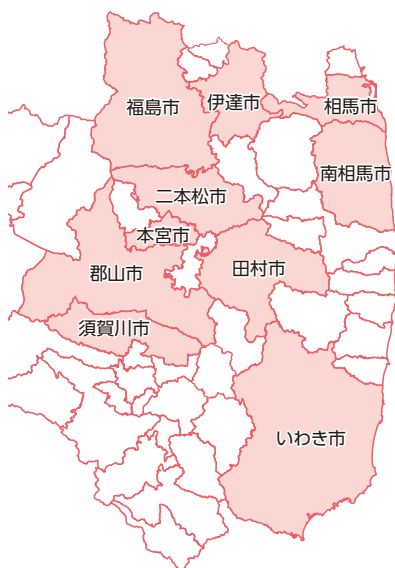
—避難先での防災と避難活動—



今回のポイント

- 1 台風19号発生時に、復興公営住宅集会所が避難所として機能
- 2 日常的な交流が、もしもの時に「共助」できる関係につながる
- 3 防災活動が地域コミュニティづくりのきっかけになる

●原発事故の避難者が水害で被災した自治体



東日本大震災による原発事故の影響で県内に避難されている方は、台風19号で甚大な被害が出たいわき市や郡山市などに多く、いわき市の245世帯や郡山市の30世帯をはじめ、少

全国で自然災害が頻発した昨年は、10月12日の台風19号と10月25日に発生した豪雨により、各地で大きな被害が発生しました。福島県内では死者32人、重軽傷者59人を数え、家屋の全壊1482棟、半壊12514棟、床上・床下浸水1605棟など、大きな被害をもたらしました。福島県災害対策課「令和元年台風19号等による被害状況即報 第84報」／令和元年2月25日現在。

台風19号などの災害で
原発避難者が「三重被災」

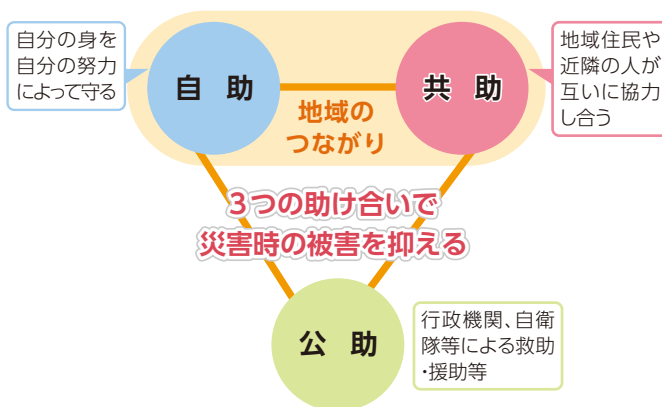
なくとも314世帯が避難先で再び被災しました。

地域社会でのつながりが
いざという時の力になる

こういった大規模災害が発生した際には、国や県、市町村の対応による「公助」の他に、自分の身を自分の努力によって守る「自助」、普段から顔を合わせている地域や近隣の人同士が助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。普段できていないことを災害時に行うことは困難なため、自分のまわりの危険な箇所を知っておく、近所づきあいや声を掛け合うなど、日頃からの地域とのつながりや心配りが、いざという時に力を発揮します。

しかし、津波や原発事故でふるさとを離れ避難している方は、初めて暮らす土地での生活になかなか馴染めなかったり、地域の人とどう関わっていくのか分からなかったりと、日頃からの住民同士

のつながりが課題となっています。今回の台風19号において、いわき市内郷にある復興公営住宅・県営宮沢団地（以下、宮沢団地）では入居以来培ってきた地域のコミュニティ力を発揮し、集会所が地域住民の避難所として機能しました。宮沢団地のコミュニティ形成支援に携わったのは、NPO法人みんぷく（以下、みんぷく）です。次ページより、避難者の住まう宮沢団地と地域住民とのコミュニティづくりの取り組みをご紹介します。





台風19号における原発避難者と地域住民の助け合い

インタビュー

台風19号発生時、宮沢団地自治会ではどのような対応を行ったかお聞きしました。



県営宮沢団地自治会（いわき市）会長
し が ふみきよ
志賀 文清さん



NPO法人みんなく
スーパーバイザー
たかなし こうじ
高梨 幸司さん

※福島県からの委託で、2014年から復興
公営住宅のコミュニティ形成を支援

—台風19号の際の、宮沢団地自治会の対応について教えてください。

志賀 まずはお入居者向けに注意喚起のチラシを全戸配布し、停電や断水に対する準備や、強風で物が飛ばないような対応の呼びかけをしました。宮沢団地は高台にあるため、直接的な浸水被害はありませんでしたが、地区の南北に宮川と新川という2つの川があり、宮沢団地より低い周辺の地域では、以前から度々浸水被害がありました。

集会所に飲料水などを準備し、避難所として活用していただいた



う要望が出ていました。万一の際には、団地の住民と地域の方が互いに支え合えるように、話し合う機会をつくり口頃から交流することが不可欠と、団地の皆さんにも伝えていました。そういった交流があったからこそ、今回実際に避難所として活用していただけたのだと思います。

—実際に避難されて来た方にどのような支援をされたのですか。

志賀 断水に備えて、集会所内に飲料水やトイレ用の水、毛布などを準備しました。避難者の中には車いすの方もいましたが、民生委員の協力で、安全に避難ができました。4名が集会所に宿泊されたほか、一時的に避難してきた方も10数名いました。

—10月25日にも豪雨があり、再び大きな被害が発生しましたね。

志賀 南北を流れる2つの川が氾濫したため、車が水没しないようにと、20数台の車輛が宮沢団地周辺に移動してきました。集会所を利用して、よいことを知らない人もいたので、雨の中、集会所周辺に駐車した車輛にいる方々に声を掛けて団地駐車場へ移動を促したり、トイレや着替えの場所として使ってくださいとお知らせしました。

高梨 子ども連れの方もいたように、皆さん感謝されていたそうです。普段宮沢団地の住民との交流がない人でも、今回避難所として利用したことで、災害があったときに、ここを使っていんだということを広めるきっかけになったのではないかと思います。



できたのは、早期に動いたこともそうですが、これまで積み上げてきた関係があり、いい形で動いてきたからだと思います。口頃から顔を合わせていたことで自然と「共助」による活動ができたので、もっと多くの宮沢団地住民や地域の方がさまざまな活動に参加できるような取り組みをしていきたいと思っています。

日常的な交流が、もしもの時の「共助」につながり 防災活動が地域コミュニティづくりのきっかけになる

日常的に交流することで お互いの意思疎通が図れる

宮沢団地は、平成28年6月に入居が始まり、現在は浪江町や双葉町、大熊町、富岡町などから避難している68世帯が暮らしています。今年度、自治会長を務める志賀さんは、「ほとんどこで初めて出会った人なので、コミュニティ作りが一番の課題でした」と話します。

そこに、県の生活拠点コミュニティ形成事業を受託しているみんぶくがサポートに入り、自治会の立ち上げ時に必要な資料作成の手伝いや、宮沢団地で暮らす上で必要なルールのたたき台を提案するなど、入居者同士のコミュニティの基盤づくりを支援しました。

まずは、宮沢団地に隣接する集会所でカラオケ教室や手芸教室を開いたり、バーベキューや芋煮会などイベントを開催し、入居者同士の交流の場を設けました。団地のある内郷宮二区の区長や民生委員があいさつに来てくれ、懇談会を開催してからは、地域の方と

日常的な交流が始まりました。集会所でのカラオケ教室やお茶会に地区の方が参加したり、団地の住民が地区文化祭で手芸作品を出品したり、盆踊りに加わったりと、日頃から顔を合わせられる機会が多くなったことで自然に交流が深まり、気軽に話し合える雰囲気が出てきました。

「団地の住民と地域の方が、お互いの考えを出し合うためにも、協議の場と日常的な交流は不可欠」と高梨さん。集会所を避難所として使用するなど、入居当初から地域の方から出ている要望事項もクリアできたことで、信頼が深まったと話します。

宮沢団地独自の訓練で 住民の防災意識を高める

地域交流をする中で、近年増えている自然災害への備えとして、住民の防災意識の高まりを感じると志賀さん。以前からいわき市が行う地域の防災訓練に宮沢団地の住民から数名が参加していましたが、「高齢者や障がいのある方は住まいから離れた場所での

訓練に参加することが難しいので、昨年から団地内でも独自の訓練を行っています」と話します。

復興公営住宅の自治活動・運営の支援や地域交流支援に加えて、防災意識の醸成支援に力を入れているみんぶくでは、それぞれの団地の環境に合わせた内容で、独自の訓練をサポートしてきました。

宮沢団地においては、昨年9月、23名が参加して栃木県防災館への見学ツアーを実施。地震や大雨などの災害を疑似体験して、防災への意識を新たにしました。その後行った救急知識講習会では、緊急時に自分でも行動できるように、AEDの使い方などを学び、まとめとして行われた活動報告会には、見学ツアーや講習会に参加できなかった方も出席して活発な意見交換が行われ、とても勉強になったという声がありました。

こういった防災活動の積み重ねがあったことで、今回の台風19号と豪雨による災害では地域住民を集会所に受入れるための事前準備ができ、お互いに助け合う「共助」による避難活動を行うことができました。



AEDの使い方などを学んだ救急知識講習会



防災関連事業のまとめとして開かれた「みんなで学ぼう防災・減災！活動報告会」で、防災意識を共有

継続的な活動に組み込み 防災をより身近なものに

防災訓練は必要と分かっているけど、堅いイメージがあつて取組みにくいという声もありますが、「定期的な行事に組み込み年間行事の一つにしていけば、より身近なものになります」と話す高梨さん。防災という誰にでも必要な切



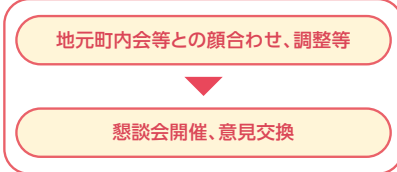
台風19号における原発避難者と地域住民の助け合い

「NPO法人みんなの取組み」 地域と共に暮らせる環境づくりをサポート

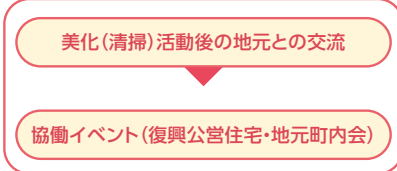
●地域とのコミュニティ形成の進め方



●STEP1 協議



●STEP2 交流



「みんなが復興の主役」をテーマに、支援をする人・必要とする人が知恵を出し合い活動することを目的に、2012年に設立された「みんなの取組み」。現在は復興公営住宅の自治活動・運営の支援や地域交流支援、防災意識醸成支援に力を入れており、いわき拠点ではいわき市内16カ所、広野町1カ所の団地で、住民が主体となったコミュニティ活動を、継続・維持するための取組みを行っています。

地元地域にとけ込むコーディネートを行う際には、復興公営住宅の住民と地域の方で協議の場を設ける必要があります。まずは、顔合わせや懇談会を開き、お互いの意見を聞き、何を求めているのかを知ることから始まります。次に、清掃活動などで交流をはじめ、お祭りなどのイベントを協働で開催します。何かをやって終わりでなく、必要があれば改善しながら、次につながるよう継続的な対話の場を設け、必要な情報を知らずして信頼関係を築くことを大切に支援しています。



宮沢団地の住民と地域の方が一緒に地域の魅力を再発見した「内郷さんぽ」

VOICE

何かあった時に頼れるよう、
顔見知りを作っておくことが大切



「何かあった時には、隣同士で知らせ合うことが大事」と志賀さん

宮沢団地内のイベントに地域の方を招くと、団地の住民だけで仲良くすればいいのではという声が上がることもあると志賀さん。そんな時は「災害などで宮沢団地だけで対応できない時、お世話になるのは地域の人なんだから、日頃から顔を合わせておくことが大事だよ」と話しているそうです。

また、仕事などさまざまな理由でイベントに参加できない人にも定期的に声を掛け、自身に何かあった時のために、顔見知りを作っておく



復興公営住宅・県営宮沢団地

ことが大事だと伝えているといいます。「宮沢団地の1階は高齢者や障がい者向けのバリアフリー仕様のため居室内に非常ボタンがあり、非常ベルの音に気づいた隣の人が救急車を呼んだこともありましたが、これも、普段から交流がないとできないことです」とコミュニティの大切さを話します。

り口が地域とつながるきっかけになるので、それらをどう結びつけていくかがカギになるといいます。また市内一斉清掃には参加するという住民も多いので、それに合わせて訓練を行えば参加率も高まり、これまで地域と交流がなかった世代が地域防災に関心を

持つきっかけになると、志賀さんも期待を寄せています。

将来的には、住民が自治会を自主運営できるようになることが大事と話す高梨さんも、宮沢団地での成功例を参考に、他の復興公営住宅にも展開していきたいと話していました。



今日はお電話で
ご連絡させて
いただきました。

新型コロナウイルス 感染拡大を防ぎながら 見守り支援を続ける 生活支援相談員の取組み



今なお収束の見えない新型コロナウイルス。
今回は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎながらも、
避難者の見守り続けるために活動する生活支援相談員の
取組みをご紹介します。

生活支援相談員とは

東日本大震災と原発事故の避難者支援を行っています。現在は被災した市町村と避難先市町村の22社協に配置。見守り活動やさまざまな相談を受けて関係機関につなぐなど、生活の自立に向けた支援を行っています。

新型コロナウイルス 避難者支援活動への影響

生活支援相談員（以下・相談員）は、戸別訪問による見守り、相談支援とサロンを開催し、避難者間や避難者と地域住民同士の交流を図ってきました。

震災から9年以上経過し、現在、支援の対象者は高齢者や一人暮らしの方も多くなっています。そのため、高齢者が密になりやすく感染リスクの高いサロンは3月上旬から中止の対応がとられました。一方で、訪問活動は可能な限り継続していたものの、県内でも感染が拡大し、支援対象者からも相談員の来訪に不安の声が上がり、4月にはほとんどの社会福祉協議会（以下・社協）で活動を自粛する事態となりました。

しかし、訪問やサロンがなくなったことに加え、家族や友人との交流も少なくなったことで、避難者の孤立が課題となりました。相談員は直接会って話を聞くことに重点を置いてきましたが、支援対象者との接触を極力減らすため、ほぼすべての社協がどうしても訪問の必要な場合を除き、電話での様子伺いに切り替える対応をとりました。

■ 感染拡大を防ぐために

富岡町社協では新型コロナウイルス感染拡大防止のために、3月以降はサロン活動をすべて中止しました。4月には訪問活動も自粛しましたが、協議のうえ支援対象者に電話で様子伺いを実施することにしました。いわき支所の支援対象世帯は1350戸ほど。10名の相談員で1日100件ほどの電話かけを行い、3回かけても出ない場合は、安否確認のため訪問をするようにしています。

話をお聞きしたのは…

いわき支所
支所長 兼
業務係長
いづみ ひとやす
穴倉 秀和さん



Pick Up!

富岡町社会福祉協議会の取組み



相談員から電話がかかってくることを知らせるため、チラシを作って配布しました

電話での様子伺いをして
気付いたこと



良かった点

- 不在がちで会えなかった方とも連絡をとることができ、様子を知ることができた
- 家族の悩み、健康の不安など、いつもより話をしてくれる方がいた

困った点

- 表情が見えず、健康状態を知ることができない、生活状況を把握しにくい
- 1分くらいで電話を切ってしまう方がいて、元気がどうか判断がつかない

今後活かしていきたいこと

- 「これからは電話で良いよ」という声も聞かれたように、個々の支援対象者の状況にあわせ、支援の方法等を適切に変化させていきたい



「毎日どのように過ごしていますか？」など、電話ではなるべく生活の状況が分かるような質問をしていました

主任生活支援相談員
鈴木 直子さん

活動を継続するためには、まず私たちがしっかり消毒をするなど、感染対策をきちんと行うことが大事だと思っています

避難者支援コーディネーター
馬目 美香子さん



手作りのデスクパーテーションを置いています



使った車両はその都度、必ず消毒をしています

■ 現在の活動について

6月からは活動を徐々に再開しているものの、訪問の際にはマスクを付けて距離を保って話したり、サロンでは人数を制限し、密にならない対策をしているといいます。

活動再開後は、訪問を中心に行っていますが、今後懸念される第2波、第3波のことを考えると、今回電話での様子伺いで気付いた点をうまく取り入れながら活動していきたいと話す穴倉さん。より充実した見守り活動を目指して、この経験を活かしていきたいと気持ちを新たにしています。

〈 取組みの実例 〉

電話で確認ができない場合

家族や知人を通じた
安否確認



メッセージを
郵便受けに投入



地域包括支援センターに
訪問を依頼



復興公営住宅の自治会会長に
見守りを依頼、定期的に電話
による見守り情報を集約



玄関先での短時間の訪問



戸外からの声かけ



生活状況の確認

(郵便物が溜まっていないか、
カーテンは閉めっぱなしではないか、
電気は点いているか等)



活動の自粛に伴う
県内社協のさまざまな取組み

従来の訪問活動が行えない中、各市町村社協では支援対象者に電話での様子伺いを実施し、関係機関とも連携を図りながら支援にあたりました。その具体的な取組みの内容をご紹介します。

郵送による新型コロナ
ウイルス感染症の
情報を提供



手作りのマスクを作って
地域に貢献！

活動の自粛に伴い、いくつかの市町村社協では、地域に貢献したいという思いから、マスクづくりを行いました。川内村社協では相談員間でマスクを作ろうとの声があり、5名の相談員により約90枚のマスクが製作されました。生地は村民から提供されたものを使用しましたが、ガーゼやゴムは入手難だったとか。完成したマスクは配食サービスを利用して村民に配布され大変喜ばれました。

ゴムは
ストッキングを
切って代用
しました



生活支援相談員の今後の活動について



会津大学
短期大学部
幼児教育学科
准教授
木村 淳也さん

Some
Advice

今ある不安に向き合うことで 避難者支援の新しい形が 見えてくる

相談員向けの研修の講師をするなどアドバイザー的に関わり、現場にも同行訪問をするなど、相談員の活動への指導をいただいている木村先生に、コロナ禍での避難者支援について話を伺いました。

Q.新型コロナウイルスの影響で 訪問活動やサロン活動ができない 相談員の状況を見て、 どう感じましたか？

相談員に限らず他のソーシャルワーカーの分野の人たちも、自分の支援役割を果たせないことに対する不安とともに、何かしなければという気持ちが強くなっている印象を受けました。コロナ禍で今までの支援が行えず、電話での様子伺いを実施したところ「これからは電話で良いよ」と言ってくれた方がいたように、今は自身の活動を見直す時間であり、変化が求められるタイミングだと視点を変えてみても良いのかなと思っています。

Q.初めての事態に不安を抱く相談員も いましたが、こういった心構えが 必要ですか？

初めての事態で立ち止まったり不安を抱いたり、今まで悩まなかったことで悩んだりすることは、本当はとても大事なことです。しかし、一人で悩みを抱えるのではなく、みんなで話をすることが大切です。不安にちゃんと向き合うことで、支援者としてあるべき姿を自身で切り開いていってほしいと思います。

Q.電話対応に慣れずに不安を抱く 相談員もいますが、アドバイスが あればお願いします。

電話相談の対応になると、訪問のときとはまた別の視点や技術が必要になってくると思います。電話相談を専門で行っている専門家の方や、そうしたノウハウを持っている人たちにアドバイスを受けるのも一つかもしれません。これまでと違う新たな社会資源との出会いや関係づくりも今後は求められてくるのではないかと感じています。

相談員へメッセージ

避難者にとっては自分を気に掛けてくれる人がいるということはすごく力になることだと思います。相談員の方がこれまで積み上げてきたものは、この数カ月で崩れてしまうようなものではないはずです。もっと自分たちが築いてきたものに自信を持ってほしいと思います。そしてこれからは、この状況下だからこそ見えた新たな気づきを自身の糧にして、より一層活躍していってくれることを期待しています。



震災から10年の変化と新たな支援の取組み

東日本大震災の発生から10年が経過しました。復興が進む一方で、避難先での生活に課題を抱えている方も多く、現在も継続的な支援が行われています。

今回はこの10年で変化してきた避難状況と、孤立防止のために関係機関が連携した見守り強化の取組みについてご紹介いたします。



図1 避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

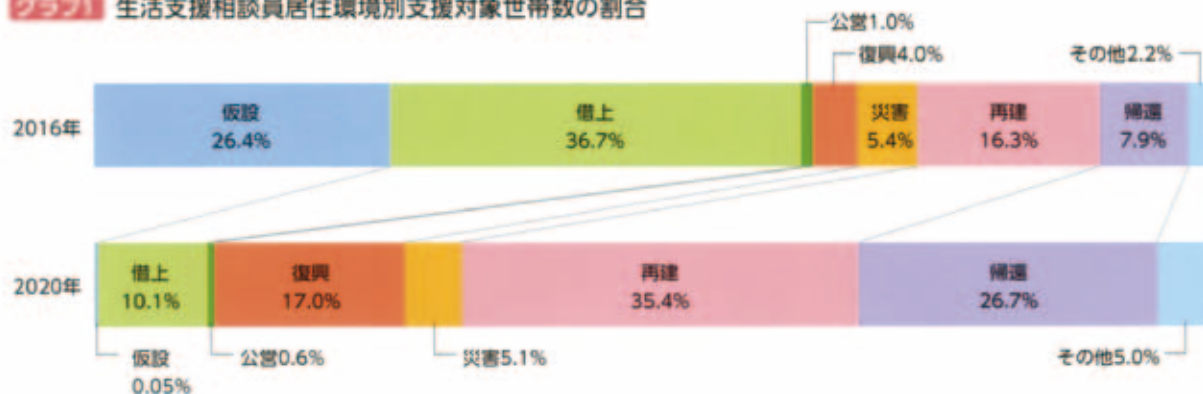


福島県では、震災と原発事故の影響で約16万人が県内外に避難(平成24年5月時点)していましたが、その後、避難指示の解除が進み、現在は図1のように避難区域が変化しています。ふるさとへの帰還が少しずつ可能になっていますが、令和2年12月現在でも帰還率は3割程度にとどまり、今なお多くの人が避難先での生活を継続しています。

県内における避難状況と居住環境の変化について

避難指示が解除されると、仮設住宅や借り上げ住宅の無償供与も徐々に終了します。現在の避難者の住まいは「**ファミリー**」にあるように、復興公営住宅や、避難先で再建した住宅の割合が増えていることがわかります。震災から10年が経過し、避難者の住環境が大きく変化するとともに、世帯分離や、配偶者を亡くした方も多く、復興公営住宅は、独居の高齢者や高齢者のみの世帯割合が高い傾向にあります。

グラフ1 生活支援相談員居住環境別支援対象世帯数の割合



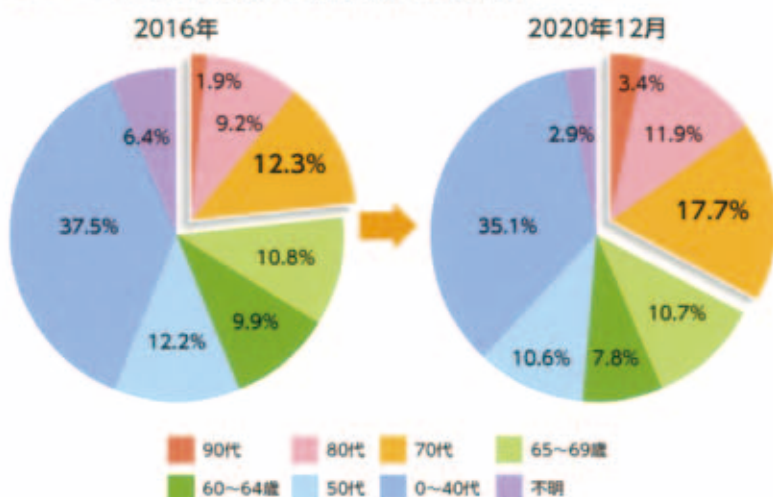
「復興」は4倍以上、「帰還」は3倍以上に増加、新しいコミュニティの希薄化が大きな課題となっています。



震災・原発事故から10年が経過し、避難者の高齢化も進んでいます。支援対象も70代が最も増加しており、健康面や介護、金銭面での困窮や孤立などの生活課題が顕著に

支援対象者の変化を
早期にキャッチするために

グラフ2 生活支援相談員支援対象者年代別割合



70代の割合が特に増えているのは、帰還による世帯分離などで生活環境が変わったことに起因すると推定されています

なっています。また、避難先で新たな人間関係を築きにくい方も多く、近隣との付き合いが希薄なため、周囲が異変に気づきにくかったり、昨年はコロナ禍でサロンやイベントなどの交流機会も減少し、家にこもりがちになるという問題も出てきています。支援にあたる生活支援相談員も、

福島県内に広域的に避難する住民を訪問しているため、訪問回数に限られ、高齢の支援対象者の体調や生活の変化を早期に発見しにくいというもどかしさを抱えています。そこで、早期発見につなげるにはどうすればいいかという課題への対応として、今住んでいる地域に着目し、避難者に対し住民同士の日常的な見守りの必要性について理解を促すことや、支援者同士が連携することで日常的な見守りの目を増やそうという取組みが始まっています。

今後は、日常的な見守りの強化による個別相談支援と地域住民との交流等の地域支援の両輪で、避難先で安心した生活を営めるような支援をしていくことが大切です。

次ページでは、南相馬市といわき市で今年度から行われている取組み事例についてご紹介いたします。

コロナ禍などで家にこもりがちな高齢者の生活の変化を早期に気づくことが大切



復興公営住宅における見守り支援のこれから

復興公営住宅の入居者と支援の現状

復興公営住宅は県営の災害公営住宅です。福島第一原発の事故で避難をした方の入居を目的に、県内各地に約5000戸が整備されました。復興公営住宅には、避難指示区域に指定された複数の市町村から避難した方々が入居しています。

現在も多くの機関が支援活動を行っており、その一つである生活支援相談員は各市町村社協に配置されているので、避難元社協は自市町村民民に対し定期的な訪問支援をしています。しかし、前ページで説明した通り、避難者の高齢化などの課題が顕著になり、より多くの見守りの目を必要とする状況です。そこで支援の充実を図るため、関係機関が新たな連携のあり方の模索を始めています。

事例1

南相馬市の復興公営住宅

基本情報

復興公営住宅の数 5か所

約900戸

取組みの目的

- 住民の諸問題への早期発見をする
- 従来通りの見守り活動が行えない時の対策

取組み①

復興公営住宅の住民との連携

これまで復興公営住宅に関わる複数の市町村社協や関係機関が参加する会議を開催し、支援者間の情報共有や支援策の検討等を行ってきました。今までの会議に加え、昨年11月、復興公営住宅の住民代表である代表管理人を交え開催した意見交換会は、顔の見える関係づくりになるとともに、関係機関の支援内容や、住民の孤立防止・住民相互の見守りの重要性を知っていただく機会にもなりました。



意見交換会参加者の声

代表管理人(住民)の声

- 代表管理人が困ったときには、支援機関に相談すれば良いということが分かり安心した
- 大規模な災害に備えて、連携支援の実例を残していかなければならないと思った
- 代表管理人として重責を感じていたが、気が楽になった

関係機関の声

- 問題点や支援の仕方など共通認識が図れた
- 代表管理人の責任の重さや思いを知ることができた

今回の会議を経て、復興公営住宅の代表管理人は毎年変わってしまうので、必要に応じてこうした機会を設けて共通認識を図っていくこととしました。

これからの支援について

南相馬市社協 生活支援相談室長 黒木洋子さん

復興公営住宅に入居している方のことを地域の人に知ってもらうような働きかけや、地域住民の理解協力を得られるよう、民生委員・児童委員の定例会や各種会議等で被災

者の現状について情報提供しています。今後は復興公営住宅の住民と地域住民が互に見えるような形をつくる取組みが必要になってくると考えています。

取組み② 避難先社協との連携

市町村社協の相談員は定期的に復興公営住宅を訪問していますが、次の訪問まで期間が空いてしまうことや、昨年は新型コロナウイルスの影響で訪問ができなくなったことに不安を感じていました。そのため、南相馬市社協の相談員が訪問活動をする際に、他市町村の方のポストの確認をする等、見守り支援の協力体制を整えるための協議をはじめました。

連携の第一歩として年末年始に、南相馬市の復興公営住宅全戸に「生活支援相談員が不在の間に何かあれば、住宅管理室が設置しているコールセンターに連絡してください」というお知らせのチラシをポストに貼りました。そのチラシにはコールセンターの連絡先のほかに、南相馬市社協の生活支援相談員の連絡先を記載し、他市町村の方であっても対応できることを明記しました。今後もしこうした避難先社協と避難元社協とのつながりを強化していきたいと考えています。

お知らせやメッセージを 郵便受けに投入



生活状況の確認

郵便物が溜まっていないか、
カーテンは閉めっぱなしではないか、
電気は点いているか等



事例2

いわき市の復興公営住宅

基本情報

復興公営住宅の数 17か所
約1700戸

取組みの目的

●訪問時に、他市町村の方の様子を確認するための協力体制づくり

取組み

社協間の情報共有による連携

入居者がいる市町村社協は、定期的に復興公営住宅を回って相談・見守り支援を行ってききましたが、訪問日は限られるため、支援の空白期間に何かあってはという不安がありました。さらに昨年は南相馬市と同様に新型コロナウイルスの影響が生じたことから、今後どのように社協間が連携していけるかを話し合う場が持たれました。

社協間が連携することで、訪問日以外も別の社協の相談員が新聞受けや郵便受けを確認するなど、お互いの支援の空白を埋める形での支援をしています。こういった取組みが始まっています。

福島県では、県内各地で避難者が生活しています。地域によって、避難者の人数や関わる市町村社協、その他の支援機関も異なります。地域の実情に合わせ、関係機関や地域住民が相互に見守る形を理想としながら、まずはできることからやってみよう、見守り支援のより良い形を模索しています。



震災から10年。町民一人ひとりに 寄り添った見守り・地域づくり

～さまざまな立場からみた浪江町の介護・福祉の今とこれから～

平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除された浪江町。今月号では、浪江町の発災からこれまでの生活支援の課題と福祉の現況について見ていきます。



Q 立ち上げ当初の生活支援相談員
の活動を教えてください。

門馬さん 生活支援相談員は、避難所で暮らす人が仮設住宅(以下・仮設)に移行していくことに伴って平成23年8月に配置されました。避難者の個々のニーズに応え、自立を促し、住民同士のつながりをサポートするのが役割です。

石井さん 活動当初、私たちは避難者の情報を何ひとつ持っていなかったの
で、お名前や出身を伺うところから始めました。避難直後はたくさんの方の支援
団体が仮設に入っており、避難者から



主任生活支援員 菊池 康子さん(左)
生活支援相談員 石井 信子さん(中)
生活支援相談員 門馬 幸枝さん(右)

菊池さんは事務職、石井さんは農家、
門馬さんは自営業から生活支援相談員に転職。

浪江町の生活支援相談員の皆さんに、震災から
これまでの活動について話していただきました。

Q 震災から10年が経ち、避難者の
様子に変化はありましたか？

菊池さん 「自立とは何か」を考える毎日
でした。支援をしすぎてしまうと、
相手がいわゆる「支援慣れ」に陥って
しまいますし…。避難先でのサロン
活動も最初はこちらがすべて準備を
していたのですが、回を重ねるうちに
参加者の皆さんが机を出したり、片付
けを手伝ってくれるようになったの
はうれしかったですね。

「なぜ同じこと
何回も話さな
くちやいけな
いの？」と怪訝
な顔をされた
こともありま
した。

菊池さん それ
でも何度か足
を運ぶうちに、避難者の皆さんと打ち
解けていきました。私たちは前職は福
祉職ではないため、福祉をイチから学
びながら支援に当たりました。





石井さん 現在、避難者の皆さんは仮設を出て、復興公営住宅や戸建などに

移転していますが、仮設のときの方が住民の結束力があつたと感じています。仮設は住みにくさもありましたが、外に出れば誰かが声をかけてくれましたから。

門馬さん 避難生活が長期に及んだこともあり、高齢者の一人暮らし、世帯分離が加速しました。これらはマイナスの部分と言えますが、一方で、手芸やゲートボールなど新しい趣味を避難後に始めて、生きがいができたという話もたくさん聞いています。

Q 生活を再建された方からどのような話を聞いていますか？

門馬さん 新しい土地で生活を再建された方でも、訪問すると浪江の話をする方が多く、故郷に対する思いは今も強いのかなと思います。とはいえ、本人が浪江に帰りたいくても、ご家族の中で考え方が異なることもあり、課題は一人ひとり違います。

門馬さん お子さんのいる家庭では、浪江で過ごした年数よりも避難先での生活の方が長いこともあり、成人式は避難先の友人と参加したという話

も聞いています。家族の中でも故郷が違うという長期避難ならではの状況が生まれています。

石井さん 私たちの活動は仮設での絆づくりが主でしたが、現在は避難者の安否確認が中心です。避難先で住宅を再建した方や復興公営住宅に住む方を訪問していますが、地域になじめない方もいます。特に一人暮らしの高齢者は孤立しやすいため見守りが必要だと感じています。

門馬さん 震災から10年が経ちますが、ご家族を亡くされて時間が止まったままの方もいれば、新しい人生を歩み始めている方など、心の復興も様々です。浪江に戻るにしても、新天地で生活を立て直すにしても、新しい絆を作り直さなければなりません。

石井さん 住民の高齢化が進んでいるので、万が一のときに連絡が取れる「お隣さん」を見つけておくことが大事です。私たちの支援はいずれなくなりますから、最後に頼れるのはそこに暮らす住民

同士のコミュニケーションではないでしょうか。

絆を築くために
お隣さんを見つけよう



浪江町 発災からこれまでの主な出来事

- 平成23年** 3月11日 東北地方太平洋沖地震発生
浪江町は震度6の揺れと推定15mを超える津波に襲われる
- 3月12日 浪江町災害対策本部を津島支所に移設
- 3月15日 福島第一原子力発電所から半径20～30km圏内の住民に屋内退避指示
町全域21,000人を超える町民が避難対象に
- 4月22日 福島第一原子力発電所から半径20～30km圏内の屋内避難指示解除、
新たに計画的避難区域および緊急時避難準備区域設定
- 5月23日 浪江町役場二本松事務所を福島県男女共生センター内に移設
- 平成24年** 10月1日 浪江町役場二本松事務所を二本松市平石高田工業団地内に移設
- 平成25年** 4月1日 警戒区域および計画的避難区域が避難指示解除
準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編
- 平成28年** 9月1日～26日 避難指示解除準備区域および
居住制限区域で特例宿泊実施
- 平成29年** 3月31日 避難指示解除準備区域および居住制限区域の
避難指示解除
- 4月1日 浪江町役場の機能の大部分が元の役場本庁舎
に戻る

現在、浪江町の人口は1,628人。帰還困難区域の室原地区、
末森地区、津島地区は、令和5年3月の避難指示解除を目標に
インフラ復旧等の事業を開始



浪江町

浪江町区域再編図(平成25年4月1日)



浪江町社会福祉協議会の 高齢者の見守り活動



生活支援コーディネーター
熊谷 キヨ子さん

主査
池崎 悟さん

みまもり電球で
高齢者の社会的孤立を防止

今年3月時点での浪江町の居住人口は1628人(震災時の人口は21434人)。内訳を見ると、男性は60歳、69歳、女性は70歳、79歳が多くを占め、男女ともに10代が少ない少子高齢化の構造となっています。

「震災時、浪江町民は約7割が県内に避難、残りは県外に避難しました。徐々に人口は戻りつつありますが、帰町者の半数以上は高齢者です」と教えてくれたのは、浪江町社協の池崎さん。現在は浪江町と福島市の事業所を拠点に高齢者の見守り活動を



行っています。

浪江町社協では、NTTコミュニケーションズ(株)、NTTレゾナント(株)の協力で「みまもり電球」を導入。これは、家の玄関やトイレなどに専用の電球を取り付けるだけで、電灯の点灯記録を社協所有のタブレット端末やパソコンに通知できるというもので、現在町内に居住する23世帯に設置されています。

「こうした新しい取り組みに加えて、行政や地域包括支援センター、支援団体、民生委員・児童委員などの連携を密にしながら戸別訪問を進めていきたい」と池崎さん。浪江町な

浪江町 おれんじ カフェ 活動紹介

オレンジカフェ
(認知症カフェ)

認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れるカフェ。地域の住民、介護や医療の専門職なども参加し、気軽に交流を深められることが特徴。



hana cafe
オーナー
晶山 浩美さん

NPO法人
コーヒータイム
橋本 由利子さん

浪江町のおれんじカフェは、帰町者の晶山「夫妻が営む「hana cafe」で開催されています。当日は、認知症の人とそのご家族、支援団体、民生委員・児童委員、浪江町社協などが参加し、楽しいひとときを過ごしました。

夫(80代)がアルツハイマー型認知症という参加者の一人は、「カフェに参加するのは今回で3回目。はじめは少し緊張もありましたが、今では何でも話せるようになりました。自分の体験談を他の参加者にも教えることができるし、専門家に悩みを聞いてもらえるのも助かります」と話します。

障がい者の就労を継続的に支援しているNPO法人コーヒータイム



木の香りに包まれたカフェ。当日は、オーナーの晶山さんから参加者に手作りのパンがふるまわれました。

「ム橋本さんは「こは障がい者健常者という垣根がなく、同じ人間としてのふれあいがあります。認知症に限らず、人と人をつなぎ地域の魅力を発信する場になれば」と期待を寄せています。



震災から10年。町民一人ひとりに寄り添った見守り・地域づくり



サロンの様子。新しいつながりが生まれています。

2025年問題（団塊の世代が全員後期高齢者になることで生じる様々な影響のこと）を前に、国では、医療・介護・住まい・予防・生活支援などを一体的に進めるために、生活支援コーディネーターを各市町村に配置しています。浪江町社協で生活支援コーディネーターを務める熊谷キヨ子さんは、「介護福祉のつなぎ手として地域に入っていくのが生活支援コーディネーターの役割ですが、浪江町の場合、どこに誰が帰っているか分

人と人とのつながりが
よりよい地域をつくっていく

らではと言える高齢者の社会的孤立を未然に防ぐ「人」のネットワークが出来上がりつつあります。

「帰町した方で、旅行に行ってもお土産をあげる相手もないと話していた方がいたのですが、サロンや健康麻雀で仲間ができたおかげで、お土産を買う楽しみができたと話していました。小さなことですが、こうした人と人とのつながりこそ、地域づくりでは大切なこと」と熊谷さんは、町の福祉のこれからを見据えています。

「帰町した方で、旅行に行ってもお土産をあげる相手もないと話していた方がいたのですが、サロンや健康麻雀で仲間ができたおかげで、お土産を買う楽しみができたと話していました。小さなことですが、こうした人と人とのつながりこそ、地域づくりでは大切なこと」と熊谷さんは、町の福祉のこれからを見据えています。



浪江町デマンドタクシー（乗り合いタクシー）。病院や買い物などに利用できます。

「浪江町では、社会福祉協議会と連携しながら、アウトリーチ（支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること）の視点で、介護・福祉の施策を進めています」と話すのは、介護福祉課の影山さん。復興が進む町の福祉資源と人をつなぐキーパーソンの一人として、町が掲げる元気づくりと介護予防の推進をサポートしています。

「浪江町では、社会福祉協議会と連携しながら、アウトリーチ（支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること）の視点で、介護・福祉の施策を進めています」と話すのは、介護福祉課の影山さん。復興が進む町の福祉資源と人をつなぐキーパーソンの一人として、町が掲げる元気づくりと介護予防の推進をサポートしています。

浪江町ならではの
地域包括ケアシステムを整備

インタビュー

浪江町がめざす 介護・福祉の充実



浪江町役場 介護福祉課
主任主査
影山 清志さん

現状を改めて確認・評価し、浪江町の特徴を活かした地域包括ケアシステムの構築に向けて調整を進めています」。

浪江町では令和4年開業に向けて介護関連施設を整備中で、デイサービスの機能や社会福祉協議会、地域包括支援センターが入り、町の福祉の拠点となることが期待されています。

「介護・福祉で一番大切なことは、支えてくれる人の言葉。人となることが人への元気になる。そう信じています」と影山さん。浪江町の「つながり」。その輪はゆるやかに広がっています。



介護関連施設完成イメージ
令和4年開業（予定）



社協間連携で 被災・避難者の 見守りの充実を

～復興公営住宅における見守り支援～

東日本大震災と原発事故から11年が経過し、高齢化が進む復興公営住宅入居者の見守りをさらに強化していくため、社会福祉協議会同士の連携（以下、「社協間連携」）による見守り支援活動が始まりました。今回は、いわき市の復興公営住宅を例として生活支援相談員の見守り支援についてご紹介します。

社協間連携までの流れと背景

今回ご紹介するいわき市は、県内でも被災・避難者が多く、市内17ヶ所に復興公営住宅があり、いわき市を含む県内10市町村の被災・避難者、約1400世帯が居住しています。これまで各社協の生活支援相談員が定期的に自市町村民に対して戸別訪問し、安否確認や相談支援をしていましたが、年々住民の高齢化や独居世帯の増加が進み、住民の孤立が課題となっていました。さらに、近年孤独死が続いて発生したことや、新型コロナウイルスで戸別訪問ができなくなるなどの事態に見舞われたこともあり、1つの社協が単独で見守りをすることに限界を感じる社協が増え、各社協の連携の強化が課題となりました。2020年12月に、いわき市内の復興公営住宅に支援に入っている社協



住民へ配布したチラシ

間で見守り連携の話し合いが始まり、2021年4月、富岡町・大熊町・双葉町・いわき市の4社協で連携した見守り活動がスタートしました。その後、楢葉町と浪江町が加わり、現在は6社協で活動しています。

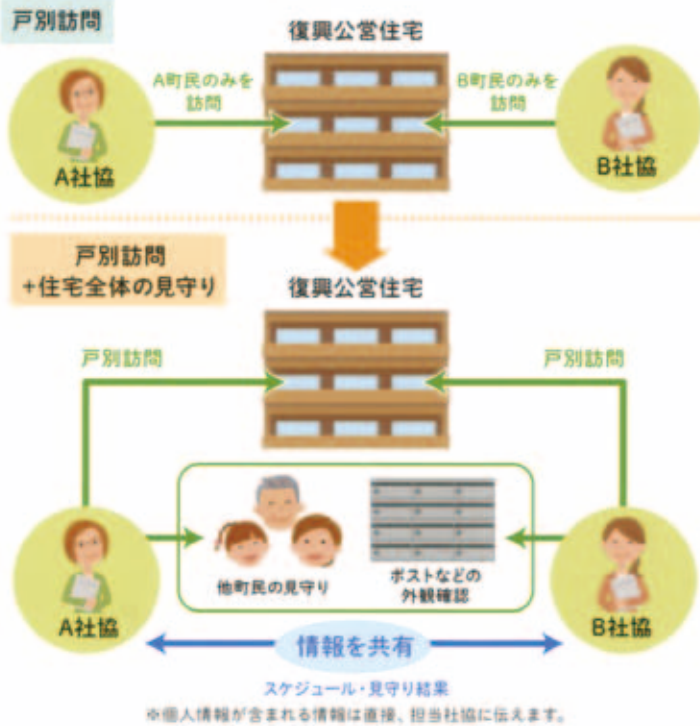
いわき市復興公営住宅における社協間連携の見守り活動

6社協連携で行う見守りの主な活動は、各社協の生活支援相談員が支援対象者宅を訪問する際に、集合ポストや住宅全体の外観を確認して、郵便物が溜まっているなど、異変があればすぐに担当社協に連絡をするというものです。各社協が定期訪問の度にポストを見るようになるので、確認の頻度が高くなります。そうすることで、住民の異変に1日でも早く気づくことを目的としています。

また、活動の際には6社協の生活支援相談員全員が同じ腕章を付けることにしています。復興公営住宅内の異変に気づきやすいのは住民自身のため、担当社協以外の生活支援相談員にも気軽に相談できるようにしました。また、活動を知らせるチラシを配布し、住民への周知も丁寧に行っています。



図1 社協間連携による見守りの変化



6 社協の情報共有にはインターネット上のクラウドを利用しています。各社協の復興公営住宅の訪問スケジュールや集合ポストの確認結果、各ポストの担当社協一覧などを共有しています。生活支援相談員の訪問日が重ならないよう、スケジュールを調整することで、6つの社協がその日

のうちにポストの確認結果を共有でき、より効率的な見守り活動につながっています。さらに毎月1回、6社協と県社協の担当者が集まる会議を実施し、活動の振り返りを行い、改善点や疑問点などを洗い出し意見交換を行うなど、より住民に寄り添った支援につなげています。

連携活動の内容を検討するにあたって、生活支援相談員は戸別訪問で1日に数カ所の復興公営住宅を回るため、新たな見守り活動にあまり時間をかけられないという課題がありました。戸別訪問活動と並行して復興公営住宅全体を見守っていくにはどうしたら良いかを話し合い、集合ポスト全体の外観の異変確認から始めてみることにしました。県社協は全体調整の役割を担い、スケジュールや活動報告を共有するクラウドの管

社協間連携の見守り支援が円滑に進むようなサポートを行っています



福島県社会福祉協議会
避難者生活支援・相談センター
総括生活支援員
清野 哲也さん

6 社協連携の見守り支援に携わってきた
県社協担当者に聞きました



6社協と県社協が集まった会議の様子

理、定例会議の企画・運営などを行っています。会議で出た意見には随時対応しながら、生活支援相談員が円滑な活動を展開できるよう、さまざまなサポートを行っています。

今後は、見守り活動が住民に周知され、住民相互の見守りの必要性についての理解につながってほしいと考えています。また、地域の社会資源とのつながりを持ち、配送業者など復興公営住宅に関わる人たちに連携の輪を広げたいです。

生活支援
相談員の
声

社協間連携による支援の効果と これからの見守り支援

双葉町社会福祉協議会



生活支援相談員 佐藤 敬子さん（左）
阿部 由利江さん（右）

Q 連携した見守り支援の
感想を教えてください

阿部さん…最初は集合ポストの外観確認といっても、チラシがたくさん溜まっていて郵便物が見えないことや、団地によってはポストの外観だけでは投函物が溜まっているか分からないポストの形状もあり、外観の確認だけでは不十分ではないかなど戸惑いもありました。しかし、そうした活動の不明点などは月に一度の会議で話し合い、住民にポストの整理を呼びか



けることや、各市町村の広報誌が投函される日を共有し、ポスト確認の目安にするなど工夫を重ね、少しずつ進めてきました。手探りで始めた連携支援でしたが、住民の方もだんだんとチラシや郵便物等を溜めないように意識してくれるようになり、この見守り活動が住民の意識の変化にもつながっていることを実感することができました。

Q 他社協と連携して
効果的と感じることは
ありますか

佐藤さん…孤独死、体調不良等の直接的な発見はありませんが、双葉町民



長年の活動で住民との信頼関係も築けています

が訪問中の他社協の生活支援相談員に相談したことで双葉町社協に連絡があり関係機関につながることでできたケースがあります。また、他市町村の住民から「こころうさま」と声をかけてもらうことが増えました。他の社協さんでも違う市町村住民から「〇〇さん最近見かけていないね」などの情報提供を受けることがあると聞きました。活動が少しずつ住民の方にも浸透していつていると感じます。さらに、見守り活動が防犯につながっているとの住民の声もありました。見守りというとなかなしなくてはいいけないという思いにとらわれがちですが、復興公営住宅内を私たち生活支援相談員が歩いているということだけでも、1つの見守り活動になっているのかなと思うようになりました。



6 社協共通の腕章

阿部さん…他社協の生活支援相談員との関係も以前より密になっていきます。クラウド上で頻繁に情報共有し、見守りの訪問時に会うと声をかけ合ったり、何かあれば連絡をしたりとコミュニケーションが増えました。また会議では活動の振り返りを行っており、私たちとは支援の視点が違う他社協さんの考えや支援の方法などは、自分たちの活動の参考にもなります。見守り支援の中での悩みや迷いといったことも、同じ思いをしているんだと共感する部分もあり、気持ちの負担が以前よりも軽くなりました。こうしたことは連携の大きな効果だと感じています。

Q これからの見守り支援に
ついでの考えを教えてください

阿部さん…連携した見守りをはじめてからは、他市町村民の方も何気ない



活動中に住民と何気ない会話をするこも

ことを話してくれることがあり、今後もう少しでも親近感を持つて接してもえたらと思ひますし、私たちもできる限り力になつていきたいと思ひています。また、住民同士が近隣を氣にかけて生活する「おたがいさま」が根付くことがコミュニティ形成にもつながると考えています。

佐藤さん…双葉町出身の自治会役員さんがいる復興公営住宅では、普段の住民の様子を聞くなどしています。が、他市町村民が役員を務める自治会とも連携が取れるようになっていければ、もっと見守りの視野が広がっていくと思ひています。今は状況確認が一番大事な任務だと思ひますが、他の社協さんとの連携を深めながら、徐々に団地ごとの課題や状況を確認できるよう繋がりを広めていきたいです。

自治会による見守り支援の難しさ

自治会としても見守りの必要性は感じていますが、管理人会や役員会で話し合つてはいるものの、個人情報取扱いや人手不足などもあり、なかなかうまく進まない状況です。しかし、住民の把握ができなければ的確な支援につなげられないということで、住民の方にも協力を仰ぎ、情報を提供してもらつてるところです。自治会による見守り支援の難しさを感じる中で、今回のような社協の連携は住民の方からも安心感があるという声聞かれます。もし住民に何かあった際には、担当社協にすぐにつないでも



復興住宅 勿来酒井団地自治会
(復興公営住宅)
会長 國分 信一さん

住民の
声

住民同士だけでなく、
多方面での支え合いが大切

自治会としても見守りの目を増やすためには、自治会と生活支援相談員等の支援者の皆さんとの連携で見守りの充実を図り、安心して暮らすを支え合つていきたいと思ひます。



見守りの目を厚くして
安心な暮らしを

自治会としても見守りの目を増やすためには、自治会と生活支援相談員等の支援者の皆さんとの連携で見守りの充実を図り、安心して暮らすを支え合つていきたいと思ひます。

らうことができますので、自治会としても心強く感じています。

いわき市と連携してさらなる見守りの強化へ

社協も加盟する いわき見守りあんしんネット連絡会

いわき市に居住する高齢者等が安心して生活できる環境を整えるために組織されたいわき見守りあんしんネット連絡会は、急病時や虐待、認知症による徘徊での事故が発生した際、速やかに情報共有を図ることを目的としています。今後、いわき市内で活動している市町村社協も加盟を予定しており(いわき市社協は既に加盟)、いわき市の見守りに協力していきます。連絡会には現在83団体・事業所が登録をし、いわき市と協力して地域の重層的な見守り体制の構築に尽力しています。

((連絡会の具体的な取組み))

- ①見守りネットの普及啓発
- ②日常業務を通じた見守り・声かけ活動と異変発見時等の連絡
- ③徘徊高齢者等の早期発見・早期保護に向けた協力
- ④その他、見守りネットの充実や連携に関し必要なこと

はあとふるふくしま

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による被災・避難者支援の記録

2022 年 3 月

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

避難者生活支援・相談センター

TEL／024-522-6543 FAX／024-522-6546

HP <http://pref-f-svc.org>

印刷所：陽光社印刷株式会社

福島市南矢野日字萩ノ目裏1-1 TEL／024-553-4600

令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、
新たなオプションが追加されました



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償 事故に 対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の 各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償

●オプション2 ●施設の医療事故補償
・医務室の医療事故補償
・看護職の賠償責任補償

●オプション3 ●施設の借用不動産賠償事故補償

●オプション4 ●クレーム対応サポート補償

NEW

●オプション5 ●施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心

①休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償

②消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償

③感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

① 職員の労災上乗せ補償

●オプション：使用者賠償責任補償

③ 役職員の感染症罹患事故補償

④ 雇用慣行賠償補償

② 役職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設] 特定感染症重点プラン
保険金の種類				
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
	年間保険料		350円	500円
				550円

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償（傷害保険）

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション)）

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)